

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄
(公印省略)

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 46 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の定期事業者検査（第 2 回）を開始するため、同条第 3 項の規定及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 12 条の 2 第 2 項に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- (2) 住所：茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
- (3) 代表者の氏名：理事長 児玉 敏雄

2. 再処理施設を設置した事業所の名称及び所在地

- (1) 名称：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
- (2) 所在地：茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

3. 検査の対象及び方法並びに期日

- (1) 検査の対象及び方法：「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」の「表 5-1 性能維持施設」について、同計画の添付書類六「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」に記載した性能が維持されていることを確認する。
- (2) 検査の期日：令和 3 年 11 月 30 日～令和 4 年 3 月 31 日

4. 検査の実績又は予定の概要

(1) 検査の実績

検査の実績は、定期事業者検査が終了したときに報告する。なお、当該検査の開始までに使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の九（定期事業者検査の実施時期）第三項の規定を適用し、先行して実施した検査はない。

(2) 予定の概要

検査予定は、添付書類に示す。

以上

1. 定期事業者検査の計画

(1) 定期事業者検査に係る工程

定期事業者検査は、次の期間で実施する。

令和3年11月30日～令和4年3月31日

各検査予定日は、添付1「定期事業者検査 検査（第2回）予定一覧」のとおり。なお、定期事業者検査（第1回）では、工程洗浄の操作等でのみ使用する装置等については、工程洗浄を実施する予定がないことから検査対象から除外していたが、定期事業者検査（第2回）後に工程洗浄を開始する予定であり、今回の検査では検査対象とした。

(2) 当該定期事業者検査期間中に実施する検査に直接影響する工事

- ① 令和3年7月～令和5年3月の予定で主排気筒の耐震補強工事を実施する。このため、主排気筒に係る「建家、構築物の健全性確認検査」は、当該定期事業者検査期間中に検査を実施できないことから、主排気筒の健全性は、使用前自主検査により確認する。
- ② 以下の工事は、建家周辺で行うため、工事の進捗によっては、「建家、構築物の健全性確認検査」において確認できない箇所など、影響する可能性がある。
 - ・ガラス固化技術開発施設（TVF）における「ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の耐津波補強工事」（令和3年9月～令和4年2月予定）
 - ・高放射性廃液貯蔵場（HAW）及び配管トレンチ（T21）周辺の地盤改良工事（令和2年7月～令和4年3月予定）
 - ・津波漂流物防護柵の設置工事（令和3年7月～令和5年2月の予定）

(3) 当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目

添付2「第2回再処理施設 施設管理実施計画」の「設備保全整理表」に基づき定期事業者検査を実施する。

当該計画に基づき第2回定期事業者検査では、添付1「定期事業者検査（第2回）検査予定一覧」に示す検査項目について検査を実施する。なお、新たに追加した定期事業者検査項目はない。

(4) 前回の定期事業者検査からの変更点

- ① 保安規定第160条において、「高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽は、耐震裕度向上のため、1基あたり90 m³を液量管理値とし、その値を超えないように管理する」ことを追加及びその液量を管理するための液位計、密度計の校正を保安規定第Ⅲ-20表性能維持施設（計器校正）に追加（令和3年4月1日施行）した。

このため、保安規定変更により追加した以下の計器を「計器校正の確認」の検査対象に追加した。

液位計：272LR31. 1. 1, 272LR32. 1. 1, 272LR33. 1. 1, 272LR34. 1. 1, 272LR35. 1. 1,
272LR36. 1. 1

密度計：272DR31, DR32, DR33, DR34, DR35, DR36
- ② 保安規定第152条において、ガラス固化技術開発施設の「受入槽、回収液槽及び濃縮器に高放射性廃液を保有する場合は、耐震裕度向上のため、対象機器毎に定める液量管理値を超えないように管理する。ただし、受入槽及び回収液槽において液量が液量管理値を超えた場合は、運転時または回収時毎に定めた所定の期間内に、次工程への送液などにより管理値以下にする。」ことを追加及びその液量を管理するための液位計、密度計の校正を保安規定第Ⅲ-20表性能維持施設（計器校正）に追加（令和3年4月1日施行）した。

このため、保安規定変更により追加した以下の計器を「計器校正の確認」の検査対象に追加した。

液面計：G11LI0[±]W⁺A⁺10.1, G11LI0[±]W⁺A⁺20.1, G12LI0⁻10.1, G12LI0[±]A⁺10.2

密度計：G11DI10, G11DI20, G12DI10

- ③ 安全対策に係る廃止措置計画の変更に伴い、保安規定に定める性能維持施設として追加した設備については、配備等が完了した時点で、「緊急時対応設備の確認」の検査対象として追加又は新規検査項目として追加し、検査を実施する。ただし、使用前自主検査において機能維持を確認する設備については除くものとする。

2. 再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標
添付3「再処理施設 保安活動指標 (PI) の監視項目、評価基準等」のとおり。
3. 施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
- (1) 施設管理実施計画の始期及び期間
施設管理実施計画の期間は、第2回定期事業者検査開始日から第3回定期事業者検査開始日の前日までの間とする。
- (2) 再処理施設の工事の方法及び時期
「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」の「表6-3-1 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等」及び「表6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等」のとおり。
- (3) 再処理施設の点検及び検査等（以下、「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
添付2「第2回再処理施設 施設管理実施計画」の「設備保全整理表」のとおり。定期事業者検査に関連する点検等は、添付1「定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表」に示す予定時期に実施する。
- (4) 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
工事に係る保安の確保のための措置は、「核燃料サイクル工学研究所 再処理施設に係る廃止措置計画」の「表6-3-1 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等」及び「表6-3-2 設計及び工事の計画の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等」に記載した工事上の安全対策を行う。
臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するものに限る。）の定期事業者検査に際しては、保安規定に基づき、工程内の核燃料物質の移動禁止措置を講じる。
4. 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第七条の十（定期事業者検査の実施）第二項に規定する判定方法に関すること（一定の期間を含む。）
定期事業者検査に規定する判定基準は、添付2「第2回再処理施設 施設管理実施計画」の「設備保全整理表」（定期事業者検査概要欄）のとおり。一定の期間は、12ヶ月（直近の定期事業者検査終了からの期間）とする。
5. 前回の定期事業者検査において提出した上記3に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあっては、その変更の内容を説明する書類
初回の定期事業者検査開始報告のため該当なし。
6. 前回の定期事業者検査において提出した上記2又は上記3に掲げる事項について評価を行

い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類
初回の定期事業者検査開始報告のため該当なし。

7. 前回の定期事業者検査において提出した上記 4 に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の
期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第七条の十第三項各号に掲げる事
項について記載した書類
初回の定期事業者検査開始報告のため該当なし。

8. 添付

添付 1 定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

添付 2 第 2 回再処理施設 施設管理実施計画

（再処理廃止措置技術開発センター、保安管理部、放射線管理部、工務技術部）

添付 3 再処理施設 保安活動指標（PI）の監視項目、評価基準等

以上

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
受入れ系扉群インターロックの作動試験 【要領書番号 1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッター扉と トランプ扉のインターロック)	令和 3 年 1 1 月上旬	
貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号 2】	第 19 条 (使用済燃料の貯蔵施設等)	分離精製工場 (MP)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器、予備貯蔵プールの熱交換器	令和 4 年 3 月下旬	
台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉 台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック	令和 4 年 2 月下旬	
建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 1)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 2)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 4-1, 2, 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (GB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号 5】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (計装用)	令和 4 年 3 月下旬	
プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号 6】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 7】	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
浄水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 8】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	資材庫	浄水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号 9】	その他 (事故対応資機材以外)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備プロセス用ポンプ 冷却水供給ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
蒸気設備の作動検査 【要領書番号 10】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	中央運転管理室	蒸気設備	令和 4 年 1 月中旬	
ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査 【要領書番号 11】	第 25 条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	令和 4 年 2 月下旬	
ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号 12】	その他 (事故対応資機材以外)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷却塔	令和 4 年 3 月下旬	

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 6 条 (地震による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UO3) 排水モニタ室 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 中間閉閉所 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UO3) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二中間閉閉所 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 資材庫 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3UO3) ユーテリリティ施設 (UC) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	以下の工事は、建家周辺で行うため、建家、構築物の検査において確認できない箇所など、影響する可能性がある。 ・ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の耐津波補強工事 (令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月) ・主排気筒の耐震補強工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 3 月) ・高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び配管トレンチ (T21) 周辺の地盤改良工事 (令和 2 年 7 月～令和 4 年 3 月) ・津波漂流物防護柵の設置工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 2 月)
	第 7 条 (津波による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) 中間閉閉所 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二中間閉閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 24 条 (廃棄施設)	放射性廃棄物の廃棄施設	主排気筒、第一付属排気筒、 第二付属排気筒	令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 27 条 (遮蔽)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号 14】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	令和 3 年 1 1 月上旬	
	第 21 条 (放射線管理施設)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ、排気モニタ)	令和 3 年 1 1 月上旬	
		周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、 モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	令和 4 年 2 月中旬	
排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号 15】	第 21 条 (放射線管理施設)	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)	令和 4 年 2 月中旬	
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	第 23 条 (制御室等)	分離精製工場 (MP)	中央制御室の空気循環用機材	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	TVF 制御室の空気循環用機材		

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	その他 (事故対応資機材)	核サ研南東地区 緊急時自動車車庫 正門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 プルトニウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ガラス固化技術開発施設 (TVF)	電源設備 移動式発電機、接続端子盤 (電源ケーブル含む)、緊急電源接続盤 (分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設)、可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
			アクセスルートの確保 重機 (ホイールローダ、油圧ショベル)		
			燃料運搬 タンクローリー		
			崩壊熱除去機能及び放出抑制設備 水槽付き消防ポンプ自動車、化学消防自動車、消防ホース等の付属品 (水槽付き消防ポンプ自動車からの供給用)		
			通信連絡を行うために必要な設備 通信機材 (MCA 携帯型無線機、衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)		
			中央制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、可搬型入気装置、エアロック用グリーンハウス)、 TVF 制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、給気ユニット)		
			崩壊熱除去機能 予備循環ポンプ、エンジン付ポンプ、一次冷却水循環ポンプ、二次冷却水循環ポンプ		
			水素掃気機能 排風機、ブロウ、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)、可搬式ブロウ、		
			計装設備 可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)		
			事故対応要員の放射線防護機能 高線量防護服類 (鉛エプロン、タンگステン製防護服、タンگステンエプロン)		
放射線物質の漏えい対処設備 可搬型蒸気供給設備 (ボイラ、燃料タンク等)、蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの供給用)					
濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号 17】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12. 2) 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP+12. 3)	令和 3 年 1 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP*10. 2、242PP*11. 2)、 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP*10. 3、242PP*11. 3)	—	
溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号 18】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	溶解槽溶液受槽密度制御操作装置	令和 3 年 1 2 月	
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第 1 ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、抽出器溶媒流量上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶 γ 線上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			警報装置 (廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置)	令和 3 年 1 2 月	
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置)	令和 3 年 1 1 月	
		高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇警報装置)	令和 4 年 2 月	
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第 1 ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトニウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶液位下限警報装置)	令和 3 年 1 1 月	
			警報装置 (温水器 (282H50) 温度上限操作上限警報装置)	令和 3 年 1 2 月下旬	
		ユーティリティ施設 (UC)	警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報装置)	令和 3 年 1 2 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置 (各条項に係るものを除く) 圧空貯槽 (272V603) 圧力下限警報装置	令和 3 年 1 2 月下旬	
	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置 (各条項に係るものを除く) (グローブボックス (267X65) 液位上限操作上限警報装置)	令和 4 年 2 月	
ユーティリティ施設 (UC)		廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置 (各条項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装置)	令和 3 年 1 2 月下旬		
操作装置の作動試験 【要領書番号 20】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	操作装置 (第 2 ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第 3 ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第 1 スクラブ調整槽密度下限操作装置、第 3 スクラブ調整槽電導度下限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	廃棄物処理場 (AAF)	操作装置 (低放射性廃液第 1 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
		第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	操作装置 (低放射性廃液第 2 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
		第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第 3 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
		焼却施設 (IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装置)	令和 4 年 2 月	

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 21】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 22】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 23】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 1) 【要領書番号 24-1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	令和 4 年 3 月下旬	
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 24-2】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 1)、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 25-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系 (液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 26】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝工程インターロックの作動試験 (その 1)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 2)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 27-1, 2, 3】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝工程インターロック (U ₂ NH ₃ 受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 1)、 脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 28-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 29】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 30】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 31】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 32】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号 33】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号 34】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号 35】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF)	建家及びセル換気系の負圧警報装置	令和 4 年 2 月下旬 (TVF 以外) 令和 4 年 3 月下旬 (TVF)	
セル等温度警報装置の警報試験 【要領書番号 36】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等温度警報装置	令和 4 年 1 月下旬	
セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号 37】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等漏洩検知装置	令和 4 年 1 月下旬	
非常用発電機の作動試験 【要領書番号 38】	第 29 条 (保安電源設備)	中間開閉所 第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	非常用発電機	令和 4 年 3 月下旬	
無停電電源装置の作動試験 【要領書番号 39】	第 29 条 (保安電源設備)	分析所 (CB) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	無停電電源装置	令和 4 年 2 月中旬～ 令和 4 年 3 月中旬	
廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 【要領書番号 40】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 41】	第 22 条 (安全保護回路)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 3 月下旬	
焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 1)、 焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 42-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号 43】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (G) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、液位計、液面計、密度計)	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計)	令和 3 年 1 月～ 令和 4 年 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 溶解槽温度計 (242TR10.1、242TR10.2、242TR11.1、242TR11.2) 及び圧力計 (242PR10、242PR11、242dPR10.1、242dPR11.1)、溶解槽溶液受槽密度計、廃ガス貯槽圧力計、溶解施設給液槽流量計、液位計及び密度計、抽出器流量計 (252FIC11.3 を除く)、 第 1 スクラブ調整槽密度計、第 3 スクラブ調整槽電導度計、第 2 ストリップ調整槽電導度計、第 3 ストリップ調整槽電導度計、 プルトニウム溶液蒸発温度計及び圧力計、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 温度計、圧力計及び流量計、 酸回収蒸発缶温度計及び圧力計、 高放射性廃液蒸発缶圧力計 (271PIC10.5)、電導度計及びγ線計
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、水素濃度計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 焙焼還元炉温度計及び流量計、 窒素水素混合ガス供給系水素濃度計
		ウラン脱硝施設 (DN)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、ウラン濃縮度モニタ)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 脱硝塔温度計及び圧力計、 UNH 受槽密度計及びウラン濃縮度モニタ、 溶解槽温度計、圧力計及び密度計、 溶解液受槽密度計

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	廃棄物処理場 (AAF)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載されている計器 (圧力計、流量計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 海中放出設備流量計 (317FS22)
クレーンの作動確認 【要領書番号 45】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	燃料カスクレーン、燃料取出しブルクレーン、燃料貯蔵ブルクレーン、燃料移動ブルクレーン	令和 4 年 3 月下旬	
セル内クレーンインターロックの作動試験 【要領書番号 46】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	セル内クレーンインターロック	令和 4 年 3 月下旬	
廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号 47】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽 (安全弁含む)	令和 3 年 1 2 月	
海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号 48】	第 24 条 (廃棄施設)	廃棄物処理場 (AAF) 放出廃液油分除去施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	令和 3 年 1 1 月下旬	
加熱蒸気供給系安全弁の作動試験 【要領書番号 49】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系安全弁 (266C3、271C10)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号 50】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、 ユーティリティ施設 (UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号 51】	その他 (事故対応資機材以外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ予備機への自動切替確認	令和 3 年 1 2 月下旬	

第 2 回 再処理施設 施設管理実施計画

再処理廃止措置技術開発センター

保安管理部



放射線管理部

工務技術部

第2回 再処理施設 施設管理実施計画

令和3年8月

核燃料サイクル工学研究所
再処理廃止措置技術開発センター

承認	同意	確認			作成
センター長 (R3/8/5)	核取主任者 (R3/8/5)	ガラス固化部長 (R3/8/4)	施設管理部長 (R3/8/4)	環境保全部長 (R3/8/4)	ガラス固化管理課長、施設管理課長 (R3/8/4) (R3/8/4)
					 環境管理課長 (R3/8/4)
					

改訂履歴管理表

版番号	発効年月日	改訂理由
0-00	令和 3年 8月 5日	新規作成

差し替え対照表

抜くページ	差しすページ

1. 目的

本計画は、「再処理施設保安規定」（以下「保安規定」という。）及び「再処理施設品質マネジメント計画書」（QS-P06）に基づき、再処理廃止措置技術開発センター（以下「センター」という。）の施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定めるものであり、「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくことを目的とする。なお、記載項目は、保安規定の記載項目に沿った項目としており、施設管理に係る点検、保守、工事等の個別の業務は、各部の業務計画に基づき実施するものとする（別図1参照）。

2. 施設管理実施計画の始期及び期間

施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査の開始日とし、終期は、次の定期事業者検査の開始予定日の前日とする。

3. 設計及び工事

- (1) センター内各部長は、それぞれ所管する設備・機器の工事について、保安規定第198条の5（工事に係る設計及び工事の計画の管理）に基づき管理するとともに、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、保安規定第198条の2に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。
- (2) センター内各部長は、設計及び工事の計画の作成及び業務の実施に当たっては、保安規定「第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等」に定める「設計・開発管理規則」、「購買管理規則」、「検査・試験管理規則」等に従い、必要な手続きを行う。

4. 施設の保全のために実施する巡視

センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器について、保安規定第183条の2（再処理施設の施設管理実施計画）に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

5. 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

- (1) センター長は、それぞれ所管する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、保安規定第183条の2（再処理施設の施設管理実施計画）第2項に基づき、点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」（別添1）及び「定期事業者検査要否整理表」（別添2）を、以下の事項を踏まえて策定する。
 - ① 「設備保全整理表」は、基本的に設備・機器単位とし、設備・機器の重要性（別図2参照）を踏まえて重要度を分類「高」、「中」及び「低」に分類する。分類した重要度に応じて、以下のとおり立会検査等を行う。
 - ・「高」に分類したものについては、定期事業者検査の立会検査又は一部立会の対象
 - ・「中」に分類したものについては、定期事業者検査の記録検査の対象
 - ・「低」に分類したものは、設備・機器の所管課の点検等の対象
- 「設備保全整理表」は、設備・機器の所管課が作成し、保全有効性評価の結果、保全方式の変更などが必要な場合、改訂する。

② 定期事業者検査の検査対象のうち、次回の定期事業者検査における当該検査の実施まで要求される機能が必要ないとして、「定期事業者検査 検査予定一覧」(別添3)の備考欄に記載したもの、又は使用前自主検査で確認を受けるものは、第2回定期事業者検査期間中の検査を除外することができるものとする。

③ 「定期事業者検査要否整理表」は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の条項単位で整理する。なお、廃止措置計画に記載した性能維持施設の機能は維持する必要があることから、「定期事業者検査要否整理表」の要否にかかわらず、定期事業者検査を実施する。

「定期事業者検査要否整理表」は、新たな設備の追加があった場合など、設備・機器の所管課は、必要に応じ改定する。

(2) 前項の「設備保全整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書及び要領書番号等の表記に代えることができる。

(3) センター内各課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、保安規定第195条(定期事業者検査)及び第196条(使用前自主検査)に基づき、「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前自主検査実施計画書」及び「使用前自主検査要領書」の策定に必要な情報を品質保証課長に提供し、品質保証課長は「検査・試験管理規則」(再Q再011)に従い、必要な手続きを行う。

(4) 定期事業者検査及び使用前自主検査の実施に当たっては、保安規定第51条の2の2(事業者検査の独立性の確保)に基づき検査の独立性を確保する。記録検査で確認する自主検査等の独立性は、対象設備に係る保守作業を実施した以外の者を自主検査等の検査員としていることを体制図等により確認することなどにより行う。

6. 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置

センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器について、3項の工事及び5項の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第197(保守)に基づき、必要な措置を講じる。

7. 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価

(1) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る3項の設計及び工事、4項の巡視の結果並びに5項の点検、検査等の結果について、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標(PI)設定評価要領書」(TQAM-013)に従い、確認及び評価を行う。

(2) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る5項の点検、検査等の結果について「保全有効性評価要領」(再Q再020)に従い、確認及び評価を行う。

8. 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善

(1) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器について、前項(1)の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標(PI)設定評価要領書」(TQAM-013)に従い、必要な改善を行う。

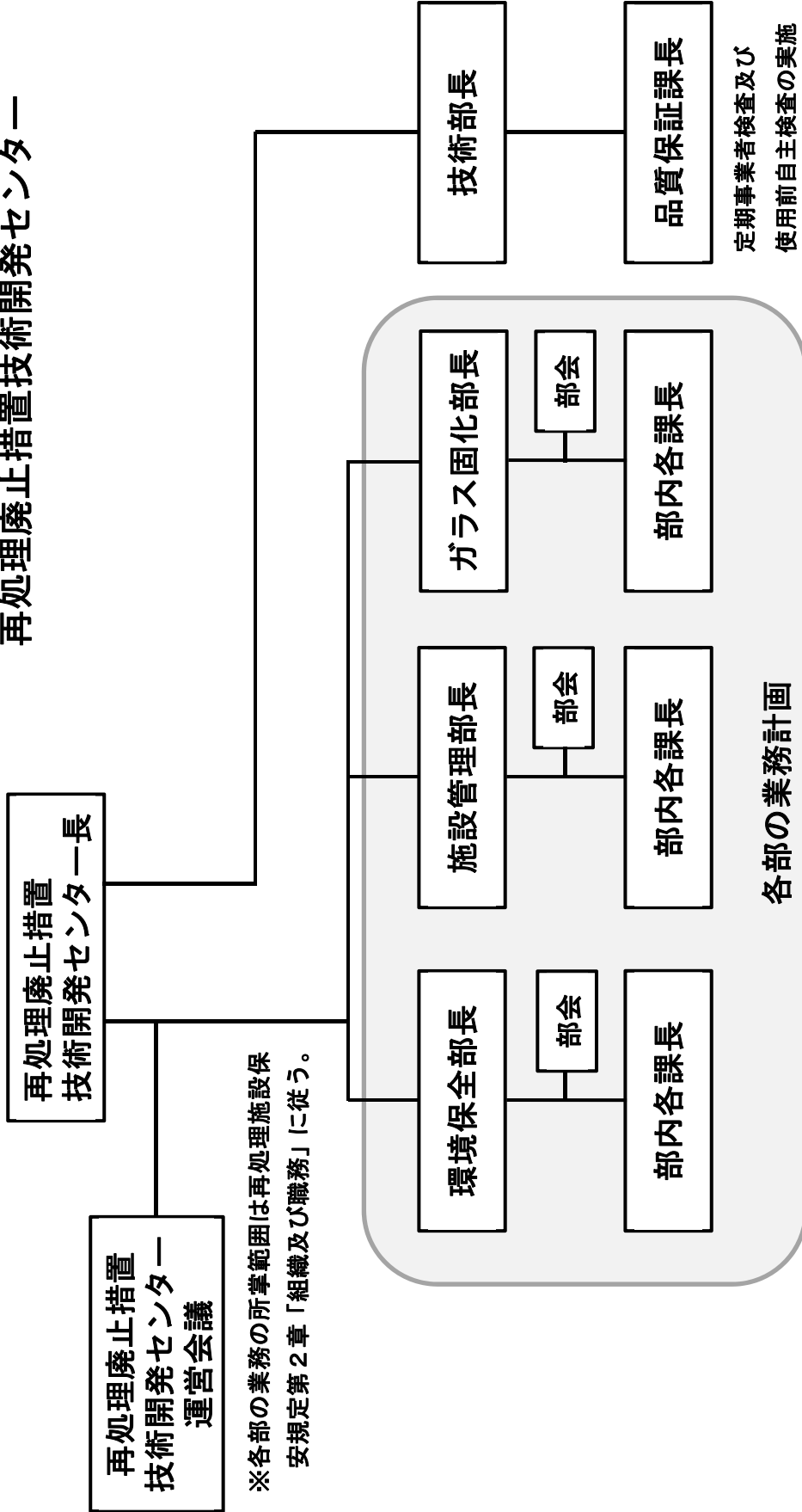
- (2) センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器について、前項(2)の有効性評価の確認及び評価の結果、保全方式等の改善があると認める場合は、「保全有効性評価要領」（再Q再020）に従い、必要な改善を行う。
- (3) センター内各課長は、前項の改善の実施に当たっては、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」（再Q再013）（ただし、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。）に従い、必要な手続きを行う。

9. 施設管理に関する記録

センター内各課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る2項から8項までの業務に関する記録について、「品質記録の管理規則」（再Q再006）に従い、管理する。

以上

再処理廃止措置技術開発センター



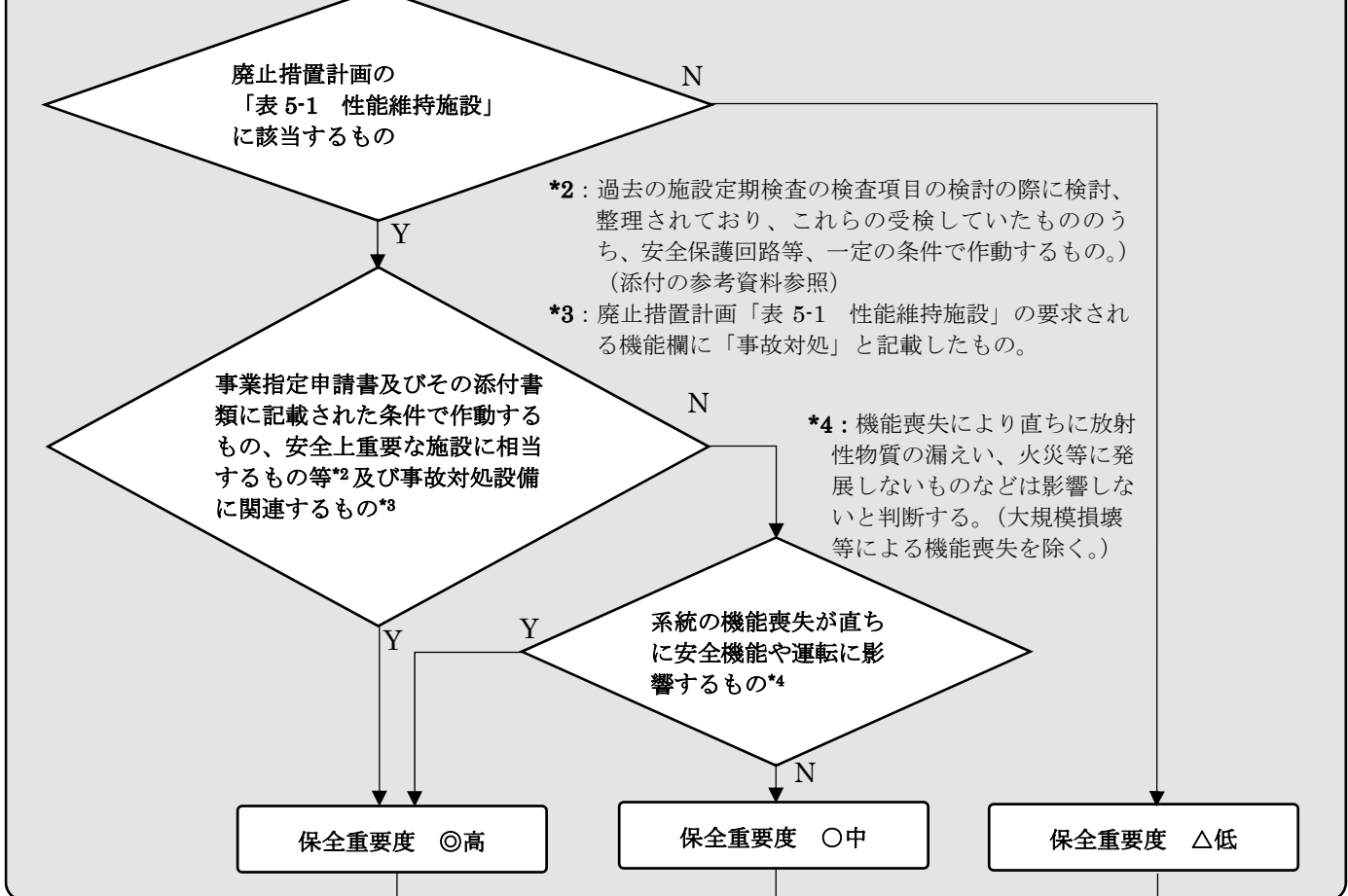
別図1 施設管理実施計画の実施体制

●保全対象設備

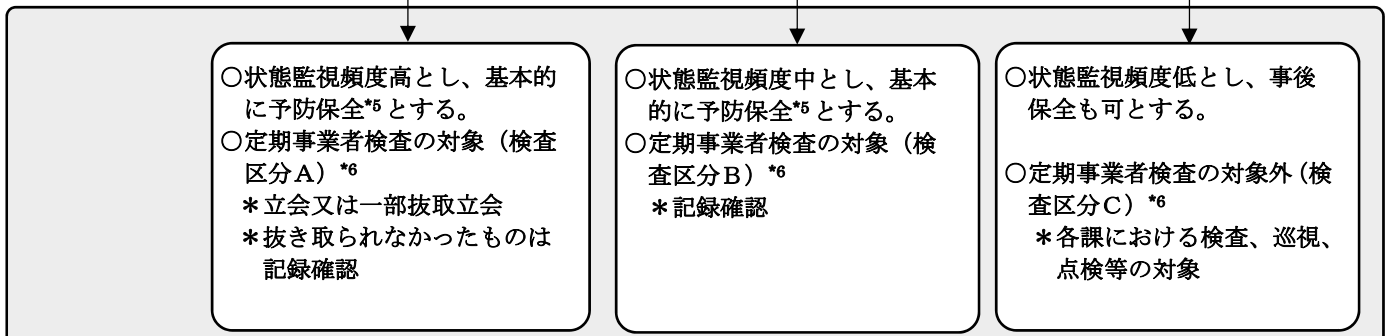
設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物*1

- *1： 保全対象設備の範囲は、設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物について、以下に記載された対象設備等を踏まえる。
 - ・廃止措置計画の「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」に関連する設備

●保全重要度分類



●保全方式の設定



- *5：各設備は、基本的に予防保全とするが、故障、劣化等を事前に検知できないものや、故障等を生じても運転の停止等により安全性が確保できる設備や保安規定に基づく保全の範囲で部品交換等により復旧できるものもあるため、系統や設備を踏まえて事後保全とする場合等もあり、個々の設備を踏まえて保全方式を設定する。
- *6：検査区分A及びBは、定期事業者検査の検査区分（A：全数立会又は全数記録＋一部立会、B：全数記録）、検査区分Cは、各課長が行うプロセス確認（点検、巡視による確認）を示す。保全重要度高及び中の設備は、検査区分A又はBの検査は必須となるが、加えて巡視等を実施するものもある。

別図2 保全重要度分類の基本的な考え方

設備保全整理表

【ガラス固化部】

ガラス固化管理課

ガラス固化処理課

【施設管理部】

施設管理課

前処理施設課

化学処理施設課

転換施設課

施設保全課

分析課

【環境保全部】

環境管理課

処理第1課

処理第2課

設備保全整理表

(最新更新日: 令和2年12月16日)

ガラス固化部 ガラス固化管理課

施設、系統等 * 1		保全対象設備				中長期保守 * 2		保全方式 * 3			定期事業者検査概要 * 4 * 5	
		設備名称等 * 1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目 * 4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)		
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術開発棟)	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	ガラス固化管理課長	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
		○浸水防止扉	開発棟1 開発棟2 開発棟3 開発棟4 開発棟6 開発棟7 開発棟10	・津波による損傷の防止	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照			施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
		○閉止板	開発棟9 開発棟16 開発棟17	同上	同上	—	—	B:性能検査	右欄参照			TVF浸水防止扉等の管理 要領 (再Sガ管012)
		○閉止板(盾式角落し)	開発棟11 開発棟12 開発棟13 開発棟14	同上	同上	—	—	B:性能検査	右欄参照			施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
		○その他、延長ダクト等の浸水防止設備	開発棟5 開発棟8 開発棟15	同上	同上	—	—	B:性能検査	右欄参照			TVF浸水防止扉等の管理 要領 (再Sガ管012)
		○閉止板	—	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照			施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術管理棟)	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照	ガラス固化管理課長	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
		○浸水防止扉	管理棟1 管理棟3 管理棟5 管理棟8	・津波による損傷の防止	同上	—	—	B:性能検査	右欄参照			施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
		○閉止板	管理棟2 管理棟7	同上	同上	—	—	B:性能検査	右欄参照			TVF浸水防止扉等の管理 要領 (再Sガ管012)
		○閉止板	—	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照			施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和2年12月16日)

ガラス固化部 ガラス固化管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等*1		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術管理棟)	○その他、延長ダクト等の浸水防止設備	管理棟4 管理棟6	・津波による損傷の防止	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	右欄参照	ガラス固化管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011) TVF浸水防止扉等の管理要 (再Sガ管012)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気設備	◎送排風機	G07K40 G07K41 G07K42	・閉じ込めの機能 ・換気機能	同上	—	—	A:性能検査 C:その他の点検	右欄参照 1回以上/年	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。
			G07K50 G07K51 G07K52 G07K54 G07K55 G07K56 G07K57 G07K58 G07K59	・閉じ込めの機能 ・換気機能	同上	—	—	A:性能検査 C:その他の点検 C:年次検査	右欄参照 1回以上/年 1回/年		ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 回転機器の管理要領(再Sガ管007)
			G41K50 G41K51 G41K60 G41K61 G41K90 G41K91 G41K92	・閉じ込めの機能 ・換気機能	同上	1回/年	2024年予定	C:その他の点検	1回以上/年 (運転計画に応じて年次点検(1回/2年))		回転機器の管理要領(再Sガ管007)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。
								C:年次検査	1回/年		供用期間中の検査要領書(再Qガ管015)	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気設備	◎排風機						A:性能検査 C:その他の点検 C:年次検査	右欄参照 1回以上/年 (運転計画に応じて年次点検(1回/2年)) 1回/年	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気設備	◎負圧警報装置	G07dPA*07.1	・閉じ込めの機能	同上	—	—	A:性能検査	右欄参照	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	A:負圧警報装置が2.581~2.713 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月			
			G07dPA*07.2					A:性能検査	右欄参照			
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月			

設備保全整理表

(最新更新日: 令和2年12月16日)

ガラス固化部 ガラス固化管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等*1		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	G07dPA`003.2 G07dPA`004.2 G07dPA`005.2 G07dPA`006.2 G07dPA`007.2 G07dPA`101.2 G07dPA`102.2 G07dPA`103.2	・閉じ込めの機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	ガラス固化管理課長	A: 負圧警報装置が-0.275~-0.217 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月			
			A: 性能検査					右欄参照			
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月			
			A: 性能検査					右欄参照			
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月			
			A: 性能検査					右欄参照			
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月			
			A: 性能検査					右欄参照			
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月			
			A: 性能検査					右欄参照			
			G07dPA`116.2 G07dPA`211.2					・閉じ込めの機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで		
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
G07dPA`144.2 G07dPA`-240.3	・閉じ込めの機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	—	—	A: 性能検査			右欄参照	ガラス固化管理課長
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				
A: 性能検査							右欄参照				
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				
A: 性能検査							右欄参照				
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				
A: 性能検査							右欄参照				
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				
A: 性能検査							右欄参照				
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				
A: 性能検査							右欄参照				
G07dPA`240.2							・閉じ込めの機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A: 性能検査	右欄参照										
G07dPIRC012.1 G07dPIRC016.1 G07dPIRC018.1 G07dPIRC023.1 G07dPIRC024.1 G07dPIRC028.1 G07dPIRC101.1 G07dPIRC102.1 G07dPIRC112.1 G07dPIRC112.1 G07dPIRC116.1 G07dPIRC122.1 G07dPIRC144.1 G07dPIRC211.1 G07dPIRC211.1 G07dPIRC221.1 G07dPIRC240.1 G07dPIRC311.1 G07dPIR003.1 G07dPIR004.1 G07dPIR005.1 G07dPIR006.1 G07dPIR007.1 G07dPIR010 G07dPIR011.1 G07dPIR022 G07dPIR026.1 G07dPIR101.4 G07dPIR102.5 G07dPIR103.1 G07dPIR110.1 G07dPIR120.1	◎圧力計	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	—					B: 計器校正

設備保全整理表

(最新更新日: 令和2年12月16日)

ガラス固化部 ガラス固化管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等*1		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気系	○圧力計	G07dPIR140.1 G07dPIR210 G07dPI003.3 G07dPI004.3 G07dPI005.3 G07dPI006.3 G07dPI007.3 G07dPI013 G07dPI014 G07dPI101.3 G07dPI102.4 G07dPI103.3 G07dPI110.2 G43PICO^A^001.1 G43PICO^A^001.2 G43PI001.3 G43PI001.4 G43PI001.5 G43PI001.6 G31PI002.1 G31PI002.2 G31PI002.3 G31PI002.4	*計測制御系統施設 (測定機能)	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	B: 計器が正常に作動することを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	圧縮空気設備	◎空気圧縮機	G86K10 G86K20 G86PIO^33.2	*火災等による損傷の防止 *計測制御系統施設	同上	1回/2年 作動試験	—	B: 性能検査	右欄参照	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	B: 空気圧縮機1基を運転した時の吐出圧力が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であることを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 圧空設備圧縮機の性能検査(5)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	冷却水系	◎冷却塔	G83H10 G83H20 G83FIA^12 G83FIA^22	*その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 性能検査	右欄参照	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	B: 冷却塔出口の冷却水流量が195m ³ /h以上であることを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験(12)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	固化セル	◎圧力上限緊急操作装置	G43PP^001.7	*安全保護回路	同上	—	—	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	右欄参照 1回/月	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	A: 圧力上限緊急操作装置が-0.040 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 固化セル換気系の緊急操作系の作動試験(41)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	緊急時対応設備	◎一次冷却水循環ポンプ (60 m ³ /h)	G83P32	*事故対処 (崩壊熱除去機能)	同上	—	—	A: 外観、作動確認	右欄参照	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
		◎二次冷却水循環ポンプ (195 m ³ /h)	G83P12	*事故対処 (崩壊熱除去機能)	同上			A: 外観、作動確認	右欄参照			

設備保全整理表

ガラス固化部 ガラス固化管理課

(最新更新日: 令和2年12月16日)

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等*1		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
第二付属排気筒	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・廃棄施設 (排出機能)	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	ガラス固化管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)
	廃棄設備	○流量計	G07FIRS400	・計測制御系統施設 (測定機能)	同上	—	—	B:年次検査	1回/年		供用期間中の検査要領書 (再Qガ管015)	
								B:計器校正	1回/年	ガラス固化管理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書(再Qガ管010)	B:計器が正常に作動することを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術開発棟)	○建家・構築物 (ガラス固化処理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・廃棄施設 ・遮蔽	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	ガラス固化処理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
												溶融炉
	◎結合装置	G21M11	—	2021年予定	B:性能検査 C:計器校正	右欄参照 1回/年	ガラス固化処理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再Sガ処010)	B:保管セル系排風機(G07K50、G07K51、G07K52)のうち、2基を運転、1基予備の状態、排気風量が60.0 × 10 ³ m ³ /h以上であることを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査(11)			
	ガラス固化体保管系(保管ピット)	○保管ピット(流量計)	G31FIW 002.1 G31FIW 002.2	・保管廃棄施設						ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—
			セル等		◎漏洩検知装置	G04LA*001a	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—			
	G04LA*001b	G04LA*003		A:性能検査 B:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		右欄参照 1回/年				ガラス固化処理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再Sガ処010)	A:漏洩検知装置が0.382 kPaGauge以下で作動すること。左記Bの記録確認。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
	セル等		◎漏洩検知装置		G04LA*003		・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—			
		セル等		◎漏洩検知装置		G04LA*003				・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—
	セル等		◎漏洩検知装置		G04LA*003		・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—			
		セル等		◎漏洩検知装置		G04LA*003				・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—
	セル等		◎漏洩検知装置		G04LA*003		・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—			
		セル等		◎漏洩検知装置		G04LA*003				・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—

設備保全整理表

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3			検査要領書名 (要領書番号)	定期事業者検査概要*4*5								
		設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長										
ガラス固化技術開発施設(TVF)	セル等	◎漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	ガラス固化処理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A:漏洩検知装置が0.299 kPaGauge以下で作動すること。左記Bの記録確認。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)								
							B:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年											
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
							C:日常巡視点検	1回/日											
							A:性能検査	右欄参照				ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A:漏洩検知装置が0.309 kPaGauge以下で作動すること。左記Bの記録確認。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)						
							B:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年											
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
							C:日常巡視点検	1回/日											
							A:性能検査	右欄参照						ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A:漏洩検知装置が0.373 kPaGauge以下で作動すること。左記Bの記録確認。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)				
							B:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年											
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
							C:日常巡視点検	1回/日											
							A:性能検査	右欄参照								ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A:漏洩検知装置が0.349 kPaGauge以下で作動すること。左記Bの記録確認。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)		
							B:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年											
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
							C:日常巡視点検	1回/日											
							A:性能検査	右欄参照										ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A:漏洩検知装置が0.505 kPaGauge以下で作動すること。左記Bの記録確認。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
							B:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年											
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
							C:日常巡視点検	1回/日											
A:性能検査	右欄参照	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A:漏洩検知装置が接点短絡で作動すること。左記Bの記録確認。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)																
B:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年																		
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月																		
C:日常巡視点検	1回/日																		

設備保全整理表

ガラス固化部 ガラス固化処理課

(最新更新日: 令和3年06月11日)

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5		
		設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)	受入槽	○液面計	G11LIO [±] W ^A 10.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	ガラス固化処理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○密度計	G11DI10									
	回収液槽	○液面計	G11LIO [±] W ^A 20.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照		ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○密度計	G11DI20									
	濃縮器	○液面計	G12LIO [±] 10.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照		ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○密度計	G12DI10									
	緊急時対応設備	◎消防ホース等の付属品 (水槽付き消防ポンプ自動車等からの供給用)	—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認、外観検査	右欄参照	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A: 員数及び外観に異常がないこと。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)	
			—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	C: 員数確認、外観検査、接続確認、作動確認、記録確認	1回/年	停電時の対応要領書その2 (再Sガ処032)		
		◎通信機材	MCA携帯型無線機(1台)	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 外観検査、通信状態の確認	右欄参照	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)	
			衛星電話(1台)									
			簡易無線機(4台)							C: 員数確認、外観検査、作動確認、バッテリーの使用期限の確認	1回/月	停電時の対応要領書その2 (再Sガ処032)
		トランシーバ(6台)										
◎蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの供給用)	—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認、外観検査	右欄参照	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A: 員数及び外観に異常がないこと。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)			
	—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	C: 員数確認、外観検査	1回/6ヶ月	可搬型蒸気供給設備の運転・管理要領 (再Sガ処045)				
◎可搬型ブロウ(0.2 m ³ /分) (1台) (配管等含む)	—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認、外観検査、作動確認	右欄参照	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)			
	—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	C: 員数確認、外観検査、作動確認、記録確認	1回/年	停電時の対応要領書その2 (再Sガ処032)				
◎可搬式圧縮機(0.8 MPa) (1台) (圧縮空気用ホース等含む)	—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認、外観検査、作動確認	右欄参照	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)			
	—	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	C: 員数確認、外観検査、作動確認、記録確認	1回/年	停電時の対応要領書その2 (再Sガ処032)				

設備保全整理表

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
ブルトリウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF駐車場)	緊急時対応設備	◎可搬型発電機(2台) (電源ケーブル等含む)	可搬型発電機 (3.0 kVA) (6.5 kVA)	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認、外観検査、作動確認	右欄参照	ガラス固化処理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)		A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
								C: 記録確認、絶縁抵抗測定			1回/年	停電時の対応要領書その2 (再Sガ処032)	
								C: 員数確認、外観検査、作動前確認、作動確認			1回/月		
ガラス固化技術開発施設(TVF)	緊急時対応設備	◎TVF制御室 空気循環用機材 (1式)	給気ユニット (5 m ³ /分)	・その他 (事故対応資機材)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認、外観検査、作動確認	右欄参照	ガラス固化処理課長	ガラス固化技術開発施設に係る施設定期自主検査要領書 (再 S ガ処 010)		A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 【担当課長】ガラス固化処理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
			空気循環装置 (188.3 m ³ /分)					C: 員数確認、外観検査、作動確認、記録確認			1回/年	停電時の対応要領書その2 (再Sガ処032)	

- *1: 「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
- *2: 「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *3: 「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *4: 「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A: 全数立会又は全数記録＋一部立会、B: 全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
- *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月1日)

施設管理部 施設管理課

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
分離精製工場 (MP)	建家・構築物	○建家・構築物 (施設管理課担当区域)	MP-1 MP-22	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分離精製工場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
				○浸水防止扉	・津波による損傷の防止	同上	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照		右欄参照
				○ハッチ扉	同上	同上	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照		右欄参照
ウラン脱硝施設(DN)	建家・構築物	○建家・構築物 (施設管理課担当区域)	MP-32	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
				○建家・構築物	同上	同上	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照		右欄参照
ウラン脱硝施設(DN)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	ER-1	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数 :50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)	
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)		
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:100 ±2 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)		
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書 (再Q施管110)		
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)		
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領 (再Q施管022)											

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月1日)

施設管理部 施設管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	B001-1	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数:50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領(再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:103 ±1.5 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書(再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領(再Q施管022)										
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	DR-1	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数:50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領(再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:100 ±5 V 周波数:50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書(再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領(再Q施管022)										
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物(ガラス固化技術開発棟)	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	KR1	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数:50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領(再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:100 ±1.5 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書(再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領(再Q施管022)										
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	GR-1	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数:50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領(再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:100 ±1.5 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書(再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領(再Q施管022)										
廃棄物処理場(AAF)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃棄物処理場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月1日)

施設管理部 施設管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
廃棄物処理場(AAF)及び放出廃液油分除去施設(C)(海中放出設備)	屋内、屋外	○海中放出管	-	・廃棄施設	全ての建家の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:放出配管系を0.45 MPaGauge以上に加圧し、圧力低下がないことを記録により確認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 海中放出設備の海中放出管漏洩試験(48)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領(再Q施管120)	
	C:埋設確認、外観確認	1回/年	定期自主検査要領(海中放出設備 放出配管系)(再Q施管316)									
	海中	○海中放出管	-	・廃棄施設	同上	-	-	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	
B:健全性確認								1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領(再Q施管120)		
C:漏洩試験	1回/年	定期自主検査要領(海中放出設備 放出配管系)(再Q施管316)										
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	AR	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	-	-	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A:停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数:50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領(再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:100 ±2 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書(再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領(再Q施管122)	
								C:日常巡視点検	1回/日		電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領(再Q施管022)	
放出廃液油分除去施設(C)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照		右欄参照	右欄参照
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
廃溶媒貯蔵場(WS)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長		
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長		
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	STN	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数 :50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:100 ±2 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書 (再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領 (再Q施管022)										
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長		
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長		

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
低放射性濃縮廃液 貯蔵施設(LWSF)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	SR-3	・保安電源設備	負荷設備の 利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A:停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数:50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:105 ±1.0 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書 (再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領 (再Q施管022)										
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	FR-1	・保安電源設備	負荷設備の 利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A:停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 :100 ±10 V 周波数:50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:105 ±1.6 V 周波数 :50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書 (再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領 (再Q施管022)										

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月1日)

施設管理部 施設管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
焼却施設 (IF)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	HR-1	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 : 100 ±10 V 周波数: 50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 100 ±5 V 周波数: 50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書 (再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領 (再Q施管022)										
分析所 (CB)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
分析所 (CB)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	KR	・保安電源設備	負荷設備の利用終了まで	—	—	A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを立会又は記録により確認する。 電圧 : 100 ±10 V 周波数: 50 ±1.0 Hz 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 無停電電源装置の作動試験(39)
								A:性能検査	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)	
								C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 100 ±2 V 周波数 : 50 ±1.0 Hz	1回/月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
								C:電圧計、周波数計の校正	1回/年		無停電電源装置の計器校正管理要領書 (再Q施管110)	
								C:半年点検(健全性確認)	1回/6ヶ月		無停電電源装置等の定期自主検査要領 (再Q施管122)	
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領 (再Q施管022)										
除染場 (DS)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	除染場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月1日)

施設管理部 施設管理課

施設、系統等		保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5
		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長	
第一低放射性固体 廃棄物貯蔵場 (1LA)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当 区域)	・地震による損傷の防 止 ・遮蔽	第一低放射性 固体廃棄物貯 蔵場の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長		
ユーティリティ施設 (UC)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当 区域)	・地震による損傷の防 止	ユーティリティ 施設の使用終 了まで	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長		
資材庫	建家・構築物	○建家・構築物	(施設管理課担当 区域)	・地震による損傷の防 止	資材庫内設備 の使用終了ま で	—	—	B:健全性確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
								B:健全性確認	1回/年	施設管理課長		
プルトニウム転換技 術開発施設駐車場 (PCDF駐車場)	緊急時対応設 備	◎移动式発電機 (1000 kVA)	1号機 (緊急電源設備)	・事故対処 (電源設備)	系統除染が完 了するまで	—	—	A:作動状態確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A:周波数及び電圧が正常であることを立会又は記録によ り確認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
			核燃料サイクル工学 研究所南東地区					2号機 (緊急電源設備)	C:負荷試験、絶縁抵抗測定	1回/年	施設管理課長	
C:起動試験、負荷試験	1回/月	緊急電源設備点検要領 (再Q施管119)										
C:日常巡視点検	1回/日	電気設備の日常巡視点検 要領(再Q施管101) 休日の巡視点検要領(再 Q施管022)										
プルトニウム転換技 術開発施設駐車場 (PCDF駐車場)	緊急時対応設 備	◎接続端子盤(電源 ケーブル含む)	1(分離精製工場、 高放射性廃液貯 蔵場)	・事故対処 (電源設備)	同上	—	—	A:絶縁抵抗確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A:絶縁抵抗が正常であることを立会又は記録により確 認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
			2(ガラス固化技術 開発施設)					A:絶縁抵抗確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要 領(再Q施管120)	
C:巡視点検	1回/週	緊急電源設備点検要領 (再Q施管119)										
電気設備の日常巡視点検 要領(再Q施管101)												
分離精製工場(MP)	緊急時対応設 備	◎緊急電源接続盤	—	・事故対処 (電源設備)	同上	—	—	A:絶縁抵抗確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A:絶縁抵抗が正常であることを立会又は記録により確 認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
			A:絶縁抵抗確認					1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要 領(再Q施管120)		
C:巡視点検	1回/週	緊急電源設備点検要領 (再Q施管119)										
電気設備の日常巡視点検 要領(再Q施管101)												

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月1日)

施設管理部 施設管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	緊急時対応設備	◎緊急電源接続盤	HMO	・事故対処 (電源設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 絶縁抵抗確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 絶縁抵抗が正常であることを立会又は記録により確認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
								A: 絶縁抵抗確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)	
								C: 巡視点検	1回/週		緊急電源設備点検要領 (再Q施管119)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)	緊急時対応設備	◎緊急電源接続盤	VFB2	・事故対処 (電源設備)	同上	—	—	A: 絶縁抵抗確認(右欄参照)	右欄参照	右欄参照	右欄参照	A: 絶縁抵抗が正常であることを立会又は記録により確認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
								A: 絶縁抵抗確認	1回/年	施設管理課長	施設定期自主検査実施要領 (再Q施管120)	
								C: 巡視点検	1回/週		緊急電源設備点検要領 (再Q施管119)	
電気設備の日常巡視点検要領(再Q施管101)												

- *1: 「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
- *2: 「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *3: 「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *4: 「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A: 全数立会又は全数記録+一部立会、B: 全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
- *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

施設管理部 前処理施設課

(最新更新日: 令和3年6月3日)

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場(MP)	建家・構築物	○建家・構築物 (前処理施設課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分離精製工場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	前処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
		C:外観検査	1回/年				・供用期間中の検査(ISI)要領書(再Q前施105) ・建家の健全性確認検査要領(再S前施012)					
		○浸水防止扉	MP-7 MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16				津波による損傷の防止	B:健全性確認		右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
		○ハッチ扉	MP-8					C:健全性確認		1回/四半期		前処理施設課 浸水防止扉類の管理要領(再S前施008)
○閉止板	MP-6 MP-12 MP-13	B:健全性確認	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)								
分離精製工場(MP)	燃料受入系扉	◎トラップ扉	211-2 211-8 211-9	分離精製工場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	前処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A:3つの異なった換気区間の扉類が同時に開かないことを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 受入れ系扉群インターロックの作動試験(1)	
		◎シャッタ扉	211-6 211-7				A:性能検査					
		C:外観点検、作動点検	1回/6ヶ月				前処理施設課所掌シャッターの点検管理要領(再S前施011)					
分離精製工場(MP)	貯蔵プール熱交換器	○熱交換器 (濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プール)	217H50 217H51	使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	使用済燃料の搬出が完了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	B:濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が170 m ³ /h以上、冷却水の流量が200 m ³ /h以上であることを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 貯蔵プール熱交換器の流量の確認(2)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 前処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等	設備名称等*1			要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)		
分離精製工場(MP)	受入れ	○燃料カスクレーン	211-1	搬送設備(搬送機能)	使用済燃料の搬出が完了するまで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	B:定格荷重を吊って、吊り上げ、走行、横行動作を行い、異音、作動上の不具合のないことを記録により確認する。 B:巻過防止装置、ブレーキ装置、制御装置が正常に作動することを記録により確認する。 B:ワイヤー、フック等に変形、ねじれ、亀裂のないことを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】クレーンの作動確認(45)		
	燃料の取出しとモニタリング	○燃料取出しプールクレーン	213-14											
	燃料の移動と貯蔵	○燃料貯蔵プールクレーン	214-9											
	燃料の送り出し	○燃料移動プールクレーン	231-1											
	溶解槽への装荷	○セル内クレーン(1.6トン天井クレーン)	233-64	搬送設備(インターロック機能)				B:健全性確認	右欄参照		B:天井クレーンとトラップ扉間のインターロック機能が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル内クレーンインターロックの作動試験(46)			
分離精製工場(MP)	溶解槽	◎圧力上限緊急操作装置【I】	242PP*10.2	安全保護回路	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A:圧力上限緊急操作装置が9.98kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験(17)		
			242PP*11.2						C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				1回/月	
		242PP*12.2		A:性能検査				右欄参照						A:圧力上限緊急操作装置が19.6kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験(17)
		242PP*10.3		C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				1回/月						
	◎圧力上限緊急操作装置【II】	242PP*11.3												
		242PP*12.3												
	○圧力計	242PR10		計測制御系統施設(測定機能)								B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】計器校正の確認(44)		
		242PR11												
		242PR12												
		242dPR10.1												
		242dPR11.1												
		242dPR12.1												
	○温度計	242TR10.1												
		242TR10.2												
		242TR11.1												
		242TR11.2												
		242TR12.1												
		242TR12.2												

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 前処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)		
分離精製工場(MP)	溶解槽溶液受槽	◎密度制御操作装置	243DRO*10	核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A:密度制御操作装置が密度制限値1.4 g/cm ³ 以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】溶解工程インターロックの作動試験(18)		
		○密度計		計測制御系統施設(測定機能)				C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月				B:計器校正	右欄参照
分離精製工場(MP)	溶解施設給液槽	○流量計	251FRC119 251FRC121	計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B:計器校正	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】計器校正の確認(44)		
		○液位計	251LRO*11.1											
		○密度計	251DR11											
分離精製工場(MP)	廃ガス貯槽	○槽内圧力上昇警報装置	246PRW*42	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	B:槽内圧力上昇警報装置が1050 kPaGauge以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】警報装置の警報試験(19)		
		○圧力計		計測制御系統施設(計測機能)				C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月				B:計器校正	右欄参照
		○廃ガス貯槽	246V42	閉じ込めの機能				B:健全性確認	右欄参照				B:850 kPaGauge以上の圧力で発泡液を塗布し、漏れによる発泡がないことを記録により確認する。 B:安全弁の吹き出し圧力が980 kPaGauge以下であることを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験(47)	
		○安全弁	246C10											

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)				
分離精製工場(MP)	セル等	◎温度警報装置	230FDT131.1 230FDT131.2 230FDT131.3 230FDT131.4 230FDT131.5 230FDT131.6 230FDT333.1 230FDT333.2 230FDT334.1 230FDT334.2 230FDT334.3	火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A: 温度警報装置が73.6℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等温度警報装置の警報試験(36)	
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月					
			A: 性能検査					右欄参照					
			230FDT1165									A: 温度警報装置が72.2℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等温度警報装置の警報試験(36)	
分離精製工場(MP)	セル等	◎漏洩検知装置	204LW*0114	閉じ込めの機能	同上	-	-	A: 性能検査	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A: 漏洩検知装置が0.250 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
			C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					1回/年					
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月					
			A: 性能検査					右欄参照					
			C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					1回/年					
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月					
			A: 性能検査					右欄参照					
			C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					1回/年					
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月					
			A: 性能検査					右欄参照					
			C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					1回/年					
			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月					
204LW*0140												A: 漏洩検知装置が0.834 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
			204LW*001									A: 漏洩検知装置が0.688 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
			204LW*002									A: 漏洩検知装置が0.911 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
			204LW*003									A: 漏洩検知装置が0.530 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 前処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
分離精製工場(MP)	セル等	◎漏洩検知装置	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A:漏洩検知装置が0.707 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
							C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年			
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月			
							A:性能検査	右欄参照			
							C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年			
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月			
							A:性能検査	右欄参照			
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A:性能検査	右欄参照										
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A:性能検査	右欄参照										
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A:性能検査	右欄参照										
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A:性能検査	右欄参照										
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A:性能検査	右欄参照										
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A:性能検査	右欄参照										
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
A:性能検査	右欄参照										
C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年										
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 前処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
・分離精製工場(MP) ・技術管理棟 ・再処理警備所 ・プルトニウム転換技術開発施設駐車場(PCDF駐車場)	緊急時対応設備	◎通信機材(1式)	・MCA携帯型無線機 ・衛星電話 ・簡易無線機	事故対処(通信連絡を行うために必要な設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 外観、通信状態の確認	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】緊急時対応設備の確認(16)
								C: 外観、通信状態の確認、充電状態の確認、乾電池の確認			1回/月	

*1: 「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2: 「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3: 「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4: 「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A: 全数立会又は全数記録十一部立会、B: 全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

施設管理部 前処理施設課

(最新更新日: 令和3年6月3日)

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1			要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	クリプトン回収 技術開発施設の 管理区域解 除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	前処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確 認(再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)	建家及びセル 換気設備	◎送排風機	K07K14 K07K15	・閉じ込めの機能 ・換気機能(インター ロック機能)	クリプトン回収 技術開発施設の 管理区域解 除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自 主検査要領書(再Q前施 110)	A: 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認すると ともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統 に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A: 排風機故障時の予備機への自動切替を確認すると ともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統 に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A: 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認すると ともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統 に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)
			C:健全性確認					1回/年	保守作業要領書 換気・ ユーティリティ設備(再Q前 施119)			
			C:機能・外観検査					1回以上/年	自主検査要領(再Q前施 106)			
			C:基礎ボルトの打診点検					1回/年	前処理施設課 施設定期自 主検査要領書(再Q前施 110)			
			A:性能検査					右欄参照	供用期間中の検査(ISI)要 領書(再Q前施105)			
			C:機能検査(電流値、振動、 回転数、温度測定)、外観検 査					1回/年	保守作業要領書 換気・ ユーティリティ設備(再Q前 施119)			
			C:健全性確認					1回/年	自主検査要領(再Q前施 106)			
			C:機能・外観検査					1回以上/年				
			C:基礎ボルトの打診点検					1回/年				
			クリプトン回収技術 開発施設 (Kr)					建家及びセル 換気系	◎負圧警報装置		K07dPA`002.2 K07dPA`003A.2 K07dPA`003B.2 K07dPA`003C.2 K07dPA`004.2 K07dPA`008B.2 K07dPA`052A.2 K07dPA`052B.2 K07dPA`102.2 K07dPA`105.2 K07dPA`150.2 K07dPA`301	
C:警報又は表示のテストス イッチにより、警報が発報、点 滅又は点灯すること。	1回/月											
A:性能検査	右欄参照											
C:警報又は表示のテストス イッチにより、警報が発報、点 滅又は点灯すること。	1回/月											
A:性能検査	右欄参照											
C:警報又は表示のテストス イッチにより、警報が発報、点 滅又は点灯すること。	1回/月											

設備保全整理表

施設管理部 前処理施設課

(最新更新日:令和3年6月3日)

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名(要領書番号)			
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	建家及びセル換気系	○圧力計	K07dPIC001 K07dPIC002.1 K07dPIC003A.1 K07dPIC003B.1 K07dPIC003C.1 K07dPIC004.1 K07dPI005 K07dPIC007 K07dPI008A K07dPIC008B.1 K07dPI009B K07dPI012 K07dPI017 K07dPI018 K07dPIC052A.1 K07dPIC052B.1 K07dPIC101 K07dPIC102.1 K07dPI104A K07dPIC105.1 K07dPI150.1 K07dPI201A K07dPI204 K07dPIC207.1	計測制御系統施設(測定機能)	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	1回/年	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】計器校正の確認(44)
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	セル等	◎漏洩検知装置	K75LW*58.3	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査 C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	右欄参照 1回/年 1回/月	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110)	A:漏洩検知装置が0.514 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	圧縮空気設備	○空気圧縮機	K86K77 K86K99	計測制御系統施設	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	1回/2年 (K77:2022年) (K99:2021年)	未定	B:性能検査 C:健全性確認	右欄参照 1回/年	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110) 保守作業要領書 換気・ユーティリティ設備(再Q前施119)	B:空気圧縮機1基を運転した時の吐出圧力が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であることを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】圧縮設備圧縮機の性能検査(5)
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	無停電電源装置	◎無停電電源装置	BR-1	保安電源設備	クリプトン回収技術開発施設の理区域解除まで	1回/年	未定	A:性能検査 C:インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧:103±3.0 V 周波数:50±1.0 Hz C:充電器の充電電圧確認、機能試験、計器校正 C:外観検査、電圧・液温・比重の測定 C:充電器・インバータの機能点検、蓄電池の外観点検	右欄参照 1回/月 1回/年 1回/6ヶ月 1回/月	前処理施設課長	前処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q前施110) 自主検査要領書(再Q前施106)	A:停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであることを確認する。 電圧:100±10 V 周波数:50±1.0 Hz 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】無停電電源装置の作動試験(39)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	建家・構築物	○建家・構築物 (化学処理施設 課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分離精製工場の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
							C:外観目視	1回/年	化学処理施設課長	供用期間中の検査等に係る検査要領管理規則(再Q化施008) 供用期間中の検査要領書(再Q化施117)		
		○浸水防止扉	MP-2 MP-17 MP-18 MP-19	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:四半期点検	1回/3ヶ月	化学処理施設課長	浸水防止扉類の管理要領(再S化施006)	
		○浸水防止扉	MP-23	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:四半期点検	1回/3ヶ月	化学処理施設課長	浸水防止扉類の管理要領(再S化施006)	
		○閉止板	MP-30	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:四半期点検	1回/3ヶ月	化学処理施設課長	浸水防止扉類の管理要領(再S化施006)	
		○その他、延長ダクト等の 浸水防止設備	MP-31	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで	-	-	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:四半期点検	1回/3ヶ月	化学処理施設課長	浸水防止扉類の管理要領(再S化施006)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)			
分離精製工場 (MP)	抽出器	◎流量低下緊急操作装置	252FIP-11.1 252FIP-11.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 流量低下緊急操作装置が58 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)		
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
		◎流量低下緊急操作装置	253FIP-10.1 253FIP-10.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		A: 流量低下緊急操作装置が2.32 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
		◎流量低下緊急操作装置	253FIP-10.3 253FIP-10.4	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			A: 流量低下緊急操作装置が295.6 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
◎流量低下緊急操作装置	255FIP-14.1 255FIP-14.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 流量低下緊急操作装置が38.38 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)				
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長						
◎流量低下緊急操作装置	255FIP-15.5	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		A: 流量低下緊急操作装置が106.4 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)			
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長						
◎流量低下緊急操作装置	255FIP-16.1 255FIP-16.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			A: 流量低下緊急操作装置452 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)		
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長						

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	抽出器	◎流量低下緊急操作装置	261FIP-13.1	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 流量低下緊急操作装置が67.28 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長		
		◎流量低下緊急操作装置	261FIP-13.3	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長		
		◎流量低下緊急操作装置	261FIP-15.1 261FIP-15.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長		
◎流量低下緊急操作装置	265FP-20.1	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
◎流量低下緊急操作装置	265FP-22.3-1	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
◎流量低下緊急操作装置	265FP-22.3-2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)			
分離精製工場 (MP)	抽出器	◎流量低下緊急操作装置	265FP-22.3-3	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 流量低下緊急操作装置が11.91 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)		
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
		◎流量低下緊急操作装置	254FP-18.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		A: 流量低下緊急操作装置が295.6 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
		◎流量低下緊急操作装置	256FP-18.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			A: 流量低下緊急操作装置が333.25L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長				
◎流量低下緊急操作装置	256FP-18.4	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 流量低下緊急操作装置が9.80 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)				
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長						
◎流量低下緊急操作装置	256FP-18.6	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		A: 流量低下緊急操作装置が36.6 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)			
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長						
◎流量低下緊急操作装置	256FP-18.8	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			A: 流量低下緊急操作装置が8.83 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)		
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長						

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
分離精製工場 (MP)	抽出器	◎流量低下緊急操作装置	262FP-14.3	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 流量低下緊急操作装置が368.25 L/h以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験(21)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長			
		○溶媒流量上限警報装置	254FA+18.2	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		B: 溶媒流量上限警報装置が381 L/h以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長			
		○溶媒流量上限警報装置	254FA+18.6	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		B: 溶媒流量上限警報装置が380.65 L/h以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長			
		○溶媒流量上限警報装置	256FA+18.13	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		B: 溶媒流量上限警報装置が450.86 L/h以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長			
○溶媒流量上限警報装置	256FA+18.2	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 溶媒流量上限警報装置が451.25 L/h以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)			
						C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	化学処理施設課長					

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)					
分離精製工場 (MP)	抽出器	○流量計	252FIC11.3 253FIC10.5 254FRC18.1-1 254FRC18.1-2 254FR18.5 255FIC14.4 255FIC16.3 255FRC125 255FRC126 255FIC1505.3 255FIC1507.2 255FIC1508.2 255FIC1510.2 256FRC18.1-1 256FRC18.1-2 256FRC18.3-1 256FRC18.3-2 256FRC18.5 256FRC18.7 256FR18.11 256FR18.12 261FIC13.4 261FIC15.4 261FRC124 261FIC1312.2 262FRC14.2-1 262FRC14.2-2 262FR14.4 265FRC164 265FIC2207 265FIC2209 265FIC2211	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)		
			プルトニウム溶液蒸 発缶	◎液面制御装置	266LRC20.1	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が 完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	A: 液面を制御する調節計の設定指針を操作し、調節弁が調節計の操作のとおり動作することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験(6)
				◎圧力上限緊急操作装置	266PP+20.3	・安全保護回路	系統除染が 完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発 報、点滅又は点灯するこ を確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長 化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	A: 圧力上限緊急操作装置が19.37 kPaGauge 以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験(22)
				○圧力計	266PR20.1 266PRC20.4 266PIC20.2	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)		
分離精製工場 (MP)	ブルトニウム溶液蒸発缶	◎温度上限緊急操作装置	266TRP+20.4	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報。点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長 化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 温度上限緊急操作装置が123.6℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】ブルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験(22)	
		○温度計	266TRP+20.4 266TR20.2 266TR20.3	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】計器校正の確認(44)	
		◎蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	266TRA+20.1	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報。点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長 化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値135℃以下で作動することを確認する。 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】ブルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気温度警報試験(23)	
		○温度計	266TRA+20.1	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】計器校正の確認(44)	
		◎加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置	266αRP+20	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報。点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置が5200cpm以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験(その2)(24-2)	
		△放射性濃度(計数値)記録計		・その他(計測制御)				C: 記録計の計器校正					1回/年
		○密度上限警報装置	266DA+20.2	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報。点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長 化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 密度上限警報装置が8.025kPaGauge以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】警報装置の警報試験(19)	
		ドレン受槽(266V41)	○液位計	266LIR41.1	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】計器校正の確認(44)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液中間貯槽	○液位計	252LR13.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○液位計	252LR14.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
	プルトニウム製品貯槽	◎液位上昇警報装置	267LA+10.2	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 液位上昇警報装置が0.800 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 プルトニウム製品貯槽の液面警報試験(34)
			267LA+11.2									
			267LA+12.2									
			267LA+13					C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
			267LA+14									
	267LA+15											
	267LA+16											
	グローブボックス (267X65)	○液位上限操作上限警報装置	267LO+A+65	・その他 (漏えい検知機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 液位上限操作上限警報装置が30 mm以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。								1回/月	化学処理施設課長			
加熱蒸気供給系	○安全弁	266C3	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: その他の定期的な検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 安全弁(266C3)の吹き出し圧力0.249MPaGauge以下であることを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 加熱蒸気供給系安全弁の作動試験(49)	
セル等	◎温度警報装置	252FDT107A	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 温度警報装置が72.2 °C以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)	
		256FDT109A.1										
		256FDT109A.2										
		256FDT109B					C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
		261FDT114										
		265FDT015										
276FDT008	C: 記録計の計器校正	1回/年	課内自主検査等に係る検査要領管理規則(再Q化施015)									

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
分離精製工場 (MP)	セル等	◎漏洩検知装置	204LW+008	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が ¹ 1.083 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+015.1	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が ⁰ 0.577 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+015.2	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が ⁰ 0.888 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+023	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/3ヵ月 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が ⁰ 0.922 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+025B	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/3ヵ月 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が ⁰ 0.334 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+107A	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が ⁰ 0.284 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
分離精製工場 (MP)	セル等	◎漏洩検知装置	204LW+109A.2	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.621 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+109B	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.421 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+114	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.371 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204FW+125B	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/3年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.513 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	254LW+17.1	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.432 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	256LW+17.1	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.451 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
分離精製工場 (MP)	セル等	◎漏洩検知装置	262LW+13.1	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A:性能検査 C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/3年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A:漏洩検知装置が0.272 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+041	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A:性能検査 C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/3ヵ月 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A:漏洩検知装置が0.800 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+005B	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A:性能検査 C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A:漏洩検知装置が0.828 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+016	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A:性能検査 C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A:漏洩検知装置が0.403 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+017	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A:性能検査 C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A:漏洩検知装置が0.341 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+018	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A:性能検査 C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A:漏洩検知装置が0.517 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
分離精製工場 (MP)	セル等	◎漏洩検知装置	204LW+019	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.387 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+020	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.832 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+022	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.383 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+028	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.741 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+029	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.692 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
		◎漏洩検知装置	204LW+030	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/5年 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.334 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	第1スクラブ調整槽	○密度下限操作装置	201DIRO-13	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 密度下限操作装置が5.330 kPaGauge以上(2.81 mol/L以上)で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
	第3スクラブ調整槽	○密度計	201DIRO±13	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
								B: 性能検査	右欄参照			
	第2ストリップ調整槽	○電導度計	201CIRO±16	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 電導度下限操作装置が8.344 S/m以上(0.18 mol/L以上)で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
	第3ストリップ調整槽	○電導度計	201CIRO±20	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
								B: 性能検査	右欄参照			
	第3ストリップ調整槽	○電導度下限操作装置	201CIRO-21	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 電導度下限操作装置が8.344 S/m以上(0.18 mol/L以上)で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	第3ストリップ調整槽	○電導度計	201CIRO±21	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
	第1ストリップ調整槽	○電導度上限操作上限警報装置	201CO+A+19.2 201CO+A+19.3	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発 報、点滅又は点灯するこ とを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 電導度上限操作上限警報装置が2.670 S/m以下(0.045 mol/L以下)で作動することを 記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める 時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
		○温度上限操作上限警報 装置	201TO+A+19.3 201TO+A+19.4	・火災等による損傷の防 止	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発 報、点滅又は点灯するこ とを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74℃以下で作動することを記録により確認す る。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
	ウラン溶液蒸発缶(第 1段)	◎液面上限緊急操作装置 [I]	263LP+12.2	・安全保護回路	系統除染が 完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発 報、点滅又は点灯するこ とを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	A: 液面上限緊急操作装置が3.262 kPaGauge 以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書(要領書番号)】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動 試験(その2)(25-2)
		◎液面上限緊急操作装置 [II]	263LP+12.3	・安全保護回路	系統除染が 完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発 報、点滅又は点灯するこ とを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	A: 液面上限緊急操作装置が6.379 kPaGauge 以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書(要領書番号)】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動 試験(その2)(25-2)
		○圧力上限操作上限警報 装置	263PO+A+11.2	・火災等による損傷の防 止	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発 報、点滅又は点灯するこ とを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 圧力上限操作上限警報装置が200.0 kPaGauge以下で作動することを記録により確 認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶(第1段)	◎蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	263TA+11	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値135℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気温度警報試験(26)
		◎温度上限緊急操作装置	263TIRP+12.1	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 温度上限緊急操作装置が118.6℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動試験(その1)(25-1)
		○温度計	263TIRP+12.1	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】計器校正の確認(44)
		○流量計	263FRC104							化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	
		○圧力計	263PI12.1							化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	
		高放射性廃液蒸発缶	○流量上昇警報装置	271FIW+10.1	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)
	271FIW+10.2			C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。					1回/月			
	○液位下限警報装置		271LA-20.2	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 液位下限警報装置が1.096 kPaGauge以上で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】警報装置の警報試験(19)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
	○液位計		271LRC20.1	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】計器校正の確認(44)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶	○圧力上限操作上限警報装置	271PO+A+20.6	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 圧力上限操作上限警報装置が200 kPaGauge以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
		○圧力計	271PIC10.5	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		◎圧力上限緊急操作装置 [I]	271PP+20.3	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 圧力上限緊急操作装置が9.98 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験(31)
		◎圧力上限緊急操作装置 [II]	271PP+20.4	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 圧力上限緊急操作装置が19.97 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験(31)
		○圧力計	271PRC20.1	・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○圧力上昇警報装置	271PRW+20.2	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 圧力上昇警報装置が0.15 kPaGauge以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶	○圧力計	271PRW+20.2	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		◎蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	271TA+20.4	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値135℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気温度警報試験(32)
		○温度上限操作上限警報装置	271TO+A+20.7	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 温度上限操作上限警報装置が118.7℃以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
		○温度計	271TR20.1.1 271TR20.1.2 271TR20.2.1 271TR20.2.2	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○γ線上限警報装置	271γRA+22	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	B: 性能検査 C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: γ線上限警報装置が換算値0.51 mSv/h以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
		○γ線計	271γRA+22	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶	○密度計	271DR20	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○電導度計	271CR12	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
	加熱蒸気供給系	○安全弁	271C10	・火災等による損傷の防止	系統除染が 完了するまで	-	-	B: その他の定期的な検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 安全弁(271C10)の吹き出し圧力 0.249MPaGauge以下であることを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 加熱蒸気供給系安全弁の作動試験(49)
	高放射性廃液貯槽	◎槽内圧力上昇警報装置	272PA+12.2	・閉じ込めの機能	系統除染が 完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	A: 槽内圧力上昇警報装置が0.54 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験(33)
			272PA+14.2									
			272PA+16.2									
	272PA+18.2											
	高放射性廃液貯槽	○圧力計	272PR12.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
			272PR12.3									
			272PR14.1									
272PR14.3												
272PR16.1												
272PR16.3												
272PR18.1												
272PR18.3												

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5										
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)											
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液貯槽	◎温度上昇警報装置	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 温度上昇警報装置が68.7℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験(33)									
							C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月												
							○温度計	・計測制御系統施設(測定機能)				系統除染が完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
																				272TRA+12.1-1
																				272TRA+12.1-2
																				272TRA+12.1-3
																				272TRA+12.1-4
																				272TRA+14.1-1
																				272TRA+14.1-2
																				272TRA+14.1-3
							272TRA+14.1-4													
							272TRA+12.1-1													
							272TRA+12.1-2													
							272TRA+12.1-3													
	272TRA+12.1-4																			
	272TRA+14.1-1																			
	272TRA+14.1-2																			
	272TRA+14.1-3																			
	272TRA+14.1-4																			

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液貯槽	○温度計	272TRA+16.1-1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
			272TRA+16.1-2									
			272TRA+16.1-3									
			272TRA+16.1-4									
			272TRA+18.1-1									
			272TRA+18.1-2									
			272TRA+18.1-3									
			272TRA+18.1-4									
			272TR12.2									
			272TR14.2									
			272TR16.2									
			272TR18.2									
			272TRW+12.3									
			272TRW+14.3									
272TRW+16.3												
272TRW+18.3												
酸回収蒸発缶	◎缶内圧力上限緊急操作装置	273PP+30.1	・閉じ込めの機能	系統除染が 完了するまで	-	-	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	A: 缶内圧力上限緊急操作装置が0.074 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験(30)	
							C: 警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発報、 点滅又は点灯することを確認。					1回/月
	○圧力計	273DPR30.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
273PR30												

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	◎蒸発缶加熱蒸気温度警 報装置	273TIA+30.3	・火災等による損傷の防 止	系統除染が 完了するまで	-	-	A:性能検査 C:警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発 報。点滅又は点灯するこ とを確認。	右欄参照 1回/月	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	A:蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限 値135℃以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書(要領書番号)】 酸回収蒸発缶加熱蒸気温度警報試験(29)
		○温度計	273TIA+30.3	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B:計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B:計器が正常に作動することを記録により確 認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
		○温度計	273TIC30.1 273TR30.2 273TR30.3	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が 完了するまで	-	-	B:計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書(再Q 化施047)	B:計器が正常に作動することを記録により確 認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)		
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課用】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)		
								C:外観目視	1回/年		化学処理施設課 供用期間中の検査要領書(再Q化施117)			
		○浸水防止扉	HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	・津波による損傷の防止	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	—	—	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課用】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
										C:四半期点検	1回/3ヶ月		化学処理施設課 浸水防止扉類の管理要領(再S化施006)	
		○閉止板 (盾式角落し)	HAW-4	・津波による損傷の防止	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	—	—	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課用】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
										C:四半期点検	1回/3ヶ月		化学処理施設課 浸水防止扉類の管理要領(再S化施006)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5																				
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)																			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	高放射性廃液貯槽	◎温度上昇警報装置	272TRA+31.1	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 対象計器に模擬信号を与え、換算値68.4℃以下で警報装置が作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験(33)																		
			272TRA+32.1										272TRA+33.1	272TRA+34.1	272TRA+35.1	272TRA+36.1	C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月												
			272TRA+31.1					○温度計	272TRA+32.1				・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—			B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)									
			272TRA+33.1						272TRA+34.1								272TRA+35.1	272TRA+36.1												
			272TRA+31.2-1						◎温度上昇警報装置								・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで				—	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		
			272TRA+31.2-2																										272TRA+31.2-3	272TRA+31.2-4
		272TRA+33.2-1	272TRA+33.2-2	272TRA+33.2-3	272TRA+33.2-4	272TRA+34.2-1	272TRA+34.2-2			272TRA+34.2-3	272TRA+34.2-4																			
		272TRA+35.2-1	272TRA+35.2-2	272TRA+35.2-3	272TRA+35.2-4	272TRA+36.2-1	272TRA+36.2-2			272TRA+36.2-3	272TRA+36.2-4																			

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	高放射性廃液貯蔵槽	○温度計	272TRA+31.2-1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再 Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
			272TRA+31.2-2									
			272TRA+31.2-3									
			272TRA+31.2-4									
			272TRA+32.2-1									
			272TRA+32.2-2									
			272TRA+32.2-3									
			272TRA+32.2-4									
			272TRA+33.2-1									
			272TRA+33.2-2									
			272TRA+33.2-3									
			272TRA+33.2-4									
			272TRA+34.2-1									
			272TRA+34.2-2									
			272TRA+34.2-3									
			272TRA+34.2-4									
		272TRA+35.2-1	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再 Q化施047)		
		272TRA+35.2-2										
		272TRA+35.2-3										
		272TRA+35.2-4										
		272TRA+36.2-1										
		272TRA+36.2-2										
		272TRA+36.2-3										
		272TRA+36.2-4										
		272TRA+31.3-1										
		272TRA+31.3-2										
		272TRA+31.3-3										
		272TRA+31.3-4										
272TRA+31.3-5												
272TRA+32.3-1												
272TRA+32.3-2												
272TRA+32.3-3												
272TRA+32.3-4												
272TRA+32.3-5												
○温度上昇警報装置												

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5										
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)											
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	高放射性廃液貯槽	○温度上昇警報装置	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	B: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 対象計器に模擬信号を与え、換算値65.4℃以下で警報装置が作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)									
							C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月												
高放射性廃液貯蔵場(HAW)							高放射性廃液貯槽	○温度計				・計測制御系統施設(測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	高放射性廃液貯槽	○温度計	272TRA+34.3-3	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
			272TRA+34.3-4									
			272TRA+34.3-5									
			272TRA+35.3-1									
			272TRA+35.3-2									
			272TRA+35.3-3									
			272TRA+35.3-4									
			272TRA+35.3-5									
			272TRA+36.3-1									
			272TRA+36.3-2									
			272TRA+36.3-3									
	272TRA+36.3-4											
	272TRA+36.3-5											
	◎槽内圧力上昇警報装置	272PA+31.2	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 槽内圧力上昇警報装置が0.529 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験(33)	
		272PA+32.2										
		272PA+33.2										
		272PA+34.2										
		272PA+35.2										
	272PA+36.2											
	○圧力計	272PR31.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
272PR32.1												
272PR33.1												
272PR34.1												
272PR35.1												
272PR36.1												
○液位計	272LR31.1.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)		
	272LR32.1.1											
	272LR33.1.1											
	272LR34.1.1											
	272LR35.1.1											
272LR36.1.1												
○密度計	272DR31	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)		
	272DR32											
	272DR33											
	272DR34											
	272DR35											
	272DR36											

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5						
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)							
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	セル等	◎漏洩検知装置	272LA+001 272LA+003 272LA+008	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.627 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)				
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					1回/年			
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。					1回/月			
			272LA+002	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)		A: 漏洩検知装置が0.931 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)			
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。						1回/年		
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。						1回/月		
			272LA+004 272LA+005 272LA+006 272LA+007 272LA+009 272LA+010 272LA+011	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)			A: 漏洩検知装置が0.735 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)		
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。							1回/年	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。							1回/月	
			272FA+201 272FA+202	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書(再Q化施047)				A: 漏洩検知装置が0.735 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。								1回/年
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。								1回/月
									C: 数年次検査	1回/3年	化学処理施設課 セルドレン配管の検査要領書(再Q化施116)					

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守 * 2		保全方式 * 3				定期事業者検査概要 * 4 * 5			
施設、系統等	設備名称等 * 1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目 * 4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
ウラン脱硝施設 (DN)	建家・構築物	○建家・構築物	—	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	—	—	B: 健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂, 剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
								C: 外観目視	1回/年		化学処理施設課 供用期間中の検査要領書 (再Q化施117)		
	UNH受槽	◎ウラン濃縮度記録上限操作装置	263URO+30	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の臨界防止 	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: ウラン濃縮度記録上限操作装置がウラン濃縮度制限値1.6 %以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 脱硝工程インターロックの作動試験(その2)(27-2)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			B: 計器校正	右欄参照
		◎密度指示上限操作装置	263DIO+30 263DIO+31	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の臨界防止 	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 密度指示上限操作装置が密度制限値1.6 g/cm3以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 脱硝工程インターロックの作動試験(その1)(27-1)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			B: 計器校正	右欄参照
		○密度計	263DIO+30 263DIO+31	<ul style="list-style-type: none"> 計測制御系統施設(測定機能) 	—	—	—	—	—	—	—	—	—

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	◎温度下限緊急操作装置	264TP-42.10	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 温度下限緊急操作装置が温度制限値100℃以上で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 脱硝塔緊急操作系の作動試験(その2) (28-2)
			264TP-43.10					C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	○温度計	264TR42.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
			264TR42.2.1									
			264TR42.4.1									
			264TR42.5.1									
			264TR42.6									
			264TR42.7									
			264TR42.8									
			264TR43.1									
			264TR43.2.1									
			264TR43.4.1									
			264TR43.5.1									
			264TR43.6									
			264TR43.7									
			264TR43.8									
			264TIRC42.2.2									
			264TIRC42.5.2									
			264TIRC43.2.2									
			264TIRC43.5.2									
			264TRW±42.3									
			264TRW±42.4.3									
264TRW±43.3												
264TRW±43.4.3												
264TIC42.4.2												
264TIC43.4.2												

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守 * 2		保全方式 * 3				定期事業者検査概要 * 4 * 5			
施設、系統等		設備名称等 * 1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目 * 4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	◎圧力上限緊急操作装置	264PP+42.2.2	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 圧力上限緊急操作装置が50.01 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 脱硝塔緊急操作系の作動試験(その1) (28-1)	
			264PP+43.2.2					C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
		○圧力計	264PR42.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)		B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
			264PR42.2.1										
	264PR43.1												
	264PR43.2.1												
	溶解液受槽	◎密度指示上限操作装置	264DIO+76.1	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 密度指示上限操作装置が密度制限値1.6 g/cm ³ 以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 脱硝工程インターロックの作動試験(その3) (27-3)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
		○密度計	264DIO+76.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)		

設備保全整理表

施設管理部 化学処理施設課

(最新更新日: 令和3年5月20日)

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
ウラン脱硝施設 (DN)	溶解槽	○温度計	264TIC75.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
			264TI75.2										
		○圧力計	264PI75.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)		B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
	○密度計	264DR75.1 264DI75.2	・計測制御系統施設 (測定機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B: 計器校正	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)		
	セル等	◎漏洩検知装置	264LW+30.3 264LW+31.3	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.499 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					1回/日
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。					1回/月
			264LW+32.3 264LW+33.3	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 漏洩検知装置が0.509 kPaGauge以下で作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					1回/日
C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。								1回/月					

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ことに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

最新更新日: 令和2年12月8日

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ウラン貯蔵所 (UO ₂)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷 の防止 ・遮 蔽	ウラン貯蔵所 の管理区域解 除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建 家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与え る有害なき裂、剝離などが無いことを記録によ り確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観目視			1回/年	

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

最新更新日: 令和2年12月8日

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
第二ウラン貯蔵所 (2UO ₃)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷 の防止 ・遮蔽	第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂, 剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観目視	1回/年		化学処理施設課 供用期間中の検査要領書(再Q化施117)	

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
第三ウラン貯蔵所 (3UO ₃)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷 の防止 ・遮蔽	第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	化学処理施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観目視	1回/年		化学処理施設課 供用期間中の検査要領書(再Q化施117)	

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5				
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4			頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
技術管理棟	緊急時対応設備	◎通信機材 (1式)	トランシーバ	・事故対処 (通信連絡を行うために必要な設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 外観検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)		
								A: 通信状態確認	右欄参照					
分離精製工場(MP)			トランシーバ					C: 員数、外観確認	1回/月	化学処理施設課長	停電時の対応要領書 (再S化施003)			
							C: 通信状態の確認	1回/月						
							C: 充電状態の確認	1回/月						
分離精製工場(MP)	緊急時対応設備	◎中央制御室空気循環用機材 (1式)	空気循環装置 (28 m ³ /分)	・事故対処 (制御室)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)		
								A: 外観検査	右欄参照					
								A: 作動確認	右欄参照					
								C: 員数、外観、作動確認	1回/月					
								C: フィルタの取付状態確認	1回/月					
								C: 予備フィルタの員数確認	1回/月					
		C: 電動ダンパーの作動確認	1回/月											
					可搬型入気装置 (9 m ³ /分)	・事故対処 (制御室)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
										A: 外観検査	右欄参照			
										A: 作動確認	右欄参照			
										C: 員数、外観、作動確認	1回/月			
										C: フィルタの取付状態確認	1回/月			
		◎中央制御室空気循環用機材 (1式)	エアロック用グリーンハウス	・事故対処 (制御室)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)		
									A: 外観検査				右欄参照	
									A: 作動確認				右欄参照	
									C: 員数、外観確認				1回/月	
											停電時の対応要領書 (再S化施003)			

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
分離精製工場(MP)	緊急時対応設備	◎可搬式圧縮機 (0.93 MPa)(1台) (圧縮空気用ホース等含む)	—	・事故対処 (計装設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)	
								A: 外観検査	右欄参照				
								A: 作動確認	右欄参照				
								C: 外観目視	1回/年				
		◎高線量防護服類 (1式)	鉛エプロン タンگステン製 防護服 タンگステンエプロン	・事故対処	系統除染が完了するまで	—	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がないことを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
									A: 外観確認	右欄参照			
									C: 員数、外観確認	1回/年			
									C: 点検記録管理(再T化施100)				
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	緊急時対応設備	◎予備循環ポンプ (152 m3/h)	272P3061 272P3062	事故対処 (崩壊熱除去機能)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 外観検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)	
								A: 作動確認	右欄参照				
								C: 作動検査	1回/年				
		◎排風機 (200 m3/h)	272K463 272K464	事故対処 (水素掃気機能)	系統除染が完了するまで	—	—	—	A: 外観検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
									A: 作動確認	右欄参照			
									C: 据付けボルト点検	1回/年			
	C: 作動検査								1回/月				
	C: 据付けボルト点検								1回/日				
	C: 作動検査								1回/年				
	C: 外観目視	1回/年											
											化学処理施設課 回転機器類の管理要領書 (再Q化施127)		
											化学処理施設課 供用期間中の検査要領書 (再Q化施117)		
										化学処理施設課 供用期間中の検査要領書 (再Q化施117)			
										化学処理施設課 低圧電気設備の点検要領書(再S化施118)			

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	緊急時対応設備	◎ブロワ (110 m3/h)	272K63 272K64	事故対処 (水素掃気機能)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 外観検査	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
								A: 作動確認	右欄参照			
								C: 据付けボルト点検	1回/年			
								C: 作動検査	1回/月			
								C: 据付けボルト点検	1回/日			
								C: 作動検査	1回/年			
	緊急時対応設備	◎可搬式圧縮機 (1.08 MPa)(1台) (圧縮空気用ホース等含む)	—	事故対処 (水素掃気機能)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
								A: 外観検査	右欄参照			
								A: 作動確認	右欄参照			
								C: 外観目視	1回/年			
								C: 員数、外観、作動確認	1回/6ヶ月			
								C: 外観目視	1回/年			
緊急時対応設備	◎消防ホース等の付属品 (水槽付き消防ポンプ自動車等からの供給用)	—	*事故対処 (崩壊熱除去機能) (放出抑制設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がないことを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)	
							A: 外観確認	右欄参照				
							C: 員数、外観確認	1回/6ヶ月				
							C: 外観目視	1回/年				
							C: 員数、外観、作動検査	1回/月				
							C: 絶縁抵抗検査	1回/月				
プルトニウム転換技術開発施設駐車場(PCDF)	緊急時対応設備	◎可搬型発電機 (554 kVA)(1台) (電源ケーブル等含む)	*事故対処 (計装設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)	
							A: 外観検査	右欄参照				
							A: 作動確認	右欄参照				
							C: 員数、外観、作動検査	1回/月				
							C: 絶縁抵抗検査	1回/月				
							C: 負荷試験	1回/月				

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年5月20日)

施設管理部 化学処理施設課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
プルトニウム転換技術開発施設駐車場(PCDF)	緊急時対応設備	◎可搬型発電機 (6.5 kVA)(1台) (電源ケーブル等含む)	—	・事故対処 (電源設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)	
								A: 外観検査	右欄参照				
								A: 作動確認	右欄参照				
								C: 員数、外観、作動確認	1回/月				
		◎エンジン付きポンプ (1 m3/分)(1台) (ホース等含む)	—	・事故対処 (崩壊熱除去機能)	系統除染が完了するまで	—	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
									A: 外観検査	右欄参照			
									A: 作動確認	右欄参照			
									C: 員数、外観、作動確認	1回/6ヶ月			
		◎可搬型蒸気供給設備 (1式)(0.98 MPa)	ボイラ、燃料タンク等	・事故対処 (放射性物質の漏えい対処設備)	系統除染が完了するまで	—	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
									A: 外観検査	右欄参照			
									A: 作動確認	右欄参照			
			燃料タンク (少量危険物貯蔵取扱所)						C: 外観、作動検査	1回/年		化学処理施設課 可搬型蒸気供給設備の運転・管理要領書(再S化施121)	
									C: 員数、外観検査	1回/6ヶ月			
									C: 外観目視	1回/6ヶ月			
		◎蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの供給用)	—	・事故対処 (放射性物質の漏えい対処設備)	系統除染が完了するまで	—	—	—	A: 員数確認	右欄参照	化学処理施設課長	化学処理施設課 施設定期自主検査要領書 (再Q化施047)	A: 員数及び外観に異常がないことを確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
									A: 外観検査	右欄参照			

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 転換施設課

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5		
		設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ブルトニウム 転換技術開発 施設の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	転換施設課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に 影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録 により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:健全性確認	1回/年		経年変化を考慮した設備点 検(建家編)(再S転換 M0302)	
											建家の健全性確認検査(再 S転換M0037)	
											施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	
	建家・構築物	○浸水防止扉	PCDF-1 PCDF-2 PCDF-5 PCDF-6 PCDF-7	・津波による損傷の防止	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照		浸水防止扉等の管理要領 (再S転換M0050)	
								C:健全性確認	1回/3ヶ月		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	
											施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	
											浸水防止扉等の管理要領 (再S転換M0050)	
	建家・構築物	○ハッチ扉	PCDF-4	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照		浸水防止扉等の管理要領 (再S転換M0050)	
								C:健全性確認	1回/3ヶ月		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	
											施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	
											浸水防止扉等の管理要領 (再S転換M0050)	
建家・構築物	○その他、延長ダクト 等の浸水防止設備	PCDF-3	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)			
							C:健全性確認	1回/3ヶ月	浸水防止扉等の管理要領 (再S転換M0050)			
									施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)			
									浸水防止扉等の管理要領 (再S転換M0050)			
建家及びセル 換気設備	◎送排風機	P07K41 P07K42 P07K43 P07K45 P07K46 P07K47 P07K49 P07K50 P07K51 P07K52 P07K53 P07K54 P07K55 P07K56	・閉じ込めの機能 ・換気機能(インター ロック機能)	ブルトニウム 転換技術開発 施設の管理区 域解除まで	1回/年 (2021年)	未定	A:通常電源時の起動順序	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)建 家及びセル換気系インター ロックの作動試験(その 1)(再S転換M0701)	A: 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A: 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。	
							A:予備機の自動起動	右欄参照		自主検査要領書(年次)建 家及びセル換気系インター ロックの作動試験(その 2)(再S転換M0702)	A: 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1)	
							A:非常用電源時の起動順序	右欄参照		自主検査要領書(年次)建 家及びセル換気系インター ロックの作動試験(その 3)(再S転換M0703)	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)	
							C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要 領書(インターロックの作動 試験(その1)~(その3)編) (再S転換M0052)		
							C:健全性確認	1回/年		経年変化を考慮した設備点 検(ポンプ等の回転機器 編)(再S転換M0305)		
	◎排風機	P07K49 P07K50 P07K51 P07K52 P07K53 P07K54 P07K55 P07K56						C:性能検査(1S1)		1回/年	排風機等回転機器の健全 性確認検査(再S転換 M1108)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 転換施設課

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
		設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	P07dPRCA [±] 051-1 P07dPRCA [±] 055-1	・閉じ込めの機能	ブルトニウム 転換技術開発 施設の管理区 域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次) 建家及びセル換気系負圧警報装置 総合検査 (再S転換M0011)	A: 負圧警報装置(上限)が-170.0 ~ -130.0 PaGauge以内、負圧警報装置(下限)が-410.0 ~ -370.0 PaGauge以内で作動すること。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月		自主検査要領書(月例) 建家及びセル換気系負圧警報装置 性能検査 (再S転換M0013)		
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(建家及びセル換気系負圧警報装置編)(再S転換M0061)		
		○圧力計	同上	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	B:計器校正	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)建家及びセル換気系圧力計計器校正 (再S転換M0707)		B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(建家及びセル換気系圧力計計器校正編)(再S転換M0063)		
		◎負圧警報装置	P07dPICA [±] 025-1 P07dPICA [±] 027-1 P07dPICA [±] 126-1 P07dPICA [±] 128-1 P07dPICA [±] 227-1 P07dPICA [±] 230-1	・閉じ込めの機能	ブルトニウム 転換技術開発 施設の管理区 域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)建家及びセル換気系負圧警報装置総合検査 (再S転換M0011)		A: 負圧警報装置(上限)が-30.0 ~ 0.0 PaGauge以内、負圧警報装置(下限)が-78.0 ~ -38.0 PaGauge以内で作動すること。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月		自主検査要領書(月例) 建家及びセル換気系負圧警報装置 性能検査 (再S転換M0013)		
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(建家及びセル換気系負圧警報装置編)(再S転換M0061)		
		○圧力計	同上	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	B:計器校正	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)建家及びセル換気系圧力計計器校正 (再S転換M0707)		B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(建家及びセル換気系圧力計計器校正編)(再S転換M0063)		
			P07dPI002-1 P07dPI051-3 P07dPI052-1 P07dPI053-3 P07dPI054-1 P07dPI055-1 P07dPI101-1 P07dPI230-3 P07dPI314-2 P07dPI322-1 P07dPI423-2 P07dPI424-1 P07dPI425-1 P07dPI415-2	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	B:計器校正	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)建家及びセル換気系圧力計計器校正 (再S転換M0707)		
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(建家及びセル換気系圧力計計器校正編)(再S転換M0063)		

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月3日)

施設管理部 転換施設課

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5		
		設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	セル等	◎温度警報装置	P07TRA*051-1 P07TRA*052-1 P07TRA*053-1 P07TRA*054-1 P07TRA*055-1	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)セル等温度警報装置 総合検査(再S転換M0012)	A:温度警報装置が74.1℃以下で作動すること。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月		自主検査要領書(月例)セル等温度警報装置性能検査(再S転換M0014)	
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(セル等温度警報装置編)(再S転換M0062)	
	セル等	◎漏洩検知装置	P11LW*11-4 P11LW*12-4 P12LW*11-4 P12LW*12-3 P75LW*11-4	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)セル等漏洩検知装置 総合検査(再S転換M0016)	A:漏洩検知装置が0.931 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年		自主検査要領書(月例)セル等漏洩検知装置 性能検査(再S転換M0015)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月		自主検査前の系統確認要領書(セル等漏洩検知装置編)(再S転換M0066)	
	焙焼還元炉	◎温度上限緊急操作装置	P14TP*14-1 P14TP*14-2 P14TP*14-3	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)焙焼還元炉温度上限緊急操作装置 総合検査(再S転換M1403)	A:温度上限緊急操作装置が温度制限値850℃以下で作動すること。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 焙焼還元炉緊急操作系の作動試験(その1)(42-1)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月		自主検査要領書(月例)焙焼還元炉温度上限緊急操作装置 性能検査(再S転換M1402)	
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(焙焼還元炉温度上限緊急操作装置編)(再S転換M0064)	
	焙焼還元炉	◎温度計	P14TRC14-4 P14TRC14-5 P14TRC14-6	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	B:計器校正	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書 焙焼還元炉 温度計 計器校正(再S転換M1406)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
								C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(焙焼還元炉温度計校正編)(再S転換M0067)	
								A:性能検査	右欄参照		自主検査要領書(年次)焙焼還元炉流量下限緊急操作装置 総合検査(再S転換M1405)	
C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月	自主検査要領書(月例)焙焼還元炉流量下限緊急操作装置 性能検査(再S転換M1404)										
C:系統確認	1回/年	自主検査前の系統確認要領書(焙焼還元炉流量下限緊急操作装置編)(再S転換M0065)										
焙焼還元炉	◎流量計	P14FI14-3 P14FI14-4	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	B:計器校正	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書 焙焼還元炉 流量計 計器校正(再S転換M1407)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
							C:系統確認	1回/年		自主検査前の系統確認要領書(焙焼還元炉流量計校正編)(再S転換M0068)		

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 転換施設課

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5			
		設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	廃液蒸発缶	○温度上限緊急操作装置	P71TP*23-1	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	—	—	B:性能検査 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	右欄参照 1回/月	転換施設課長	自主検査要領書(年次) 廃液蒸発缶温度・圧力上限緊急操作装置 総合検査(再S転換M7101) 自主検査要領書(月例) 廃液蒸発缶温度・圧力上限緊急操作装置 性能検査(再S転換M7102) 自主検査前の系統確認要領書(廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置編)(再S転換M0070)	B:温度上限緊急操作装置が132℃以下で動作することを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)	
		○圧力上限緊急操作装置	P71PP*23-1	・火災等による損傷の防止	同上	—	—	B:性能検査 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	右欄参照 1回/月 1回/年				転換施設課長
	○水素濃度上限緊急操作装置	P86H ₂ P*43-1	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	右欄参照 1回/月 1回/年	転換施設課長				
	窒素水素混合ガス供給系	○水素濃度上限警報上限操作装置	P86H ₂ RA*O*43-2	・火災等による損傷の防止	同上	—	—	B:性能検査 C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		右欄参照 1回/月 1回/年	転換施設課長		自主検査要領書(年次) 窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置 性能検査(再S転換M8609) 自主検査要領書(月例) 窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置 性能検査(再S転換M8610) 自主検査前の系統確認要領書(窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置編)(再S転換M0060)
		○水素濃度計	P86H2RA [±] O*43-2	・計測制御系統施設(測定機能)	同上	—	—	B:計器校正 C:系統確認	右欄参照 1回/年	転換施設課長			
	A:水素濃度上限緊急操作装置が水素濃度制限値6%(容積)以下で動作すること。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書(要領書番号)】 窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験(43)												
B:水素濃度上限警報上限操作装置が水素濃度制限値6%(容積)以下で動作することを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)													
B:計器が正常に動作することを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)													

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	圧縮空気設備	◎空気圧縮機	P86K11 P86K12 P86K13	・火災等による損傷の防止 ・計測制御系統施設	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	1回/年 (2021年)	未定	B:性能検査	右欄参照	転換施設課長	自主検査要領書(年次)圧空設備圧縮機の性能検査(再S転換M8601)	B:空気圧縮機1基を運転した時の吐出圧力が設定値内(0.50 ~ 0.68 MPaGauge)であることを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 圧空設備圧縮機の性能検査(5)
								C:予備機の自動起動	1回/年		自主検査(その他)実施要領 自動切替回路検査(再S転換M8612)	
								C:系統確認			自主検査前の系統確認要領書(圧空設備圧縮機の性能検査編)(再S転換M0051)	

*1:「系統」欄及び「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、「高経年化技術評価の実施要領」(再Q廃技024)に基づき、令和2年3月まで実施した評価結果を踏まえて必要に応じ見直すとともに、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
分離精製工場(MP)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分離精製工場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)	
		○浸水防止設備	MP-21	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで	—	—	C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領 (再S施002)		
							C:外観点検	1回/年	外部溢水に対する建家貫通部の管理要領 (再Q施保371)				
							C:日常点検(外観点検)	1回/日	日常巡視点検要領 (再Q施保309)				
分離精製工場(MP)	建家及びセル換気設備	○送風機	207K10 207K11	・換気機能	分離精製工場の管理区域解除まで	1回/年	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】	
								C:健全性点検 (Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)		
								C:稼働中の電動機の点検 (振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)		
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		
分離精製工場(MP)	建家及びセル換気設備	◎排風機	207K12 207K13 207K14 207K15 207K16 207K17 207K18 207K19 207K20 207K21 207K22	・火災等による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	分離精製工場の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)	
								C:健全性点検 (Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)		
								C:健全性点検 (振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)		
								C:稼働中の電動機の点検 (振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)		
分離精製工場(MP)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	207dPIA`207.7	・閉じ込めの機能	分離精製工場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-1.040 ~ -0.940 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
								C:警報テスト	1回/月				
									A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-1.250 ~ -1.150 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報テスト	1回/月				

設備保全整理表

保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
分離精製工場(MP)	建家及びセル換気系 ○圧力計	207dPIA`207.7 207dPIA`207.8 207dPIC0110 207dPI002 207dPI003 207dPIC046 207dPI001 207dPI027 207dPI104 207dPI0140 207dPI0143 207dPI0148 207dPI0149 207dPI0150 207dPI0151 207dPIC043 207dPI025A 207dPI025B 207dPI041 207dPI008 207dPI023 207dPI026 207dPI029 207dPI030 207dPI031 207dPI036 207dPI0152 207dPIC143 207dPIC156 207dPI122 207dPI124 207dPI125A 207dPI125B 207dPI005A 207dPI005B 207dPI005C 207dPI006 207dPI018 207dPI019 207dPI020 207dPI105D 207dPI107A 207dPI109A 207dPI109B 207dPI114 207dPI016 207dPI017 207dPI015 207dPI137 207dPI131 207dPI1165 207dPI232 207dPI220 207dPIC346 207dPI333 207dPI334 207dPI335 207dPI107B 207dPI110A 207dPI110B 207dPI110C 207dPI111 207dPI113A 207dPI113B 207dPIC568	*計測制御系統施設 (測定機能)	分離精製工場 の管理区域解 除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)

B:計器が正常に作動することを記録により確認する。
【担当課長】施設保全課長
【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期
【検査要領書名(要領書番号)】
計器校正の確認(44)

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
分離精製工場(MP)	蒸気凝縮水設備	◎放射性物質検知装置	282γ RP'60.1 282γ RP'60.2	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	1回/月	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (再Q施保208)	A:放射性物質検知装置が3120 cpm以下(2880 ~ 3120 cpm)で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験(その1)(24-1)
								C:警報テスト					
分離精製工場(MP)	冷水設備	○冷水ポンプ	284P101 284P102	・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	1回/日	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 冷水設備用ポンプの性能試験 (再Q施保207)	B:ポンプの締切運転時の吐出圧力がポンプの容量(約80 m3/h)に対応した圧力(0.74 MPaGauge)以上であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 冷水設備用ポンプの性能試験(7)
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)					
分離精製工場(MP)	温水設備	○温度上限操作上限警報装置	282TO* A'50.2 282TO* A'50.3	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	1回/月	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 温水器(282H50)温度上限操作上限警報装置 (再Q施保209)	B:温度上限操作上限警報装置が温度制限値74℃以下(69.1~73.1℃)で作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)
								C:警報テスト					
主排気筒	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・廃棄施設	排気元の建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/年	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観点検					
								C:日常点検(外観点検)	1回/日				
主排気筒	廃棄設備	○流量計	207FRS001	・計測制御系統施設(測定機能)	排気元の建家の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	1回/月	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 主排気筒流量計の校正 (再Q施保214)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
ウラン脱硝施設(DN)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/日	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:日常点検(外観点検)				日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
ウラン脱硝施設(DN)	建家換気設備	○送風機	264K911 264K912	・換気機能	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	1回/年	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)
								C:健全性点検 (Vベルト、軸受け等の点検)				換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:稼働中の電動機の点検 (振動、温度測定等)	1回/四半期			電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日			日常巡視点検要領 (再Q施保309)	

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気設備	◎排風機	264K921 264K922 264K923 264K924	・閉じ込めの機能 ・換気機能	ウラン脱硝施設 の管理区域 解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)
								C:健全性点検 (Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:健全性点検 (振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)	
								C:稼働中の電動機の点検 (振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	◎負圧警報装置	264dPIA`921 264dPIA`923	・閉じ込めの機能	ウラン脱硝施設 の管理区域 解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-1.224 ~ -1.130 kPaGauge以内で作 動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報テスト	1回/月			
ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	○圧力計	264dPIA`921 264dPIA`923	・計測制御系統施設 (測定機能)	ウラン脱硝施設 の管理区域 解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを確認しにより確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
高放射性廃液貯蔵 場(HAW)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当 区域)	・地震による損傷の防 止 ・津波による損傷の防 止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	高放射性廃液 貯蔵場の管理 区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確 認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な き裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課用】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
高放射性廃液貯蔵 場(HAW)	建家及びセル 換気設備	○送風機	272K101 272K102 272K105 272K106	・換気機能	高放射性廃液 貯蔵場の管理 区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)
								C:健全性点検 (Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:稼働中の電動機の点検 (振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
			272AC120 272AC125 272AC126 272AC127	・換気機能	高放射性廃液 貯蔵場の管理 区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	
C:健全性点検 (Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年	換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)										
C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日	日常巡視点検要領 (再Q施保309)										

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5													
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)											
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家及びセル換気設備	◎排風機	272K103 272K104	・閉じ込めの機能 ・換気機能	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)											
								C:健全性点検 (Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)												
								C:健全性点検 (振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)												
								C:稼働中の電動機の点検 (振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)												
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)												
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	272dPA ⁻ 103.3	・閉じ込めの機能	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-0.432 ~ -0.354 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)											
								C:警報テスト	1回/月														
			272dPA ⁻ 105.3	・閉じ込めの機能	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-0.226 ~ -0.168 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)											
								C:警報テスト	1回/月														
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家及びセル換気系	○圧力計	272dPI001 272dPI002 272dPI003 272dPI004 272dPI005 272dPI006 272dPI007 272dPI008 272dPI011 272dPI009 272dPI010 272dPI358 272dPI322 272dPI201 272dPI202	・計測制御系統施設 (測定機能)	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)											
								高放射性廃液貯蔵場(HAW)	圧縮空気設備		○空気圧縮機		272K60 272K61	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	1回/2年 (2021年度)	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 圧空設備圧縮機の性能検査 (再Q施保204)	B:空気圧縮機1基を運転した時の吐出圧力(空気槽の圧力計)が0.50 ~ 0.88 MPaGauge以内であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 圧空設備圧縮機の性能検査(5)	
																		B:健全性確認	右欄参照		施設定期自主検査要領書 空気圧縮機(高放射性廃液貯蔵場)予備機自動起動確認試験 (再Q施保217)		B:圧縮機故障時の予備機への自動切替を記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 空気圧縮機予備機への自動切替確認(50)
																		C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5						
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4			頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	圧縮空気設備	○圧力下限警報装置	272PA 603.2	*計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/月	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 圧空貯槽(272V603)圧力 下限警報装置 (再Q施保213)	B:圧力下限警報装置が671.7 kPaGauge以上で動作することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)			
								C:警報テスト								
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	冷却水設備	○二次冷却水ポンプ	272P8160 272P8161 272P8162 272P8163	*その他 (冷却機能)	系統除染が終了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	1回/年	1回/四半期	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 冷却水設備プロセス用ポン プの性能試験 (再Q施保206) 供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350) 電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363) 日常巡視点検要領 (再Q施保309)	B:ポンプの締切運転時の吐出圧力がポンプの容量(約200 m3/h)に対応した圧力(0.50 MPaGauge)以上であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験(9)		
								C:健全性点検(振動等の測定)								
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)								
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)								
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	冷水設備	○冷水ポンプ	272P901 272P911	*その他 (冷却機能)	系統除染が終了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	1回/年	1回/四半期	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 冷水設備用ポンプの性能 試験 (再Q施保207) 供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350) 電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363) 日常巡視点検要領 (再Q施保309)	B:ポンプの締切運転時の吐出圧力がポンプの容量(約3.5 m3/h)に対応した圧力(0.22 MPaGauge)以上であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 冷水設備用ポンプの性能試験(7)		
								C:健全性点検(振動等の測定)								
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)								
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)								
					272P921 272P931	*その他 (冷却機能)	系統除染が終了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	1回/年	1回/四半期	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 冷水設備用ポンプの性能 試験 (再Q施保207) 供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350) 電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363) 日常巡視点検要領 (再Q施保309)	B:ポンプの締切運転時の吐出圧力がポンプの容量(約15 m3/h)に対応した圧力(0.34 MPaGauge)以上であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 冷水設備用ポンプの性能試験(7)
										C:健全性点検(振動等の測定)						
										C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)						
										C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)						
高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	建家及びセル換気設備	◎排風機	532K140 532K141	*閉じ込めの機能 *換気機能	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	1回/年	1回/四半期	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201) 換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305) 供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350) 電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363) 日常巡視点検要領 (再Q施保309)	A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2)		
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)								
								C:健全性点検(振動の測定等)								
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)								
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)								

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4			頻度	担当課長
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	532PIA ¹ 142	・閉じ込めの機能	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が ¹ -0.280 ~ -0.160 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報テスト	1回/月			
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	建家及びセル換気系	○圧力計	532PIA ¹ 142 532dPI030 532dPI031 532dPI032	・計測制御系統施設(測定機能)	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気設備	○送風機	533K701 533K702 533K703	・換気機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
								A:性能検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気設備	◎排風機	533K706 533K707 533K708 533K709 533K710 533K711	・閉じ込めの機能 ・換気機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年	施設保全課長	換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	B:建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)
								C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)	
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
								A:性能検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	533dPA ¹ 706 533dPA ¹ 709	・閉じ込めの機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が ¹ -0.226 ~ -0.168 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報テスト	1回/月			
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	○圧力計	533dPI001 533dPIC102 533dPI035 533dPI036 533dPI050 533dPI002 533dPI003 533dPI004 533dPI151	・計測制御系統施設(測定機能)	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	圧縮空気設備	○空気圧縮機	533K661 533K662	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設の管理 区域解除まで	1回/2年 (2022年度)	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 圧縮設備圧縮機の性能検査 (再Q施保204)	B:空気圧縮機1基を運転した時の吐出圧力(空気槽の圧力計)が0.50 ~ 0.68 MPaGauge以内であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 圧縮設備圧縮機の性能検査(5)
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
廃棄物処理場(AAF)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃棄物処理場の 管理区域解 除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課用】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
廃棄物処理場(AAF)	建家及びセル 換気設備	○送風機	307K10 307K11	・換気機能	廃棄物処理場の 管理区域解 除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
	○排風機	307K12 307K13 307K14 307K15 307K16 307K17 307K18 307K19 307K1585 307K1586	・閉じ込めの機能 ・換気機能	廃棄物処理場の 管理区域解 除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:負圧警報装置が-0.835 ~ -0.735 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
							C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)		
							C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)		
							C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)		
							C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		
							C:警報テスト	1回/月		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)		
建家及びセル 換気系	○負圧警報装置	307dPIA 307.6	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の 管理区域解 除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-1.227 ~ -1.127 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
							C:警報テスト	1回/月		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)		

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)				
廃棄物処理場(AAF)	建家及びセル換気系	○圧力計	307dPIA`307.6 307dPIA`307.7 307dPI022 307dPI023 307dPI050 307dPI020 307dPI021 307dPI051 307dPI075 307dPI052 307dPI010 307dPI011 307dPI012 307dPI013 307dPI014 307dPI015 307dPI016 307dPI017 307dPI018 307dPI019 307dPI070 307dPI071 307dPI072 307dPI073 307dPI074 307dPI074 307dPI120 307dPI121 307dPI122 307dPI123 307dPI220 307dPI320	・計測制御系統施設 (測定機能)	廃棄物処理場の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)	
								C:日常点検(外観点検)			1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)
第二低放射性廃液蒸発処理施設(E)	建家及びセル換気設備	○送風機	322K10 322K11	・換気機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)	
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)			1回/年		換気・ユーティリティ設備の保全管理要領 (再Q施保305)
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)			1回/四半期		電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)			1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
第二低放射性廃液 蒸発処理施設(E)	建家及びセル 換気設備	◎排風機	322K13 322K14 322K15	・閉じ込めの機能 ・換気機能	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区 域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)	
								C:健全性点検(Vベルト、軸受 け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)		
								C:健全性点検(振動の測定 等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)		
								C:稼働中の電動機の点検(振 動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)		
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		
第二低放射性廃液 蒸発処理施設(E)	建家及びセル 換気系	◎負圧警報装置	322dPA`322.R1	・閉じ込めの機能	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区 域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が $-0.162 \sim -0.134$ kPaGauge以内で作 動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
								C:警報テスト	1回/月				
								A:性能検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)		A:負圧警報装置が $-0.064 \sim -0.036$ kPaGauge以内で作 動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
		C:警報テスト	1回/月										
				322dPA`322.5	・閉じ込めの機能	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区 域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が $0.460 \sim 0.520$ kPaGauge以内で作 動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
		C:警報テスト	1回/月										
第二低放射性廃液 蒸発処理施設(E)	建家及びセル 換気系	○圧力計	322dPI322.R1 322dPI322.R2 322dPI322.R3 322dPI322.A4	・計測制御系統施設 (測定機能)	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区 域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
第三低放射性廃液 蒸発処理施設(Z)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当 区域)	・地震による損傷の防 止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確 認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な き裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		

設備保全整理表

(最新更新日: 令和 3年 6月 9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名(要領書番号)			
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	建家及びセル換気設備	○送風機	327K301 327K302	・換気機能	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施設保201)	A: 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A: 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A: 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施設保305)	
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施設保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施設保309)	
		◎排風機	327PA301F 327PA304F	・換気機能	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施設保201)	
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施設保305)	
327K303 327K304 327K305 327K306 327K307 327K308	・閉じ込めの機能 ・換気機能	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施設保201)				
					C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施設保305)				
					C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施設保350)				
					C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施設保363)				
					C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施設保309)				
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	327dPA`108.1	・閉じ込めの機能	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)	A: 負圧警報装置が $-0.113 \sim -0.085$ kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報テスト	1回/月		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)	
								A:性能検査	右欄参照			
		C:警報テスト	1回/月	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)								
		327dPA`202.1	・閉じ込めの機能		第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)	
				C:警報テスト				1回/月	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)			
A:性能検査	右欄参照			施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)								
C:警報テスト	1回/月	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)										

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長	
第三低放射性廃液 蒸発処理施設(Z)	建家及びセル 換気系	◎負圧警報装置	327dPA'301.1	・閉じ込めの機能	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区 域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が0.384 ~ 0.402 kPaGauge以内で作動 することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報テスト	1回/月			
第三低放射性廃液 蒸発処理施設(Z)	建家及びセル 換気系	○圧力計	327dPI108 327dPI202	・計測制御系統施設 (測定機能)	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区 域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
放出廃液油分除去 施設(C)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当 区域)	・地震による損傷の防 止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	放出廃液油分 除去施設の管 理区域解除ま で	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確 認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な き裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
放出廃液油分除去 施設(C)	建家換気設備	○送風機	350K301 350K302	・換気機能	放出廃液油分 除去施設の管 理区域解除ま で	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家 内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等が なく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受 け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:稼働中の電動機の点検(振 動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
			C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日	日常巡視点検要領 (再Q施保309)							
			B:性能検査	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)							
			C:健全性点検(Vベルト、軸受 け等の点検)	1回/年	換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)							
		◎排風機	350K303 350K304 350K305 350K306 350K307 350K308	・閉じ込めの機能 ・換気機能	放出廃液油分 除去施設の管 理区域解除ま で	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系イン ターロックの作動試験 (再Q施保201)	
								C:健全性点検(Vベルト、軸受 け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:健全性点検(振動の測定 等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)	
								C:稼働中の電動機の点検(振 動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長
放出廃液油分除去施設(C)	建家換気設備	◎排風機	350K309 350K310	・閉じ込めの機能 ・換気機能	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)
放出廃液油分除去施設(C)	建家換気系	◎負圧警報装置	350dPA`301	・閉じ込めの機能	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)
								C:警報テスト	1回/月		A: 負圧警報装置が0.575 ~ 0.603 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
放出廃液油分除去施設(C)	建家換気系	○圧力計	350dPI110 350dPI111	・計測制御系統施設 (測定機能)	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)
スラッジ貯蔵場(LW)	建家及びセル換気系	○圧力計	307dPI030 307dPI031 307dPI032	・計測制御系統施設 (測定機能)	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家・構築物	○建家・構築物 (施設保全課担当区域)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施保011)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家及びセル換気設備	○送風機	332K310 332K311	・換気機能	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1			分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)				
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家及びセル換気設備	◎排風機	332K312 332K313 332K314 332K315	・閉じ込めの機能 ・換気機能	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保安全管理要領 (再Q施保305)		A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【検査要領書名(要領書番号)】
								C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)		【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)		建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2)
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	332dPA`003.2	・閉じ込めの機能	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-0.118 ~ -0.080 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
								C:警報テスト	1回/月				
			332dPA`101.2	・閉じ込めの機能	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-0.069 ~ -0.031 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
								C:警報テスト	1回/月				
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家及びセル換気系	○圧力計	332dPI001 332dPI002 332dPIC003.1 332dPIC101.1 332dPI005	・計測制御系統施設(測定機能)	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
廃溶媒貯蔵場(WS)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		
廃溶媒貯蔵場(WS)	建家及びセル換気設備	○送風機	333K301 333K302	・換気機能	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保安全管理要領 (再Q施保305)		【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)		建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1)
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)		建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3) (4-3)

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5					
施設、系统等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気設備	◎排風機	333K303 333K304	・火災等による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)			
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の保全管理要領 (再Q施保305)				
								C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る自主検査要領書 (再Q施保350)				
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)				
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)				
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	333dPA`023.2	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が $-0.167 \sim -0.129$ kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)			
								C:警報テスト	1回/月						
								A:性能検査	右欄参照		施設保全課長		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が $0.080 \sim 0.118$ kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
	C:警報テスト	1回/月													
	333dPA`310.2	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が $0.932 \sim 1.030$ kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)					
						C:警報テスト	1回/月								
	廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	○圧力計	333dPI020 333dPI021 333dPI022 333dPI023.3 333dPI024	・計測制御系統施設(測定機能)	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)		
									B:健全性確認	右欄参照		施設保全課長		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
									C:日常点検(外観点検)	1回/日				日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
B:性能検査									右欄参照	施設保全課長				施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	
C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年	換気・ユーティリティ設備の保全管理要領 (再Q施保305)													
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気設備	○送風機	328K70 328K71	・換気機能	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	1回/年	—	C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期	施設保全課長	電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)			
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)				

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家及びセル換気設備	◎排風機	328K72 328K73 328K74 328K75	・火災等による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の保全管理要領 (再Q施保305)	
								C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る自主検査要領書 (再Q施保350)	
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	328dPA`004.2 328dPA`120.2	・閉じ込めの機能	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	A:負圧警報装置が-0.196 ~ -0.138 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
								C:警報テスト	1回/月			
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家及びセル換気系	○圧力計	328dPI020 328dPI051 328dPI052 328dPI053 328dPI054 328dPI055 328dPI057 328dPI021 328dPI001 328dPI002 328dPI003 328dPI005 328dPI006 328dPI007.2 328dPIC115.1 328dPIC201.1 328dPIC210.1 328dPIC120.1 328dPIC004.1 328dPIC007.1	・計測制御系統施設(測定機能)	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課用】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家及びセル換気設備	◎送風機	A07K15 A07K16	・換気機能	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施設保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)	
							C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年					換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施設保305)
				C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期				電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施設保363)				
				C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日				日常巡視点検要領 (再Q施設保309)				
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家及びセル換気設備	◎排風機	A07K18 A07K19 A07K22 A07K23	・閉じ込めの機能 ・換気機能	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施設保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)	
							C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年					換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施設保305)
							C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年					供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施設保350)
							C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期					電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施設保363)
							C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日					日常巡視点検要領 (再Q施設保309)
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	A07dPA ⁰ 7.2	・閉じ込めの機能	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)	A:負圧警報装置が ⁰ 0.930 ~ 1.030 kPaGauge以内で動作することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
			A07dPA ³ 16.2	・閉じ込めの機能	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施設保210)		
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家及びセル換気系	◎圧力計	A07dPI025 A07dPI050 A07dPI051 A07dPI052 A07dPI053 A07dPI054 A07dPI055 A07dPI056 A07dPI057 A07dPI015.1 A07dPI114 A07dPI151 A07dPI152 A07dPI251 A07dPI312 A07dPI316.1 A07dPI359 A07dPI352 A07dPI414	・計測制御系統施設 (測定機能)	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施設保216)	B:計器が正常に動作することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	低放射濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気設備	○送風機	S07K001 S07K002	・換気機能	低放射濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)
								C:健全性点検(軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)
	◎排風機	S07K011 S07K012 S07K021 S07K022	・閉じ込めの機能 ・換気機能	低放射濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	
							C:健全性点検(軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
							C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)	
							C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日	日常巡視点検要領 (再Q施保309)									
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気系	○圧力計	S07dPI002 S07dPI003 S07dPI004 S07dPRC002.1 S07dPRC101.1 S07dPRC011.1 S07dPRC117.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家及びセル換気設備	○送風機	537K45 537K46 537K47 537K48	・換気機能	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	施設保全課長	B:性能検査	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(再Q施保201) 換気・ユーティリティ設備の保全管理要領(再Q施保305) 電気計装部品の保守管理要領(再Q施保363) 日常巡視点検要領(再Q施保309)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)
									C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		
C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期											
C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日											
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家及びセル換気設備	◎排風機	537K50 537K51 537K52 537K53	・閉じ込めの機能 ・換気機能	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	施設保全課長	A:性能検査	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(再Q施保201) 換気・ユーティリティ設備の保全管理要領(再Q施保305) 供用期間中の検査に係る自主検査要領書(再Q施保350) 電気計装部品の保守管理要領(再Q施保363) 日常巡視点検要領(再Q施保309)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)
									C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		
C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年											
C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期											
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	537dPA ⁴ 45.2	・閉じ込めの機能	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	施設保全課長	A:性能検査	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置(再Q施保210)	A:負圧警報装置が0.549 ~ 0.627 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
									C:警報テスト	1回/月		
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	537dPA ⁴ 47.2	・閉じ込めの機能	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	施設保全課長	A:性能検査	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置(再Q施保210)	A:負圧警報装置が0.931 ~ 1.029 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
									C:警報テスト	1回/月		
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家及びセル換気系	○圧力計	537dPI011 537dPI052 537dPI115 537dPI152 537dPI311 537dPI416	・計測制御系統施設(測定機能)	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	施設保全課長	B:計器校正	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正(再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家・構築物	○建家・構築物	(施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	施設保全課長	B:健全性確認	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011) 日常巡視点検要領(再Q施保309)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課用】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家及びセル換気設備	○送風機	538K10 538K11 538K12	・換気機能	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期	電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)										
C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日	日常巡視点検要領 (再Q施保309)										
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家及びセル換気設備	◎排風機	538K20 538K21 538K22 538K30 538K31 538K32	・閉じ込めの機能 ・換気機能	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1) (4-1) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2) (4-2)
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保全管理要領 (再Q施保305)	
C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年	供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)										
C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期	電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)										
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	538dPA`07.2	・閉じ込めの機能	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が1.127 ~ 1.225 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
			538dPA`07.3	・閉じ込めの機能	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	
								C:警報テスト	1回/月			
								A:性能検査	右欄参照			
								C:警報テスト	1回/月			
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家及びセル換気系	○圧力計	538dPI020 538dPI021 538dPI051 538dPI052 538dPI053 538dPI054 538dPI151 538dPI152 538dPI251 538dPI252 538dPI254 538dPI050 538dPI253	・計測制御系統施設 (測定機能)	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	圧縮空気設備	○空気圧縮機	538K41 538K42	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	1回/4年 (2024年度)	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 圧縮空気設備の性能検査 (再Q施保204)	B:空気圧縮機1基を運転した時の吐出圧力(空気槽の圧力計)が0.50 ~ 0.68 MPaGauge以内であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 圧縮空気設備の性能検査(5)
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系统等	設備名称等*1			分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)		
焼却施設 (IF)	建家・構築物	○建家・構築物 (施設保全課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	焼却施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第2課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
							C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
焼却施設 (IF)	建家換気設備	○送風機 342K711 342K712 342K713	・換気機能	焼却施設の管理区域解除まで	1回/年	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1)
							C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保安全管理要領 (再Q施保305)	
							C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
							C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
焼却施設 (IF)	建家換気設備	◎排風機 342K731 342K732 342K733	・閉じ込めの機能 ・換気機能	焼却施設の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)(4-2) 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)(4-3)
							C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年		換気・ユーティリティ設備の 保安全管理要領 (再Q施保305)	
							C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)	
							C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
焼却施設 (IF)	建家換気系	◎負圧警報装置 342dPA710.2	・閉じ込めの機能	焼却施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が0.549 ~ 0.627 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
							C:警報テスト	1回/月			
焼却施設 (IF)	建家換気系	◎負圧警報装置 342dPA710.2	・閉じ込めの機能	焼却施設の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧 警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が0.354 ~ 0.432 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)
							C:警報テスト	1回/月			
焼却施設 (IF)	建家換気系	○圧力計 342dPI106 342dPI109 342dPI302 342dPI401 342dPI405	・計測制御系統施設 (測定機能)	焼却施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力 計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
焼却施設 (IF)	圧縮空気設備	○空気圧縮機 342K811 342K812	・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	焼却施設の管理区域解除まで	1回/4年	2022年予定	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 圧縮空気設備圧縮機の性能 検査 (再Q施保204)	B:空気圧縮機1基を運転した時の吐出圧力(空気槽の圧力計)が0.50 ~ 0.68 MPaGauge以内であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 圧縮空気設備圧縮機の性能検査(5)
							C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	

施設、系統等		保全対象設備			中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5						
		設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名(要領書番号)					
分析所(CB)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)				
								C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領 (再S施002)					
								C:外観点検	1回/年		外部溢水に対する建家貫通部の管理要領 (再Q施保371)					
								C:日常点検(外観点検)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309) 工務管理チーム日常巡視点検要領書 (再Q施保344)					
		○浸水防止扉	CB-1 CB-5	・津波による損傷の防止機能	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:外観検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)					
								C:外観点検	1回/年		浸水防止設備の管理要領 (再Q施保338)					
		○ハッチ扉	CB-3	・津波による損傷の防止機能	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:外観検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)					
								C:外観点検	1回/年		浸水防止設備の管理要領 (再Q施保338)					
		○閉止板	CB-6 CB-7 CB-8	・津波による損傷の防止機能	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:外観検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)					
								C:外観点検	1回/年		浸水防止設備の管理要領 (再Q施保338)					
		分析所(CB)	建家及びセル換気設備	○送風機	107K10 107K11 107K12 107K13 107K14 107K15	・換気機能	分析所の管理区域解除まで	1回/年	—		B:性能検査		右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)	A:通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 A:非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)(4-1)
											C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)		1回/年		換気・ユーティリティ設備の保全管理要領 (再Q施保305)	
C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期									電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)						
C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日									日常巡視点検要領 (再Q施保309)						
◎排風機	107K16 107K17 107K18 107K19 107K20 107K21 107K22 107K23			・閉じ込めの機能 ・換気機能	分析所の管理区域解除まで	1回/年	—	A:性能検査	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (再Q施保201)						
								C:健全性点検(Vベルト、軸受け等の点検)	1回/年	換気・ユーティリティ設備の保全管理要領 (再Q施保305)						
								C:健全性点検(振動の測定等)	1回/年	供用期間中の検査に係る自主検査要領書 (再Q施保350)						
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期	電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)						
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日	日常巡視点検要領 (再Q施保309)						

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

施設、系統等		保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
分析所(CB)	建家及びセル換気系	◎負圧警報装置	107dPIA`107.6	・閉じ込めの機能	分析所の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	1回/月	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系 負圧警報装置 (再Q施保210)	A:負圧警報装置が-1.031 ~ -0.931 kPaGauge以内で作動することを確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家及びセル換気系の負圧警報試験(35)	
			107dPIA`107.7	・閉じ込めの機能	分析所の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照					C:警報テスト
分析所(CB)	建家及びセル換気系	○圧力計	107dPIA`107.6 107dPIA`107.7 107dPIQ25 107dPIQ27 107dPIC144.2 107dPIC021 107dPI145A 107dPI145B	・計測制御系統施設(測定機能)	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家及びセル換気系圧力計の校正 (再Q施保216)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)	
ユーティリティ施設(UC)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止	供給先の各建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/年	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
								C:外観点検	1回/年			構築物の点検要領 (再S施002)		
								C:外観点検	1回/年			外部溢水に対する建家貫通部の管理要領 (再Q施保371)		
								C:日常点検(外観点検)	1回/日			日常巡視点検要領 (再Q施保309)		
ユーティリティ施設(UC)	圧縮空気設備	○空気圧縮機	586K401 586K402 586K403 586K404	・火災等による損傷の防止(水素掃気機能) ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	供給先の建家の管理区域解除まで	4台/12年 (2021年度)	—	B:性能検査	右欄参照	1回/日	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 圧縮空気設備の性能検査 (再Q施保204)	B:空気圧縮機2基を運転した時の吐出圧力(供給圧力)が0.70 MPaGauge以上であることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 圧縮空気設備の性能検査(5)	
								B:健全性確認	右欄参照			施設定期自主検査要領書 空気圧縮機(ユーティリティ施設)予備機自動起動確認試験 (再Q施保218)		B:圧縮機故障時の予備機への自動切替を記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 空気圧縮機予備機への自動切替確認(50)
								C:日常点検(運転状態確認、外観点検等)	1回/日			日常巡視点検要領 (再Q施保309)		
ユーティリティ施設(UC)	圧縮空気設備	○圧力下限警報装置	586PIA`431.7 586PIA`432.7	・火災等による損傷の防止(水素掃気機能) ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/月	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 圧縮空気設備(ユーティリティ施設)圧力下限警報装置 (再Q施保212)	B:圧力下限警報装置が485 kPaGauge以上(0.485 ~ 0.515 MPaGauge)で作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)	
			586PA`431.8 586PA`432.8	・火災等による損傷の防止(水素掃気機能) ・計測制御系統施設(圧縮空気の供給機能)	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照			C:警報テスト		1回/月

設備保全整理表

(最新更新日: 令和 3年 6月 9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5					
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4			頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)		
ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備	○圧力下限警報装置	583PIA`140.3	・その他 (冷却機能)	供給先の各系統の除染が完了するまで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/月	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 冷却水(ユーティリティ施設)圧力下限警報装置 (再Q施保211)	B:圧力下限警報装置が272 kPaGauge以上(0.272 ~ 0.308 MPaGauge)で作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 警報装置の警報試験(19)		
			583PA`140.4	・その他 (冷却機能)	供給先の各系統の除染が完了するまで	—	—	B:健全性確認	右欄参照					C:警報テスト	1回/月
ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備	○冷却水供給ポンプ	583P141 583P142 583P143	・その他 (冷却機能)	供給先の各系統の除染が完了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	1回/年	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 (再Q施保206)	B:2基のポンプを運転した時に1,100 m3/h以上の流量が確保できることを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験(9)		
								B:健全性確認	右欄参照					施設定期自主検査要領書 冷却水ポンプ予備機自動起動確認試験 (再Q施保219)	B:ポンプ故障時の予備機への自動切替を記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 供給ポンプ予備機への自動切替確認(51)
								C:健全性点検(振動の測定)	1回/年					供用期間中の検査に係る自主検査要領書 (再Q施保350)	
								C:稼働中の電動機の点検(振動、温度測定等)	1回/四半期					電気計装部品の保守管理要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日			日常巡視点検要領 (再Q施保309)			
ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備	○冷却塔供給ポンプ	583P181 583P182 583P183	・その他 (冷却機能)	供給先の各系統の除染が完了するまで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/年	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 冷却水ポンプ予備機自動起動確認試験 (再Q施保219)	B:ポンプ故障時の予備機への自動切替を記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 供給ポンプ予備機への自動切替確認(51)		
								C:健全性点検(振動の測定)	1回/年					供用期間中の検査に係る自主検査要領書 (再Q施保350)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日					日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
資材庫	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	1回/年	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)		
								C:外観点検	1回/年					構築物の点検要領 (再S施002)	
								C:外観点検	1回/年					外部溢水に対する建家貫通部の管理要領 (再Q施保371)	
								C:日常点検(外観点検)	1回/日					日常巡視点検要領 (再Q施保309)	

設備保全整理表

(最新更新日:令和3年6月9日)

施設管理部 施設保全課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
資材庫	浄水設備	○浄水ポンプ	585P10 585P11 585P12	・火災等による損傷の 防止(消火機能)	全ての建家の 管理区域解除 まで	—	—	B:性能検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 浄水設備用ポンプの性能 試験 (再Q施保205)	B:ポンプの締切運転時の吐出圧力がポンプの容量(約 170 m3/h)に対応した締切圧力(P10:736 kPaGauge、 P11:727 kPaGauge、P12:736 kPaGauge)以上であることを 記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 浄水設備用ポンプの性能試験(8)
								C:機能点検(流量試験、追加 起動の確認)	1回/年		浄水設備用ポンプの機能 点検 (再Q施保339)	
								C:健全性点検(振動の測定)	1回/年		供用期間中の検査に係る 自主検査要領書 (再Q施保350)	
								C:稼働中の作動点検(振動、 温度測定等)	1回/四半期		電気計装部品の保守管理 要領 (再Q施保363)	
								C:日常点検 (運転状態確認、外観点検等)	1回/日		日常巡視点検要領 (再Q施保309)	
第一付属排気筒	廃棄設備	○流量計	A07FRS001S	・計測制御系統施設 (測定機能)	排気元の建家の 管理区域解 除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 第一付属排気筒流量計の 校正 (再Q施保215)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
プルトニウム転換技 術開発施設駐車場 (PCDF)	緊急時対応設 備	◎重機	ホイールローダ 油圧シヨベル	・事故対処 (アクセスルートの確認)	全ての建家の 管理区域解 除まで	—	—	A:外観、作動検査	右欄参照	施設保全課長	施設定期自主検査要領書 重機の健全性確認 (再Q施保220)	A:外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認 する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
								C:特定自主検査 (外観、作動状態等の確認)	1回/年		運搬車両の点検要領書 (再Q施保345)	
								C:定期自主検査 (外観、作動状態等の確認)	1回/月			

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、B、Cは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録＋一部立会、B:全数記録)、検査区分Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者検査を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	建家・構築物	○建家・構築物	(分析課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ブルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B: 健全性確認	右欄参照	分析課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを、記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C: 供用中の健全性確認	1回/年		自主検査ISI(供用期間中の検査)(建家)(再Q分析-142)	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術開発棟)	○建家・構築物	(分析課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B: 健全性確認	右欄参照	分析課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C: 供用中の健全性確認	1回/年		自主検査ISI(供用期間中の検査)(建家)(再Q分析-142)	
分析所 (CB)	建家・構築物	○建家・構築物	(分析課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分析所の管理区域解除まで	—	—	B: 健全性確認	右欄参照	分析課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを、記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C: 供用中の健全性確認	1回/年		自主検査ISI(供用期間中の検査)(建家)(再Q分析-142)	
	○浸水防止扉	CB-2 CB-4	津波による損傷の防止	同上	—	—	B: 健全性確認	右欄参照	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)			
							C: 自主検査(作動確認等)	1回/3ヶ月	浸水防止扉の管理要領 (再Q分析-170)			
分析所 (CB)	セル等	◎温度警報装置	107FDT144	火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	分析課長	セル等(分析所)温度警報装置の施設定期自主検査 (再Q分析0-601)	A: 温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。 【担当課長】分析課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月		自主検査要領書(制御盤) (再Q分析-212)	
								C: 記録計の計器校正	1回/年		温度警報装置記録計の自主検査要領書(再Q分析-222)	
								C: 日常巡視・点検	1回/日		分析設備等の日常点検作業(CB編)(再Q分析-125)	

設備保全整理表

(最新更新日: 令和3年6月3日)

施設管理部 分析課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
分析所(CB)	セル等	◎漏洩検知装置	108LW*027	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	A: 性能検査	右欄参照	分析課長	セル等(分析所)漏洩検知装置の施設定期自主検査(再Q分析-205)	A: 漏洩検知装置が1.673 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】分析課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていることを確認。	1回/年		自主検査要領書(ドリフトレイ等・送液装置)(再Q分析-211)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/日		自主検査要領書(制御盤)(再Q分析-212)	
								C: 日常巡視・点検	1回/日		分析設備等の日常点検作業(CB編)(再Q分析-125)	
分析所(CB)	セル等	◎漏洩検知装置	108LW*214 108LW*404	同上	同上	—	—	A: 性能検査	右欄参照	分析課長	セル等(分析所)漏洩検知装置の施設定期自主検査(再Q分析-205)	A: 漏洩検知装置が0.832 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】分析課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C: 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていることを確認。	1回/年		自主検査要領書(ドリフトレイ等・送液装置)(再Q分析-211)	
								C: 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/日		自主検査要領書(制御盤)(再Q分析-212)	
								C: 日常巡視・点検	1回/日		分析設備等の日常点検作業(CB編)(再Q分析-125)	

*1: 「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2: 「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3: 「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4: 「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A: 全数立会又は全数記録十一部立会、B: 全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
建家・構築物	○建家・構築物		(環境管理課担当区域) ・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
	○建家・構築物						C:日常の巡視・点検	1回/日		日常巡視点検要領書(再Q環管234)	
○建家・構築物						C:外観検査	1回/月	放射性廃棄物の点検に係わる要領書(再S環管032)			
○建家・構築物						C:外観検査	1回/年	供用期間中の検査に係る自主検査要領書(再Q環管117)			
アスファルト固化処理施設(ASP)	◎漏洩検知装置		・閉じ込めの機能	アスファルト固化処理施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置 総合検査)(再Q環管229)	A:漏洩検知装置が0.514 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
	◎漏洩検知装置						A08LW*050 A08LW*251 A08LW*352	C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。		1回/年	
◎漏洩検知装置		A08LW*051 A08LW*052 A08LW*055 A08LW*056	C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	日常巡視点検要領書(再Q環管234)						
◎漏洩検知装置			C:日常の巡視・点検	1回/日	A:性能検査	右欄参照	施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置 総合検査)(再Q環管229)				
セル等							C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年	施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査)(再Q環管231)	日常巡視点検要領書(再Q環管234)	A:漏洩検知装置が1.009 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
セル等							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査)(再Q環管231)		
セル等							C:日常の巡視・点検	1回/日	日常巡視点検要領書(再Q環管234)		

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家・構築物	○建家・構築物	(環境管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能・遮蔽	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	
								C:日常の巡視・点検	1回/日		日常巡視点検要領書(再Q環管234)	
								C:外観検査	1回/月		放射性廃棄物の点検に係わる要領書(再S環管032)	
	1回/年	供用期間中の検査に係る自主検査要領書(再Q環管117)										
	セル等	◎温度警報装置	537FDT051 537FDT052 537FDT151 537FDT152	・火災等による損傷の防止	アスファルト固化体貯蔵施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照		環境管理課長	施設定期自主検査要領書(セル等温度警報装置 総合検査)(再Q環管230)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			施設定期自主検査要領書(セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査)(再Q環管231)
C:日常の巡視・点検								1回/日	日常巡視点検要領書(再Q環管234)			

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
建家・構築物	○建家・構築物		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
	C:日常の巡視・点検	1回/日					日常巡視点検要領書(再Q環管234)				
C:外観検査	1回/月	放射性廃棄物の点検に係わる要領書(再S環管032)									
								1回/年		供用期間中の検査に係る自主検査要領書(再Q環管117)	
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	セル等	◎温度警報装置	・火災等による損傷の防止	第二アスファルト固化体貯蔵施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 (セル等温度警報装置 総合検査)(再Q環管230)	A:温度警報装置が72.4℃以下で作動すること。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月		施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査)(再Q環管231)	
							C:日常の巡視・点検	1回/日		日常巡視点検要領書(再Q環管234)	
							A:性能検査(右欄参照)	右欄参照	施設定期自主検査要領書 (セル等温度警報装置 総合検査)(再Q環管230)	A:温度警報装置が72.0℃以下で作動すること。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)	
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査)(再Q環管231)		
							C:日常の巡視・点検	1回/日	日常巡視点検要領書(再Q環管234)		

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
第一低放射性固体 廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	(環境管理 課担当区 域)	・地震による損傷 の防止 ・遮蔽	第一低放射性 固体廃棄物貯 蔵場の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を 与える有害なき裂、剥離などが無いことを 記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定 める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:日常の巡視・点検	1回/日		貯蔵施設の日常巡視点検 要領書 (再Q環管002) 貯蔵施設の休日巡視点検 要領書 (再Q環管003)	

- *1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
- *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
- *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長
第二低放射性固体 廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷 の防止 ・遮蔽	第二低放射性 固体廃棄物貯 蔵場の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
								C:日常の巡視・点検	1回/日		貯蔵施設の日常巡視点検 要領書 (再Q環管002) 貯蔵施設の休日巡視点検 要領書 (再Q環管003)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫(HASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課用】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
							C:日常の巡視・点検	1回/日			貯蔵施設の日常巡視点検要領書(再Q環管002) 貯蔵施設の休日巡視点検要領書(再Q環管003)	
	セル等	◎温度警報装置	532FDT031 532FDT032	・火災等による損傷の防止	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 (セル等温度警報装置 総合検査)(再Q環管230)	A:温度警報装置が64.4℃以下で作動すること。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査)(再Q環管231)	
	セル	○温度計	532TI11 532TI12	・計測制御系統施設(測定機能)	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 (セル温度計 計器校正) (再Q環管232)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

- *1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
- *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
- *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	(環境管理課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 (再Q環管011)
								C:日常の巡視・点検	1回/日		貯蔵施設の日常巡視点検要領書 (再Q環管002) 貯蔵施設の休日巡視点検要領書 (再Q環管003)
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	セル等	◎漏洩検知装置	533LA*001 533LA*002	・閉じ込めの機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置 総合検査) (再Q環管229)
								C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年		施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査) (再Q環管231)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月		
								A:性能検査	右欄参照		施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置 総合検査) (再Q環管229)
			533LA*151					C:検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	1回/年		施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査) (再Q環管231)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月		施設定期自主検査要領書 (セル等漏洩検知装置、セル等温度警報装置 性能検査) (再Q環管231)
セル	○温度計	533TR003 533TR004	・計測制御系統施設 (測定機能)	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 (セル温度計 計器校正) (再Q環管232)	

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術管理棟)	○建家・構築物	(環境管理課 担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	建家・構築物	○建家・構築物	(環境管理課 担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	環境管理課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録＋一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
廃棄物処理場 (AAF)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃棄物処理場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)	
								C:日常の巡視・点検 (外観目視)	1回/日		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093)	
	低放射性廃液 第1蒸発缶	○圧力上限緊急操作装置	321PP*12.1 321PIP*12	・火災等による損傷の防止	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 年次検査(再Q処i025)	B:圧力上限緊急操作装置が200 kPaGauge以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月		施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 月例検査(再Q処i023)	
		○圧力計	321PIP*12	・計測制御系統施設 (測定機能)	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	B:計器校正	1回/年	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 流量計及び圧力計の計器校正 (再Q処i029)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
	セル等	◎漏洩検知装置	308LA*50 308LA*51	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.242 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)	
			308LA*20.2 308LA*21.2	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.422 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5					
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)						
廃棄物処理場 (AAF)	セル等	◎漏洩検知装置	308LA*22.2	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次 検査(再Q処 i 026)	A:漏洩検知装置が ⁰ 0.284 kPaGauge以下で 作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)			
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年						
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月						
			308FW*30 308FW*31 308FW*32	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次 検査(再Q処 i 026)		A:漏洩検知装置が ⁰ 0.530 kPaGauge以下で 作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)		
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年						
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月						
			308FW*33	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次 検査(再Q処 i 026)			A:漏洩検知装置が ⁰ 0.579 kPaGauge以下で 作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年						
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月						
			308LA*11A 308LA*11B 308LA*11C	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次 検査(再Q処 i 026)				A:漏洩検知装置が ⁰ 0.156 kPaGauge以下で 作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年						
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月						

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
廃棄物処理場 (AAF)	セル等	◎温度警報装置	318FDT022 318FDT023	・火災等による損 傷の防止	廃棄物処理場 の系統除染が 完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置 年次 検査(再Q処 i 024)	A:温度警報装置が73.5℃以下で作動する こと。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)		
								C:警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発報、点 滅又は点灯することを確認。					1回/月	施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置 月例 検査(再Q処 i 022)
								C:計器校正(記録計)					1回/年	
	海中放出設備	○流量計	317FS22	・計測制御系統施 設 (測定機能)	全ての建家の 管理区域解除 まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 流量計及び圧力計の計器 校正(再Q処 i 029)	B:計器が正常に作動することを記録により 確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)		

- *1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
- *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
- *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第二低放射性廃液 蒸発処理施設(E)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)	
								C:日常の巡視・点検 (外観目視)	1回/日		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093) 施設及び機器の保守・点検作業要領書(再Q処i038)	
	セル等	◎漏洩検知装置	322LW*200	・閉じ込めの機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.446 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
			322LW*201	・閉じ込めの機能				A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.068 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
331LA*001	・閉じ込めの機能	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が接点短絡で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)						
		C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)							
		C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月									

設備保全整理表

環境保全部 処理第1課

最新更新日:令和3年6月10日

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
第二低放射性廃液 蒸発処理施設(E)	低放射性廃液 第2蒸発缶	○圧力上限緊急操 作装置	322PP*12.1 322PIP*12	・火災等による損 傷の防止	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の系統除 染が完了する まで	—	—	B:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 年 次検査(再Q処 i 025)	B:圧力上限緊急操作装置が162 kPaGauge 以下で作動することを記録により確認す る。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)
								C:警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発報、点 滅又は点灯することを確認。	1回/月		施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 月 例検査(再Q処 i 023)	
		○圧力計	322PIP*12	・計測制御系統施 設(測定機能)	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の系統除 染が完了する まで	—	—	B:計器校正	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 流量計及び圧力計の計器 校正(再Q処 i 029)	B:計器が正常に作動することを記録により 確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で 定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)	
								C:日常の巡視・点検 (外観目視)	1回/日		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093) 施設及び機器の保守・点検作業要領書(再Q処i038)	
	低放射性廃液第3蒸発缶	○圧力上限緊急操作装置	326PP*10.3	・火災等による損傷の防止	第三低放射性廃液蒸発処理施設の系統除染が完了するまで	—	—	B:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 年次検査(再Q処i025)	B:圧力上限緊急操作装置が ¹ 158.7 kPaGauge以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月		施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 月例検査(再Q処i023)	
			B:性能検査					右欄参照	施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 年次検査(再Q処i025)		B:圧力上限緊急操作装置が ¹ 168.6 kPaGauge以下で作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)	
			C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。					1回/月	施設定期自主検査要領書 圧力上限緊急操作装置 月例検査(再Q処i023)			
	セル等	◎漏洩検知装置	326FW*70	・閉じ込めの機能	第三低放射性廃液蒸発処理施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査 (再Q処i026)	A:漏洩検知装置が ⁰ 0.960 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認。	右欄参照		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査 (再Q処i064)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	セル等	◎漏洩検知装置	326FW*120	・閉じ込めの機能	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書セル等漏洩検知装置 年次検査 (再Q処 i 026)	A:漏洩検知装置が ≤ 0.558 kPaGauge以下で動作すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
							C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認。	右欄参照				
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
		◎温度警報装置	327TA*120	・火災等による損傷の防止	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書セル等温度警報装置 年次検査 (再Q処 i 024)		A:温度警報装置が 72.2 °C以下で動作すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】セル等温度警報装置の警報試験(36)
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
							C:計器校正(記録計)	1回/年		監視・測定機器校正管理要領書(再Q処 i 207)		

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5						
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)					
放出廃液油分除去施設(C)	建家・構築物	○建家・構築物 (処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)					
							C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)						
								1回/年		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093)						
	セル等	◎漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	放出廃液油分除去施設の系統除染が完了するまで	—	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)				
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを外観目視により確認。	1回/年			施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)				
									C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。				1回/月			
	海中放出設備	○流量計	350FS20	・計測制御系統施設(測定機能)	全ての建家の管理区域解除まで	—	—	—	—	—		B:計器校正	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 流量計及び圧力計の計器校正(再Q処i029)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
スラッジ貯蔵場 (LW)	建家・構築物	○建家・構築物 (処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
							C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)		
							C:日常の巡視・点検 (外観目視)	1回/日		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093) 施設及び機器の保守・点検作業要領書(再Q処i038)		
	セル等	◎温度警報装置	333FDT031 333FDT032	・火災等による損傷の防止	スラッジ貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置 年次検査(再Q処i024)	A:温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月		施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置 月例検査(再Q処i022)	
								C:計器校正(記録計)	1回/年		監視・測定機器校正管理要領書(再Q処i207)	
	セル等	◎漏洩検知装置	333LA*031 333LA*032	・閉じ込めの機能	スラッジ貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が1.019 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)	
			332LW*12	・閉じ込めの機能	スラッジ貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.479 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
	C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)									

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)
								C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)
									1回/年		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093)
C:日常の巡視・点検 (外観目視)	1回/日	施設及び機器の保守・点検作業要領書(再Q処i038)									

- *1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
- *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
- *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
- *5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)	
								C:日常の巡視・点検 (外観目視)	1回/日		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093) 施設及び機器の保守・点検作業要領書(再Q処i038)	
	セル等	◎漏洩検知装置	333LA*20.4	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.362 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
			333LA*21.4 333LA*23.4	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.411 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月			
	333LA*22.4	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.509 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)		
						C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)			
						C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月					

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)				
廃溶媒貯蔵場 (WS)	セル等	◎漏洩検知装置	333FA*100a	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次 検査(再Q処 i 026)	A:漏洩検知装置が ^{0.430} kPaGauge以下で 作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年				
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
			333FA*100b	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次 検査(再Q処 i 026)		A:漏洩検知装置が ^{0.442} kPaGauge以下で 作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年				
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
		333FA*126a	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次 検査(再Q処 i 026)	A:漏洩検知装置が ^{0.489} kPaGauge以下で 作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)		
							C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録を用いて確認。	1回/年					
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月					
		◎温度警報装置	333FDT020 333FDT021 333FDT022 333FDT023	・火災等による損傷の防止	廃溶媒貯蔵場の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長		施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置 年次 検査(再Q処 i 024)	A:温度警報装置が ^{72.2} °C以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定め る時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル内温度警報試験(36)
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				
								C:計器校正(記録計)	1回/年				
監視・測定機器校正管理要領書(再Q処 i 207)													

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家・構築物	○建家・構築物 (処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
							C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)		
							C:日常の巡視・点検 (外観目視)	1回/日		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093) 運転要領書U328廃溶媒処理工程 自主検査及び保守点検(処理1-運要-328-1)		
	槽 (328V10,V11,V20,V21,V22,V23,V24,V25,V30,V31,V32,V40,V41,V47)	◎温度記録上限緊急操作装置	・火災等による損傷の防止	廃溶媒処理技術開発施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 槽 温度記録上限緊急操作装置の年次検査(再Q処i212)	A:温度記録上限緊急操作装置が55.3℃以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験(40)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。		1回/月		施設定期自主検査要領書 槽 温度記録上限緊急操作装置の月例検査(再Q処i218)
		○温度計	同上	・計測制御系統施設(測定機能)	廃溶媒処理技術開発施設の系統除染が完了するまで	—	—	B:計器校正	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 槽 温度計の校正(再Q処i214)	B:計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
	セル等	◎温度警報装置	・火災等による損傷の防止	廃溶媒処理技術開発施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置 年次検査(再Q処i024)	A:温度警報装置が71.7℃以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等温度警報装置の警報試験(36)	
								C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。		1回/月		施設定期自主検査要領書 セル等温度警報装置 月例検査(再Q処i022)
								C:記録計の校正		1回/年		監視・測定機器校正管理要領書(再Q処i207)

設備保全整理表

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	セル等	◎漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	廃溶媒処理技術開発施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処 i 026)	A:漏洩検知装置が0.627 kPaGauge以下で動作すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)	
							C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認。	1回/年				
							C:警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯することを確認。	1回/月				施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処 i 064)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第1課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な亀裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
								C:外観点検	1回/年		構築物の点検要領(再S施002)		
									1回/年		供用期間中の検査(ISI)管理要領書(再Q処i093)		
	セル等	◎漏洩検知装置	S04LA*002 S04LA*003 S04LA*004	・閉じ込めの機能	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の系統除染が完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)		A:漏洩検知装置が0.530 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)
								C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)		
									1回/月				
セル等	◎漏洩検知装置	S71LA*20.2	・閉じ込めの機能	完了するまで	—	—	A:性能検査	右欄参照	処理第1課長	施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 年次検査(再Q処i026)	A:漏洩検知装置が0.397 kPaGauge以下で作動すること。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 セル等漏洩検知装置の警報試験(37)		
							C:検知する設備又は送液装置の健全性が定期的な点検等により維持されていることを点検記録又は外観目視により確認。	1回/年		施設定期自主検査要領書 セル等漏洩検知装置 月例検査(再Q処i064)			
								1回/月					

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
焼却施設(1F)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第2課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	焼却施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な 裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第2課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								C:状態の確認	1回/年		構築物の点検要領 (再S施 ii 002)	
									1回/日		AAF、IFの共用期間中の検査 要領 (再Q処 ii 506)	
	焼却灰受槽	○温度上限操作装置	342TIO*33.1	・火災等による損傷の防止	焼却施設の系統除染が完了するまで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第2課長	施設定期自主検査要領書 温度上限操作装置の総合 検査(再S処 ii 114)	B: 温度上限操作装置が55.5℃以下で作動すること。 【担当課長】処理第2課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 操作装置の作動試験(20)
								C:警報又は表示のテスト スイッチにより、警報が発報、点 滅又は点灯すること。	1回/月		施設定期自主検査要領書 温度上限操作装置の性能 検査(月例)(再S処 ii 117)	
								C:温度の確認	1回/日		AAF、IF日常巡視点検要領 (再Q処 ii 504)	
	焼却灰貯槽	○温度計	342TIO*33.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	焼却施設の系統除染が完了するまで	—	—	B:計器校正	右欄参照	処理第2課長	施設定期自主検査要領書 温度計の計器校正(再S処 ii 113)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第2課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
								C:温度の確認	1回/日		AAF、IF日常巡視点検要領 (再Q処 ii 504)	
	焼却炉	○温度計	342TRC31.3、 342TRCW*32.1	・計測制御系統施設 (測定機能)	焼却施設の系統除染が完了するまで	—	—	B:計器校正	右欄参照	処理第2課長	施設定期自主検査要領書 温度計の計器校正(再S処 ii 113)	B: 計器が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】処理第2課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書(要領書番号)】 計器校正の確認(44)
								C:温度の確認	1回/日		AAF、IF日常巡視点検要領 (再Q処 ii 504)	

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
廃棄物処理場(AAF)	建家・構築物	○建家・構築物	(処理第2課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃棄物処理場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害な亀裂、剥離などが無いことを記録により確認する。 【担当課用】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
						—	—	C:状態の確認	1回/年	処理第2課長	AAF、IFの共用期間中の検査要領 (再Q処 ii 506)	
						—	—	C:状態の確認	1回/日	処理第2課長	AAF、IF日常巡視点検要領 (再Q処 ii 504)	

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術管理棟)	○建家・構築物	(処理第2課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	処理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
								第一付属排気筒			建家・構築物	
								C:状態の確認	1回/年	処理第2課長	構築物の点検要領(再S施ii 002)	
									1回/年		AAF、IFの共用期間中の検査要領(再Q施ii 506)	
									1回/日		AAF、IF日常巡視点検要領(再Q施ii 504)	

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

定期事業者検査要否整理表（再処理施設）

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
1	定義	第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。					
		2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					
		一 放射線 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。)第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。					
		二 管理区域 再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。					
		三 周辺監視区域 再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。					
		四 放射性廃棄物 再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。					
		五 運転時の異常な過渡変化 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。					
		六 設計基準事故 事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。					
		七 安全機能 事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。					
		八 安全機能を有する施設 事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設をいう。					
		九 安全上重要な施設 事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。					
		十 重大事故等対処施設 事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。					
		十一 重大事故等対処設備 事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう。					
		十二 多重性 事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。					
十三 独立性 事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する独立性をいう。							
十四 多様性 事業指定基準規則第一条第二項第十号に規定する多様性をいう。							
2	特殊な設計による再処理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで再処理施設を設置することができる。	－	－(該当設備なし)	－	－	
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	－	－(該当設備なし)	－	－	
3	廃止措置中の再処理施設の維持	第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(再処理規則第十九条の四の第二十号の性能維持施設をいう。)については、 次章及び第三章の規定にかかわらず 、当該認可に係る 廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持 しなければならない。	－	廃止措置計画の認可を受けた施設であり、左記に記載のとおり、以下の評価結果にかかわらず、廃止措置計画に記載した 性能維持施設 について、 定期事業者検査によりその機能維持を確認 する。 このため、以下の評価結果は検査項目等の参考情報とする。 なお、廃止措置が進み、廃止措置計画の 性能維持施設から削除するまでの間は、検査要 とする。	廃止措置計画「表6-1-1 性能維持施設」に記載した性能維持施設の機能維持を確認	－	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
4	核燃料物質 の臨界防止	<p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.一 ●【未臨界検査、保安記録確認検査(臨界管理)】 ・臨界管理を核燃料物質の濃度、質量又は組成で行っている場合は、それら管理の記録確認等</p>	<p>●プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●溶解槽溶液受槽からの給液の密度(密度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●所定の値で警報装置が作動することを確認する。</p> <p>●所定の値で操作装置が作動することを確認する。</p> <p>●脱硝工程へ送液する溶液の濃度等が制限値以下でなければ送液できないようにする機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●プルトニウム製品貯槽の液面の上限を検知し、警報する機能が維持されていることを確認する。</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号6】</p> <p>溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号18】</p> <p>警報装置の警報試験 【要領書番号19】</p> <p>操作装置の作動試験 【要領書番号20】</p> <p>脱硝工程インターロックの作動試験 【要領書番号27-1,2,3】</p> <p>プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号34】</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置</p> <p>溶解槽溶液受槽密度制御操作装置</p> <p>第1ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、第3ストリップ調整槽電導度下限操作装置、抽出器溶媒流量上限警報装置</p> <p>第2ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第1スクラブ調整槽密度下限操作装置、第3スクラブ調整槽電導度下限操作装置</p> <p>脱硝工程インターロック(UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)</p> <p>プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置</p>
		<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.二 ●【未臨界検査】</p>	<p>－(配置等の確認は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
		<p>3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.三 ●【警報検査(臨界警報装置)】</p>	<p>●臨界警報装置が正常に作動することを確認する。</p>	<p>定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】</p>	<p>臨界警報装置</p>
5	安全機能を有する施設の地盤	<p>第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第5条(試験研究用等原子炉施設の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p> <p>使用安重：第5条(使用施設等の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p>	<p>－(地盤の確認は、施設建設時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
6	地震による 損傷の防止	第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する 地震力 (事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による 地震力 (事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●(地震力に対する確認は、施設建設時に検査し、その後は上記の検査により維持を確認する。)	同上	同上
		3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	△知見考慮(斜面等の対策等の措置を施した場合はその措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
7	津波による 損傷の防止	第七条 安全機能を有する施設は、 基準津波 (事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 今後、津波対策に係る保安設備の設置や保安措置を施した場合はその維持についても確認。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
8	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第八条 安全機能を有する施設は、想定される 自然現象 (地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	—(外部からの衝撃による損傷の防止対策等の措置を施した場合は、その措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
		2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の 外部からの衝撃 が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの (故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないうよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	同上	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		3 安全機能を有する施設は、 航空機の墜落 により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).4 ▲【外観検査等(保安設備)、【保安記録確認検査(防護措置)】 ・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
9	再処理施設への人の不法侵入等の防止	第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への 人の不法な侵入 、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二條第二項第五号において同じ。)を 防止するため、適切な措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第9条(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施 使用安重：第10条(使用施設等への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。又は、保安規定・保安規則に基づく出入管理の記録確認等	●核物質防護規定において施設の防護措置を定め、必要な施設の維持を確認する。	—	—
10	閉じ込めの機能	第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を 限定された区域に閉じ込める機能を保持 するように設置されたものでなければならない。		●溶融ガラスの誤流下を防止するため、ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにするインターロック機能が維持されていることを確認する。 ●各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけるなどインターロック機能や故障時の自動起動機能が維持されていることを確認する。 ●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。 ●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●酸回収蒸発缶における異常な圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●高放射性廃液貯槽の温度上昇及び圧力上昇を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。	台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号3】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】 警報装置の警報試験 【要領書番号19】 酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号30】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号33】	台車(G51M18A)と結合装置(G21M11)のインターロック 送・排風機のインターロック機能 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物 廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置、高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置、γ線上限警報装置 酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置 高放射性廃液貯槽の警報装置 (槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置)

技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目	再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価	
						● 建家及びセル換気系の負圧異常を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。 ● 廃ガス貯槽の気密及び安全弁の作動を確認する。 － (該当設備なし)
	一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.一 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆弁)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要		－ (該当設備なし)	－	－
	二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.七 ●【保安記録確認検査(負圧)】		●セルは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能
	三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)		●セル内に設置されている機器等からの漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。	セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号37】	セル等漏洩検知装置
	四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)		●蒸気凝縮水系への放射性物質の漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。 ●漏えい液の回収のためのスチームジェットに必要な蒸気設備の機能が維持されていることを確認する。	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号24-1,2】 蒸気設備の作動検査 【要領書番号10】	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置、プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置) 蒸気設備(中央運転管理室)
	五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.三 ▲【気密/水密検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により気密/水密試験を行うことが不安な場合には、負圧検査等に代える。		●グローブボックスは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。 密封できる構造等、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能
	六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)		－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
	七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.五 ●【保安記録確認検査(風速)】 ・風速に関する点検及び巡視の記録確認等		－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は使用前の点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		八 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第11条(閉じ込めの機能).1.六 ●【保安記録確認検査(負圧)】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・負圧に関する点検及び巡視の記録確認等	●使用済燃料等を取り扱う室と屋外等の3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずし、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする機能について検査する。 ●室内の負圧は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。	受入れ系扉群インターロックの作動試験【要領書番号1】	シャッター扉とトラップ扉のインターロック
		九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第35条(廃棄物処理設備).2 ▲【保安記録確認検査(堰)】 ・漏えい拡大防止のための堰の状況については、点検又は巡視の記録確認等	－(漏えいが拡大するおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
11	火災等による損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.一 ●【保安記録確認検査(消火設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	●消火に必要な浄水を供給するための浄水設備用ポンプの機能が維持されていることを確認する。 ●セル内温度の温度上昇を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●廃溶媒処理工程の槽を設置しているセル等の温度上昇を検知し作動する緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●加熱蒸気供給系安全弁が所定の吹き出し圧力以下であることを確認する。	浄水設備用ポンプの性能試験【要領書番号8】 セル等温度警報装置の警報試験【要領書番号36】 廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験【要領書番号40】 加熱蒸気供給系安全弁の作動試験【要領書番号49】	浄水設備用ポンプ セル等温度警報装置 廃溶媒処理工程緊急操作系(槽温度記録上限緊急操作装置) 加熱蒸気供給系安全弁(266C3, 271C10)
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.二 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないことは、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目	再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価	
		3	安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用 するとともに、必要に応じて 防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.三 ▲【保安記録確認検査(可燃物持ち込み制限等)】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに使用前事業者検査で確認。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁については、使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	—(不燃性又は難燃性の材料、防火壁等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)
4	有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、 有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持 すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うこと その他の火災及び爆発の発生を防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●所定の値で操作装置が作動することを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】 操作装置の作動試験 【要領書番号20】 プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号23】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号26】 酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号29】	第1ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトニウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶(第1段)圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、液位下限警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置、温水器(282H50)温度上限操作上限警報装置、圧縮空気設備圧力下限警報装置 低放射性廃液第1蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第2蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第3蒸発缶圧力上限緊急操作装置、窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置、焼却灰受槽温度上限操作装置 プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 ウラン溶液蒸発缶(第1段)蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				●高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度上昇を検知し、警報を発する機能を確認する。	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号32】	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置
		5 有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(接地状況は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル等の換気は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、換気機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能
		7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●本条第4項に同じ	本条第4項に同じ	本条第4項に同じ
		8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(除去し得る設備は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		9 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.四 ▲【外観検査(接地)】	●本条第5項に同じ	－	－
		10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.五 ▲【外観検査(滞留防止構造)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	●第10条第1項第二号に同じ ●水素掃気用の空気圧縮機の機能が維持されていることを確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】 圧空設備圧縮機の性能検査【要領書番号5】 空気圧縮機予備機への自動切替確認【要領書番号50】	送・排風機のインターロック機能 空気圧縮機(計装用)(ユーティリティ施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設) ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能
		11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●前号に同じ	●前号に同じ	●前号に同じ
		12 ギルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄を失得る構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(火災及び爆発のおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
12	再処理施設内における溢(いつ)水による損傷の防止	第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢(いつ)水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第19条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第13条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(堰等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
13	再処理施設内における	第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	－(化学薬品の漏えいなどの防護措置は、施設製作時に検査し、	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	使用安重: 第14条(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) ▲保安記録確認検査(構造) ・腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等 ・化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要	その後は巡視点検等において機能維持を確認する。))		
14	安全避難通路等	第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 一 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	一(安全避難通路は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 二 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	一(法定消防避難用の照明は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその 専用の電源	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 三 ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等	一(設計基準事故が発生した場合に用いる照明は、事故対処用の懐中電灯等の点検により確認する。)	—	—
15	安全上重要な施設	第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として 多重性を有するもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備). 1. 二、の条項に多重性の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	○安全上重要な施設の多重性は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第29条(保安電源設備)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
16	安全機能を有する施設	第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての 環境条件 において、その 安全機能を発揮することができるように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備). 1. 三)の条項に全ての環境条件での機能発揮の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: 第16条(使用施設等の機能). 1 ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	○環境条件等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査により確認する。	—	—
		2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に 検査又は試験 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第11条(機能の確認等)の条項に試験又は検査の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・関係条項の検査が行えることでもって代える。 使用安重: 第16条(使用施設等の機能). 2 ○同時確認 ・関係号の検査が行えることでもって代える。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施	○検査又は試験ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な 保守及び修理 ができるように 設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na): 同上 使用安重: 同上	○保守及び修理ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。		
		4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.六、の条項に飛散物の記載がありその検査を例示する。) ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。 使用安重：第16条(使用施設等の機能).3 ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(現状、飛散物による防護措置として設置された設備はない。)	－	－
		5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と 共用 する場合には、再処理施設の 安全性が損なわれないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.一、の条項に共用の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 使用安重：第16条(使用施設等の機能).4 ○知見考慮 ・設備ごとに使用許可審査及び使用前事業者検査で確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(現状、二以上の原子力施設と共用する設備はない。)	－	－
17	材料及び構造	第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な 機械的強度及び化学成分を有すること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等).1.一 ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時 ・静的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第17条(材料及び構造) ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等により行う。	○安全性を確保する上で重要な容器等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	－	－
		二 容器等の 構造及び強度 は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	試験炉(Na)：同上 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 容器等の 主要な溶接部 (溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状 でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。 ハ 適切な強度を有するものであること 。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したもので溶接したものであること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等).1.二、一 ・使用前事業者検査(溶接検査)で確認 使用安重：(使用前事業者検査(溶接検査)で確認)	同上	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、 著しい漏えいがないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第12条(材料及び造等) .2 ●【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。 使用安重：第17条(材料及び構造) .2 ▲【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。	同上	－	－
18	搬送設備	第十八条 使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .一、の条項に核燃料物質取扱設備の能力等記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 ・臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施する。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●燃料カスククレーン等の機能が維持されていることを確認する。 ●天井クレーンとトラップ扉のインターロック機能が維持されていることを確認する。	クレーンの作動確認 【要領書番号45】	燃料カスククレーン、燃料取出しプールクレーン、燃料貯蔵プールクレーン、燃料移動プールクレーン
		二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .四の条項に核燃料体の取り扱い中の破損の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 ・臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
19	使用済燃料の貯蔵施設等	第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重：第180条(貯蔵施設) .1 .三 ▲【外観検査(プール水位)、作動検査(冷却装置)等】 ・崩壊熱等により廃棄物が加熱されるおそれがない場合は、定期事業者検査は不要	●使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の貯蔵プール熱交換器の冷却能力が維持されていることを確認する。	貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号2】	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器 予備貯蔵プールの熱交換器
		二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。 イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。 ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(使用済燃料の貯蔵プール等は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(一号と同じ)	－(プルトニウム製品貯槽は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020,4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
20	計測制御系 統施設	第二十条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度 二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度 三 使用済燃料溶解槽内の温度 四 蒸発缶内の温度及び圧力 五 廃液槽の冷却水の流量及び温度	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第30条(計測設備)の条項に計測する設備の記載があり計測対象が異なるが、参考までに例示する。) 【警報検査、スクラム検査等(計測・監視として確認)】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する圧縮空気設備の機機能が維持されていることを確認する。 ●計器の測定機能が維持されていることを校正により確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】 計器校正の確認 【要領書番号44】 空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	空気圧縮機(計装用) (高放射性廃液貯蔵場、ユーティリティ施設、焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設、クリプトン回収技術開発施設) 廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器(温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計、ウラン濃縮度モニタ、水素濃度計)
		2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置(各条項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603) 圧力下限警報装置
21	放射線管理 施設	第二十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】	●排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (排気モニタ)
		三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施	●放出水中の放射性物質の測定機能が維持されていることを確認する。	排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号15】	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)、保安記録確認検査(表面密度管理)】 ・放射性物質によって汚染された物の表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認等	●管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能が維持されていることを確認する。 ●空気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第16条(遮蔽等).1の条項に周辺の空間線量率の記載があり例示する。) ●【線量率検査】 使用安重: (左記と同様の条項はないが、「遮蔽」の条項に関連)	●周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	モニタリングステーション(ガンマ線線量率計)、モニタリングポスト(ガンマ線線量率計)
		第二十二条 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1、に安全保護回路を設けることを規定しており、以下の各号にその検査を以下に例示する。) 使用安重: 左記と同様の条項がないため、第21条(安全回路)の検査を例示する。 ●【作動検査(閉じ込め、臨界、火災爆発)】 ・当該設備が必要ない場合は、定期事業者検査は不要である。	●安全保護回路は、以下の2項のとおり設けており検査する。	—	—
		2 安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。 二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.一、に異常な過渡変化に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	●濃縮ウラン溶解槽の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の流量低下に係る緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶における異常反応を検知し、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)の液面上昇による汚染を防止するため、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●脱硝塔緊急操作系のウラン粉末の上昇防止の防止及び異常反応を検知する機能を確認する。 ●高放射性廃液蒸発缶の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●固化セルの圧力上昇を検知し、圧力放出系が作動し、固化セル内の圧力を低下させる機能が維持されていることを確認する。	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号17】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号21】 プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号22】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動試験 【要領書番号25-1,2】 脱硝塔緊急操作系の作動試験 【要領書番号28-1,2】 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号31】 固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号41】	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系(抽出器流量低下緊急操作装置) プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系(液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) 脱硝塔緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置) 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置) 固化セル換気系(圧力上限緊急操作装置)
22	安全保護回路		試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.二、に設備の異常等に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期事業者検査は不要である。 ・設備ごとに設認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重: (左記と同様の条項なし。)			

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
					<p>●焙焼還元炉の温度上昇等を検知し、加熱を停止させる機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●窒素・水素混合ガス供給系の水素濃度の上昇を検知し、供給を停止させる機能が維持されていることを確認する。</p>	<p>焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 【要領書番号42-1,2】</p> <p>窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号43】</p>	<p>焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置)</p> <p>窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)</p>
		<p>三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障(事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。</p>	<p>試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 三 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	<p>○三～六号は、施設製作時に検査し、その後は上記第2号に係る検査、点検等により機能維持を確認する。</p>	—	—	
		<p>四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路) . 1. 五、に運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合の記載があり例示する。) ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				
		<p>五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 六 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				
		<p>六 計測制御系統を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から機能的に分離されたものであること。</p>	<p>試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 七 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				
23	制御室等	<p>第二十三条 再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 1 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要である。</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	<p>○制御室は、施設製作時に検査し、その後は検査、点検等により機能維持を確認する。</p>	—	—	
		<p>2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 2 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	<p>○制御室の機能は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。</p>	—	—	
		<p>3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>	<p>— (3項～5項は、今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。 ただし、5項の換気設備については、廃止措置計画で明確にされるまでの間、緊急安全対策として配備した空気循環用機材の機能維持を確認する。)</p>	—	—	
		<p>4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：(左記と同様の条項なし。)</p>				

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 4 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・線量率検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における 有毒ガスの発生を検出するための装置 及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において 自動的に警報 するための装置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し 換気設備を隔離するための設備 その他の従事者を 適切に防護するための設備	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外 の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める 濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】	一(保安規定に基づく四半期及び年間の放出量、放出濃度等の監視により線量限度を超えないよう管理しており、改めて検査は行わない。)	—	—
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置 すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要	一(該当設備なし)	—	—
24	廃棄施設	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所 において気体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 四 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 三 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るもの であり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 五 ○同時確認 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 四 ▲【DOP検査、保安記録確認検査(フィルタ差圧)】 ・ろ過装置の機能については、放射性物質放出量の低減を期待しない場合は、定期事業者検査は不要 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、使用前事業者検査で確認。	○取替えが容易な構造は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等(検査前条件確認(フィルタ交換))により機能維持を確認する。	—	—
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 海洋放出口以外の箇所 において液体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 六 ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】	●海中放出設備の機能が維持されていることを確認する。	海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号48】	海中放出設備

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
			<ul style="list-style-type: none"> 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) .1.五 <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 			
25	保管廃棄施設	第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、 冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第36条(保管廃棄設備)には、冷却に係る記載はないが、検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(保管廃棄物管理)】 廃棄物の保管容量の管理については、保安規定に定めて実施 ●【保安記録確認検査(構造)】 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 漏えい防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 ▲【保安記録確認検査(構造)】 腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要 ●【保安記録確認検査(区画状況)】 汚染拡大防止のための区画状況については、点検又は巡視の記録確認等 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラス固化技術開発施設のガラス固化体の保管ビットの除熱能力が維持されていることを確認する。 	ガラス固化技術開発施設の保管ビットの風量確認検査 【要領書番号11】	保管ビット (ガラス固化技術開発施設)
26	使用済燃料等による汚染の防止	第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第35条(廃棄物処理設備) .1.五、に汚染除去に係る記載があり検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ○同時確認 ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 使用安重：第23条(核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(壁・床)】 建家内の日常的な点検又は巡視の記録確認等 	○汚染を除去しやすいものなどは、施設製作時に検査し、その後は第6条(地震による損傷の防止)や日常の点検等により機能維持を確認する。	—	—
		2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該 汚染を除去するための設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第19条(汚染を検査するための設備) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 	○汚染検査設備は、施設製作時に検査し、その後は日常の点検等により機能維持を確認する。	—	—
27	遮蔽	第二十七条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める 線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .1 <ul style="list-style-type: none"> ●【線量率検査】 使用安重：第21条(遮蔽) .1.一 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 	●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有する遮蔽設備 が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、 放射線の漏えいを防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .2 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 使用安重：第21条(遮蔽) .1.二 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 	●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	同上	同上

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
28	換気設備	第二十八条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力 を有するものであること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.一 ●【排気風量検査又は排気筒放射性物質濃度検査(排気風量測定)】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○換気能力は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		二 使用済燃料等により汚染された空気が 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.二 ○同時確認 ・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・ 第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持 し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.三、 ○同時確認 ・ ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・ 第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.四 ○同時確認 ・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
29	保安電源設備	第二十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .1 ●【非常用電源検査】 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.一 ●【非常用電源検査】	●非常用発電機の機能が維持されていることを確認する。	非常用発電機の作動試験 【要領書番号38】	非常用発電機 (ユーティリティ施設、中間閉閉所、第二中間閉閉所、ガラス固化技術開発施設)
		2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .2 ●【非常用電源検査】 ・ 当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.二 ●【非常用電源検査】 ・ 当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 ・ 無停電電源装置を必要とする「特に必要な設備」とは、「放射線監視設備(モニタリングポスト)」と解される。(使用許可基準規則の解説より)	●無停電電源装置の機能が維持されていることを確認する。	無停電電源装置の作動試験 【要領書番号39】	無停電電源装置 (分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、廃溶媒処理技術開発施設、焼却施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、プルトニウム転換技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、クリプトン回収技術開発施設)
		3 保安電源設備(事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。)は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の 安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう 、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 高エネルギーのアーク放電による 電気盤の損壊の拡大を防止 するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項及び第2項の検査において確認する。	—	—
		二 前号に掲げるもののほか、 機器の損壊、故障その他の異常を検知し 、及びその拡大を防止するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—
	4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも 二回線は、当該再	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	する。(研究所の特高変電所から2回線で受電)		
		5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認する。	—	—
30	緊急時対策所	第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が 制御室以外の場所 に設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。)	—	—
		2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に 有毒ガスから防護するための設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。) ¹	—(同上)	—	—
31	通信連絡設備	第三十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において 工場等内の人に対し必要な指示 ができるよう、 警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等) .1 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 使用安重：左記と同様の条項なし。第26条(警報装置等)の条項に通信連絡設備の記載があり、それを例示する。 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等	—(同上)	—	—
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において 再処理施設外の通信連絡 をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、 多様性を確保した専用通信回線 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等) .2 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 ・「原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所」とは、「関係官庁等の異常時通報連絡先機関等」である。(試験炉許可基準規則の解説より) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(同上)	—	—
—	その他 (事故対応資機材以外)	上記の条項には該当しないが、廃止措置計画の性能維持施設であり、定期事業者検査により機能維持を確認しているもの。		●冷水ポンプの締切圧力がポンプの容量に対応した所定の締切圧力以上であることを確認する。 ●二次冷却水循環ポンプ及び冷却水供給ポンプの締切圧力がポンプの容量に対応した所定の締切圧力以上であることを確認する。 ●冷却塔出口の冷却水流量が設定値以上であることを確認する。 ●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●冷却水供給ポンプ及び冷却塔供給ポンプの故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号7】 冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号9】 ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号12】 警報装置の警報試験 【要領書番号19】 供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号51】	冷水設備用ポンプ 冷却水設備プロセス用ポンプ ガラス固化技術開発施設の冷却塔 廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置(各条項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65)液位上限操作上限警報装置、冷却水設備圧力下限警報装置) 冷却水供給ポンプ(583P141、P142、P143) 冷却塔供給ポンプ(583P181、P182、

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
						P183)
一	その他 (事故対応 資機材)			●事故対応に必要な設備の性能 を確認する。	緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	移動式発電機、接続端 子盤(電源ケーブル含 む)、緊急電源接続盤、 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む) ホイールローダ、油圧 ショベル タンクローリー 水槽付き消防ポンプ 自動車、化学消防自動 車、消防ホース等の付 属品 通信機材 中央制御室の空気循環 用機材 TVF制御室の空気循環 用機材 予備循環ポンプ、 エンジン付ポンプ、 一次冷却水循環ポン プ、 二次冷却水循環ポン プ 排風機、ブロワ、可搬 型ブロワ、可搬式圧縮 機(圧縮空気用ホース 等含む) 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む)、可搬 式圧縮機(圧縮空気用 ホース等含む) 高線量防護服類 可搬型蒸気供給設備、 蒸気用ホース等の付 属品

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
受入れ系扉群インターロックの作動試験 【要領書番号 1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッター扉と トラップ扉のインターロック)	令和 3 年 1 1 月上旬	
貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号 2】	第 19 条 (使用済燃料の貯蔵施設等)	分離精製工場 (MP)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器、予備貯蔵プールの熱交換器	令和 4 年 3 月下旬	
台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉 台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック	令和 4 年 2 月下旬	
建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 1)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 2)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 4-1, 2, 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号 5】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (計装用)	令和 4 年 3 月下旬	
プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号 6】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 7】	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
浄水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 8】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	資材庫	浄水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号 9】	その他 (事故対応資機材以外)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備プロセス用ポンプ 冷却水供給ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
蒸気設備の作動検査 【要領書番号 10】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	中央運転管理室	蒸気設備	令和 4 年 1 月中旬	
ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査 【要領書番号 11】	第 25 条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	令和 4 年 2 月下旬	
ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号 12】	その他 (事故対応資機材以外)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷却塔	令和 4 年 3 月下旬	

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 6 条 (地震による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UO3) 排水モニタ室 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 中間閉閉所 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UO3) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二中間閉閉所 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 資材庫 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3UO3) ユーテリリティ施設 (UC) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	以下の工事は、建家周辺で行うため、建家、構築物の検査において確認できない箇所など、影響する可能性がある。 ・ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の耐津波補強工事 (令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月) ・主排気筒の耐震補強工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 3 月) ・高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び配管トレンチ (T21) 周辺の地盤改良工事 (令和 2 年 7 月～令和 4 年 3 月) ・津波漂流物防護柵の設置工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 2 月)
	第 7 条 (津波による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) 中間閉閉所 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二中間閉閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 24 条 (廃棄施設)	放射性廃棄物の廃棄施設	主排気筒、第一付属排気筒、 第二付属排気筒	令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 27 条 (遮蔽)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号 14】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	令和 3 年 1 1 月上旬	
	第 21 条 (放射線管理施設)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ、排気モニタ)	令和 3 年 1 1 月上旬	
		周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、 モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	令和 4 年 2 月中旬	
排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号 15】	第 21 条 (放射線管理施設)	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)	令和 4 年 2 月中旬	
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	第 23 条 (制御室等)	分離精製工場 (MP)	中央制御室の空気循環用機材	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	TVF 制御室の空気循環用機材		

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	その他 (事故対応資機材)	核サ研南東地区 緊急時自動車車庫 正門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 プルトニウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ガラス固化技術開発施設 (TVF)	電源設備 移動式発電機、接続端子盤 (電源ケーブル含む)、緊急電源接続盤 (分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設)、可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
			アクセスルートの確保 重機 (ホイールローダ、油圧ショベル)		
			燃料運搬 タンクローリー		
			崩壊熱除去機能及び放出抑制設備 水槽付き消防ポンプ自動車、化学消防自動車、消防ホース等の付属品 (水槽付き消防ポンプ自動車からの供給用)		
			通信連絡を行うために必要な設備 通信機材 (MCA 携帯型無線機、衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)		
			中央制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、可搬型入気装置、エアロック用グリーンハウス)、 TVF 制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、給気ユニット)		
			崩壊熱除去機能 予備循環ポンプ、エンジン付ポンプ、一次冷却水循環ポンプ、二次冷却水循環ポンプ		
			水素掃気機能 排風機、ブロウ、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)、可搬式ブロウ、		
			計装設備 可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)		
			事故対応要員の放射線防護機能 高線量防護服類 (鉛エプロン、タングステン製防護服、タングステンエプロン)		
放射性物質の漏えい対処設備 可搬型蒸気供給設備 (ボイラ、燃料タンク等)、蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの供給用)					
濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号 17】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12.2) 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP+12.3)	令和 3 年 1 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP*10.2、242PP*11.2)、 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP*10.3、242PP*11.3)	—	
溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号 18】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	溶解槽溶液受槽密度制御操作装置	令和 3 年 1 2 月	
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第 1 ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、抽出器溶媒流量上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶γ線上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			警報装置 (廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置)	令和3年12月	
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置)	令和3年11月	
		高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇警報装置)	令和4年2月	
	第11条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第1ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトリウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶(第1段)圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶液位下限警報装置)	令和3年11月	
			警報装置 (温水器(282H50)温度上限操作上限警報装置)	令和3年12月下旬	
		ユーティリティ施設 (UC)	警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報装置)	令和3年12月下旬	
	第20条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置(各条項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603)圧力下限警報装置	令和3年12月下旬	
	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置(各条項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65)液位上限操作上限警報装置)	令和4年2月	
ユーティリティ施設 (UC)		廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置(各条項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装置)	令和3年12月下旬		
操作装置の作動試験 【要領書番号 20】	第4条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	操作装置 (第2ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第3ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第1スクラブ調整槽密度下限操作装置、第3スクラブ調整槽電導度下限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
	第11条 (火災等による損傷の防止)	廃棄物処理場 (AAF)	操作装置 (低放射性廃液第1蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和4年2月下旬	
		第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	操作装置 (低放射性廃液第2蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和4年2月下旬	
		第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第3蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和4年2月下旬	
		プルトリウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
		焼却施設 (IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装置)	令和4年2月	

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 21】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 22】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 23】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 1) 【要領書番号 24-1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	令和 4 年 3 月下旬	
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 24-2】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 1)、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 25-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系 (液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 26】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝工程インターロックの作動試験 (その 1)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 2)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 27-1, 2, 3】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝工程インターロック (U ₂ NH ₃ 受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 1)、 脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 28-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 29】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 30】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 31】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 32】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号 33】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号 34】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号 35】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF)	建家及びセル換気系の負圧警報装置	令和 4 年 2 月下旬 (TVF 以外) 令和 4 年 3 月下旬 (TVF)	
セル等温度警報装置の警報試験 【要領書番号 36】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等温度警報装置	令和 4 年 1 月下旬	
セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号 37】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等漏洩検知装置	令和 4 年 1 月下旬	
非常用発電機の作動試験 【要領書番号 38】	第 29 条 (保安電源設備)	中間開閉所 第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	非常用発電機	令和 4 年 3 月下旬	
無停電電源装置の作動試験 【要領書番号 39】	第 29 条 (保安電源設備)	分析所 (CB) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	無停電電源装置	令和 4 年 2 月中旬～ 令和 4 年 3 月中旬	
廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 【要領書番号 40】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 41】	第 22 条 (安全保護回路)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 3 月下旬	
焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 1)、 焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 42-1、2】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号 43】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (G) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、液位計、液面計、密度計)	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計)	令和 3 年 1 月～ 令和 4 年 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 溶解槽温度計 (242TR10.1、242TR10.2、242TR11.1、242TR11.2) 及び圧力計 (242PR10、242PR11、242dPR10.1、242dPR11.1)、溶解槽溶液受槽密度計、廃ガス貯槽圧力計、溶解施設給液槽流量計、液位計及び密度計、抽出器流量計 (25FIC11.3 を除く)、 第 1 スクラブ調整槽密度計、第 3 スクラブ調整槽電導度計、第 2 ストリップ調整槽電導度計、第 3 ストリップ調整槽電導度計、 プルトニウム溶液蒸発缶温度計及び圧力計、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 温度計、圧力計及び流量計、 酸回収蒸発缶温度計及び圧力計、 高放射性廃液蒸発缶圧力計 (271PIC10.5)、電導度計及びγ線計
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、水素濃度計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 焙焼還元炉温度計及び流量計、窒素水素混合ガス供給系水素濃度計
		ウラン脱硝施設 (DN)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、ウラン濃縮度モニタ)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 脱硝塔温度計及び圧力計、UNH 受槽密度計及びウラン濃縮度モニタ、 溶解槽温度計、圧力計及び密度計、 溶解液受槽密度計

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	廃棄物処理場 (AAF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (圧力計、流量計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 海中放出設備流量計 (317FS22)
クレーンの作動確認 【要領書番号 45】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	燃料カスクレーン、燃料取出しブルクレーン、燃料貯蔵ブルクレーン、燃料移動ブルクレーン	令和 4 年 3 月下旬	
セル内クレーンインターロックの作動試験 【要領書番号 46】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	セル内クレーンインターロック	令和 4 年 3 月下旬	
廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号 47】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽 (安全弁含む)	令和 3 年 1 2 月	
海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号 48】	第 24 条 (廃棄施設)	廃棄物処理場 (AAF) 放出廃液油分除去施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	令和 3 年 1 1 月下旬	
加熱蒸気供給系安全弁の作動試験 【要領書番号 49】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系安全弁 (266C3、271C10)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号 50】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、ユーティリティ施設 (UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号 51】	その他 (事故対応資機材以外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ予備機への自動切替確認	令和 3 年 1 2 月下旬	

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番号 と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
1	1	受入れ系扉群インターロックの作動試験	A	添付6 4.2.7施設内のインターロック (2)異なった換気区域間の扉類のインターロック	3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずしたり、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする。	10	閉じ込めの機能
2	2	貯蔵プール熱交換器の流量の確認	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造と設備 (2)主要な設備及び機器の種類 (iii)プール水処理設備	熱交換器 基数2基(うち1基常用) 容量 約1,880,000kcal/h/基	19	使用済燃料の貯蔵施設等
3	3	台車と結合装置のインターロックの作動試験	A	添付8、9 8.1.3放射性溶液の漏洩 8.1.3.4ガラス固化技術開発施設における溶融ガラス誤流下(ii)	ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにインターロックを設ける。	10	閉じ込めの機能
4	4-1	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)	A		(イ)建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ)換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。	10 11 28	閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 換気設備
5	4-2	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)	A	本文、添付6 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.再処理施設の一般構造 (3)使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (イ)換気に関する構造 (a)換気系に関する基本的な考え方	添付書類(6.4.2.7施設内のインターロック(1)換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射線物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。	10 11 28	閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 換気設備
6	4-3	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)	A		添付書類(6.3.3.4換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 11 28	閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 換気設備
7	5	圧空設備圧縮機の性能検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 イ.動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (iii)圧縮空気設備 (a)構造	圧縮空気設備は、ユーティリティ施設に再処理施設専用の空気圧縮機を設け、各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する。また、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び第二アスファルト固化体貯蔵施設に空気圧縮機を設ける。 (Kr、TVFなどにも記載あり)	11 20	火災等による損傷の防止 計測制御システム施設
8	6	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験	A	添付6 6.4.2.6臨界 (6)臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 4)分離及び精製	(ix)プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装を設ける。	4	核燃料物質の境界防止
9	7	冷水設備用ポンプの性能試験	B	記載なし	記載なし	-	その他 (冷却機能)
10	8	浄水設備用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ)給水施設 (b)主要給水関係設備	ポンプ 基数 3基(うち2基常用) 容量 170m ³ /時/基	11	火災等による損傷の防止
11	9	冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ)給水施設 (b)主要給水関係設備	冷却水供給ポンプ 基数 3基(うち2基常用) 容量 約1,100m ³ /時	-	その他 (冷却機能)
12	10	蒸気設備の作動検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (ii)蒸気供給施設 (a)構造	蒸気供給施設は、核燃料サイクル工学研究所内に再処理施設専用のボイラを設け、各工程で使用する蒸気及び建家の暖房用熱源としての蒸気を供給する。本施設にはボイラのほか、油タンクなどの付属設備を設ける。	10	閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番号と同様)	検査項目	検査区分		事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
			A：全数立会又は 全数記録＋一部立会	B：全数記録				
13	11	ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (b) 主要な設備及び機器の種類	保管ピット 1式 除熱能力 505,000kcal/時	25	保管廃棄施設	
14	12	ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (e) 冷却塔設備	冷却塔 基数 2基 約 870,000kcal/時/基	-	その他 (冷却機能)	
15	13	建家、構築物の健全性確認検査	B	記載なし	記載なし	6 7 10 24 27	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 閉じ込めの機能 廃棄施設 遮蔽	
16	14	定置式モニタ類の性能検査	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類	(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 管理区域の線量当量率及び空気汚染を監視するために次の各種放射線モニタ類を設置する。 (i) 空気汚染モニタリング用機器 ベータ線ダストモニタ プルトニウムダストモニタ (ii) 放射線モニタリング用機器 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 臨界警報装置 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 排気モニタリング設備 クリプトンモニタ ヨウ素モニタ ダストモニタ (iii) 屋外放射線モニタリング設備	4 21	核燃料物質の臨界防止 放射線管理施設	
17	15	排水モニタリング設備の作動確認	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 排水モニタリング設備 分析設備	21	放射線管理施設	
18	16	緊急時対応設備の確認	A	記載なし	記載はないが、重要な設備であり検査区分Aとする。	-	その他 (事故対応資機材)	
19	17	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (d) その他	濃縮ウラン溶解槽の圧力制限 使用済燃料溶解中の溶解槽内の圧力 0.2kg/cm ² G以下	22	安全保護回路	
20	18	溶解工程インターロックの作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値 (ホ) 調整槽	溶解槽溶液受槽からの給液の密度 1.4g/cm ³	4	核燃料物質の臨界防止	
21	19	警報装置の警報試験	B	記載なし	記載なし	4 10 11 20 -	核燃料物質の臨界防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 計測制御系統施設 その他（漏えい検知機能） その他（冷却機能）	
22	20	操作装置の作動試験	B	記載なし	記載なし	4 11	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止	

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A：全数立会又は 全数記録＋一部立会 B：全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
23	21	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (vi) 分離、精製及び溶媒回収	分離、精製及び溶媒回収関係の給液系及び試薬の供給系にはFP ⁺ （流量下限緊急操作）を設置する。 FP ⁺ は給液の低下を検知するもので、検知後、抽出器全体を停止する。	22 安全保護回路
24	22	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iii) プルトニウム溶液蒸発缶	プルトニウム溶液蒸発缶にはPP ⁺ 、TP ⁺ を設置する。 PP ⁺ は異常反応を検知するためのものであり、TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのものであり、それぞれ給液及び加熱の停止を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は120℃とする。	22 安全保護回路
25	23	プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11 火災等による損傷の防止
26	24-1	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文	(1) 蒸気は、使用后、凝縮水とともに中間貯槽に送るが、この系の必要な箇所にモニタリング設備を設け、汚染を監視する。	10 閉じ込めの機能
27	24-2	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験（その2）	A	8.1.3放射線溶液の漏洩 8.1.3.3蒸気加熱系への汚染		10 閉じ込めの機能
28	25-1	ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備	ウラン溶液蒸発缶(第1段)にはLP ⁺ (液面上限緊急操作)、TP ⁺ (温度上限緊急操作)を設置する。 LP ⁺ は検知器を2台設置するもので、液面上昇による汚染の2重防止機構として給液及び加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのもので、加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は115℃とする。	22 安全保護回路
29	25-2	ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その2）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	ウラン溶液蒸発缶(第1段)にはLP ⁺ (液面上限緊急操作)、TP ⁺ (温度上限緊急操作)を設置する。 LP ⁺ は検知器を2台設置するもので、液面上昇による汚染の2重防止機構として給液及び加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのもので、加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は115℃とする。	22 安全保護回路
30	26	ウラン溶液蒸発缶（第1段）加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11 火災等による損傷の防止
31	27-1	脱硝工程インターロックの作動試験（その1）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備	濃度 450gU/l 添付書類 (6.4.2.6臨界、5) 脱硝、〈ウラン脱硝施設〉	4 核燃料物質の臨界防止
32	27-2	脱硝工程インターロックの作動試験（その2）	A	(5) 脱硝施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値	(iii) 硝酸ウラン溶液をUNH受槽からUNH貯槽へ送り込む配管の弁には安全錠を備え、又、UNH受槽には濃縮度モニタ及び密度計を備え、濃縮度及び濃度がそれぞれ1.6%、450gU/L以下でなければ送液できないようにする。	4 核燃料物質の臨界防止
33	27-3	脱硝工程インターロックの作動試験（その3）	A	(a) 主要な核的制限値 〈ウラン脱硝施設〉 (1.6%濃縮ウラン) (ロ) UNH貯槽		4 核燃料物質の臨界防止
34	28-1	脱硝塔緊急操作系の作動試験（その1）(Hその3)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備	ウラン脱硝施設建家内の脱硝塔にはPP+（圧力上限緊急操作）、TP-を設置する。 PP+は異常反応を検知するもので、圧力が異常に上昇した場合に、脱硝塔の運転を自動的に停止する。TP-は脱硝塔の流動層の作動を良好に保つためのもので、温度が100℃以下になった場合に給液を停止する。	22 安全保護回路
35	28-2	脱硝塔緊急操作系の作動試験（その2）(Hその4)	A	(2) 主要な安全保護回路の種類 (v) 脱硝塔		22 安全保護回路
36	29	酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (6) 酸及び溶媒の回収施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な熱的制限値	酸回収蒸発缶の加熱蒸気温度 135℃以下	11 火災等による損傷の防止
37	30	酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 6.4.2安全設計及び安全対策 6.4.2.5火災・爆発	(4) 溶解槽での反応、蒸発缶内におけるホルムアルデヒドと硝酸の反応については十分な工程管理で制御する。(ホルムアルデヒドは使用していないが準用)	10 閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番号 と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
38	31	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iv) 高放射性廃液蒸発缶	高放射性廃液蒸発缶には濃縮ウラン溶解槽と同様にPP ⁷ 、PP ⁸ を設置する。	22 安全保護回路
39	32	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	記載なし	事業指定申請書本文に「主要な熱制限値」を明記していないが、No23プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験と同様の警報装置を設けているため、検査分類はAとする。	11 火災等による損傷の防止
40	33	高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験	A	記載なし	記載はないが安全上重要な施設の警報であり、検査分類はAとする。	10 閉じ込めの機能
41	34	プルトニウム製品貯槽の液面警報試験	A	添付 6 6.4.2.6 臨界 (6) 臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 6) 製品貯蔵	(iii) プルトニウム製品貯槽には液面警報器を備える。	4 核燃料物質の臨界防止
42	35	建家及びセル換気系の負圧警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (i) 換気に関する構造 (a) 換気系に関する基本的な考え方	(イ) 建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ) 換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。 添付書類 (6.4.2.7 施設内のインターロック(1) 換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。 添付書類 (6.3.3.4 換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 閉じ込めの機能
43	36	セル等温度警報装置の警報試験	A	添付 8 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	万一の事故発生を想定して必要なセル類は、耐火・耐爆性とするともに、換気系などの必要箇所も耐火・耐爆性とする。特にコンクリートセルの給気系の必要な箇所には、フィルタ、ダンパ、特殊逆弁を設け、事故時の汚染の逆流を防止する。 また、化学薬品などは専用倉庫に貯蔵するとともに、セルなどは電気機器の使用をなるべく避け、使用する場合は配線のステンレス管被覆や低電圧、防爆構造をとるほか、機器類はすべて接地する。なお、リサイクル機器試験施設のセルなどに設置する機器類は、接地するとともに、電気機器は、必要に応じて防爆構造とし、着火源を排除する設計とする。屋内外の必要な箇所には、火災・爆発検知機及び警報装置、消火設備、非常退避ルートなどを設ける。	11 火災等による損傷の防止
44	37	セル等漏洩検知装置の警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (ii) 液体の閉じ込めに関する構造	放射性液体は、原則として容器、コンクリートセル及び建家により3重のコンテインメントをもつように設計する。セルの床及び壁の必要な部分にはステンレス鋼ライニングを設備するか、又はステンレス鋼製ドリフトレを設備し、水密性を確保する。さらに、漏出の有無等の監視設備、漏出液の処置など万全の対策を講じる。建家間の放射性廃液の配管についても同様の水密性確保の対策を講じる。	10 閉じ込めの機能
45	38	非常用発電機の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (ii) 非常用電源設備 (a) 構造	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーテリリティ施設に2基、中間閉閉所に2基、第二中間閉閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーテリリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間閉閉所の非常用発電機は、万1基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間閉閉所の2基のうちの1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万1基が起動しない場合にも、第二中間閉閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
46	39	無停電電源装置の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (ii) 非常用電源設備 (a) 構造	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーテリリティ施設に2基、中間閉閉所に2基、第二中間閉閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーテリリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間閉閉所の非常用発電機は、万1基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間閉閉所の2基のうちの1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万1基が起動しない場合にも、第二中間閉閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
47	40	廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 (旧その2)	A	本文 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	(vi) ドデカン及びTBPを取扱う槽を設置しているセル及び(v)に記述した固化設備を設置している室には温度検知器を備える。	11 火災等による損傷の防止
48	41	固化セル換気系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験設備の構造及び設備 (vi) ガラス固化技術開発施設 (f) 安全保護回路	固化セルにはPP ⁷ (圧力上限緊急操作) を設ける。PP ⁷ は固化セル内の圧力が異常に上昇した場合、圧力放出系を動作させ、固化セル内の圧力を低下させる。	22 安全保護回路

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係


No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A：全数立会又は 全数記録＋一部立会 B：全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
49	42-1	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備	焙焼還元炉にはTP ⁺ 、FP ⁺ を設置する。TP ⁺ は炉の温度が異常に上昇した場合に、FP ⁺ は炉端部冷却水の流量が異常に低下した場合に、それぞれ炉の加熱の停止操作を自動的に行う。	22 安全保護回路
50	42-2	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験（その2）	A	4.1再処理施設の位置、構造及び設備 4.2その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3)主要な試験施設の構造及び設備 (iii)プルトニウム転換技術開発施設 (e)主要な安全保護回路の種類	TP ⁺ の設定値は850℃とする。	22 安全保護回路
51	43	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験	A	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 4.2その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3)主要な試験施設の構造及び設備 (iii)プルトニウム転換技術開発施設 (d)主要な核的及び化学的制限値 (e)主要な化学的制限値	窒素-水素混合ガス中の水素濃度 6%以下 (e)主要な安全保護回路 窒素-水素混合ガスの供給系にはH ₂ P ⁺ （水素濃度上限緊急操作）を設置する。H ₂ P ⁺ は、焙焼還元炉に供給する窒素-水素混合ガス中の水素濃度が異常に上昇した場合に、窒素-水素混合ガスの供給を自動的に停止する。	22 安全保護回路
52	44	計器校正の確認	B	記載なし	記載なし	20 計測制御系統施設
53	45	クレーンの作動確認	B	記載なし	記載なし	18 搬送設備
54	46	セル内クレーンインターロックの作動試験	B	記載なし	記載なし	18 搬送設備
55	47	廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験	B	記載なし	記載なし	10 閉じ込めの機能
56	48	海中放出設備の海中放出管漏洩試験	B	記載なし	記載なし	24 廃棄施設
57	49	加熱蒸気供給系安全弁の作動試験	B	記載なし	記載なし	11 火災等による損傷の防止
58	50	空気圧縮機予備機への自動切替確認	B	記載なし	記載なし	11 火災等による損傷の防止 20 計測制御系統施設
59	51	供給ポンプ予備機への自動切替確認	B	記載なし	記載なし	- その他 (冷却機能)

第2回 再処理施設 施設管理実施計画

令和3年8月

核燃料サイクル工学研究所

保安管理部

承認 (R3/8/18)	同意 (R3/8/18)	作成 (R3/8/17)
保安管理部長	核取主任者	危機管理課長
		

改定履歴管理表

版番号	改定年月日	改定理由	備考
制定	令和 3 年 8 月 18 日	/	令和 3 年 8 月 19 日 より施行する。

目 次

1.	目的	1
2.	施設管理実施計画の始期及び期間	1
3.	設計及び工事	1
4.	施設の保全のために実施する巡視	1
5.	点検、検査等の方法、実施頻度及び時期	1
6.	工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置	2
7.	設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価	2
8.	設計、工事、巡視及び点検等に係る改善	3
9.	施設管理に関する記録	3

別図 保全重要度分類の基本的な考え方

別添 1 設備保全整理表

別添 2 定期事業者検査要否整理表（再処理施設）

別添 3 定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

1. 目的

本計画は、「再処理施設保安規定」（以下「保安規定」という。）及び「再処理施設品質マネジメント計画書」（QS-P06）に基づき、再処理廃止措置技術開発センター（以下「センター」という。）の施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定めるものであり、「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくことを目的とする。

なお、記載項目は、保安規定の記載項目に沿った項目としており、施設管理に係る点検、検査等の個別の業務は、「非常事態の措置に係る計画（研究所共通編）」（SAM-再使 DE-002）に基づき実施するものとする。

2. 施設管理実施計画の始期及び期間

施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査の開始日とし、終期は次の定期事業者検査の開始予定日の前日とする。

3. 設計及び工事

保安管理部危機管理課（以下「危機管理課」という。）にて所管する水槽付き消防ポンプ自動車、化学消防自動車（以下「消防ポンプ自動車等」という。）の修理及び改造に係る設計及び工事については、業務の計画において「設計及び工事」がないことから、本項目への該当はない。

4. 施設の保全のために実施する巡視

本施設管理実施計画において対象となる消防ポンプ自動車等は、「再処理施設の保全のために巡視する施設ではない」ことから、本項目への該当はない。

5. 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

(1) 保安管理部長は、所管する消防ポンプ自動車等について、保安規定第 183 条の 2（再処理施設の施設管理実施計画）第 2 項に基づき、点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」（別添 1）及び「定期事業者検査要否整理表」（別添 2）を、以下の事項を踏まえて策定する。

① 「設備保全整理表」は、基本的に設備・機器単位とし、設備・機器の重要性（別図参照）を踏まえて重要度を分類「高」、「中」及び「低」に分類する。分類した重要度に応じて、以下のとおり立会検査等を行う。

- ・「高」に分類したものについては、定期事業者検査の立会検査又は一部立会の対象

- ・「中」に分類したものについては、定期事業者検査の記録検査対象

- ・「低」に分類したものは、設備・機器の所管課の点検等の対象

「設備保全整理表」は、消防ポンプ自動車等の所管課が作成し、保全有

効性評価の結果、保全方式の変更などが必要な場合は、改訂する。

- ② 定期事業者検査の検査対象のうち、次回の定期事業者検査における当該検査の実施まで要求される機能が不要ないとして、「定期事業者検査 検査予定一覧」(別添 3) の備考欄に記載したもの、又は使用前自主検査で確認を受けるものは、第 2 回定期事業者検査期間中の検査を除外することができるものとする。
- ③ 「定期事業者検査要否整理表」は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の条項単位で整理する。

なお、廃止措置計画に記載した性能維持施設の機能は維持する必要があることから、「定期事業者検査要否整理表」の要否にかかわらず、定期事業者検査を実施する。

「定期事業者検査要否整理表」は、新たな設備の追加があった場合など、設備・機器の所管課は、必要に応じ改定する。

- (2) 前項の「設備保全整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書及び要領書番号等の表記に代えることができる。
- (3) 危機管理課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、保安規定第 195 条(定期事業者検査)及び第 196 条(使用前自主検査)に基づき、「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前自主検査実施計画書」及び「使用前自主検査要領書」の策定に必要な情報をセンター品質保証課長に提供し、品質保証課長は「検査・試験管理規則」(再 Q 再 011)に従い、必要な手続きを行う。
- (4) 定期事業者検査及び使用前自主検査の実施に当たっては、保安規定第 51 条の 2 の 2(事業者検査の独立性の確保)に基づき検査の独立性を確保する。記録検査で確認する自主検査等の独立性は、対象設備に係る保守作業を実施した以外の者を自主検査等の検査員としていることを体制図等により確認することなどにより行う。

6. 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置

危機管理課長は、所管する消防ポンプ自動車等について、5 項の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第 197 条(保守)に基づき、必要な措置を講じる。

7. 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価

- (1) 危機管理課長は、所管する消防ポンプ自動車等に係る 5 項の点検、検査等の結果について、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標 (PI) 設定評価要領書」(TQAM-013)に従い、確認及び評価を行う。

- (2) 危機管理課長は、所管する消防ポンプ自動車等に係る 5 項の点検、検査等の結果について「業務の計画及び実施管理要領書」(QAM-006) に従い、確認及び評価を行う。

8. 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善

- (1) 危機管理課長は、所管する消防ポンプ自動車等について、前項(1)の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標 (PI) 設定評価要領書」(TQAM-013) に従い、必要な改善を行う。
- (2) 危機管理課長は、所管する消防ポンプ自動車等について、前項(2)の有効性評価の確認及び評価の結果、保全方式等の改善があると認める場合は、「業務の計画及び実施管理要領書」(QAM-006) に従い、必要な改善を行う。
- (3) 危機管理課長は、前項の改善の実施に当たっては、保安管理部が定める「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」(QAM-005) (ただし、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。) に従い、必要な手続きを行う。

9. 施設管理に関する記録

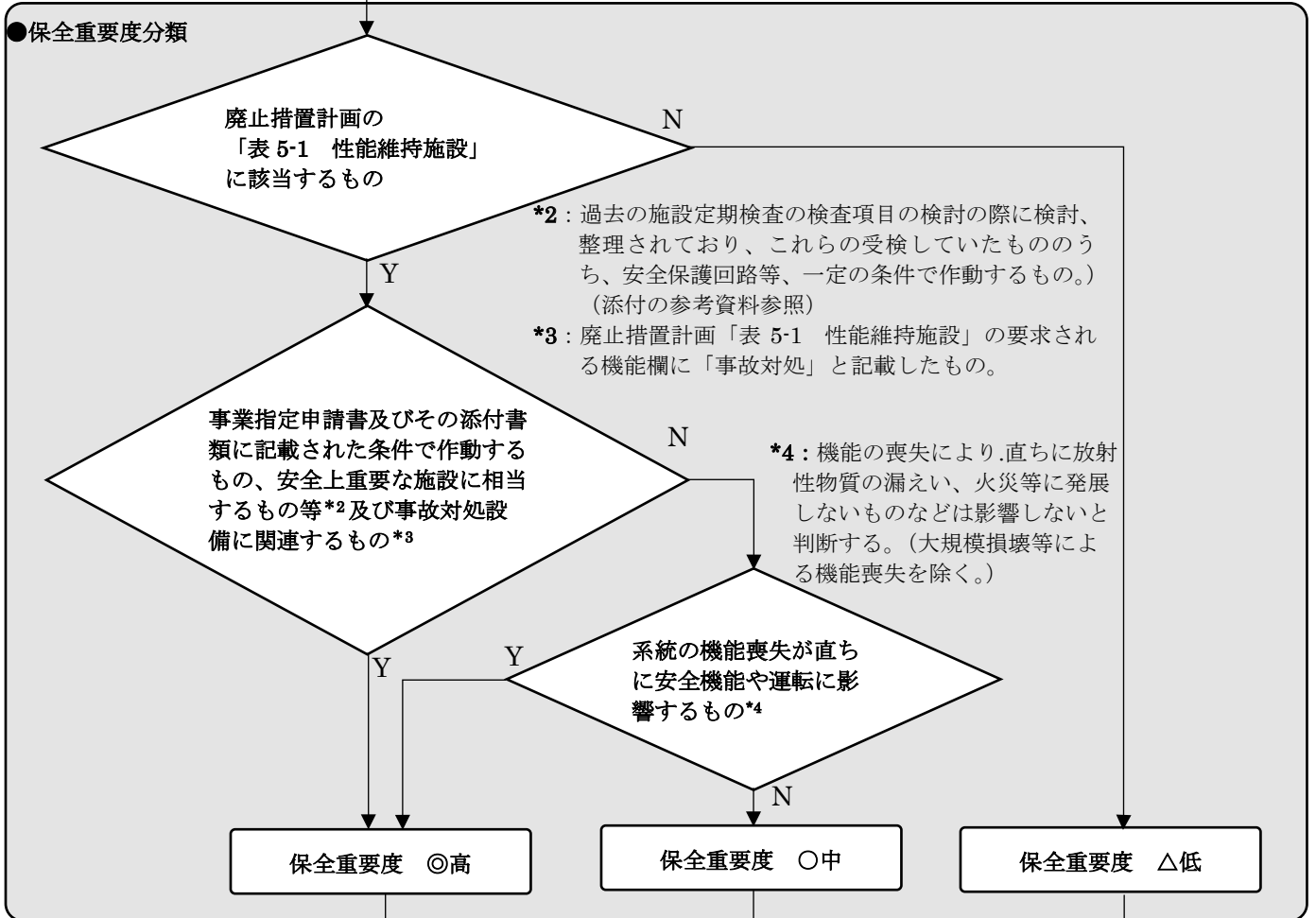
危機管理課長は、所管する消防ポンプ自動車等に係る 2 項から 8 項までの業務に関する記録について、保安管理部が定める「文書・記録管理要領書」(QAM-001) に従い、管理する。

●保全対象設備

設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物*1

*1：保全対象設備の範囲は、設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物について、以下に記載された対象設備等を踏まえる。
 ・廃止措置計画の「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」

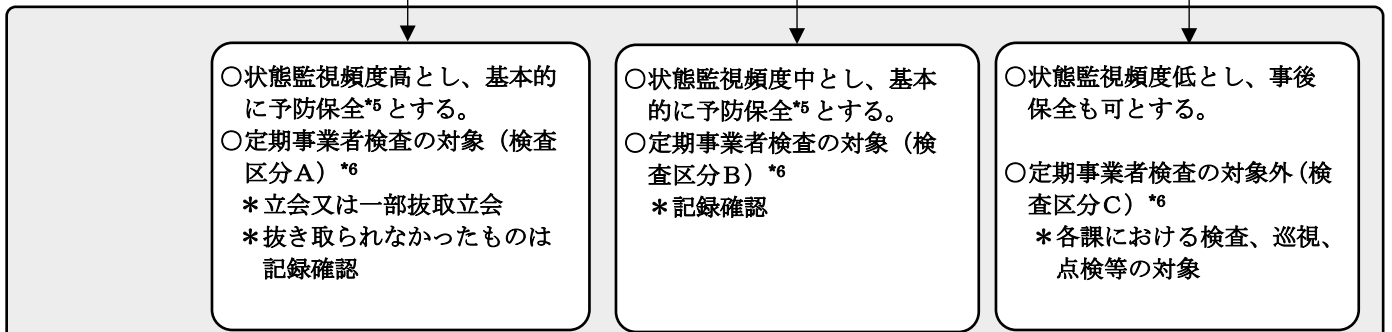
●保全重要度分類



*2：過去の施設定期検査の検査項目の検討の際に検討、整理されており、これらの受検していたものうち、安全保護回路等、一定の条件で作動するもの。（添付の参考資料参照）
 *3：廃止措置計画「表 5-1 性能維持施設」の要求される機能欄に「事故対処」と記載したものの。

*4：機能の喪失により、直ちに放射性物質の漏えい、火災等に発展しないものなどは影響しないと判断する。（大規模損壊等による機能喪失を除く。）

●保全方式の設定



*5：各設備は、基本的に予防保全とするが、故障、劣化等を事前に検知できないものや、故障等を生じても運転の停止等により安全性が確保できる設備や保安規定に基づく保全の範囲で部品交換等により復旧できるものもあるため、系統や設備を踏まえて事後保全とする場合等もあり、個々の設備を踏まえて保全方式を設定する。

*6：検査区分A及びBは、定期事業者検査の検査区分（A：全数立会又は全数記録＋一部立会、B：全数記録）、検査区分Cは、各課長が行うプロセス確認（点検、巡視による確認）を示す。保全重要度高及び中の設備は、検査区分A又はBの検査は必須となるが、加えて巡視等を実施するものもある。

別図 保全重要度分類の基本的な考え方

設備保全整理表

保安管理部 危機管理課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
緊急時自動車車庫	緊急時対応設備	◎水槽付き消防ポンプ自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa))(3台)	—	・事故対処 (崩壊熱除去機能) (放出抑制設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A:外観確認、作動確認	右欄参照	危機管理課長	消防ポンプ自動車の施設 定期自主検査要領書 (SAM-再E-001)	A:外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。 【担当課長】危機管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
正門警備所車庫								C:初期消火活動資機材点検	1回/年		通信連絡機器及び初期消火活動資機材の管理・点検 手順書(SAM-再使E-002)	
緊急時自動車車庫	緊急時対応設備	◎化学消防自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa))(1台)	—	・事故対処 (崩壊熱除去機能) (放出抑制設備)	系統除染が完了するまで	—	—	A:外観確認、作動確認	右欄参照		消防ポンプ自動車の施設 定期自主検査要領書 (SAM-再E-001)	
								C:初期消火活動資機材点検	1回/年		通信連絡機器及び初期消火活動資機材の管理・点検 手順書(SAM-再使E-002)	
									1回/月			

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録＋一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ことに検査を実施することを意味する。

定期事業者検査要否整理表（再処理施設）

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
1	定義	第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。					
		2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					
		一 放射線 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。					
		二 管理区域 再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。					
		三 周辺監視区域 再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。					
		四 放射性廃棄物 再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。					
		五 運転時の異常な過渡変化 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。					
		六 設計基準事故 事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。					
		七 安全機能 事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。					
		八 安全機能を有する施設 事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設をいう。					
		九 安全上重要な施設 事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。					
		十 重大事故等対処施設 事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。					
		十一 重大事故等対処設備 事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう。					
		十二 多重性 事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。					
		十三 独立性 事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する独立性をいう。					
十四 多様性 事業指定基準規則第一条第二項第十号に規定する多様性をいう。							
2	特殊な設計による再処理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで再処理施設を設置することができる。	－	－（該当設備なし）	－	－	
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	－	－（該当設備なし）	－	－	
3	廃止措置中の再処理施設の維持	第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（再処理規則第十九条の四の二十号の性能維持施設をいう。）については、 次章及び第三章の規定にかかわらず 、当該認可に係る 廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持 しなければならない。	－	廃止措置計画の認可を受けた施設であり、左記に記載のとおり、以下の評価結果にかかわらず、廃止措置計画に記載した 性能維持施設について、定期事業者検査によりその機能維持を確認 する。 このため、以下の評価結果は検査項目等の参考情報とする。 なお、廃止措置が進み、廃止措置計画の 性能維持施設から削除するまでの間は、検査要 とする。	廃止措置計画「表6-1-1 性能維持施設」に記載した性能維持施設の機能維持を確認	－	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
4	核燃料物質 の臨界防止	<p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.一 ●【未臨界検査、保安記録確認検査(臨界管理)】 ・臨界管理を核燃料物質の濃度、質量又は組成で行っている場合は、それら管理の記録確認等</p>	<p>●プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●溶解槽溶液受槽からの給液の密度(密度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●所定の値で警報装置が作動することを確認する。</p> <p>●所定の値で操作装置が作動することを確認する。</p> <p>●脱硝工程へ送液する溶液の濃度等が制限値以下でなければ送液できないようにする機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●プルトニウム製品貯槽の液面上限を検知し、警報する機能が維持されていることを確認する。</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号6】</p> <p>溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号18】</p> <p>警報装置の警報試験 【要領書番号19】</p> <p>操作装置の作動試験 【要領書番号20】</p> <p>脱硝工程インターロックの作動試験 【要領書番号27-1,2,3】</p> <p>プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号34】</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置</p> <p>溶解槽溶液受槽密度制御操作装置</p> <p>第1ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、第3ストリップ調整槽電導度下限操作装置、抽出器溶媒流量上限警報装置</p> <p>第2ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第1スクラブ調整槽密度下限操作装置、第3スクラブ調整槽電導度下限操作装置</p> <p>脱硝工程インターロック(UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)</p> <p>プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置</p>
		<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.二 ●【未臨界検査】</p>	<p>－(配置等の確認は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
		<p>3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.三 ●【警報検査(臨界警報装置)】</p>	<p>●臨界警報装置が正常に作動することを確認する。</p>	<p>位置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】</p>	<p>臨界警報装置</p>
5	安全機能を有する施設の地盤	<p>第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第5条(試験研究用等原子炉施設の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p> <p>使用安重：第5条(使用施設等の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p>	<p>－(地盤の確認は、施設建設時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
6	地震による 損傷の防止	第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する 地震力 (事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による 地震力 (事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●(地震力に対する確認は、施設建設時に検査し、その後は上記の検査により維持を確認する。)	同上	同上
		3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	△知見考慮(斜面等の対策等の措置を施した場合はその措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
7	津波による 損傷の防止	第七条 安全機能を有する施設は、 基準津波 (事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 今後、津波対策に係る保安設備の設置や保安措置を施した場合はその維持についても確認。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
8	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第八条 安全機能を有する施設は、想定される 自然現象 (地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	—(外部からの衝撃による損傷の防止対策等の措置を施した場合は、その措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
		2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の 外部からの衝撃 が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの (故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	同上	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		3 安全機能を有する施設は、 航空機の墜落 により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).4 ▲【外観検査等(保安設備)、【保安記録確認検査(防護措置)】 ・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
9	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への 人の不法な侵入 、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二条第二項第五号において同じ。)を 防止するため、適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第9条(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施 使用安重：第10条(使用施設等への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。又は、保安規定・保安規則に基づく出入管理の記録確認等	●核物質防護規定において施設の防護措置を定め、必要な施設の維持を確認する。	—	—
10	閉じ込めの機能	第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を 限定された区域に閉じ込める機能を保持 するように設置されたものでなければならない。		●溶融ガラスの誤流下を防止するため、ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにするインターロック機能が維持されていることを確認する。 ●各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけるなどインターロック機能や故障時の自動起動機能が維持されていることを確認する。 ●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。 ●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●酸回収蒸発缶における異常な圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●高放射性廃液貯槽の温度上昇及び圧力上昇を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。	台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号3】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】 建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】 警報装置の警報試験 【要領書番号19】 酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号30】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号33】	台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)のインターロック 送・排風機のインターロック機能 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物 廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置、高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置、γ線上限警報装置 酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置 高放射性廃液貯槽の警報装置 (槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				● 建家及びセル換気系の負圧異常を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。 ● 廃ガス貯槽の気密及び安全弁の作動を確認する。	建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号35】 廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号47】	建家及びセル換気系の負圧警報装置 廃ガス貯槽(安全弁含む)
		一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.一 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(該当設備なし)	－	－
		二 セルは、その 内部を常時負圧状態に維持し得るものであること 。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.七 ●【保安記録確認検査(負圧)】	●セルは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能
		三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを 監視し得る構造 であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを 安全に処理し得る構造 であるとともに当該物質が セル外に漏えいするおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル内に設置されている機器等からの漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。	セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号37】	セル等漏洩検知装置
		四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、 漏えい監視設備 を備えるとともに、汚染した熱媒を 安全に処理し得るよう に設置すること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●蒸気凝縮水系への放射性物質の漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。 ●漏えい液の回収のためのスチームジェットに必要な蒸気設備の機能が維持されていることを確認する。	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号24-1,2】 蒸気設備の作動検査 【要領書番号10】	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置、プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置) 蒸気設備(中央運転管理室)
		五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「 プルトニウム等 」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を 常時負圧状態に維持し得るもの であり、かつ、給気口及び排気口を除き、 密閉することができる構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.三 ▲【気密/水密検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により気密/水密試験を行うことが不安な場合には、負圧検査等に代える。	●グローブボックスは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。 密封できる構造等、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能
		六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に 漏えいするおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		七 密封されていない 使用済燃料等 を取り扱うフードは、その 開口部の風速を適切に維持し得るものであること 。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.五 ●【保安記録確認検査(風速)】 ・風速に関する点検及び巡視の記録確認等	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は使用前の点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		八 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第11条(閉じ込めの機能).1.六 ●【保安記録確認検査(負圧)】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・負圧に関する点検及び巡視の記録確認等	●使用済燃料等を取り扱う室と屋外等の3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずし、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする機能について検査する。 ●室内の負圧は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。	受入れ系扉群インターロックの作動試験【要領書番号1】	シャッター扉とトラップ扉のインターロック
		九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第35条(廃棄物処理設備).2 ▲【保安記録確認検査(堰)】 ・漏えい拡大防止のための堰の状況については、点検又は巡視の記録確認等	－(漏えいが拡大するおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
11	火災等による損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.一 ●【保安記録確認検査(消火設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	●消火に必要な浄水を供給するための浄水設備用ポンプの機能が維持されていることを確認する。 ●セル内温度の温度上昇を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●廃溶媒処理工程の槽を設置しているセル等の温度上昇を検知し作動する緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●加熱蒸気供給系安全弁が所定の吹き出し圧力以下であることを確認する。	浄水設備用ポンプの性能試験【要領書番号8】 セル等温度警報装置の警報試験【要領書番号36】 廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験【要領書番号40】 加熱蒸気供給系安全弁の作動試験【要領書番号49】	浄水設備用ポンプ セル等温度警報装置 廃溶媒処理工程緊急操作系(槽温度記録上限緊急操作装置) 加熱蒸気供給系安全弁(266C3、271C10)
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.二 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないことは、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用 するとともに、必要に応じて 防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.三 ▲【保安記録確認検査(可燃物持ち込み制限等)】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに使用前事業者検査で確認。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁については、使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	－(不燃性又は難燃性の材料、防火壁等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		4 有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、 有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持 すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うことその他の 火災及び爆発の発生を防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●所定の値で操作装置が作動することを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】 操作装置の作動試験 【要領書番号20】 プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号23】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号26】 酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号29】	第1ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトニウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶(第1段)圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、液位下限警報装置、温度上限操作上限警報装置、温水器(282H50)温度上限操作上限警報装置、圧縮空気設備圧力下限警報装置 低放射性廃液第1蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第2蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第3蒸発缶圧力上限緊急操作装置、窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置、焼却灰受槽温度上限操作装置 プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 ウラン溶液蒸発缶(第1段)蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				●高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度上昇を検知し、警報を発する機能を確認する。	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号32】	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置
		5 有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(接地状況は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル等の換気は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、換気機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】	送・排風機のインターロック機能
		7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●本条第4項に同じ	本条第4項に同じ	本条第4項に同じ
		8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(除去し得る設備は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		9 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1. 四 ▲【外観検査(接地)】	●本条第5項に同じ	－	－
		10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1. 五 ▲【外観検査(滞留防止構造)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	●第10条第1項第二号に同じ ●水素掃気用の空気圧縮機の機能が維持されていることを確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 圧空設備圧縮機の性能検査【要領書番号5】 空気圧縮機予備機への自動切替確認【要領書番号50】	送・排風機のインターロック機能 空気圧縮機(計装用)(ユーティリティ施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設) ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能
		11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●前号に同じ	●前号に同じ	●前号に同じ
		12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄を失得る構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(火災及び爆発のおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
12	再処理施設内における溢(いつ)水による損傷の防止	第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢(いつ)水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第19条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第13条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(堰等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
13	再処理施設内における	第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	－(化学薬品の漏えいなどの防護措置は、施設製作時に検査し、	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	使用安重:第14条(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) ▲保安記録確認検査(構造) ・腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等 ・化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要	その後は巡視点検等において機能維持を確認する。		
14	安全避難通路等	第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	試験炉(Na):第20条(安全避難通路等).1.一 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重:第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	一(安全避難通路は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	試験炉(Na):第20条(安全避難通路等).1.二 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重:第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	一(法定消防避難用の照明は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその 専用の電源	試験炉(Na):第20条(安全避難通路等).1.三 ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等 使用安重:第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等	一(設計基準事故が発生した場合に用いる照明は、事故対処用の懐中電灯等の点検により確認する。)	—	—
15	安全上重要な施設	第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として 多重性を有するもの でなければならない。	試験炉(Na):(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.二、の条項に多重性の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重:(左記と同様の条項なし。)	○安全上重要な施設の多重性は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第29条(保安電源設備)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
16	安全機能を有する施設	第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての 環境条件 において、その 安全機能を発揮することができるように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na):(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.三)の条項に全ての環境条件での機能発揮の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重:第16条(使用施設等の機能).1 ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	○環境条件等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査により確認する。	—	—
		2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に 検査又は試験 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na):(左記と同様の条項なし。ただし、第11条(機能の確認等)の条項に試験又は検査の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・関係条項の検査が行えることでもって代える。 使用安重:第16条(使用施設等の機能).2 ○同時確認 ・関係号の検査が行えることでもって代える。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施	○検査又は試験ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な 保守及び修理 ができるように 設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na):同上 使用安重:同上	○保守及び修理ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。		
		4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備)．1．六、の条項に飛散物の記載がありその検査を例示する。) ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。 使用安重：第16条(使用施設等の機能)．3 ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(現状、飛散物による防護措置として設置された設備はない。)	－	－
		5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と 共用 する場合には、再処理施設の 安全性が損なわれないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備)．1．一、の条項に共用の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 使用安重：第16条(使用施設等の機能)．4 ○知見考慮 ・設備ごとに使用許可審査及び使用前事業者検査で確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(現状、二以上の原子力施設と共用する設備はない。)	－	－
17	材料及び構造	第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な 機械的強度及び化学成分を有すること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等)．1．一 ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時 ・静的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第17条(材料及び構造) ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等により行う。	○安全性を確保する上で重要な容器等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	－	－
		二 容器等の 構造及び強度 は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	試験炉(Na)：同上 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状 でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したものであること 。 ハ 適切な強度を有するものであること 。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものであり溶接したものであること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等)．1．二、一 ・使用前事業者検査(溶接検査)で確認 使用安重：(使用前事業者検査(溶接検査)で確認)	同上	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、 著しい漏えいがないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第12条(材料及び造等) .2 ●【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。 使用安重：第17条(材料及び構造) .2 ▲【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。	同上	－	－
18	搬送設備	第十八条 使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .一、の条項に核燃料物質取扱設備の能力等記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 ・臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施する。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●燃料カスククレーン等の機能が維持されていることを確認する。 ●天井クレーンとトラップ扉のインターロック機能が維持されていることを確認する。	クレーンの作動確認 【要領書番号45】	燃料カスククレーン、燃料取出しプールクレーン、燃料貯蔵プールクレーン、燃料移動プールクレーン
		二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .四の条項に核燃料体の取り扱い中の破損の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 ・臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
19	使用済燃料の貯蔵施設等	第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備) .1 .七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重：第180条(貯蔵施設) .1 .三 ▲【外観検査(プール水位)、作動検査(冷却装置)等】 ・崩壊熱等により廃棄物が加熱されるおそれがない場合は、定期事業者検査は不要	●使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の貯蔵プール熱交換器の冷却能力が維持されていることを確認する。	貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号2】	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器 予備貯蔵プールの熱交換器
		二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。 イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。 ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(使用済燃料の貯蔵プール等は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		2 製品貯蔵施設は、 製品の崩壊熱を安全に除去し得るよう に設置されていないでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(一号と同じ)	－(プルトニウム製品貯槽は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
20	計測制御系 統施設	第二十条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度 二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度 三 使用済燃料溶解槽内の温度 四 蒸発缶内の温度及び圧力 五 廃液槽の冷却水の流量及び温度	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第30条(計測設備)の条項に計測する設備の記載があり計測対象が異なるが、参考までに例示する。) 【警報検査、スクラム検査等(計測・監視として確認)】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する圧縮空気設備の機機能が維持されていることを確認する。 ●計器の測定機能が維持されていることを校正により確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】 計器校正の確認 【要領書番号44】 空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	空気圧縮機(計装用) (高放射性廃液貯蔵場、ユーティリティ施設、焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設、クリプトン回収技術開発施設) 廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器(温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計、ウラン濃縮度モニタ、水素濃度計)
		2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置(各条項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603) 圧力下限警報装置
21	放射線管理 施設	第二十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】	●排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (排気モニタ)
		三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施	●放出水中の放射性物質の測定機能が維持されていることを確認する。	排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号15】	排水モニタリング設備(アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)、保安記録確認検査(表面密度管理)】 ・放射性物質によって汚染された物の表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認等	●管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能が維持されていることを確認する。 ●空気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備		
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価				
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第16条(遮蔽等).1の条項に周辺の空間線量率の記載があり例示する。) ●【線量率検査】 使用安重: (左記と同様の条項はないが、「遮蔽」の条項に関連)	●周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能が維持されていることを確認する。	—	—	定期式モニター類の性能検査 【要領書番号14】	モニタリングステーション(ガンマ線線量率計)、モニタリングポスト(ガンマ線線量率計)
		第二十二条 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1、に安全保護回路を設けることを規定しており、以下の各号にその検査を以下に例示する。) 使用安重: 左記と同様の条項がないため、第21条(安全回路)の検査を例示する。 ●【作動検査(閉じ込め、臨界、火災爆発)】 ・当該設備が必要ない場合は、定期事業者検査は不要である。	●安全保護回路は、以下の2項のとおり設けており検査する。	—	—	—	—
		2 安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.一、に異常な過渡変化に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	●濃縮ウラン溶解槽の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の流量低下に係る緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号17】	溶解槽の圧力上限緊急操作装置	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号21】	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の緊急操作系(抽出器流量低下緊急操作装置)
22	安全保護回路	二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.二、に設備の異常等に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期事業者検査は不要である。 ・設備ごとに設認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	●プルトニウム溶液蒸発缶における異常反応を検知し、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)の液面上昇による汚染を防止するため、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●脱硝塔緊急操作系のウラン粉末の上昇防止の防止及び異常反応を検知する機能を確認する。 ●高放射性廃液蒸発缶の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●固化セルの圧力上昇を検知し、圧力放出系が作動し、固化セル内の圧力を低下させる機能が維持されていることを確認する。	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号22】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動試験 【要領書番号25-1,2】 脱硝塔緊急操作系の作動試験 【要領書番号28-1,2】 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号31】 固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号41】	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系(液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) 脱硝塔緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置) 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置) 固化セル換気系(圧力上限緊急操作装置)		

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
					●焙焼還元炉の温度上昇等を知り、加熱を停止させる機能が維持されていることを確認する。 ●窒素・水素混合ガス供給系の水素濃度の上昇を検知し、供給を停止させる機能が維持されていることを確認する。	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 【要領書番号42-1,2】 窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号43】	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置) 窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)
		三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障(事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性を確保 すること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) .1. 三 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○三～六号は、施設製作時に検査し、その後は上記第2号に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—	
		四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合 においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の 安全上支障がない状態を維持 できるものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路) .1. 五、に運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合の記載があり例示する。) ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)				
		五 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために 必要な措置 を講ずること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) .1. 六 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)				
		六 計測制御系統を 安全保護回路と共用する場合 には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から 機能的に分離 されたものであること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) .1. 七 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)				
23	制御室等	第二十三条 再処理施設には、 制御室が設けられていなければならない 。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) .1 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能に変化しないため、定期事業者検査は不要である。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○制御室は、施設製作時に検査し、その後は検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—	
		2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作 することができるように 設置 されたものでなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) .2 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○制御室の機能は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—	
		3 制御室には、再処理施設の 外部の状況を把握するための装置 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	— (3項～5項は、今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。 ただし、5項の換気設備については、廃止措置計画で明確にされるまでの間、緊急安全対策として配備した空気循環用機材の機能維持を確認する。)	—	—	
		4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を 手動により行うことができる設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)				

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 4 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・線量率検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における 有毒ガスの発生を検出するための装置 及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において 自動的に警報 するための装置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し 換気設備を隔離するための設備 その他の従事者を 適切に防護するための設備	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外 の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める 濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力 を有するものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】	－(保安規定に基づく四半期及び年間の放出量、放出濃度等の監視により線量限度を超えないよう管理しており、改めて検査は行わない。)	－	－
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置 すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要	－(該当設備なし)	－	－
24	廃棄施設	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所 において気体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること 。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 四 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 三 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るもの であり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 五 ○同時確認 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時に 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 四 ▲【DOP検査、保安記録確認検査(フィルタ差圧)】 ・ろ過装置の機能については、放射性物質放出量の低減を期待しない場合は、定期事業者検査は不要 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、使用前事業者検査で確認。	○取替えが容易な構造は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等(検査前条件確認(フィルタ交換))により機能維持を確認する。	－	－
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 海洋放出口以外の箇所 において液体状の放射性廃棄物を 排出することがないもの であること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 六 ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】	●海中放出設備の機能が維持されていることを確認する。	海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号48】	海中放出設備

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
			<ul style="list-style-type: none"> 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) .1. 五 <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 			
25	保管廃棄施設	第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、 冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第36条(保管廃棄設備)には、冷却に係る記載はないが、検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(保管廃棄物管理)】 廃棄物の保管容量の管理については、保安規定に定めて実施 ●【保安記録確認検査(構造)】 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 漏えい防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 ▲【保安記録確認検査(構造)】 腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要 ●【保安記録確認検査(区画状況)】 汚染拡大防止のための区画状況については、点検又は巡視の記録確認等 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラス固化技術開発施設のガラス固化体の保管ビットの除熱能力が維持されていることを確認する。 	ガラス固化技術開発施設の保管ビットの風量確認検査 【要領書番号11】	保管ビット (ガラス固化技術開発施設)
26	使用済燃料等による汚染の防止	第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第35条(廃棄物処理設備) .1. 五、に汚染除去に係る記載があり検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ○同時確認 ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 使用安重：第23条(核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(壁・床)】 建家内の日常的な点検又は巡視の記録確認等 	○汚染を除去しやすいものなどは、施設製作時に検査し、その後は第6条(地震による損傷の防止)や日常の点検等により機能維持を確認する。	—	—
		2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該 汚染を除去するための設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第19条(汚染を検査するための設備) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 	○汚染検査設備は、施設製作時に検査し、その後は日常の点検等により機能維持を確認する。	—	—
27	遮蔽	第二十七条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める 線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .1 <ul style="list-style-type: none"> ●【線量率検査】 使用安重：第21条(遮蔽) .1. 一 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 	●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有する遮蔽設備 が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、 放射線の漏えいを防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .2 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 使用安重：第21条(遮蔽) .1. 二 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベイレの記録確認等 	●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	同上	同上

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
28	換気設備	第二十八条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力 を有するものであること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.一 ●【 排気風量検査又は排気筒放射性物質濃度検査(排気風量測定) 】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○換気能力は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		二 使用済燃料等により汚染された空気が 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.二 ○同時確認 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.三、 ○同時確認 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.四 ○同時確認 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
29	保安電源設備	第二十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .1 ●【 非常用電源検査 】 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.一 ●【 非常用電源検査 】	●非常用発電機の機能が維持されていることを確認する。	非常用発電機の作動試験 【要領書番号38】	非常用発電機 (ユーティリティ施設、中間開閉所、第二中間開閉所、ガラス固化技術開発施設)
		2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .2 ●【 非常用電源検査 】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.二 ●【 非常用電源検査 】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 ・無停電電源装置を必要とする「特に必要な設備」とは、「放射線監視設備(モニタリングポスト)」と解される。(使用許可基準規則の解説より)	●無停電電源装置の機能が維持されていることを確認する。	無停電電源装置の作動試験 【要領書番号39】	無停電電源装置 (分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、廃溶媒処理技術開発施設、焼却施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、プルトニウム転換技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、クリプトン回収技術開発施設)
		3 保安電源設備(事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。)は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の 安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう 、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 高エネルギーのアーカ放電による 電気盤の損壊の拡大を防止 するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項及び第2項の検査において確認する。	—	—
		二 前号に掲げるもののほか、 機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—
	4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも 二回線は、当該再	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	する。(研究所の特高変電所から2回線を受電)		
		5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認する。	—	—
30	緊急時対策所	第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。)	—	—
		2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(同上)	—	—
31	通信連絡設備	第三十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等) .1 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 使用安重：左記と同様の条項なし。第26条(警報装置等)の条項に通信連絡設備の記載があり、それを例示する。 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等	—(同上)	—	—
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等) .2 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 ・「原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所」とは、「関係官庁等の異常時通報連絡先機関等」である。(試験炉許可基準規則の解説より) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(同上)	—	—
—	その他 (事故対応資機材以外)	上記の条項には該当しないが、廃止措置計画の性能維持施設であり、定期事業者検査により機能維持を確認しているもの。		●冷水ポンプの縮切圧力がポンプの容量に対応した所定の縮切圧力以上であることを確認する。	冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号7】	冷水設備用ポンプ
				●二次冷却水循環ポンプ及び冷却水供給ポンプの縮切圧力がポンプの容量に対応した所定の縮切圧力以上であることを確認する。	冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号9】	冷却水設備プロセス用ポンプ
				●冷却塔出口の冷却水流量が設定値以上であることを確認する。	ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号12】	ガラス固化技術開発施設の冷却塔
				●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置(各条項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65) 液位上限操作上限警報装置、冷却水設備圧力下限警報装置)
				●冷却水供給ポンプ及び冷却塔供給ポンプの故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号51】	冷却水供給ポンプ(583P141、P142、P143) 冷却塔供給ポンプ(583P181、P182、

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
						P183)
一	その他 (事故対応 資機材)			●事故対応に必要な設備の性能 を確認する。	緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	移動式発電機、接続端 子盤(電源ケーブル含 む)、緊急電源接続盤、 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む) ホイールローダ、油圧 ショベル タンクローリー 水槽付き消防ポンプ 自動車、化学消防自動 車、消防ホース等の付 属品 通信機材 中央制御室の空気循 環用機材 TVF制御室の空気循 環用機材 予備循環ポンプ、 エンジン付ポンプ、 一次冷却水循環ポン プ、 二次冷却水循環ポン プ 排風機、ブロワ、可搬 型ブロワ、可搬式圧縮 機(圧縮空気用ホース 等含む) 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む)、可搬 式圧縮機(圧縮空気用 ホース等含む) 高線量防護服類 可搬型蒸気供給設備、 蒸気用ホース等の付 属品

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
受入れ系扉群インターロックの作動試験 【要領書番号 1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッター扉と トラップ扉のインターロック)	令和 3 年 1 1 月上旬	
貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号 2】	第 19 条 (使用済燃料の貯蔵施設等)	分離精製工場 (MP)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器、予備貯蔵プールの熱交換器	令和 4 年 3 月下旬	
台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉 台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック	令和 4 年 2 月下旬	
建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 1)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 2)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 4-1, 2, 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号 5】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (計装用)	令和 4 年 3 月下旬	
プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号 6】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 7】	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
浄水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 8】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	資材庫	浄水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号 9】	その他 (事故対応資機材以外)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備プロセス用ポンプ 冷却水供給ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
蒸気設備の作動検査 【要領書番号 10】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	中央運転管理室	蒸気設備	令和 4 年 1 月中旬	
ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査 【要領書番号 11】	第 25 条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	令和 4 年 2 月下旬	
ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号 12】	その他 (事故対応資機材以外)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷却塔	令和 4 年 3 月下旬	

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 6 条 (地震による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UO3) 排水モニタ室 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 中間閉閉所 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UO3) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二中間閉閉所 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 資材庫 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3UO3) ユーテリリティ施設 (UC) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	以下の工事は、建家周辺で行うため、建家、構築物の検査において確認できない箇所など、影響する可能性がある。 ・ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の耐津波補強工事 (令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月) ・主排気筒の耐震補強工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 3 月) ・高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び配管トレンチ (T21) 周辺の地盤改良工事 (令和 2 年 7 月～令和 4 年 3 月) ・津波漂流物防護柵の設置工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 2 月)
	第 7 条 (津波による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) 中間閉閉所 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二中間閉閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 24 条 (廃棄施設)	放射性廃棄物の廃棄施設	主排気筒、第一付属排気筒、 第二付属排気筒	令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 27 条 (遮蔽)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号 14】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	令和 3 年 1 1 月上旬	
	第 21 条 (放射線管理施設)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ、排気モニタ)	令和 3 年 1 1 月上旬	
		周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、 モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	令和 4 年 2 月中旬	
排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号 15】	第 21 条 (放射線管理施設)	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)	令和 4 年 2 月中旬	
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	第 23 条 (制御室等)	分離精製工場 (MP)	中央制御室の空気循環用機材	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	TVF 制御室の空気循環用機材		

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	その他 (事故対応資機材)	核サ研南東地区 緊急時自動車車庫 正門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 プルトニウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ガラス固化技術開発施設 (TVF)	電源設備 移動式発電機、接続端子盤(電源ケーブル含む)、緊急電源接続盤(分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設)、可搬型発電機(電源ケーブル等含む)	令和4年3月上旬～ 令和4年3月下旬	
			アクセスルートの確保 重機(ホイールローダ、油圧ショベル)		
			燃料運搬 タンクローリー		
			崩壊熱除去機能及び放出抑制設備 水槽付き消防ポンプ自動車、化学消防自動車、消防ホース等の付属品(水槽付き消防ポンプ自動車からの供給用)		
			通信連絡を行うために必要な設備 通信機材(MCA 携帯型無線機、衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)		
			中央制御室の空気循環用機材(空気循環装置、可搬型入気装置、エアロック用グリーンハウス)、 TVF 制御室の空気循環用機材(空気循環装置、給気ユニット)		
			崩壊熱除去機能 予備循環ポンプ、エンジン付ポンプ、一次冷却水循環ポンプ、二次冷却水循環ポンプ		
			水素掃気機能 排風機、ブロウ、可搬式圧縮機(圧縮空気用ホース等含む)、可搬式ブロウ、		
			計装設備 可搬型発電機(電源ケーブル等含む)、可搬式圧縮機(圧縮空気用ホース等含む)		
			事故対応要員の放射線防護機能 高線量防護服類(鉛エプロン、タングステン製防護服、タングステンエプロン)		
放射性物質の漏えい対処設備 可搬型蒸気供給設備(ボイラ、燃料タンク等)、蒸気用ホース等の付属品(可搬型蒸気供給設備からの供給用)					
濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号 17】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12.2) 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP+12.3)	令和3年12月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP*10.2、242PP*11.2)、 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP*10.3、242PP*11.3)	—	
溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号 18】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	溶解槽溶液受槽密度制御操作装置	令和3年12月	
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第1ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、抽出器溶媒流量上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶 γ 線上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			警報装置 (廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置)	令和 3 年 1 2 月	
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置)	令和 3 年 1 1 月	
		高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇警報装置)	令和 4 年 2 月	
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第 1 ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトリウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶(第 1 段)圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶液位下限警報装置)	令和 3 年 1 1 月	
			警報装置 (温水器 (282H50) 温度上限操作上限警報装置)	令和 3 年 1 2 月下旬	
		ユーティリティ施設 (UC)	警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報装置)	令和 3 年 1 2 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置 (各条項に係るものを除く) 圧空貯槽 (272V603) 圧力下限警報装置	令和 3 年 1 2 月下旬	
	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置 (各条項に係るものを除く) (グローブボックス (267X65) 液位上限操作上限警報装置)	令和 4 年 2 月	
ユーティリティ施設 (UC)		廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置 (各条項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装置)	令和 3 年 1 2 月下旬		
操作装置の作動試験 【要領書番号 20】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	操作装置 (第 2 ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第 3 ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第 1 スクラブ調整槽密度下限操作装置、第 3 スクラブ調整槽電導度下限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	廃棄物処理場 (AAF)	操作装置 (低放射性廃液第 1 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
		第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	操作装置 (低放射性廃液第 2 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
		第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第 3 蒸発缶圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
		プルトリウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
		焼却施設 (IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装置)	令和 4 年 2 月	

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 21】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 22】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 23】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 1) 【要領書番号 24-1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	令和 4 年 3 月下旬	
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 24-2】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 1)、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 25-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系 (液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 26】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝工程インターロックの作動試験 (その 1)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 2)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 27-1, 2, 3】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝工程インターロック (UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 1)、 脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 28-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 29】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 30】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 31】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 32】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号 33】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号 34】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号 35】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF)	建家及びセル換気系の負圧警報装置	令和 4 年 2 月下旬 (TVF 以外) 令和 4 年 3 月下旬 (TVF)	
セル等温度警報装置の警報試験 【要領書番号 36】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等温度警報装置	令和 4 年 1 月下旬	
セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号 37】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等漏洩検知装置	令和 4 年 1 月下旬	
非常用発電機の作動試験 【要領書番号 38】	第 29 条 (保安電源設備)	中間開閉所 第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	非常用発電機	令和 4 年 3 月下旬	
無停電電源装置の作動試験 【要領書番号 39】	第 29 条 (保安電源設備)	分析所 (CB) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	無停電電源装置	令和 4 年 2 月中旬～ 令和 4 年 3 月中旬	
廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 【要領書番号 40】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 41】	第 22 条 (安全保護回路)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 3 月下旬	
焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 1)、 焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 42-1、2】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号 43】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (G) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、液位計、液面計、密度計)	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計)	令和 3 年 1 月～ 令和 4 年 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 溶解槽温度計 (242TR10.1、242TR10.2、242TR11.1、242TR11.2) 及び圧力計 (242PR10、242PR11、242dPR10.1、242dPR11.1)、溶解槽溶液受槽密度計、廃ガス貯槽圧力計、溶解施設給液槽流量計、液位計及び密度計、抽出器流量計 (25FIC11.3 を除く)、 第 1 スクラブ調整槽密度計、第 3 スクラブ調整槽電導度計、第 2 ストリップ調整槽電導度計、第 3 ストリップ調整槽電導度計、 プルトニウム溶液蒸発缶温度計及び圧力計、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 温度計、圧力計及び流量計、 酸回収蒸発缶温度計及び圧力計、 高放射性廃液蒸発缶圧力計 (271PIC10.5)、電導度計及びγ線計
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、水素濃度計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 焙焼還元炉温度計及び流量計、窒素水素混合ガス供給系水素濃度計
		ウラン脱硝施設 (DN)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、ウラン濃縮度モニタ)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 脱硝塔温度計及び圧力計、 UNH 受槽密度計及びウラン濃縮度モニタ、 溶解槽温度計、圧力計及び密度計、 溶解液受槽密度計

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	廃棄物処理場 (AAF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (圧力計、流量計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 海中放出設備流量計 (317FS22)
クレーンの作動確認 【要領書番号 45】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	燃料カスクレーン、燃料取出しブルクレーン、燃料貯蔵ブルクレーン、燃料移動ブルクレーン	令和 4 年 3 月下旬	
セル内クレーンインターロックの作動試験 【要領書番号 46】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	セル内クレーンインターロック	令和 4 年 3 月下旬	
廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号 47】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽 (安全弁含む)	令和 3 年 1 2 月	
海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号 48】	第 24 条 (廃棄施設)	廃棄物処理場 (AAF) 放出廃液油分除去施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	令和 3 年 1 1 月下旬	
加熱蒸気供給系安全弁の作動試験 【要領書番号 49】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系安全弁 (266C3、271C10)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号 50】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、ユーティリティ施設 (UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号 51】	その他 (事故対応資機材以外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ予備機への自動切替確認	令和 3 年 1 2 月下旬	

第2回 再処理施設
施設管理実施計画

令和3年8月

核燃料サイクル工学研究所

放射線管理部

承認	同意	審査	作成
(R3.8.24)	R3.8.24	(R3.8.23)	(R3.8.23)
	再)核燃料取扱 主任者		

制定・改訂一覧表

改訂No.	改訂年月日	改訂理由	備考
制定	令和3年8月24日		令和3年8月25日より 施行する。

目 次

1. 目的	1
2. 適用範囲	1
3. 定義	2
4. 施設管理実施計画の始期及び期間	2
5. 設計及び工事	2
6. 施設の保全のために実施する巡視	2
7. 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期	3
8. 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置	4
9. 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価	4
10. 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善	4
11. 施設管理に関する記録	4
別図 保全重要度分類の基本的な考え方	5

第2回 再処理施設 施設管理実施計画

核燃料サイクル工学研究所
放射線管理部

1. 目的

本計画は、「核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定※(以下「保安規定」という。)」、 「再処理施設品質マネジメント計画書」(QS-P06)並びに「業務の計画及び実施要領書」(放Q-D)に基づき、放射線管理部の施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を定めたものであり、「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくことを目的とする。

なお、記載項目は、保安規定の記載項目に沿った項目としており、施設管理に係る点検、保守、工事等の個別の業務は、「再処理施設に係る放射線管理部の業務の計画」(放Q-Dd-002)に基づき実施するものとする。

また、独立検査組織が実施する事業者検査については、再処理廃止措置技術開発センターで定める独立検査に係る要領等に基づき実施するものとする。

2. 適用範囲

本計画は、以下の再処理施設のうち放射線管理部が所掌する施設(安全管理棟等含む)の施設管理に適用する。

- (1) 分析所
- (2) 分離精製工場
- (3) 除染場
- (4) 廃棄物処理場
- (5) 第二低放射性廃液蒸発処理施設
- (6) 第三低放射性廃液蒸発処理施設
- (7) ウラン貯蔵所
- (8) 第二ウラン貯蔵所
- (9) 第三ウラン貯蔵所
- (10) 放出廃液油分除去施設
- (11) 廃溶媒貯蔵場
- (12) スラッジ貯蔵所
- (13) 第二スラッジ貯蔵場
- (14) アスファルト固化処理施設
- (15) アスファルト固化体貯蔵施設
- (16) 第二アスファルト固化体貯蔵施設

- (17) クリプトン回収技術開発施設
- (18) プルトニウム転換技術開発施設
- (19) 廃溶媒処理技術開発施設
- (20) ウラン脱硝施設
- (21) 高放射性廃液貯蔵場
- (22) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫
- (23) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設
- (24) ガラス固化技術開発施設
- (25) 焼却施設
- (26) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場
- (27) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場
- (28) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設
- (29) 排水モニタ室

3. 定義

本計画で使用する用語は、「保安規定」、「再処理施設品質マネジメント計画書」（以下「品質マネジメント計画書」という。）及び機構共通ガイド「保全文書の策定等に関するガイド（保全文書ガイド）」において使用する用語の例による。

4. 施設管理実施計画の始期及び期間

施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査の開始日とし、終期は、次の定期事業者検査の開始予定日の前日とする。

5. 設計及び工事

- (1) 放射線管理部長は、それぞれ所管する設備・機器の工事について、保安規定第 198 条の 5（工事に係る設計及び工事の計画の管理）に基づき管理するとともに、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、保安規定第 198 条の 2 に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。
- (2) 放射線管理部長は、設計及び工事の計画の作成及び業務の実施に当たっては、保安規定「第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等」に定める「設計・開発管理要領書」、「調達管理要領書」、「検査及び試験管理要領書」等に従い、必要な手続きを行う。

6. 施設の保全のために実施する巡視

- (1) 環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所管する設備・機器について、保安規定第 183 条の 2（再処理施設の施設管理実施計画）に基づき、当該施設の保全のための巡視を行う。

7. 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

(1) 放射線管理部長は、それぞれ所管する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、保安規定第 183 条の 2（再処理施設の施設管理実施計画）第 2 項に基づき、点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」（別添 1）及び「定期事業者検査要否整理表」（別添 2）を、以下の事項を踏まえて策定する。

①「設備保全整理表」は、基本的に設備・機器単位とし、設備・機器の重要性（別図参照）を踏まえて重要度を「高」、「中」及び「低」に分類する。分類した重要度に応じて、以下のとおり立会検査等を受検する。

- ・「高」に分類したものについては、定期事業者検査の立会検査又は一部立会の対象
- ・「中」に分類したものについては、定期事業者検査の記録検査の対象
- ・「低」に分類したものは、設備・機器の所管課の点検等の対象

「設備保全整理表」は、設備・機器の所管課が作成し、保全有効性評価の結果、保全方式の変更などが必要な場合、改訂する。

②定期事業者検査の検査対象のうち、次回の定期事業者検査における当該検査の受検まで要求される機能が不要ないとして、「定期事業者検査 検査予定一覧」（別添 3）の備考欄に記載したもの、又は使用前自主検査で確認を受けるものは、第 2 回定期事業者検査期間中の検査を除外することができるものとする。

③「定期事業者検査要否整理表」は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の条項単位で整理する。なお、廃止措置計画に記載した性能維持施設の機能は維持する必要があることから、「定期事業者検査要否整理表」の要否に係らず、定期事業者検査を受検する。

「定期事業者検査要否整理表」は、新たな設備の追加があった場合などは、設備・機器の所管課が必要に応じ改定する。

(2) 前項の「設備保全整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書及び要領書番号等の表記に代えることができる。

(3) 線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、保安規定第 195 条（定期事業者検査）及び第 196 条（使用前自主検査）に基づき、「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前自主検査実施計画書」及び「使用前自主検査要領書」の策定に必要な情報を品質保証課長に提供する。

(4) 定期事業者検査及び使用前自主検査の実施に当たっては、保安規定第 51 条の 2 の 2（事業者検査の独立性の確保）に基づき検査の独立性を確保する。記録検査で確認する自主検査等の独立性は、対象設備に係る保守作業を実施した以外の者を自主検査等の検査員としていることを体制図等により確認することなどにより行う。

8. 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置
 - (1) 線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所管する設備・機器について、5 項の工事及び 7 項の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第 197 (保守) に基づき、必要な措置を講じる。

9. 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価
 - (1) 線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る 5 項の設計及び工事、6 項の巡視の結果並びに 7 項の点検、検査等の結果について、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標 (PI) 設定評価要領書」(TQAM-013) に従い、確認及び評価を行う。
 - (2) 線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る 7 項の点検、検査等の結果について、「業務の計画及び実施要領書」(放 Q-D) に従い、保全活動の有効性評価を行う。

10. 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善
 - (1) 線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所管する設備・機器について、前項(1)の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標 (PI) 設定評価要領書」(TQAM-013) に従い、必要な改善を行う。
 - (2) 線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所管する設備・機器について、前項(2)の有効性評価の確認及び評価の結果、保全方式等の改善があると認める場合は、「業務の計画及び実施要領書」(放 Q-D) に従い、必要な改善を行う。
 - (3) 線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、前号の改善の実施に当たっては、「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書」(放 Q-K) (ただし、未然防止処置として実施する事項に限る。) に従い、必要な手続きを行う。

11. 施設管理に関する記録

線量計測課長、環境監視課長及び放射線管理第 2 課長は、それぞれ所管する設備・機器に係る 4 項から 10 項までの業務に関する記録について、「文書・記録管理要領書」(放 Q-A) に従い、管理する。

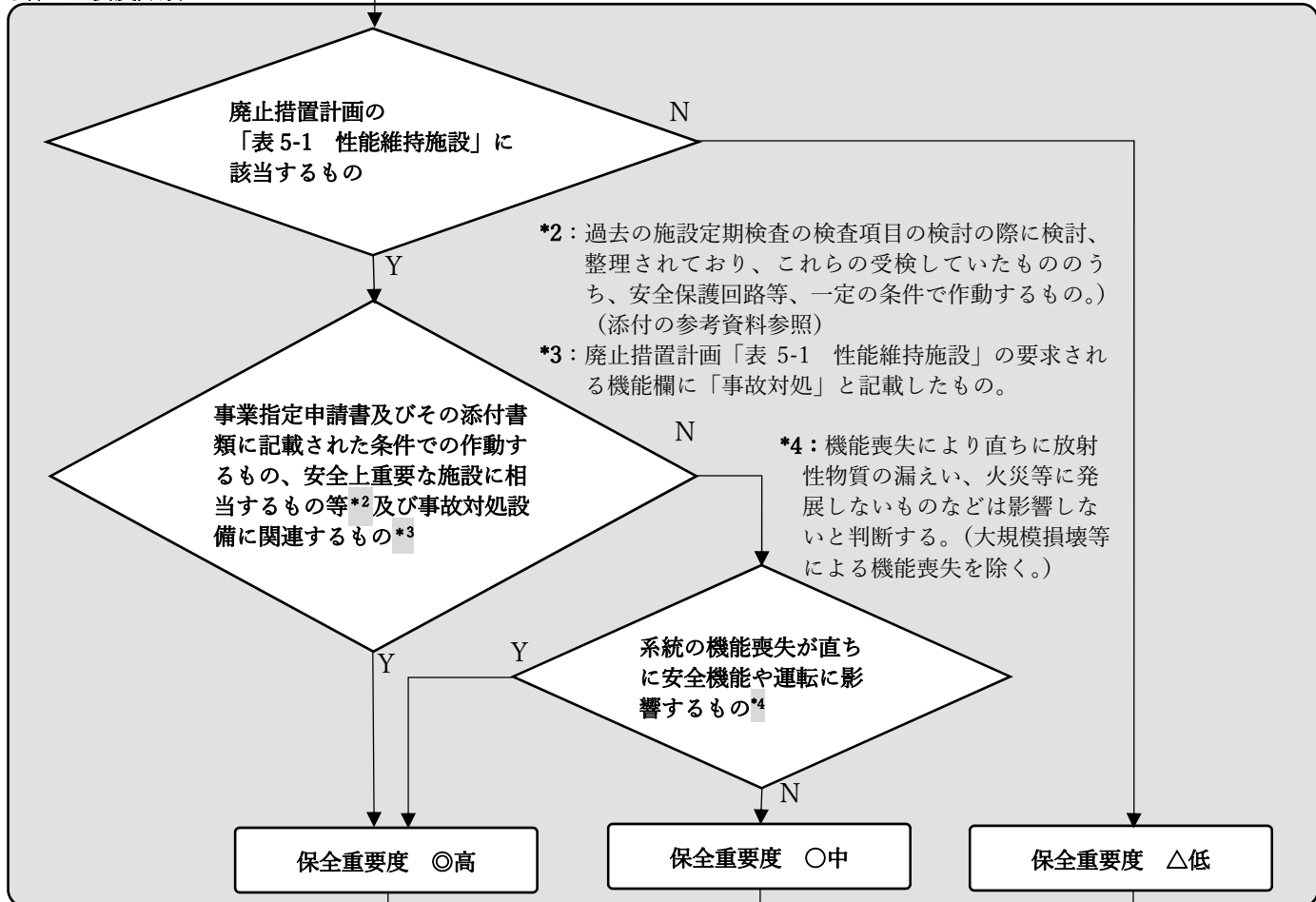
以上

●保全対象設備

設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物*1

*1：保全対象設備の範囲は、設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物について、以下に記載された対象設備等を踏まえる。
・廃止措置計画の「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」に関連する設備

●保全重要度分類

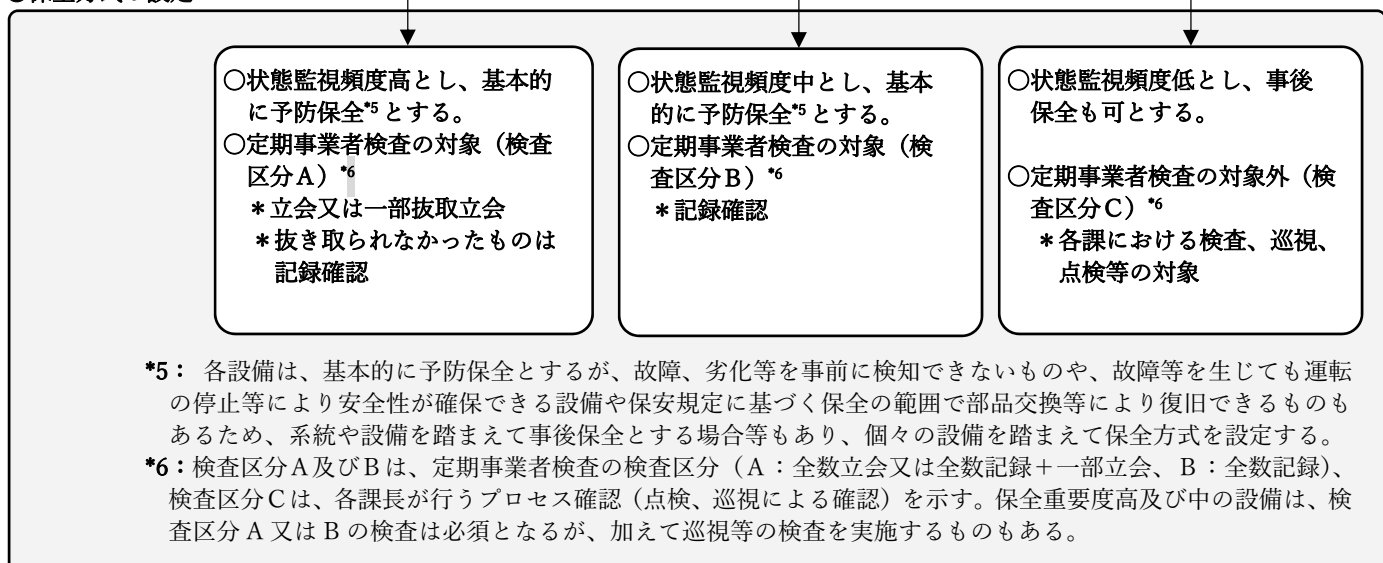


*2：過去の施設定期検査の検査項目の検討の際に検討、整理されており、これらの受検していたもののうち、安全保護回路等、一定の条件で作動するもの。
(添付の参考資料参照)

*3：廃止措置計画「表 5-1 性能維持施設」の要求される機能欄に「事故対処」と記載したもの。

*4：機能喪失により直ちに放射性物質の漏えい、火災等に発展しないものなどは影響しないと判断する。(大規模損壊等による機能喪失を除く。)

●保全方式の設定



*5：各設備は、基本的に予防保全とするが、故障、劣化等を事前に検知できないものや、故障等を生じても運転の停止等により安全性が確保できる設備や保安規定に基づく保全の範囲で部品交換等により復旧できるものもあるため、系統や設備を踏まえて事後保全とする場合等もあり、個々の設備を踏まえて保全方式を設定する。

*6：検査区分A及びBは、定期事業者検査の検査区分（A：全数立会又は全数記録＋一部立会、B：全数記録）、検査区分Cは、各課長が行うプロセス確認（点検、巡視による確認）を示す。保全重要度高及び中の設備は、検査区分A又はBの検査は必須となるが、加えて巡視等の検査を実施するものもある。

別図 保全重要度分類の基本的な考え方

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
1	1	受入れ系扉群インターロックの作動試験	A	添付6 4.2.7施設内のインターロック (2)異なった換気区域間の扉類のインターロック	3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずしたり、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする。	10 閉じ込めの機能
2	2	貯蔵プール熱交換器の流量の確認	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (2)主要な設備及び機器の種類 (iii)プール水処理設備	熱交換器 基数2基(うち1基常用) 容量 約1,880,000kcal/h/基	19 使用済燃料の貯蔵施設等
3	3	台車と結合装置のインターロックの作動試験	A	添付8、9 8.1.3放射性溶液の漏洩 8.1.3.4ガラス固化技術開発施設における溶融ガラス誤流下(ii)	ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにインターロックを設ける。	10 閉じ込めの機能
4	4-1	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その1)	A		(イ)建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ)換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。	10 閉じ込めの機能 11 火災等による損傷の防止 28 換気設備
5	4-2	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その2)	A	本文、添付6 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.再処理施設の一般構造 (3)使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (イ)換気に関する構造 (a)換気系に関する基本的な考え方	添付書類(6.4.2.7施設内のインターロック(1)換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。	10 閉じ込めの機能 11 火災等による損傷の防止 28 換気設備
6	4-3	建家及びセル換気系インターロックの作動試験(その3)	A		添付書類(6.3.3.4換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 閉じ込めの機能 11 火災等による損傷の防止 28 換気設備
7	5	圧空設備圧縮機の性能検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 イ.動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (iii)圧縮空気設備 (a)構造	圧縮空気設備は、ユーティリティ施設に再処理施設専用の空気圧縮機を設け、各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する。また、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び第二アスファルト固化体貯蔵施設に空気圧縮機を設ける。 (Kr、TVFなどにも記載あり)	11 火災等による損傷の防止 20 計測制御システム施設
8	6	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験	A	添付6 6.4.2.6臨界 (6)臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 4)分離及び精製	(ix)プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装を設ける。	4 核燃料物質の臨界防止
9	7	冷水設備用ポンプの性能試験	B	記載なし	記載なし	- その他 (冷却機能)
10	8	浄水設備用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ)給水施設 (b)主要給水関係設備	ポンプ 基数 3基(うち2基常用) 容量 170m ³ /時/基	11 火災等による損傷の防止
11	9	冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ)給水施設 (b)主要給水関係設備	冷却水供給ポンプ 基数 3基(うち2基常用) 容量 約1,100m ³ /時	- その他 (冷却機能)
12	10	蒸気設備の作動検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2)給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (ii)蒸気供給施設 (a)構造	蒸気供給施設は、核燃料サイクル工学研究所内に再処理施設専用のボイラを設け、各工程で使用する蒸気及び建家の暖房用熱源としての蒸気を供給する。本施設にはボイラのほか、油タンクなどの付属設備を設ける。	10 閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	取組番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A：全数立会又は 全数記録＋一部立会 B：全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
13	11	ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (b) 主要な設備及び機器の種類	保管ピット 1式 除熱能力 505,000kcal/時	25 保管廃棄施設
14	12	ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (e) 冷却塔設備	冷却塔 基数 2基 約 870,000kcal/時/基	- その他 (冷却塔機能)
15	13	建家、構築物の健全性確認検査	B	記載なし	記載なし	6 地震による損傷の防止 7 津波による損傷の防止 10 閉じ込めの機能 24 廃棄施設 27 遮蔽
16	14	定置式モニタ類の性能検査	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類	(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 管理区域の線量当量率及び空気汚染を監視するために次の各種放射線モニタ類を設置する。 (i) 空気汚染モニタリング用機器 ベータ線ダストモニタ プルトニウムダストモニタ (ii) 放射線モニタリング用機器 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 臨界警報装置 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 排気モニタリング設備 クリプトンモニタ ヨウ素モニタ ダストモニタ (iii) 屋外放射線モニタリング設備	4 核燃料物質の臨界防止 21 放射線管理施設
17	15	排水モニタリング設備の作動確認	B	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (ii) 排水モニタリング設備 分析設備	21 放射線管理施設
18	16	緊急時対応設備の確認	A	記載なし	記載はないが、重要な設備であり検査区分Aとする。	- その他 (事故対応資機材)
19	17	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (d) その他	濃縮ウラン溶解槽の圧力制限 使用済燃料溶解中の溶解槽内の圧力 0.2kg/cm ² G以下	22 安全保護回路
20	18	溶解工程インターロックの作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値 (ホ) 調整槽	溶解槽溶液受槽からの給液の密度 1.4g/cm ³	4 核燃料物質の臨界防止
21	19	警報装置の警報試験	B	記載なし	記載なし	4 核燃料物質の臨界防止 10 閉じ込めの機能 11 火災等による損傷の防止 計測制御系統施設 その他 (漏えい検知機能) - その他 (冷却機能)
22	20	操作装置の作動試験	B	記載なし	記載なし	4 核燃料物質の臨界防止 11 火災等による損傷の防止

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	取組番号 (過去の施設定期検査番号と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
23	21	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (vi) 分離、精製及び溶媒回収	分離、精製及び溶媒回収関係の給液系及び試薬の供給系にはFP ⁺ （流量下限緊急操作）を設置する。 FP ⁺ は給液の低下を検知するもので、検知後、抽出器全体を停止する。	22	安全保護回路
24	22	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iii) プルトニウム溶液蒸発缶	プルトニウム溶液蒸発缶にはPP ⁺ 、TP ⁺ を設置する。 PP ⁺ は異常反応を検知するためのものであり、TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのものであり、それぞれ給液及び加熱の停止を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は120℃とする。	22	安全保護回路
25	23	プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11	火災等による損傷の防止
26	24-1	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文 8.1.3 放射性溶液の漏洩	(1) 蒸気は、使用後、凝縮水とともに中間貯槽に送るが、この系の必要な箇所にモニタリング設備を設け、汚染を監視する。	10	閉じ込めの機能
27	24-2	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験（その2）	A	8.1.3.3 蒸気加熱系への汚染		10	閉じ込めの機能
28	25-1	ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (ii) ウラン溶液蒸発缶（第1段）	ウラン溶液蒸発缶(第1段)にはLP ⁺ (液面上限緊急操作)、TP ⁺ (温度上限緊急操作)を設置する。 LP ⁺ は検知器を2台設置するもので、液面上昇による汚染の2重防止機構として給液及び加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのもので、加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は115℃とする。	22	安全保護回路
29	25-2	ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その2）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11	火災等による損傷の防止
31	27-1	脱硝工程インターロックの作動試験（その1）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (5) 脱硝施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値 (ロ) UNH貯槽	濃度 450gU/l 添付書類 (6.4.2.6 臨界、5) 脱硝、〈ウラン脱硝施設〉 (iii) 硝酸ウラン溶液をUNH受槽からUNH貯槽へ送り込む配管の弁には安全錠を備え、又、UNH受槽には濃縮度モニタ及び密度計を備え、濃縮度及び濃度がそれぞれ1.6%、450gU/L以下でなければ送液できないようにする。	4	核燃料物質の臨界防止
32	27-2	脱硝工程インターロックの作動試験（その2）	A			4	核燃料物質の臨界防止
33	27-3	脱硝工程インターロックの作動試験（その3）	A			4	核燃料物質の臨界防止
34	28-1	脱硝塔緊急操作系の作動試験（その1）(Hその3)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (v) 脱硝塔	ウラン脱硝施設建家内の脱硝塔にはPP+（圧力上限緊急操作）、TP-を設置する。 PP+は異常反応を検知するもので、圧力が異常に上昇した場合に、脱硝塔の運転を自動的に停止する。TP-は脱硝塔の流動層の作動を良好に保つためのもので、温度が100℃以下になった場合に給液を停止する。	22	安全保護回路
35	28-2	脱硝塔緊急操作系の作動試験（その2）(Hその4)	A			22	安全保護回路
36	29	酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (6) 酸及び溶媒の回収施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な熱的制限値	酸回収蒸発缶の加熱蒸気温度 135℃以下	11	火災等による損傷の防止
37	30	酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 6.4.2 安全設計及び安全対策 6.4.2.5 火災・爆発	(4) 溶解槽での反応、蒸発缶内におけるホルムアルデヒドと硝酸の反応については十分な工程管理で制御する。(ホルムアルデヒドは使用していないが準用)	10	閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	原簿番号 (過去の施設定期検査番号と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
38	31	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iv) 高放射性廃液蒸発缶	高放射性廃液蒸発缶には濃縮ウラン溶解槽と同様にPP ⁷ 、PP ⁸ を設置する。	22 安全保護回路
39	32	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	記載なし	事業指定申請書本文に「主要な熱的制限値」を明記していないが、Na23プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験と同様の警報装置を設けているため、検査分類はAとする。	11 火災等による損傷の防止
40	33	高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験	A	記載なし	記載はないが安全上重要な施設の警報であり、検査分類はAとする。	10 閉じ込めの機能
41	34	プルトニウム製品貯槽の液面警報試験	A	添付 6 6.4.2.6 臨界 (6) 臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 6) 製品貯蔵	(iii) プルトニウム製品貯槽には液面警報器を備える。	4 核燃料物質の臨界防止
42	35	建家及びセル換気系の負圧警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (i) 換気に関する構造 (a) 換気系に関する基本的な考え方	(イ) 建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ) 換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。 添付書類 (6.4.2.7 施設内のインターロック(1) 換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。 添付書類 (6.3.3.4 換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 閉じ込めの機能
43	36	セル等温度警報装置の警報試験	A	添付 8 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	万一の事故発生を想定して必要なセル類は、耐火・耐爆性とともに、換気系などの必要箇所も耐火・耐爆性とする。特にコンクリートセルの給気系の必要な箇所には、フィルタ、ダンパ、特殊逆弁を設け、事故時の汚染の逆流を防止する。 また、化学薬品などは専用倉庫に貯蔵するとともに、セルなどは電気機器の使用をなるべく避け、使用する場合は配線のステンレス管被覆や低電圧、防爆構造をとるほか、機器類はすべて接地する。なお、リサイクル機器試験施設のセルなどに設置する機器類は、接地するとともに、電気機器は、必要に応じて防爆構造とし、着火源を排除する設計とする。屋内外の必要な箇所には、火災・爆発検知機及び警報装置、消火設備、非常避難ルートなどを設ける。	11 火災等による損傷の防止
44	37	セル等漏洩検知装置の警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (ii) 液体の閉じ込めに関する構造	放射性液体は、原則として容器、コンクリートセル及び建家により3重のコンテインメントをもつように設計する。セルの床及び壁の必要な部分にはステンレス鋼ライニングを設備するか、又はステンレス鋼製ドリフトレを設備し、水密性を確保する。さらに、漏出の有無等の監視設備、漏出液の処置など万全の対策を講じる。建家間の放射性廃液の配管についても同様の水密性確保の対策を講じる。	10 閉じ込めの機能
45	38	非常用発電機の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (ii) 非常用電源設備 (a) 構造	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーティリティ施設に2基、中間開閉所に2基、第二中間開閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーティリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間開閉所の非常用発電機は、万一2基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間開閉所の2基のうちの1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一いずれかの1基が起動しない場合には、第二中間開閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
46	39	無停電電源装置の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (ii) 非常用電源設備 (a) 構造	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーティリティ施設に2基、中間開閉所に2基、第二中間開閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーティリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間開閉所の非常用発電機は、万一2基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間開閉所の2基のうちの1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一いずれかの1基が起動しない場合には、第二中間開閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
47	40	廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 (Hその2)	A	本文 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	(vi) ドデカン及びTBPを取扱う槽を設置しているセル及び(v) に記述した固化設備を設置している室には温度検知器を備える。	11 火災等による損傷の防止
48	41	固化セル換気系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験設備の構造及び設備 (vi) ガラス固化技術開発施設 (f) 安全保護回路	固化セルにはPP ⁷ (圧力上限緊急操作) を設ける。PP ⁷ は固化セル内の圧力が異常に上昇した場合、圧力放出系を動作させ、固化セル内の圧力を低下させる。	22 安全保護回路

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	取組番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A：全数立会又は 全数記録＋一部立会 B：全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
49	42-1	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備	焙焼還元炉にはTP ⁺ 、FP ⁺ を設置する。TP ⁺ は炉の温度が異常に上昇した場合に、FP ⁺ は炉端部冷却水の流量が異常に低下した場合に、それぞれ炉の加熱の停止操作を自動的に行う。	22 安全保護回路
50	42-2	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験（その2）	A	ス.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3)主要な試験施設の構造及び設備 (iii)プルトニウム転換技術開発施設 (e)主要な安全保護回路の種類	TP ⁺ の設定値は850℃とする。	22 安全保護回路
51	43	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験	A	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ス.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3)主要な試験施設の構造及び設備 (iii)プルトニウム転換技術開発施設 (d)主要な核的及び化学的制限値 (iv)主要な化学的制限値	窒素-水素混合ガス中の水素濃度 6%以下 (e)主要な安全保護回路 窒素-水素混合ガスの供給系にはH ₂ P ⁺ （水素濃度上限緊急操作）を設置する。H ₂ P ⁺ は、焙焼還元炉に供給する窒素-水素混合ガス中の水素濃度が異常に上昇した場合に、窒素-水素混合ガスの供給を自動的に停止する。	22 安全保護回路
52	44	計器校正の確認	B	記載なし	記載なし	20 計測制御系統施設
53	45	クレーンの作動確認	B	記載なし	記載なし	18 搬送設備
54	46	セル内クレーンインターロックの作動試験	B	記載なし	記載なし	18 搬送設備
55	47	廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験	B	記載なし	記載なし	10 閉じ込めの機能
56	48	海中放出設備の海中放出管漏洩試験	B	記載なし	記載なし	24 廃棄施設
57	49	加熱蒸気供給系安全弁の作動試験	B	記載なし	記載なし	11 火災等による損傷の防止
58	50	空気圧縮機予備機への自動切替確認	B	記載なし	記載なし	11 火災等による損傷の防止 20 計測制御系統施設
59	51	供給ポンプ予備機への自動切替確認	B	記載なし	記載なし	- その他 (冷却機能)

設備保全整理表

放射線管理部 線量計測課

(最新更新日: R3年8月23日)

保全対象設備		中長期保守*2			保全方式*3			検査要領書名 (要領書番号)	定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度			担当課長		
分離精製工場 (MP)	ガンマ線エリア モニタ	○ガンマ線エリアモ ニタ	Y-1 Y-2 Y-3 Y-4 Y-5 Y-6 Y-7 Y-8 Y-9 Y-10 Y-11 Y-12 Y-13 Y-14 Y-15 Y-16 Y-17 Y-18 Y-19 Y-20 Y-21 Y-22 Y-23 Y-24 Y-25 Y-26 Y-27 Y-28 Y-29 Y-30 Y-31 Y-32 Y-33 Y-34 Y-35 Y-36 Y-37 Y-38 Y-39 Y-40 Y-41 Y-42 Y-46	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) ・(管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	分離精製工 場の管理区 域解除まで	—	—	B: 性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B: 感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	中性子線エリア モニタ	○中性子線エリアモ ニタ	n-1 n-2 n-3	同上	同上	—	—	B: 性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	同上	B: 感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダスト モニタ	○ベータ線ダストモニ タ	B-1 B-2 B-3 B-4 B-5 B-6 B-7 B-8	・放射線管理施設 (空気中の放射性物質 濃度の測定機能)	同上	—	—	B: 性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B: 計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	プルトニウムダ ストモニタ	○プルトニウムダスト モニタ	Pu-1 Pu-2 Pu-3 Pu-4 Pu-5 Pu-6 Pu-7	同上	同上	—	—	B: 性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B: 計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	臨界警報装置	○臨界警報装置	—	・核燃料物質の臨界防 止	系統除去が 完了するまで	—	—	B: 総合検査 C: 性能検査	2回/年 1回/月	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 II分冊 (臨界警報装置) (放M-線計-計測-002-2)	B: 感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
主排気筒	排気モニタ	○排気モニタ	・放射線管理施設 (排気口における排気 中の放射性物質濃度 の測定機能)	排気元の建 物の管理区 域解除まで	—	—	B: 性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B: 感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記 録により確認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)	
ウラン脱硝施設 (DN)	ガンマ線エリア モニタ	○ガンマ線エリアモ ニタ	Y-1 Y-2 Y-3 Y-4 Y-5 Y-6 Y-7 Y-8 Y-9	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) ・(管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	ウラン脱硝施 設の管理区 域解除まで	—	—	B: 性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B: 感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダスト モニタ	○ベータ線ダストモニ タ	B-1 B-2 B-3 B-4 B-5 B-6	・放射線管理施設 (空気中の放射性物質 濃度の測定機能)	同上	—	—	B: 性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B: 計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	○局所排気モニタ	—	・放射線管理施設 (排気口における排気 中の放射性物質濃度 の測定機能)	同上	—	—	B: 性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B: 計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
ウラン貯蔵所 (U03)	ガンマ線エリア モニタ	○ガンマ線エリアモ ニタ	Y-44 Y-45	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) ・(管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	ウラン貯蔵所 の管理区 域解除まで	—	—	B: 性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B: 感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
第二ウラン貯蔵所 (2U03)	ガンマ線エリア モニタ	○ガンマ線エリアモ ニタ	Y-1 Y-2 Y-3	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) ・(管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	第二ウラン貯 蔵所の管理 区域解除まで	—	—	B: 性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B: 感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
第三ウラン貯蔵所 (3U03)	ガンマ線エリア モニタ	○ガンマ線エリアモ ニタ	Y-1 Y-2	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) ・(管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	第三ウラン貯 蔵所の管理 区域解除まで	—	—	B: 性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B: 感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B: 警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)

設備保全整理表

放射線管理部 線量計測課

(最新更新日: R3年8月23日)

施設、系統等		保全対象設備		中長期保守*2			保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5		
設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名(要領書番号)				
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	ガンマ線エアモニタ	○ガンマ線エアモニタ	γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5 γ-6 γ-7 γ-8 γ-9 γ-10 γ-11 γ-12 γ-13 γ-14 γ-15 γ-16 γ-17 γ-18	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) ・(管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年(感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ)(放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	中性子線エアモニタ	○中性子線エアモニタ	n-1 n-2 n-3 n-4	同上	同上	—	—	B:性能検査	2回/年(感度は1回/年)	線量計測課長	同上	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	プルトニウムダストモニタ	○プルトニウムダストモニタ	Pu-1 Pu-2 Pu-3 Pu-4 Pu-5 Pu-6 Pu-7 Pu-8 Pu-9 Pu-10 Pu-11 Pu-12 Pu-13 Pu-14 Pu-15 Pu-16 Pu-17	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	臨界警報装置	○臨界警報装置	—	・核燃料物質の臨界防止	系統解除が完了するまで	—	—	B:総合検査 C:性能検査	2回/年 1回/月	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(臨界警報装置)(放M-線計-計測-002-2)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	ガンマ線エアモニタ	○ガンマ線エアモニタ	γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5 γ-6 γ-7 γ-8 γ-9 γ-10	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) ・(管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年(感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ)(放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ	β-1 β-2 β-3 β-4	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	ガンマ線エアモニタ	○ガンマ線エアモニタ	γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5 γ-6 γ-7 γ-8 γ-9 γ-10 γ-11 γ-12	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) ・(管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年(感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ)(放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ	β-1 β-2 β-3 β-4 β-5	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
第二付属排気筒	排気モニタ	○排気モニタ	—	・放射線管理施設(排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年(感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ)(放M-線計-計測-002-1)	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	ガンマ線エアモニタ	○ガンマ線エアモニタ	γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) ・(管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年(感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ)(放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ	β-1 β-2 β-3	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	○局所排気モニタ	—	・放射線管理施設(排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)

設備保全整理表

放射線管理部 線量計測課

(最新更新日: R3年8月23日)

保安対象設備		中長期保守*2				保安方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
廃棄物処理場(AAF)	ガンマ線エリア モニタ	ガンマ線エリア モニタ	Y-1 Y-2 Y-3 Y-4 Y-5 Y-6 Y-7 Y-8 Y-9 Y-10 Y-11 Y-12	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) (管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	廃棄物処理 場の管理区 域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダスト モニタ	ベータ線ダストモニ タ	β 1 β 2 β 3 β 4	・放射線管理施設 (空気中の放射性物質 濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	〇局所排気モニタ	—	・放射線管理施設 (排気口における排気 中の放射性物質濃度 の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
第二低放射性廃液 蒸発処理施設(E)	ガンマ線エリア モニタ	ガンマ線エリアモニ タ	Y-1 Y-2 Y-3 Y-4	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) (管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	第二低放射 性廃液蒸発 処理施設の 管理区域解 除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	〇局所排気モニタ	—	・放射線管理施設 (排気口における排気 中の放射性物質濃度 の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	同上	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記 録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
第三低放射性廃液 蒸発処理施設(Z)	ガンマ線エリア モニタ	ガンマ線エリアモニ タ	Y-1 Y-2	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) (管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	第三低放射 性廃液蒸発 処理施設の 管理区域解 除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	〇局所排気モニタ	—	・放射線管理施設 (排気口における排気 中の放射性物質濃度 の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	同上	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記 録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
放出廃液油分除去 施設(O)	ガンマ線エリア モニタ	ガンマ線エリアモニ タ	Y-1 Y-2 Y-3 Y-4	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) (管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	放出廃液油 分除去施設 の管理区域 解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	〇ベータ線ダストモニ タ	β-1 β-2	・放射線管理施設 (空気中の放射性物質 濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	排気モニタ	〇局所排気モニタ	—	・放射線管理施設 (排気口における排気 中の放射性物質濃度 の測定機能)	第二スラッ ジ貯蔵場の 管理区域解 除まで	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	廃液線貯蔵場(W5)	ガンマ線エリア モニタ	ガンマ線エリアモニ タ	Y-1 Y-2	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) (管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	廃液線貯蔵 場の管理区 域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)
廃液処理技術開 発施設(ST)	ガンマ線エリア モニタ	ガンマ線エリアモニ タ	Y-1 Y-2 Y-3 Y-4 Y-5 Y-6	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) (管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	廃液処理 技術開発設 施の管理区 域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダスト モニタ	ベータ線ダストモニ タ	β-1 β-2	・放射線管理施設 (空気中の放射性物質 濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
アスファルト固化処 理施設(ASP)	ガンマ線エリア モニタ	ガンマ線エリアモニ タ	Y-1 Y-2 Y-3 Y-4 Y-5 Y-6 Y-7 Y-8 Y-9 Y-10 Y-11 Y-12 Y-13 Y-14 Y-15 Y-16 Y-17 Y-18 Y-19 Y-24	・放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁 における線量当量率 の測定機能) (管理区域における外 部放射線に係る線量 当量の測定機能)	アスファルト固 化処理施設 の管理区域 解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/ 年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第 1分冊 (定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確 認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダスト モニタ	ベータ線ダストモニ タ	β-1 β-2 β-3 β-5 β-6 β-7	・放射線管理施設 (空気中の放射性物質 濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により 確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 [担当課長]線量計測課長 [検査頻度]1回/年又は廃止措置計画で定める時期 [検査要領書名(要領書番号)] 定置式モニタ類の性能検査(14)

設備保全整理表

放射線管理部 線量計測課

(最新更新日: R3年8月23日)

保全対象設備			中長期保守*2			保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長			
低放射線濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	ガンマ線エリアモニタ	○ガンマ線エリアモニタ γ-1 γ-2 γ-3	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	低放射線濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ β-1	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	ガンマ線エリアモニタ	○ガンマ線エリアモニタ γ-20 γ-21 γ-22 γ-23	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	○局所排気モニタ —	・放射線管理施設(排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	同上	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	ガンマ線エリアモニタ	○ガンマ線エリアモニタ γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ β-1 β-2 β-3 β-4	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	○局所排気モニタ —	・放射線管理施設(排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	同上	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
焼却施設(IF)	ガンマ線エリアモニタ	○ガンマ線エリアモニタ γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5 γ-6 γ-7 γ-8	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	焼却施設の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ β-1 β-2	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	○局所排気モニタ —	・放射線管理施設(排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
第一付属排気筒	排気モニタ	○排気モニタ —	・放射線管理施設(排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	排気元の建物の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
分析所(CB)	ガンマ線エリアモニタ	○ガンマ線エリアモニタ γ-1 γ-2 γ-3 γ-4 γ-5 γ-6 γ-7 γ-8 γ-9	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ β1 β2 β3 β4	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	プルトニウムダストモニタ	○プルトニウムダストモニタ Pu-1 Pu-2 Pu-3 Pu-4 Pu-5 Pu-6	同上	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	排気モニタ	○局所排気モニタ —	・放射線管理施設(排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:感度、計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
除染場(DS)	ガンマ線エリアモニタ	○ガンマ線エリアモニタ γ-43	・放射線管理施設(放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	除染場の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	2回/年 (感度は1回/年)	線量計測課長	検査校正技術要領書 第1分冊(定置式モニタ) (放M-線計-計測-002-1)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
	ベータ線ダストモニタ	○ベータ線ダストモニタ β9	・放射線管理施設(空気中の放射性物質濃度の測定機能)	同上	—	—	B:性能検査	2回/年	線量計測課長	同上	B:計数効率及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:警報が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】線量計測課長 【検査頻度】回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)

*1:「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
*2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
*3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
*4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、視認による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
*5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

設備保全整理表

別添1

放射線管理部 環境監視課

(最新更新日: R3年8月23日)

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1	要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長				
排水モニタ室	建家・構築物	○建家・構築物	—	地震による損傷の防止	全ての建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	1回/年	環境監視課長	建家・構築物の健全性確認に係る施設定期自主検査要領書(放Q-I-001)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境監視課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家・構築物の健全性確認検査(13)
								C:巡視及び点検	1回/日		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011)	
核燃料サイクル工学研究所	環境監視野外設備	○モニタリングステーション(ガンマ線線量率計)	ST1	放射線管理施設(周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)	全ての建家の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	1回/年	環境監視課長	定置式モニタ類の性能検査(ガンマ線線量率計)に係る施設定期自主検査作業手順書(放M-環境-90)	B:感度及び指示精度が正常であることを記録により確認する。 B:室輻が正常に作動することを記録により確認する。 【担当課長】環境監視課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 定置式モニタ類の性能検査(14)
								C:巡視及び点検	1回/日		環境監視設備点検作業手順書(放M-環境-20-2)	
核燃料サイクル工学研究所	環境監視野外設備	○モニタリングポスト(ガンマ線線量率計)	P1 P2 P3 P4 P5 P6 P7 P8	放射線管理施設(周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)	全ての建家の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	1回/年	環境監視課長	定置式モニタ類の性能検査(ガンマ線線量率計)に係る施設定期自主検査作業手順書(放M-環境-90)	B:設備が正常に作動すること。 【担当課長】環境監視課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 排水モニタリング設備の作動確認(15)
								C:巡視及び点検	1回/日		環境監視設備点検作業手順書(放M-環境-20-2)	
安全管理棟	放射線管理施設 排水モニタリング設備	○アルファ放射線測定器*6	No.1 No.2 No.3 No.4 No.5	放射線管理施設(放出水中の放射性物質の測定機能)	全ての建家の管理区域解除まで	—	—	B:性能検査	1回/年	環境監視課長	排水モニタリング設備の施設定期自主検査作業手順書(放M-環境-36)	
		○ベータ放射線測定器*6	No.1 No.2	同上	同上	—	—	B:性能検査	1回/年		排水モニタリング設備の施設定期自主検査作業手順書(放M-環境-36)	
		○ガンマ放射線測定器*6	No.1 No.2 No.4	同上	同上	—	No.1:R4年度未までに実施予定	B:性能検査	1回/年		排水モニタリング設備の施設定期自主検査作業手順書(放M-環境-36)	

*1:「設備名称等」欄の○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了日以降、12か月を超えない時期に次の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。
 *6:再処理施設保安規定第193条(第三-17-(2)表)に基づき常備すべき台数(1以上)の性能が維持されていることを確認する。

設備保全整理表

別添1

放射線管理部 放射線管理第2課

(最新更新日: R2年12月21日)

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4,5			
施設、系統等	設備名称等*1			要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名(要領書番号)	
分離精製工場(MP)	建家・構築物	○分離精製工場(MP)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分離精製工場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
ウラン脱硝施設(DN)	建家・構築物	○ウラン脱硝施設(DN)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	建家・構築物	○プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	建家・構築物	○クリプトン回収技術開発施設(Kr)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】前処理管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家・構築物	○高放射性廃液貯蔵場(HAW)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物	○ガラス固化技術開発施設(TVF)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(ZHASWS)	建家・構築物	○第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(ZHASWS)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
廃棄物処理場(AAF)	建家・構築物	○廃棄物処理場(AAF)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃棄物処理場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	建家・構築物	○第三低放射性廃液蒸発処理施設(Z)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
放出廃液油分除去施設(C)	建家・構築物	○放出廃液油分除去施設(C)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
第二スラッジ貯蔵場(LW2)	建家・構築物	○第二スラッジ貯蔵場(LW2)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家・構築物	○廃溶媒処理技術開発施設(ST)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家・構築物	○アスファルト固化処理施設(ASP)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	建家・構築物	○低放射性濃縮廃液貯蔵施設(LWSF)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	建家・構築物	○アスファルト固化体貯蔵施設(AS1)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	建家・構築物	○第二アスファルト固化体貯蔵施設(AS2)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
分析所(CB)	建家・構築物	○分析所(CB)	(放射線管理第2課担当区域)	地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	分析所の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認 C:巡視及び点検	1回/年 1回/日	放射線管理第2課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q能011) 建家の管理要領書(放M-放2Y-VI-2)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを、記録により確認する。 【担当課長】施設保全第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

*1:設備名称等欄の○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。
 *2:「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *3:「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。
 *4:「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A:全数立会又は全数記録+一部立会、B:全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。
 *5:定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回定期事業者検査期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

定期事業者検査要否整理表（再処理施設）

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
1	定義	第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。					
		2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					
		一 放射線 使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。)第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。					
		二 管理区域 再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。					
		三 周辺監視区域 再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。					
		四 放射性廃棄物 再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。					
		五 運転時の異常な過渡変化 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。					
		六 設計基準事故 事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。					
		七 安全機能 事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。					
		八 安全機能を有する施設 事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設をいう。					
		九 安全上重要な施設 事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。					
		十 重大事故等対処施設 事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。					
		十一 重大事故等対処設備 事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう。					
		十二 多重性 事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。					
十三 独立性 事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する独立性をいう。							
十四 多様性 事業指定基準規則第一条第二項第十号に規定する多様性をいう。							
2	特殊な設計による再処理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで再処理施設を設置することができる。	－	－(該当設備なし)	－	－	
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	－	－(該当設備なし)	－	－	
3	廃止措置中の再処理施設の維持	第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画(同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。)で定める性能維持施設(再処理規則第十九条の四の第二十号の性能維持施設をいう。)については、 次章及び第三章の規定にかかわらず 、当該認可に係る 廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持 しなければならない。	－	廃止措置計画の認可を受けた施設であり、左記に記載のとおり、以下の評価結果にかかわらず、廃止措置計画に記載した 性能維持施設 について、 定期事業者検査によりその機能維持を確認 する。 このため、以下の評価結果は検査項目等の参考情報とする。 なお、廃止措置が進み、廃止措置計画の 性能維持施設から削除するまでの間は、検査要 とする。	廃止措置計画「表6-1-1 性能維持施設」に記載した性能維持施設の機能維持を確認	－	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
4	核燃料物質 の臨界防止	<p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.一 ●【未臨界検査、保安記録確認検査(臨界管理)】 ・臨界管理を核燃料物質の濃度、質量又は組成で行っている場合は、それら管理の記録確認等</p>	<p>●プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●溶解槽溶液受槽からの給液の密度(密度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●所定の値で警報装置が作動することを確認する。</p> <p>●所定の値で操作装置が作動することを確認する。</p> <p>●脱硝工程へ送液する溶液の濃度等が制限値以下でなければ送液できないようにする機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●プルトニウム製品貯槽の液面の上限を検知し、警報する機能が維持されていることを確認する。</p>	<p>【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又はその他の確認等に代える場合の内容・根拠</p> <p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号6】</p> <p>溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号18】</p> <p>警報装置の警報試験 【要領書番号19】</p> <p>操作装置の作動試験 【要領書番号20】</p> <p>脱硝工程インターロックの作動試験 【要領書番号27-1,2,3】</p> <p>プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号34】</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置</p> <p>溶解槽溶液受槽密度制御操作装置</p> <p>第1ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、第3ストリップ調整槽電導度下限操作装置、抽出器溶媒流量上限警報装置</p> <p>第2ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第1スクラブ調整槽密度下限操作装置、第3スクラブ調整槽電導度下限操作装置</p> <p>脱硝工程インターロック(UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)</p> <p>プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置</p>
		<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.二 ●【未臨界検査】</p>	<p>－(配置等の確認は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
		<p>3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.三 ●【警報検査(臨界警報装置)】</p>	<p>●臨界警報装置が正常に作動することを確認する。</p>	<p>定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】</p>	<p>臨界警報装置</p>
5	安全機能を有する施設の地盤	<p>第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第5条(試験研究用等原子炉施設の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p> <p>使用安重：第5条(使用施設等の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p>	<p>－(地盤の確認は、施設建設時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、―該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
6	地震による 損傷の防止	第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する 地震力 (事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による 地震力 (事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●(地震力に対する確認は、施設建設時に検査し、その後は上記の検査により維持を確認する。)	同上	同上
		3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	△知見考慮(斜面等の対策等の措置を施した場合はその措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
7	津波による 損傷の防止	第七条 安全機能を有する施設は、 基準津波 (事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 今後、津波対策に係る保安設備の設置や保安措置を施した場合はその維持についても確認。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
8	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第八条 安全機能を有する施設は、想定される 自然現象 (地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	—(外部からの衝撃による損傷の防止対策等の措置を施した場合は、その措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
		2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の 外部からの衝撃 が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの (故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	同上	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		3 安全機能を有する施設は、 航空機の墜落 により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).4 ▲【外観検査等(保安設備)、【保安記録確認検査(防護措置)】 ・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
9	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への 人の不法な侵入 、再処理施設に不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二條第二項第五号において同じ。)を 防止するため、適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第9条(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施 使用安重：第10条(使用施設等への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。又は、保安規定・保安規則に基づく出入管理の記録確認等	●核物質防護規定において施設の防護措置を定め、必要な施設の維持を確認する。	—	—
10	閉じ込めの機能	第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を 限定された区域に閉じ込める機能を保持 するように設置されたものでなければならない。		●溶融ガラスの誤流下を防止するため、ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにするインターロック機能が維持されていることを確認する。 ●各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけるなどインターロック機能や故障時の自動起動機能が維持されていることを確認する。 ●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。 ●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●酸回収蒸発缶における異常な圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●高放射性廃液貯槽の温度上昇及び圧力上昇を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。	台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号3】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】 警報装置の警報試験 【要領書番号19】 酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号30】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号33】	台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)のインターロック 送・排風機のインターロック機能 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物 廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置、高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置、γ線上限警報装置 酸回収蒸発缶缶内圧力上限緊急操作装置 高放射性廃液貯槽の警報装置 (槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置)

技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
条	項目	再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価	
						● 建家及びセル換気系の負圧異常を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。 ● 廃ガス貯槽の気密及び安全弁の作動を確認する。 － (該当設備なし)
	一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.一 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－ (該当設備なし)	－	－	
	二 セルは、その 内部を常時負圧状態に維持し得るものであること 。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.七 ●【保安記録確認検査(負圧)】	●セルは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能	
	三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを 監視し得る構造 であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを 安全に処理し得る構造 であるとともに当該物質が セル外に漏えいするおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル内に設置されている機器等からの漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。	セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号37】	セル等漏洩検知装置	
	四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、 漏えい監視設備 を備えるとともに、汚染した熱媒を 安全に処理し得るよう に設置すること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●蒸気凝縮水系への放射性物質の漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。 ●漏えい液の回収のためのスチームジェットに必要な蒸気設備の機能が維持されていることを確認する。	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号24-1,2】 蒸気設備の作動検査 【要領書番号10】	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置、プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置) 蒸気設備(中央運転管理室)	
	五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「 プルトニウム等 」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を 常時負圧状態に維持し得る ものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、 密閉することができる構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.三 ▲【気密/水密検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により気密/水密試験を行うことが不安な場合には、負圧検査等に代える。	●グローブボックスは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。 密封できる構造等、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1,2,3】	送・排風機のインターロック機能	
	六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に 漏えいするおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－	
	七 密封されていない 使用済燃料等 を取り扱うフードは、その開口部の 風速を適切に維持し得る ものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.五 ●【保安記録確認検査(風速)】 ・風速に関する点検及び巡視の記録確認等	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は使用前の点検等において機能維持を確認する。)	－	－	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		八 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第11条(閉じ込めの機能).1.六 ●【保安記録確認検査(負圧)】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・負圧に関する点検及び巡視の記録確認等	●使用済燃料等を取り扱う室と屋外等の3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずし、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする機能について検査する。 ●室内の負圧は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。	受入れ系扉群インターロックの作動試験【要領書番号1】	シャッター扉とトラップ扉のインターロック
		九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第35条(廃棄物処理設備).2 ▲【保安記録確認検査(堰)】 ・漏えい拡大防止のための堰の状況については、点検又は巡視の記録確認等	－(漏えいが拡大するおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	送・排風機のインターロック機能
11	火災等による損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.一 ●【保安記録確認検査(消火設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	●消火に必要な浄水を供給するための浄水設備用ポンプの機能が維持されていることを確認する。 ●セル内温度の温度上昇を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●廃溶媒処理工程の槽を設置しているセル等の温度上昇を検知し作動する緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●加熱蒸気供給系安全弁が所定の吹き出し圧力以下であることを確認する。	浄水設備用ポンプの性能試験【要領書番号8】 セル等温度警報装置の警報試験【要領書番号36】 廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験【要領書番号40】 加熱蒸気供給系安全弁の作動試験【要領書番号49】	浄水設備用ポンプ セル等温度警報装置 廃溶媒処理工程緊急操作系(槽温度記録上限緊急操作装置) 加熱蒸気供給系安全弁(266C3, 271C10)
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.二 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないことは、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目	試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
	3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用 するとともに、必要に応じて 防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.三 ▲【保安記録確認検査(可燃物持ち込み制限等)】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに使用前事業者検査で確認。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁については、使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	－(不燃性又は難燃性の材料、防火壁等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
	4 有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、 有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持 すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うこと その他の火災及び爆発の発生を防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●所定の値で操作装置が作動することを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】 操作装置の作動試験 【要領書番号20】 プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号23】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号26】 酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号29】	第1ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトニウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶(第1段)圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、液位下限警報装置、圧力上限操作上限警報装置、温度上限操作上限警報装置、温水器(282H50)温度上限操作上限警報装置、圧縮空気設備圧力下限警報装置 低放射性廃液第1蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第2蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第3蒸発缶圧力上限緊急操作装置、窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置、焼却灰受槽温度上限操作装置 プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 ウラン溶液蒸発缶(第1段)蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				●高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度上昇を検知し、警報を発する機能を確認する。	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号32】	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気温度警報装置
		5 有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(接地状況は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル等の換気は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、換気機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】	送・排風機のインターロック機能
		7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●本条第4項と同じ	本条第4項と同じ	本条第4項と同じ
		8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(除去し得る設備は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		9 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1. 四 ▲【外観検査(接地)】	●本条第5項と同じ	－	－
		10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1. 五 ▲【外観検査(滞留防止構造)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	●第10条第1項第二号と同じ ●水素掃気用の空気圧縮機の機能が維持されていることを確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】 空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	送・排風機のインターロック機能 空気圧縮機(計装用) (ユーティリティ施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設) ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能
		11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●前号と同じ	●前号と同じ	●前号と同じ
		12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(火災及び爆発のおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
12	再処理施設内における溢(いつ)水による損傷の防止	第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢(いつ)水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第19条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第13条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(堰等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
13	再処理施設内における	第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	－(化学薬品の漏えいなどの防護措置は、施設製作時に検査し、	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	使用安重: 第14条(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) ▲保安記録確認検査(構造) ・腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等 ・化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要	その後は巡視点検等において機能維持を確認する。))		
14	安全避難通路等	第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 一 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	—(安全避難通路は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 二 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	—(法定消防避難用の照明は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	—	—
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその 専用の電源	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 三 ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等	—(設計基準事故が発生した場合に用いる照明は、事故対処用の懐中電灯等の点検により確認する。)	—	—
15	安全上重要な施設	第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として 多重性を有するもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備). 1. 二、の条項に多重性の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	○安全上重要な施設の多重性は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第29条(保安電源設備)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
16	安全機能を有する施設	第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての 環境条件 において、その 安全機能を発揮することができるように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備). 1. 三)の条項に全ての環境条件での機能発揮の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: 第16条(使用施設等の機能). 1 ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	○環境条件等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査により確認する。	—	—
		2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に 検査又は試験 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第11条(機能の確認等)の条項に試験又は検査の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・関係条項の検査が行えることでもって代える。 使用安重: 第16条(使用施設等の機能). 2 ○同時確認 ・関係号の検査が行えることでもって代える。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施	○検査又は試験ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な 保守及び修理 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): 同上 使用安重: 同上	○保守及び修理ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.六の条項に飛散物の記載がありその検査を例示する。) ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。 使用安重：第16条(使用施設等の機能).3 ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(現状、飛散物による防護措置として設置された設備はない。)	－	－
		5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と 共用 する場合には、再処理施設の 安全性が損なわれないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備).1.一の条項に共用の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 使用安重：第16条(使用施設等の機能).4 ○知見考慮 ・設備ごとに使用許可審査及び使用前事業者検査で確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(現状、二以上の原子力施設と共用する設備はない。)	－	－
17	材料及び構造	第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な 機械的強度及び化学的成分を有すること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等).1.一 ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時 ・静的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第17条(材料及び構造) ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等により行う。	○安全性を確保する上で重要な容器等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	－	－
		二 容器等の 構造及び強度 は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	試験炉(Na)：同上 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状 でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したもの であること。 ハ 適切な強度を有するもの であること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものにより溶接したもの であること。	試験炉(Na)：第12条(材料及び造等).1.二、一 ・使用前事業者検査(溶接検査)で確認 使用安重：(使用前事業者検査(溶接検査)で確認)	同上	－	－
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、 著しい漏えいがないように設	試験炉(Na)：第12条(材料及び造等).2 ●【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	同上	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		置されたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。 使用安重: 第17条(材料及び構造).2 ▲【耐圧漏えい検査】 <ul style="list-style-type: none"> 該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。 			
18	搬送設備	第十八条 使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.一、の条項に核燃料物質取扱設備の能力等記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 <ul style="list-style-type: none"> 臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施する。 使用安重: (左記と同様の条項なし。) 	●燃料カスククレーン等の機能が維持されていることを確認する。 ●天井クレーンとトラップ扉のインターロック機能が維持されていることを確認する。	クレーンの作動確認 【要領書番号45】	燃料カスククレーン、燃料取出しプールクレーン、燃料貯蔵プールクレーン、燃料移動プールクレーン
		二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.四の条項に核燃料体の取り扱い中の破損の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 <ul style="list-style-type: none"> 臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施 使用安重: (左記と同様の条項なし。) 	同上	—	—
		三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重: (左記と同様の条項なし。) 	同上	—	—
19	使用済燃料の貯蔵施設等	第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 使用安重: 第180条(貯蔵施設).1.三 ▲【外観検査(プール水位)、作動検査(冷却装置)等】 <ul style="list-style-type: none"> 崩壊熱等により廃棄物が加熱されるおそれがない場合は、定期事業者検査は不要 	●使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の貯蔵プール熱交換器の冷却能力が維持されていることを確認する。	貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号2】	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器 予備貯蔵プールの熱交換器
		二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。 イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。 ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (左記と同様の条項なし。) 	— (使用済燃料の貯蔵プール等は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	—	—
		2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (一号と同じ)	— (プルトニウム製品貯槽は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
20	計測制御系 統施設	第二十条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度 二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度 三 使用済燃料溶解槽内の温度 四 蒸発缶内の温度及び圧力 五 廃液槽の冷却水の流量及び温度	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第30条(計測設備)の条項に計測する設備の記載があり計測対象が異なるが、参考までに例示する。) 【警報検査、スクラム検査等(計測・監視として確認)】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する圧縮空気設備の機機能が維持されていることを確認する。 ●計器の測定機能が維持されていることを校正により確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】 計器校正の確認 【要領書番号44】 空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	空気圧縮機(計装用) (高放射性廃液貯蔵場、ユーティリティ施設、焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設、クリプトン回収技術開発施設) 廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器(温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計、ウラン濃縮度モニタ、水素濃度計)
		2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置(各条項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603) 圧力下限警報装置
21	放射線管理 施設	第二十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】	●排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (排気モニタ)
		三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施	●放出水中の放射性物質の測定機能が維持されていることを確認する。	排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号15】	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)、保安記録確認検査(表面密度管理)】 ・放射性物質によって汚染された物の表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認等	●管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能が維持されていることを確認する。 ●空気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第16条(遮蔽等).1の条項に周辺の空間線量率の記載があり例示する。) ●【線量率検査】 使用安重: (左記と同様の条項はないが、「遮蔽」の条項に関連)	●周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	モニタリングステーション(ガンマ線線量率計)、モニタリングポスト(ガンマ線線量率計)
		第二十二条 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1、に安全保護回路を設けることを規定しており、以下の各号にその検査を以下に例示する。) 使用安重: 左記と同様の条項がないため、第21条(安全回路)の検査を例示する。 ●【作動検査(閉じ込め、臨界、火災爆発)】 ・当該設備が必要ない場合は、定期事業者検査は不要である。	●安全保護回路は、以下の2項のとおり設けており検査する。	—	—
		2 安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.一、に異常な過渡変化に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 使用安重: (左記と同様の条項なし。)			
22	安全保護回路	二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.二、に設備の異常等に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期事業者検査は不要である。 ・設備ごとに設認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	●濃縮ウラン溶解槽の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の流量低下に係る緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶における異常反応を検知し、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)の液面上昇による汚染を防止するため、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●脱硝塔緊急操作系のウラン粉末の上昇防止の防止及び異常反応を検知する機能を確認する。 ●高放射性廃液蒸発缶の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●固化セルの圧力上昇を検知し、圧力放出系が作動し、固化セル内の圧力を低下させる機能が維持されていることを確認する。	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号17】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号21】 プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号22】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動試験 【要領書番号25-1,2】 脱硝塔緊急操作系の作動試験 【要領書番号28-1,2】 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号31】 固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号41】	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系(抽出器流量低下緊急操作装置) プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系(液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) 脱硝塔緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置) 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置) 固化セル換気系(圧力上限緊急操作装置)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
					焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 【要領書番号42-1,2】 窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号43】	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置) 窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)
		三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障(事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性を確保 すること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 三 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○三～六号は、施設製作時に検査し、その後は上記第2号に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合 においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の 安全上支障がない状態を維持 できるものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路) . 1. 五、に運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合の記載があり例示する。) ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)		—	—
		五 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために 必要な措置 を講ずること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 六 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)		—	—
		六 計測制御系統を 安全保護回路と共用する場合 には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から 機能的に分離 されたものであること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) . 1. 七 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)		—	—
23	制御室等	第二十三条 再処理施設には、 制御室が設けられていなければならない 。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 1 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要である。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○制御室は、施設製作時に検査し、その後は検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作 することができるように 設置 されたものでなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 2 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○制御室の機能は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		3 制御室には、再処理施設の 外部の状況を把握するための装置 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	— (3項～5項は、今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。 ただし、5項の換気設備については、廃止措置計画で明確にされるまでの間、緊急安全対策として配備した空気循環用機材の機能維持を確認する。)	—	—
		4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を 手動により行うことができる設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)		—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 4 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・線量率検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における 有毒ガスの発生を検出するための装置 及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において 自動的に警報 するための装置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に入出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し 換気設備を隔離するための設備 その他の従事者を 適切に防護するための設備	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外 の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める 濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1 . 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1 . 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】	一(保安規定に基づく四半期及び年間の放出量、放出濃度等の監視により線量限度を超えないよう管理しており、改めて検査は行わない。)	—	—
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置 すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1 . 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1 . 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要	—(該当設備なし)	—	—
24	廃棄施設	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所 において気体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1 . 四 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等により行う。 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1 . 三 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るもの であり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1 . 五 ○同時確認 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1 . 四 ▲【DOP検査、保安記録確認検査(フィルタ差圧)】 ・ろ過装置の機能については、放射性物質放出量の低減を期待しない場合は、定期事業者検査は不要 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、使用前事業者検査で確認。	○取替えが容易な構造は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等(検査前条件確認(フィルタ交換))により機能維持を確認する。	—	—
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 海洋放出口以外の箇所 において液体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1 . 六 ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】	●海中放出設備の機能が維持されていることを確認する。	海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号48】	海中放出設備

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
			<ul style="list-style-type: none"> 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) .1.五 <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 			
25	保管廃棄施設	第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、 冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第36条(保管廃棄設備)には、冷却に係る記載はないが、検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(保管廃棄物管理)】 廃棄物の保管容量の管理については、保安規定に定めて実施 ●【保安記録確認検査(構造)】 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 漏えい防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 ▲【保安記録確認検査(構造)】 腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要 ●【保安記録確認検査(区画状況)】 汚染拡大防止のための区画状況については、点検又は巡視の記録確認等 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラス固化技術開発施設のガラス固化体の保管ビットの除熱能力が維持されていることを確認する。 	ガラス固化技術開発施設の保管ビットの風量確認検査 【要領書番号11】	保管ビット (ガラス固化技術開発施設)
26	使用済燃料等による汚染の防止	第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第35条(廃棄物処理設備) .1.五、に汚染除去に係る記載があり検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ○同時確認 ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 使用安重：第23条(核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(壁・床)】 建家内の日常的な点検又は巡視の記録確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ○汚染を除去しやすいものなどは、施設製作時に検査し、その後は第6条(地震による損傷の防止)や日常の点検等により機能維持を確認する。 	—	—
		2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該 汚染を除去するための設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第19条(汚染を検査するための設備) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 	<ul style="list-style-type: none"> ○汚染検査設備は、施設製作時に検査し、その後は日常の点検等により機能維持を確認する。 	—	—
27	遮蔽	第二十七条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める 線量限度を十分下回るように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .1 <ul style="list-style-type: none"> ●【線量率検査】 使用安重：第21条(遮蔽) .1.一 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベ이의記録確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有する遮蔽設備 が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、 放射線の漏えいを防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .2 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベ이의記録確認等 使用安重：第21条(遮蔽) .1.二 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 建家内の日常的な放射線サーベ이의記録確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 	同上	同上

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
28	換気設備	第二十八条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力 を有するものであること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.一 ●【 排気風量検査又は排気筒放射性物質濃度検査(排気風量測定) 】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○換気能力は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		二 使用済燃料等により汚染された空気が 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.二 ○同時確認 ・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・ 第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.三、 ○同時確認 ・ ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・ 第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.四 ○同時確認 ・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
29	保安電源設備	第二十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .1 ●【 非常用電源検査 】 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.一 ●【 非常用電源検査 】	●非常用発電機の機能が維持されていることを確認する。	非常用発電機の作動試験 【要領書番号38】	非常用発電機 (ユーティリティ施設、中間閉鎖所、第二中間閉鎖所、ガラス固化技術開発施設)
		2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .2 ●【 非常用電源検査 】 ・ 当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.二 ●【 非常用電源検査 】 ・ 当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 ・ 無停電電源装置を必要とする「特に必要な設備」とは、「放射線監視設備(モニタリングポスト)」と解される。(使用許可基準規則の解説より)	●無停電電源装置の機能が維持されていることを確認する。	無停電電源装置の作動試験 【要領書番号39】	無停電電源装置 (分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、廃溶媒処理技術開発施設、焼却施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、プルトニウム転換技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、クリプトン回収技術開発施設)
		3 保安電源設備(事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。)は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の 安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう 、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 高エネルギーのアーク放電による 電気盤の損壊の拡大を防止 するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項及び第2項の検査において確認する。	—	—
		二 前号に掲げるもののほか、 機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—
	4 再処理施設に接続する電線線のうち少なくとも 二回線は、当該再	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	する。(研究所の特高変電所から2回線を受電)	—	—
		5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認する。	—	—
30	緊急時対策所	第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。)	—	—
		2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(同上)	—	—
31	通信連絡設備	第三十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等).1 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 使用安重：左記と同様の条項なし。第26条(警報装置等)の条項に通信連絡設備の記載があり、それを例示する。 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等	—(同上)	—	—
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第42条(通信連絡設備等).2 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 ・「原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所」とは、「関係官庁等の異常時通報連絡先機関等」である。(試験炉許可基準規則の解説より) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	—(同上)	—	—
—	その他 (事故対応資機材以外)	上記の条項には該当しないが、廃止措置計画の性能維持施設であり、定期事業者検査により機能維持を確認しているもの。		●冷水ポンプの縮切圧力がポンプの容量に対応した所定の縮切圧力以上であることを確認する。	冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号7】	冷水設備用ポンプ
				●二次冷却水循環ポンプ及び冷却水供給ポンプの縮切圧力がポンプの容量に対応した所定の縮切圧力以上であることを確認する。	冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号9】	冷却水設備プロセス用ポンプ
				●冷却塔出口の冷却水流量が設定値以上であることを確認する。	ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号12】	ガラス固化技術開発施設の冷却塔
				●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置(各条項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65)液位上限操作上限警報装置、冷却水設備圧力下限警報装置)
				●冷却水供給ポンプ及び冷却塔供給ポンプの故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号51】	冷却水供給ポンプ(583P141、P142、P143) 冷却塔供給ポンプ(583P181、P182、

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
						P183)
—	その他 (事故対応 資機材)			●事故対応に必要な設備の性能 を確認する。	緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	移動式発電機、接続端 子盤(電源ケーブル含 む)、緊急電源接続盤、 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む) ホイールローダ、油圧 ショベル タンクローリー 水槽付き消防ポンプ 自動車、化学消防自動 車、消防ホース等の付 属品 通信機材 中央制御室の空気循 環用機材 TVF制御室の空気循環 用機材 予備循環ポンプ、 エンジン付ポンプ、 一次冷却水循環ポン プ、 二次冷却水循環ポン プ 排風機、ブロワ、可搬 型ブロワ、可搬式圧縮 機(圧縮空気用ホース 等含む) 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む)、可搬 式圧縮機(圧縮空気用 ホース等含む) 高線量防護服類 可搬型蒸気供給設備、 蒸気用ホース等の付 属品

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
受入れ系扉群インターロックの作動試験 【要領書番号 1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッター扉と トラップ扉のインターロック)	令和 3 年 1 1 月上旬	
貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号 2】	第 19 条 (使用済燃料の貯蔵施設等)	分離精製工場 (MP)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器、予備貯蔵プールの熱交換器	令和 4 年 3 月下旬	
台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉 台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック	令和 4 年 2 月下旬	
建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 1)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 2)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 4-1, 2, 3】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッシュ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (1F) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和 4 年 3 月中旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号 5】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (1F) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (計装用)	令和 4 年 3 月下旬	
プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号 6】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 7】	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
浄水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号 8】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	資材庫	浄水設備用ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号 9】	その他 (事故対応資機材以外)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備プロセス用ポンプ 冷却水供給ポンプ	令和 3 年 1 2 月下旬	
蒸気設備の作動検査 【要領書番号 10】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	中央運転管理室	蒸気設備	令和 4 年 1 月中旬	
ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査 【要領書番号 11】	第 25 条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	令和 4 年 2 月下旬	
ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号 12】	その他 (事故対応資機材以外)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷却塔	令和 4 年 3 月下旬	

定期事業者検査 (第 2 回) 検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 6 条 (地震による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (UO3) 排水モニタ室 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 中間閉閉所 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2UO3) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二中間閉閉所 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 資材庫 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3UO3) ユーティリティ施設 (UC) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	以下の工事は、建家周辺で行うため、建家、構築物の検査において確認できない箇所など、影響する可能性がある。 ・ガラス固化技術開発施設 (TVF) ガラス固化技術開発棟の耐津波補強工事 (令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月) ・主排気筒の耐震補強工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 3 月) ・高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 及び配管トレンチ (T21) 周辺の地盤改良工事 (令和 2 年 7 月～令和 4 年 3 月) ・津波漂流物防護柵の設置工事 (令和 3 年 7 月～令和 5 年 2 月)
	第 7 条 (津波による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 分析所 (CB) 中間閉閉所 プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二中間閉閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 24 条 (廃棄施設)	放射性廃棄物の廃棄施設	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒	令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 27 条 (遮蔽)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (O) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号 14】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	令和 3 年 1 1 月上旬	
	第 21 条 (放射線管理施設)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (O) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ、排気モニタ)	令和 3 年 1 1 月上旬	
		周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、 モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	令和 4 年 2 月中旬	
排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号 15】	第 21 条 (放射線管理施設)	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)	令和 4 年 2 月中旬	
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	第 23 条 (制御室等)	分離精製工場 (MP)	中央制御室の空気循環用機材	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	TVF 制御室の空気循環用機材		

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	その他 (事故対応資機材)	核サ研南東地区 緊急時自動車車庫 正門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 プルトニウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ガラス固化技術開発施設 (TVF)	電源設備 移動式発電機、接続端子盤 (電源ケーブル含む)、緊急電源接続盤 (分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設)、可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
			アクセスルートの確保 重機 (ホイールローダ、油圧ショベル)		
			燃料運搬 タンクローリー		
			崩壊熱除去機能及び放出抑制設備 水槽付き消防ポンプ自動車、化学消防自動車、消防ホース等の付属品 (水槽付き消防ポンプ自動車からの供給用)		
			通信連絡を行うために必要な設備 通信機材 (MCA 携帯型無線機、衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)		
			中央制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、可搬型入気装置、エアロック用グリーンハウス)、 TVF 制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、給気ユニット)		
			崩壊熱除去機能 予備循環ポンプ、エンジン付ポンプ、一次冷却水循環ポンプ、二次冷却水循環ポンプ		
			水素掃気機能 排風機、ブロウ、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)、可搬型ブロウ、		
			計装設備 可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)		
			事故対応要員の放射線防護機能 高線量防護服類 (鉛エプロン、タングステン製防護服、タングステンエプロン)		
放射性物質の漏えい対処設備 可搬型蒸気供給設備 (ボイラ、燃料タンク等)、蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの供給用)					
濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号 17】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12.2) 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP+12.3)	令和 3 年 1 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP*10.2、242PP*11.2)、 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP*10.3、242PP*11.3)	—	
溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号 18】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	溶解槽溶液受槽密度制御操作装置	令和 3 年 1 2 月	
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第 1 ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、抽出器溶媒流量上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶 γ 線 上 限 警 報 装 置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操作 等を行う前に定期事業者検査を 実施する。
			警報装置 (廃ガス貯槽槽内圧力上昇警 報装置)	令和3年12月	
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上 昇 警 報 装 置)	令和3年11月	
		高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇 警 報 装 置)	令和4年2月	
	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第1ストリップ調整槽温度 上 限 操 作 上 限 警 報 装 置、プ ルトニウム溶液蒸発缶密度上 限 警 報 装 置、ウラン溶液蒸発 缶 (第1段) 圧力上限操作上限 警 報 装 置、高放射性廃液蒸発 缶 流 量 上 昇 警 報 装 置、圧力上 限 操 作 上 限 警 報 装 置、温度上 限 操 作 上 限 警 報 装 置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操作 等を行う前に定期事業者検査を 実施する。
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶液位下 限 警 報 装 置)	令和3年11月	
			警報装置 (温水器 (282H50) 温度上限操 作 上 限 警 報 装 置)	令和3年12月下旬	
		ユーティリティ施設 (UC)	警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報 装 置)	令和3年12月下旬	
	第20条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された警報装置 (各条 項に係るものを除く) 圧空貯槽 (272V603) 圧力下 限 警 報 装 置	令和3年12月下旬	
	その他 (事故対応資機材以 外)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置 (各条 項に係るものを除く) (グローブボックス (267X65) 液位上限操作上限警報装置)	令和4年2月	
ユーティリティ施設 (UC)		廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置 (各条 項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装 置)	令和3年12月下旬		
操作装置の作動試験 【要領書番号 20】	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場 (MP)	操作装置 (第2ストリップ調整槽電導 度 下 限 操 作 装 置、第3ストリ ップ調整槽電導度下限操作装 置、第1スクラップ調整槽密度 下 限 操 作 装 置、第3スクラ ップ 調 整 槽 電 導 度 下 限 操 作 装 置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操作 等を行う前に定期事業者検査を 実施する。
	第11条 (火災等による損傷 の防止)	廃棄物処理場 (AAF)	操作装置 (低放射性廃液第1蒸発缶圧 力 上 限 緊 急 操 作 装 置)	令和4年2月下旬	
		第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	操作装置 (低放射性廃液第2蒸発缶圧 力 上 限 緊 急 操 作 装 置)	令和4年2月下旬	
		第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第3蒸発缶圧 力 上 限 緊 急 操 作 装 置)	令和4年2月下旬	
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素水素混合ガス供給系水 素 濃 度 上 限 警 報 上 限 操 作 装 置、廃液蒸発缶温度上限緊急 操 作 装 置、圧力上限緊急操 作 装 置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操作 等を行う前に定期事業者検査を 実施する。
	焼却施設 (IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装 置)	令和4年2月		

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 21】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 22】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 23】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 1) 【要領書番号 24-1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	令和 4 年 3 月下旬	
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 24-2】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 1)、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 25-1、2】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系 (液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 26】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝工程インターロックの作動試験 (その 1)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 2)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 27-1、2、3】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝工程インターロック (UNH 受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 1)、 脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 28-1、2】	第 22 条 (安全保護回路)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 29】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 30】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 31】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 32】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号 33】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号 34】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置	令和 4 年 1 月	
建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号 35】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF)	建家及びセル換気系の負圧警報装置	令和 4 年 2 月下旬 (TVF 以外) 令和 4 年 3 月下旬 (TVF)	
セル等温度警報装置の警報試験 【要領書番号 36】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等温度警報装置	令和 4 年 1 月下旬	
セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号 37】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等漏洩検知装置	令和 4 年 1 月下旬	
非常用発電機の作動試験 【要領書番号 38】	第 29 条 (保安電源設備)	中間開閉所 第二中間開閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	非常用発電機	令和 4 年 3 月下旬	
無停電電源装置の作動試験 【要領書番号 39】	第 29 条 (保安電源設備)	分析所 (CB) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	無停電電源装置	令和 4 年 2 月中旬～ 令和 4 年 3 月中旬	
廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 【要領書番号 40】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装置)	令和 4 年 2 月下旬	
固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 41】	第 22 条 (安全保護回路)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	令和 4 年 3 月下旬	
焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 1)、 焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 42-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号 43】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、液位計、液面計、密度計)	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、 γ 線計)	令和 3 年 1 月～ 令和 4 年 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 溶解槽温度計 (242TR10.1、242TR10.2、242TR11.1、242TR11.2) 及び圧力計 (242PR10、242PR11、242dPR10.1、242dPR11.1)、溶解槽溶液受槽密度計、廃ガス貯槽圧力計、溶解施設給液槽流量計、液位計及び密度計、抽出器流量計 (252FIC11.3 を除く)、 第 1 スクラブ調整槽密度計、第 3 スクラブ調整槽電導度計、第 2 ストリップ調整槽電導度計、第 3 ストリップ調整槽電導度計、 プルトニウム溶液蒸発缶温度計及び圧力計、ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 温度計、圧力計及び流量計、酸回収蒸発缶温度計及び圧力計、高放射性廃液蒸発缶圧力計 (271PIC10.5)、電導度計及び γ 線計
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、水素濃度計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 焙焼還元炉温度計及び流量計、窒素水素混合ガス供給系水素濃度計
		ウラン脱硝施設 (DN)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、ウラン濃縮度モニタ)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 脱硝塔温度計及び圧力計、UNH 受槽密度計及びウラン濃縮度モニタ、溶解槽温度計、圧力計及び密度計、溶解液受槽密度計

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧

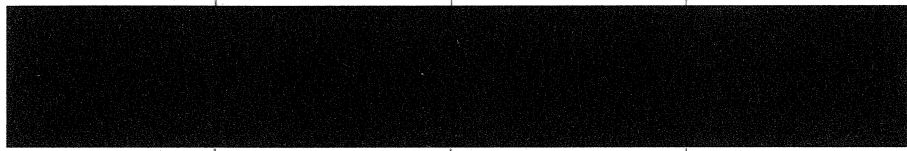
要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	廃棄物処理場 (AAF)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載されている計器 (圧力計、流量計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 海中放出設備流量計 (317FS22)
クレーンの作動確認 【要領書番号 45】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	燃料カスククレーン、燃料取出しブールクレーン、燃料貯蔵ブールクレーン、燃料移動ブールクレーン	令和 4 年 3 月下旬	
セル内クレーンインターロックの作動試験 【要領書番号 46】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	セル内クレーンインターロック	令和 4 年 3 月下旬	
廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号 47】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽 (安全弁含む)	令和 3 年 1 2 月	
海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号 48】	第 24 条 (廃棄施設)	廃棄物処理場 (AAF) 放出廃液油分除去施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	令和 3 年 1 1 月下旬	
加熱蒸気供給系安全弁の作動試験 【要領書番号 49】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系安全弁 (266G3、271C10)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号 50】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、 ユーティリティ施設 (UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号 51】	その他 (事故対応資機材以外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ予備機への自動切替確認	令和 3 年 1 2 月下旬	

第2回 再処理施設 施設管理実施計画

(令和3年度)

令和3年8月

核燃料サイクル工学研究所
工務技術部

承認	同意	審査	作成
工務技術部長	核燃料取扱主任者	管理課長	運転課長
			
R3年8月19日	R3年8月19日	R3年8月18日	R3年8月18日

改定履歴

改定No.	改定年月日	改定理由	備考
制定	令和 3年 8月 19日		

目 次

1.	目的	1
2.	適用範囲	1
3.	定義	1
4.	施設管理実施計画の始期及び期間	1
5.	設計及び工事	1
6.	施設の保全のために実施する巡視	1
7.	点検、検査等の方法、実施頻度及び時期	1
8.	工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置	2
9.	設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価	2
10.	設計、工事、巡視及び点検等に係る改善	3
11.	施設管理に関する記録	3

1. 目的

本計画は、工務技術部が所管する再処理施設の施設管理に当たり、「再処理施設保安規定」（以下「保安規定」という。）及び「再処理施設品質マネジメント計画書」（QS-P06）（以下「品質マネジメント計画書」という。）に基づき、工務技術部の施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定めるものであり、「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくことを目的とする。なお、記載項目は、保安規定の記載項目に沿った項目としており、施設管理に係る点検、保守、工事等の個別の業務は、業務計画に基づき実施するものとする。

2. 適用範囲

本計画は、再処理施設のうち工務技術部が所管する設備・機器の施設管理に適用する。

3. 定義

本計画で使用する用語は、「保安規定」、「品質マネジメント計画書」及び機構共通ガイド「保全文書の策定等に関するガイド」において使用する用語の例による。

4. 施設管理実施計画の始期及び期間

施設管理実施計画の始期は、定期事業者検査の開始日とし、終期は、次の定期事業者検査の開始予定日の前日とする。

5. 設計及び工事

- (1) 運転課長は、所管する設備・機器の工事について、保安規定第198条の5（工事に係る設計及び工事の計画の管理）に基づき管理する。
- (2) 運転課長は、設計及び工事の計画の作成及び業務の実施に当たっては、保安規定「第I-1-1表 保安規定に基づき定める作業手順書等」に定める「設計・開発管理要領書」、「調達管理要領書」、「検査及び試験管理要領書」等に従い、必要な手続きを行う。

6. 施設の保全のために実施する巡視

運転課長は、所管する設備・機器について、保安規定第183条の2（再処理施設の施設管理実施計画）に基づき、当該施設の保全のための巡視を行う。

7. 点検、検査等の方法、実施頻度及び時期

- (1) 工務技術部長は、所管する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、保安規定第183条の2（再処理施設の施設管理実施計画）第2項に基づき、点検、検査等の方法、実施頻度及び時期を整理した「設備保全整理表」（別添1）及び「定期事業者検査要否整理表」（別添2）を、以下の事項を踏まえて策定する。
 - ① 「設備保全整理表」は、基本的に設備・機器単位とし、設備・機器の重要性（別図参照）を踏まえて重要度を「高」、「中」及び「低」に分類する。分類した重要度に応じて、

以下のとおり立会検査等を行う。

- ・「高」に分類したものについては、定期事業者検査の立会検査又は一部立会の対象
- ・「中」に分類したものについては、定期事業者検査の記録検査の対象
- ・「低」に分類したものは、点検等の対象

「設備保全整理表」は、保全有効性評価の結果、保全方式の変更などが必要な場合、改定する。

- ② 定期事業者検査の検査対象のうち、次回の定期事業者検査における当該検査の実施まで要求される機能が不要ないとして、「定期事業者検査 検査予定一覧表」(別添3)の備考欄に記載したもの、又は使用前自主検査で確認を受けるものは、第2回定期事業者検査期間中の検査を除外することができるものとする。
 - ③ 「定期事業者検査要否整理表」は、「再処理施設の技術基準に関する規則」の条項単位で整理する。なお、廃止措置計画に記載した性能維持施設の機能は維持する必要があることから、「定期事業者検査要否整理表」の要否にかかわらず、定期事業者検査を実施する。「定期事業者検査要否整理表」は、新たな設備の追加があった場合など、必要に応じ改定する。
- (2) 前項の「設備保全整理表」に記載する点検、検査等の方法については、それらの手順を示した要領書及び要領書番号等の表記に代えることができる。
 - (3) 運転課長は、前項の点検、検査等の実施に当たっては、保安規定第195条(定期事業者検査)及び第196条(使用前自主検査)に基づき、「定期事業者検査実施計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前自主検査実施計画書」及び「使用前自主検査要領書」の策定に必要な情報を再処理廃止措置技術開発センター技術部品質保証課長に提供する。
 - (4) 定期事業者検査及び使用前自主検査の実施に当たっては、保安規定第51条の2の2(事業者検査の独立性の確保)に基づき検査の独立性を確保する。記録検査で確認する自主検査等の独立性は、対象設備に係る保守作業を実施した以外の者を自主検査等の検査員としていることを体制図等により確認することなどにより行う。

8. 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置

運転課長は、所管する設備・機器について、第5項の工事及び第7項の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第197条(保守)に基づき、必要な措置を講じる。

9. 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価

- (1) 運転課長は、所管する設備・機器に係る第5項の設計及び工事、第6項の巡視の結果並びに第7項の点検、検査等の結果について、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標(PI)設定評価要領書」(TQAM-013)に従い、確認及び評価を行う。
- (2) 運転課長は、所管する設備・機器に係る第7項の点検、検査等の結果について、「業務の計画及び実施管理要領書」(工Q-D)に従い、保全有効性評価を行う。

10. 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善

- (1) 運転課長は、所管する設備・機器について、前項(1)の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、核燃料サイクル工学研究所の「保安活動指標(PI)設定評価要領書」(TQAM-013)に従い、必要な改善を行う。
- (2) 運転課長は、所管する設備・機器について、前項(2)の有効性評価の結果、保全方式等の改善があると認める場合は、「業務の計画及び実施管理要領書」(工Q-D)に従い、必要な改善を行う。
- (3) 運転課長は、前項の改善の実施に当たっては、「不適合管理及び是正・未然防止処置要領書」(工Q-K)(ただし、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。)に従い、必要な手続きを行う。

11. 施設管理に関する記録

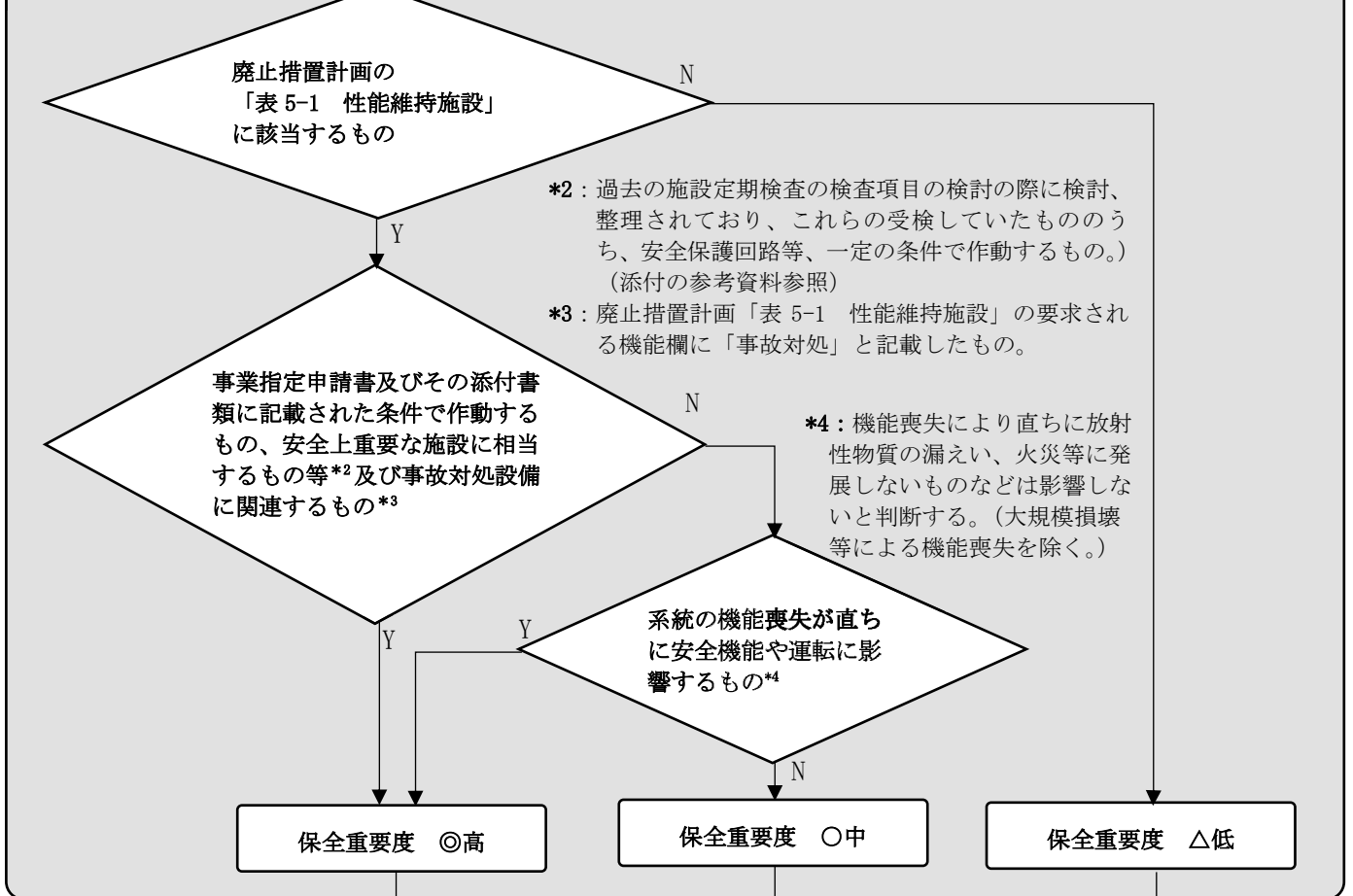
運転課長は、所管する設備・機器に係る第5項から第10項までの業務に関する記録について、「文書・記録管理要領書」(工Q-A)に従い、管理する。

●保全対象設備

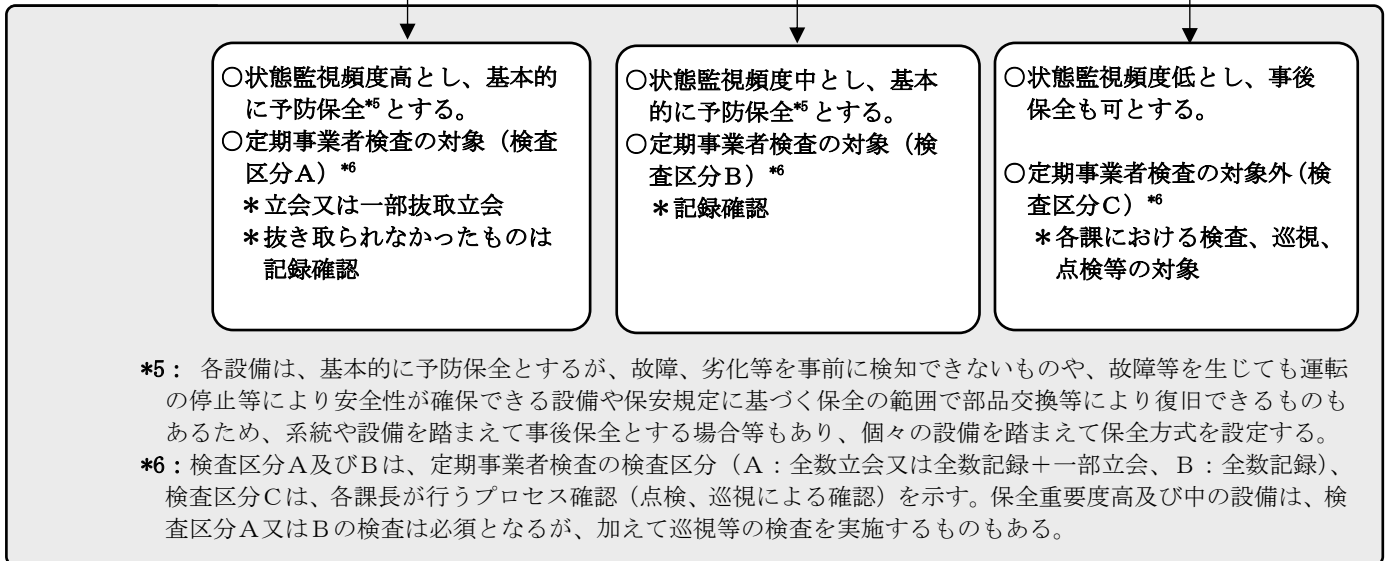
設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物^{*1}

^{*1}： 保全対象設備の範囲は、設工認申請書又は完成図書に記載されている機器・構築物について、以下に記載された対象設備等を踏まえる。
 ・廃止措置計画の「表 6-1-1 性能維持施設の維持管理」に関する設備

●保全重要度分類



●保全方式の設定



別図 保全重要度分類の基本的な考え方

設備保全整理表

別添1

(最新更新日:令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5			
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)		
中間開閉所	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	再処理施設 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (E030)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などが無いことを記録により確認する。 【担当課長】運転課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
		○浸水防止扉 ○排水口	中開-扉1 中開-扉2 中開-扉3 中開-扉4 中開-扉5 中開-排水口1 中開-排水口2 中開-排水口3 中開-排水口4	・津波による損傷の防止	同上	—	—	C:外部全般点検	1回/日		再処理施設 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (E030)		
								B:健全性確認	右欄参照		再処理施設 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (E030)		
	C:四半期点検							1回/四半期	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)				
	C:外部全般点検							1回/月	再処理中間開閉所受変電設備運転管理要領書 (E003)				
	○閉止板	中開-壁1 中開-壁2 中開-壁3 中開-壁4 中開-窓1 中開-窓2 中開-窓3 中開-窓4 中開-窓5 中開-スリット1 中開-スリット2 中開-共同溝1 中開-共同溝2 中開-共同溝3 中開-配管	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照	再処理施設 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (E030)				
							C:四半期点検	1回/四半期	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)				
							再処理中間開閉所受変電設備運転管理要領書 (E003)						
	非常用発電機	◎非常用発電機	1号 2号	・保安電源設備	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照		施設定期自主検査「非常用発電機の作動試験」要領書 (E014)		A:商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となることを確認する。 A:商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行することを確認する。 【担当課長】運転課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 非常用発電機の作動試験(38)
								C:非常用発電機の運転による作動状態が以下であること。 電圧:6.6 kV±3.5% 周波数:50 Hz±5%	1回/月		再処理中間開閉所受変電設備運転管理要領書 (E003)		
C:外部全般点検								1回/日	ユーティリティ供給設備保守管理要領書 (N012)				
C:外部全般点検、測定試験、内部点検								1回/月					
							C:外部全般点検、測定試験、内部点検	1回/年					

設備保全整理表

別添1

(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

施設、系統等		保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5		
設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)				
第二中間開閉所	建家・構築物	○建家・構築物	—	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	再処理施設 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (E030) 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011) 再処理第二中間開閉所受変電設備運転管理要領書 (E004)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などを記録により確認する。 【担当課長】運転課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)		
		○浸水防止扉 ○排水口	二中開-扉1 二中開-扉2 二中開-扉3 二中開-扉4 二中開-扉5 二中開-排水口1 二中開-排水口2 二中開-排水口3	・津波による損傷の防止	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照				
		○閉止板	二中開-壁1 二中開-壁2 二中開-壁3 二中開-壁4 二中開-窓1 二中開-窓2 二中開-窓3 二中開-窓4 二中開-ガラリ1 二中開-ガラリ2 二中開-ガラリ3 二中開-換気扇1 二中開-換気扇2 二中開-換気扇3 二中開-換気扇4 二中開-共同溝1 二中開-共同溝2 二中開-共同溝3 二中開-配管	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照			C:四半期点検	1回/四半期
												C:外部全般点検	1回/月
													1回/日
												○ダクト	二中開-給気口1 二中開-給気口2 二中開-給気口3 二中開-給気口4
		C:外部全般点検	1回/月										

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第二中間開閉所	非常用発電機	◎非常用発電機	1号 2号	・保安電源設備	供給先の建家の 管理区域解 除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査「非常用 発電機の作動試験」要領書 (E014) 再処理第二中間開閉所受 変電設備運転管理要領書 (E004) ユーティリティ供給設備保 守管理要領書 (N012)	A:商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV± 3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること を確認する。 A:商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用 電源に移行することを確認する。 【担当課長】運転課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 非常用発電機の作動試験(38)
								C:非常用発電機の運転によ る作動状態が以下であること。 電圧:6.6 kV±3.5 % 周波数:50 Hz±5 %	1回/月			
								C:外部全般点検	1回/日			
								C:外部全般点検、測定試験、 内部点検	1回/月			
							C:外部全般点検、測定試験、 内部点検	1回/年				

設備保全整理表

別添1
(最新更新日:令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
分離精製工場(MP)	建家・構築物	○建家・構築物 (運転課担当区域)	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	再処理施設 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(E030) 施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認(再Q施011)	B:建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)
							B:健全性確認	右欄参照			
							C:四半期点検	1回/四半期			
		○浸水防止扉 MP-3	・津波による損傷の防止	同上	—	—	C:外部全般点検	1回/月			
							C:外部全般点検	1回/日			
							C:外部全般点検	1回/四半期			
○閉止板 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24 MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照					
					C:四半期点検	1回/四半期					
					C:四半期点検	1回/四半期					

設備保全整理表

別添1

(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
ウラン脱硝施設(DN)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備					中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
ブルトニウム転換技術開発施設(PCDF)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】転換施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
クリプトン回収技術開発施設(Kr)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】前処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
高放射性廃液貯蔵場(HAW)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】化学処理施設課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3			定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)			
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家・構築物 (ガラス固化技術開発棟)	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
	建家・構築物 (ガラス固化技術管理棟)	○建家・構築物	(運転課担当区域)	同上	同上	—	—	B:健全性確認	右欄参照		施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】ガラス固化管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)	
	非常用発電機	◎非常用発電機	3号	・保安電源設備	建家の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照		運転課長	施設定期自主検査「非常用発電機の作動試験」要領書 (E014)	A:商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6kV±3.5%)・周波数(50Hz±5%)を確立し、給電状態となることを確認する。 A:商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行することを確認する。 【担当課長】運転課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 非常用発電機の作動試験(38)
								C:非常用発電機の運転による作動状態が以下であること。 電圧:6.6kV±3.5% 周波数:50Hz±5%	1回/月				
								C:外部全般点検	1回/日				
								C:外部全般点検、測定試験、内部点検	1回/月				
C:外部全般点検、測定試験、内部点検	1回/年												

設備保全整理表

別添1

(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第二高放射性固体 廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	建家の管理区域 解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第三低放射性廃液 蒸発処理施設(Z)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区 域)	・地震による損傷の防 止	建家の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
低放射性濃縮廃液 貯蔵施設(LWSF)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区 域)	・地震による損傷の防 止	建家の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第1課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1

(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
アスファルト固化体 貯蔵施設(AS1)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区 域)	・地震による損傷の防 止	建家の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度		担当課長	検査要領書名 (要領書番号)
第二アスファルト固 化体貯蔵施設(AS2)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区 域)	・地震による損傷の防 止	建家の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
焼却施設(IF)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B: 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】処理第2課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1

(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5	
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)
除染場(DS)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域) ・地震による損傷の防止	建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】施設管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
ユーティリティ施設 (UC)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区域)	・地震による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】施設保全課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)		
	非常用発電機	◎非常用発電機	1号 2号	・保安電源設備	供給先の建家の管理区域解除まで	—	—	A:性能検査	右欄参照				施設定期自主検査「非常用発電機の作動試験」要領書 (E014)	A:商用電源停電から20秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となることを確認する。 A:商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行することを確認する。 【担当課長】運転課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 非常用発電機の作動試験(38)
								C:非常用発電機の運転による作動状態が以下であること。 電圧:6.6 kV±3.5% 周波数:50 Hz±5%	1回/月					
								C:外部全般点検	1回/日					
								C:外部全般点検、測定試験、内部点検	1回/月					
C:外部全般点検、測定試験、内部点検	1回/年	再処理施設ユーティリティ施設受変電設備運転管理要領書(E002)	ユーティリティ供給設備保守管理要領書(N012)											

設備保全整理表

別添1

(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備				中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5		
施設、系統等	設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長		検査要領書名 (要領書番号)	
第一低放射性固体 廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	建家・構築物	○建家・構築物	(運転課担当区 域)	・地震による損傷の防 止	建家の管理区 域解除まで	—	—	B:健全性確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査要領書 建家・構築物の健全性確認 (再Q施011)	B:建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき 裂、剝離などがないことを記録により確認する。 【担当課長】環境管理課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 建家、構築物の健全性確認検査(13)

設備保全整理表

別添1
(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4		頻度	担当課長	
核燃料サイクル工学 研究所南東地区	緊急時 対応設備	◎タンクローリー (3,530 L)	—	・事故対処 (燃料運搬)	系統除染が完 了するまで	—	—	A: 外観確認及び作動確認	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査「タンク ローリーの作動確認」要領 書 (E034)	A: 外観に異常がなく、設備が正常に作動することを確認 する。 【担当課長】運転課長 【検査頻度】1回/年又は廃止措置計画で定める時期 【検査要領書名(要領書番号)】 緊急時対応設備の確認(16)
								C: 自動車検査	1回/年			
								C: 安全装置の点検	1回/年			

設備保全整理表

別添1

(最新更新日: 令和3年8月16日)

工務技術部 運転課

保全対象設備						中長期保守*2		保全方式*3				定期事業者検査概要*4*5
施設、系統等		設備名称等*1		要求される機能	維持期間	分解等	更新	保全項目*4	頻度	担当課長	検査要領書名 (要領書番号)	
中央運転管理室	蒸気設備	〇ボイラ	582-10 582-11 582-12	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	—	—	B: 性能検査	右欄参照	運転課長	施設定期自主検査「蒸気設備の性能検査」要領書(S002)	
								C: 外観目視点検	1回/日		ユーティリティ供給設備保守管理要領書(N012)	
									1回/年			中央運転管理室ボイラ設備 運転管理要領書(S001)

*1: 「設備名称等」欄の◎、○、△は、保全重要度(◎高、○中、△低)を示す。

*2: 「中長期保守」欄の頻度等は、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*3: 「保全方式」欄は、これまで施設定期自主検査として実施してきた検査項目等を基本とするが、各検査の結果を踏まえて、適宜、見直しを行う。

*4: 「保全項目」欄及び「定期事業者検査概要」欄のA、Bは、保全重要度を踏まえた基本的な定期事業者検査の検査区分(A: 全数立会又は全数記録+一部立会、B: 全数記録)、Cは、各課長が行うプロセス確認(点検、巡視による確認)であり、定期事業者検査の対象外。

*5: 定期事業者検査の検査頻度(1回/年)は、再処理規則第7条の9に基づき実施される定期事業者検査(直近の定期事業者検査が終了した日以降、12か月を超えない時期に次回の定期事業者期間を開始)ごとに検査を実施することを意味する。

定期事業者検査要否整理表（再処理施設）

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備	
			試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価			
1	定義	第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。					
		2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。					
		一 放射線 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。）第一条第二項第一号に規定する放射線をいう。					
		二 管理区域 再処理規則第一条第二項第二号に規定する管理区域をいう。					
		三 周辺監視区域 再処理規則第一条第二項第四号に規定する周辺監視区域をいう。					
		四 放射性廃棄物 再処理規則第一条第二項第六号に規定する放射性廃棄物をいう。					
		五 運転時の異常な過渡変化 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第一号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。					
		六 設計基準事故 事業指定基準規則第一条第二項第二号に規定する設計基準事故をいう。					
		七 安全機能 事業指定基準規則第一条第二項第三号に規定する安全機能をいう。					
		八 安全機能を有する施設 事業指定基準規則第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設をいう。					
		九 安全上重要な施設 事業指定基準規則第一条第二項第五号に規定する安全上重要な施設をいう。					
		十 重大事故等対処施設 事業指定基準規則第一条第二項第六号に規定する重大事故等対処施設をいう。					
		十一 重大事故等対処設備 事業指定基準規則第一条第二項第七号に規定する重大事故等対処設備をいう。					
		十二 多重性 事業指定基準規則第一条第二項第八号に規定する多重性をいう。					
十三 独立性 事業指定基準規則第一条第二項第九号に規定する独立性をいう。							
十四 多様性 事業指定基準規則第一条第二項第十号に規定する多様性をいう。							
2	特殊な設計による再処理施設	第二条 特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで再処理施設を設置することができる。	－	－（該当設備なし）	－	－	
		2 前項の認可を受けようとする者は、その理由及び設置方法を記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。	－	－（該当設備なし）	－	－	
3	廃止措置中の再処理施設の維持	第三条 法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（再処理規則第十九条の四の二十号の性能維持施設をいう。）については、 次章及び第三章の規定にかかわらず 、当該認可に係る 廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持 しなければならない。	－	廃止措置計画の認可を受けた施設であり、左記に記載のとおり、以下の評価結果にかかわらず、廃止措置計画に記載した 性能維持施設について、定期事業者検査によりその機能維持を確認 する。 このため、以下の評価結果は検査項目等の参考情報とする。 なお、廃止措置が進み、廃止措置計画の 性能維持施設から削除するまでの間は、検査要 とする。	廃止措置計画「表6-1-1 性能維持施設」に記載した性能維持施設の機能維持を確認	－	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
4	核燃料物質 の臨界防止	<p>第四条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱い上の一つの単位(次項において「単一ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.一 ●【未臨界検査、保安記録確認検査(臨界管理)】 ・臨界管理を核燃料物質の濃度、質量又は組成で行っている場合は、それら管理の記録確認等</p>	<p>●プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●溶解槽溶液受槽からの給液の密度(密度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●所定の値で警報装置が作動することを確認する。</p> <p>●所定の値で操作装置が作動することを確認する。</p> <p>●脱硝工程へ送液する溶液の濃度等が制限値以下でなければ送液できないようにする機能が維持されていることを確認する。</p> <p>●プルトニウム製品貯槽の液面上限を検知し、警報する機能が維持されていることを確認する。</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号6】</p> <p>溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号18】</p> <p>警報装置の警報試験 【要領書番号19】</p> <p>操作装置の作動試験 【要領書番号20】</p> <p>脱硝工程インターロックの作動試験 【要領書番号27-1, 2, 3】</p> <p>プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号34】</p>	<p>プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置</p> <p>溶解槽溶液受槽密度制御装置</p> <p>第1ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、第3ストリップ調整槽電導度下限操作装置、抽出器溶媒流量上限警報装置</p> <p>第2ストリップ調整槽電導度下限操作装置、第1スクラブ調整槽密度下限操作装置、第3スクラブ調整槽電導度下限操作装置</p> <p>脱硝工程インターロック(UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)</p> <p>プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置</p>
		<p>2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.二 ●【未臨界検査】</p>	<p>－(配置等の確認は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>
		<p>3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)</p> <p>使用安重：第四条(核燃料物質の臨界防止)1.三 ●【警報検査(臨界警報装置)】</p>	<p>●臨界警報装置が正常に作動することを確認する。</p>	<p>位置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】</p>	<p>臨界警報装置</p>
5	安全機能を有する施設の地盤	<p>第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。</p>	<p>試験炉(Na)：第5条(試験研究用等原子炉施設の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p> <p>使用安重：第5条(使用施設等の地盤) ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・地盤構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映</p>	<p>－(地盤の確認は、施設建設時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)</p>	<p>－</p>	<p>－</p>

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
6	地震による 損傷の防止	第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する 地震力 (事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に 放射線障害を及ぼすことがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).1 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 耐震重要施設(事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、基準地震動による 地震力 (事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。)に対してその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).2 ○同時確認 ・使用前事業者検査で確認 ・設備ごとに第17条(材料及び構造)に係る検査と同時	●(地震力に対する確認は、施設建設時に検査し、その後は上記の検査により維持を確認する。)	同上	同上
		3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる 斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重:第6条(地震による損傷の防止).3 △知見考慮 ・斜面崩落に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 ・斜面構造はほとんど変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	△知見考慮(斜面等の対策等の措置を施した場合はその措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
7	津波による 損傷の防止	第七条 安全機能を有する施設は、 基準津波 (事業指定基準規則第八条に規定する基準津波をいう。第三十四条において同じ。)によりその 安全性が損なわれるおそれがないもの でなければならない。	試験炉(Na):第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第7条(津波による損傷の防止) ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・津波に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。 今後、津波対策に係る保安設備の設置や保安措置を施した場合はその維持についても確認。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
8	外部からの 衝撃による 損傷の防止	第八条 安全機能を有する施設は、想定される 自然現象 (地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).1 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・地震及び津波以外の自然現象に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	—(外部からの衝撃による損傷の防止対策等の措置を施した場合は、その措置の維持を確認する。現状は該当設備なし。)	—	—
		2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の 外部からの衝撃 が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって 人為によるもの (故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないう、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na):第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重:第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).2 ▲【外観検査等(保安設備)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・外部衝撃に係る保安設備や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要	同上	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		3 安全機能を有する施設は、 航空機の墜落 により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第8条(外部からの衝撃による損傷の防止).4 ▲【外観検査等(保安設備)、【保安記録確認検査(防護措置)】 ・航空機墜落に係る保安施設や保安措置を要さない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
9	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)は、再処理施設への 人の不法な侵入 、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある 物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十二條第二項第五号において同じ。)を 防止するため、適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：第9条(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施 使用安重：第10条(使用施設等への人の不法な侵入等の防止) ●【外観検査等(防護施設)、保安記録確認検査(防護措置)】 ・核物質防護規定において施設の防護措置を定め、年1回の核物質防護規定遵守状況検査とともに実施する。又は、保安規定・保安規則に基づく出入管理の記録確認等	●核物質防護規定において施設の防護措置を定め、必要な施設の維持を確認する。	—	—
10	閉じ込めの機能	第十条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を 限定された区域に閉じ込める機能を保持 するように設置されたものでなければならない。		●溶融ガラスの誤流下を防止するため、ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができないようにするインターロック機能が維持されていることを確認する。 ●各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけるなどインターロック機能や故障時の自動起動機能が維持されていることを確認する。 ●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。 ●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●酸回収蒸発缶における異常な圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●高放射性廃液貯槽の温度上昇及び圧力上昇を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。	台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号3】 建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】 警報装置の警報試験 【要領書番号19】 酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号30】 高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号33】	台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)のインターロック 送・排風機のインターロック機能 建家(浸水防止設備を含む)及び構築物 廃ガス貯槽槽内圧力上昇警報装置、高放射性廃液蒸発缶圧力上昇警報装置、γ線上限警報装置 酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置 高放射性廃液貯槽の警報装置 (槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				● 建家及びセル換気系の負圧異常を検知し警報する機能が維持されていることを確認する。 ● 廃ガス貯槽の気密及び安全弁の作動を確認する。	建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号35】 廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号47】	建家及びセル換気系の負圧警報装置 廃ガス貯槽(安全弁含む)
		一 流体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.一 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(該当設備なし)	－	－
		二 セルは、その 内部を常時負圧状態に維持し得るものであること 。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.七 ●【保安記録確認検査(負圧)】	●セルは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】	送・排風機のインターロック機能
		三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを 監視し得る構造 であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを 安全に処理し得る構造 であるとともに当該物質が セル外に漏えいするおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル内に設置されている機器等からの漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。	セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号37】	セル等漏洩検知装置
		四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、 漏えい監視設備 を備えるとともに、汚染した熱媒を 安全に処理し得るよう に設置すること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	● 蒸気凝縮水系への放射性物質の漏えいを検知する設備の機能が維持されていることを確認する。 ● 漏えい液の回収のためのスチームジェットに必要な蒸気設備の機能が維持されていることを確認する。	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号24-1, 2】 蒸気設備の作動検査 【要領書番号10】	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置、プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置) 蒸気設備(中央運転管理室)
		五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下この条において「 プルトニウム等 」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を 常時負圧状態に維持し得るもの であり、かつ、給気口及び排気口を除き、 密閉することができる構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.三 ▲【気密/水密検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・設備の使用(汚染状況)により気密/水密試験を行うことが不安な場合には、負圧検査等に代える。	●グローブボックスは、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。 密封できる構造等、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】	送・排風機のインターロック機能
		六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に 漏えいするおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		七 密封されていない 使用済燃料等 を取り扱うフードは、その 開口部の風速を適切に維持し得るものであること 。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第11条(閉じ込めの機能).1.五 ●【保安記録確認検査(風速)】 ・風速に関する点検及び巡視の記録確認等	－(漏えいするおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は使用前の点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		八 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第11条(閉じ込めの機能).1.六 ●【保安記録確認検査(負圧)】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 ・負圧に関する点検及び巡視の記録確認等	●使用済燃料等を取り扱う室と屋外等の3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずし、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする機能について検査する。 ●室内の負圧は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、負圧を維持する機能が維持されていることを確認する。	受入れ系扉群インターロックの作動試験【要領書番号1】	シャッター扉とトラップ扉のインターロック
		九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。 ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通ずる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰(せき)が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。 ハ 工場等の外に排水を排出する排水路(湧水に係るものであって使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。)の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第35条(廃棄物処理設備).2 ▲【保安記録確認検査(堰)】 ・漏えい拡大防止のための堰の状況については、点検又は巡視の記録確認等	－(漏えいが拡大するおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	送・排風機のインターロック機能
11	火災等による損傷の防止	第十一条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生ずるおそれがある場合において、消火設備(事業指定基準規則第五条第一項に規定する消火設備をいう。以下同じ。)及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発するものに限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.一 ●【保安記録確認検査(消火設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	●消火に必要な浄水を供給するための浄水設備用ポンプの機能が維持されていることを確認する。 ●セル内温度の温度上昇を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●廃溶媒処理工程の槽を設置しているセル等の温度上昇を検知し作動する緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●加熱蒸気供給系安全弁が所定の吹き出し圧力以下であることを確認する。	浄水設備用ポンプの性能試験【要領書番号8】 セル等温度警報装置の警報試験【要領書番号36】 廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験【要領書番号40】 加熱蒸気供給系安全弁の作動試験【要領書番号49】	浄水設備用ポンプ セル等温度警報装置 廃溶媒処理工程緊急操作系(槽温度記録上限緊急操作装置) 加熱蒸気供給系安全弁(266C3、271C10)
		2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止).1.二 ○知見考慮 ・使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないことは、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り 不燃性又は難燃性の材料を使用 するとともに、必要に応じて 防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: 第12条(火災等による損傷の防止)・1.三 ▲【保安記録確認検査(可燃物持ち込み制限等)】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに使用前事業者検査で確認。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 ・必要な防火壁については、使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	－(不燃性又は難燃性の材料、防火壁等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		4 有機溶媒その他の可燃性の液体(以下この条において「有機溶媒等」という。)を取り扱う設備は、 有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持 すること、不活性ガス雰囲気有機溶媒等を取り扱うこと その他の火災及び爆発の発生を防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。 ●所定の値で操作装置が作動することを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。 ●酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度(温度制限値以下)を検知し、警報を発する機能が維持されていることを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】 操作装置の作動試験 【要領書番号20】 プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号23】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号26】 酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号29】	第1ストリップ調整槽温度上限操作上限警報装置、プルトニウム溶液蒸発缶密度上限警報装置、ウラン溶液蒸発缶(第1段)圧力上限操作上限警報装置、高放射性廃液蒸発缶流量上昇警報装置、液位下限警報装置、温度上限操作上限警報装置、温水器(282H50)温度上限操作上限警報装置、圧縮空気設備圧力下限警報装置 低放射性廃液第1蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第2蒸発缶圧力上限緊急操作装置、低放射性廃液第3蒸発缶圧力上限緊急操作装置、窒素水素混合ガス供給系水素濃度上限警報上限操作装置、廃液蒸発缶温度上限緊急操作装置、圧力上限緊急操作装置、焼却灰受槽温度上限操作装置 プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 ウラン溶液蒸発缶(第1段)蒸発缶加熱蒸気温度警報装置 酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				●高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度上昇を検知し、警報を発する機能を確認する。	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号32】	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気温度警報装置
		5 有機溶媒等を取り扱う設備であって、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(接地状況は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいした場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●セル等の換気は、建家及びセル換気系の送・排風機の起動順序、故障時の自動起動等により、換気機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】	送・排風機のインターロック機能
		7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のうち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒(爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。)が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●本条第4項に同じ	本条第4項に同じ	本条第4項に同じ
		8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(除去し得る設備は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
		9 水素を取り扱う設備(爆発の危険性がないものを除く。)は、適切に接地されているものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.四 ▲【外観検査(接地)】	●本条第5項に同じ	－	－
		10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：第12条(火災等による損傷の防止)・1.五 ▲【外観検査(滞留防止構造)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	●第10条第1項第二号に同じ ●水素掃気用の空気圧縮機の機能が維持されていることを確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	建家及びセル換気系インターロックの作動試験【要領書番号4-1, 2, 3】 圧空設備圧縮機の性能検査【要領書番号5】 空気圧縮機予備機への自動切替確認【要領書番号50】	送・排風機のインターロック機能 空気圧縮機(計装用)(ユーティリティ施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設) ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能
		11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●前号に同じ	●前号に同じ	●前号に同じ
		12 ギルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすい固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及び爆発のおそれがない保管廃棄を失得る構造でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	－(火災及び爆発のおそれがない構造は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
12	再処理施設内における溢(いつ)水による損傷の防止	第十二条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢(いつ)水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第19条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第13条(溢水による損傷の防止) ▲【保安記録確認検査(堰・床)等】 ・溢水拡大防止のための堰・床の状況については、点検又は巡視の記録確認等 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(堰等の防護措置は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	－	－
13	再処理施設内における	第十三条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	－(化学薬品の漏えいなどの防護措置は、施設製作時に検査し、	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
	化学薬品の漏えいによる損傷の防止	護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	使用安重: 第14条(化学薬品の漏えいによる損傷の防止) ▲保安記録確認検査(構造) ・腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等 ・化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要	その後は巡視点検等において機能維持を確認する。		
14	安全避難通路等	第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる 安全避難通路	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 一 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	－(安全避難通路は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	－	－
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない 避難用の照明	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 二 ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(屋内避難設備)】 ・法定消防設備点検の記録確認等	－(法定消防避難用の照明は、法定消防設備点検において機能維持を確認する。)	－	－
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその 専用の電源	試験炉(Na): 第20条(安全避難通路等). 1. 三 ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等 使用安重: 第15条(安全避難通路等) ●【保安記録確認検査(可搬型照明、懐中電灯等)】 ・常備品に係る点検の記録確認等	－(設計基準事故が発生した場合に用いる照明は、事故対処用の懐中電灯等の点検により確認する。)	－	－
15	安全上重要な施設	第十五条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として 多重性を有するもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備). 1. 二、の条項に多重性の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	○安全上重要な施設の多重性は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第29条(保安電源設備)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	－	－
16	安全機能を有する施設	第十六条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての 環境条件 において、その 安全機能を発揮することができるように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備). 1. 三)の条項に全ての環境条件での機能発揮の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映 使用安重: 第16条(使用施設等の機能). 1 ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映	○環境条件等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査により確認する。	－	－
		2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に 検査又は試験 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第11条(機能の確認等)の条項に試験又は検査の記載がありその検査を例示する。) ○同時確認 ・関係条項の検査が行えることでもって代える。 使用安重: 第16条(使用施設等の機能). 2 ○同時確認 ・関係号の検査が行えることでもって代える。 ・機能維持に係る保守又は修理を保安規定に定めて実施	○検査又は試験ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	－	－
		3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な 保守及び修理 ができるように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na): 同上 使用安重: 同上	○保守及び修理ができるように設置することは、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第4条(核燃料物質の臨界防止)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		4 安全機能を有する施設に属する設備であって、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う 飛散物 により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、 防護措置その他の適切な措置が講じられたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備)．1．六、の条項に飛散物の記載がありその検査を例示する。) ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。 使用安重：第16条(使用施設等の機能)．3 ▲【外観検査(保安設備)等】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	－(現状、飛散物による防護措置として設置された設備はない。)	－	－
		5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と 共用 する場合には、再処理施設の 安全性が損なわれないように設置されたもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第21条(安全設備)．1．一、の条項に共用の記載がありその検査を例示する。) ○知見考慮 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。 使用安重：第16条(使用施設等の機能)．4 ○知見考慮 ・設備ごとに使用許可審査及び使用前事業者検査で確認 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	－(現状、二以上の原子力施設と共用する設備はない。)	－	－
17	材料及び構造	第十七条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号及び第三号の規定については、法第四十六条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等に使用する材料は、その使用される圧力、温度、荷重その他の使用条件に対して適切な 機械的強度及び化学成分を有すること 。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等)．1．一 ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時 ・静的機器について、構造強度が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第17条(材料及び構造) ●【外観検査(構造、据付)等、保安記録確認検査(構造強度)】 ・設備ごとに使用前事業者検査で確認 ・動的機器について、構造強度が確保されていることの確認は、設備ごとの作動検査と同時に行う。 ・静的機器について、構造強度及び耐食性が確保されていること(劣化状況)の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その点検頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等により行う。	○安全性を確保する上で重要な容器等は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	－	－
		二 容器等の 構造及び強度 は、次に掲げるところによるものであること。 イ 設計上定める条件において、全体的な変形を弾性域に抑えること。 ロ 容器等に属する伸縮継手にあつては、設計上定める条件で応力が繰り返し加わる場合において、疲労破壊が生じないこと。 ハ 設計上定める条件において、座屈が生じないこと。	試験炉(Na)：同上 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	－	－
		三 容器等の主要な溶接部(溶接金属部及び熱影響部をいう。以下同じ。)は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状 でないものであること。 ロ 溶接による割れが生ずるおそれなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを 非破壊試験により確認したもの であること。 ハ 適切な強度を有するもの であること。 ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることを あらかじめ確認したものにより溶接したもの であること。	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等)．1．二、一 ・使用前事業者検査(溶接検査)で確認 使用安重：(使用前事業者検査(溶接検査)で確認)	同上	－	－
		2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、 著しい漏えいがないように設	試験炉(Na)：第12条(材料及び構造等)．2 ●【耐圧漏えい検査】 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要	同上	－	－

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		置されたものでなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> 設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。 使用安重: 第17条(材料及び構造).2 ▲【耐圧漏えい検査】 <ul style="list-style-type: none"> 該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要 設備の使用(汚染状況)により耐圧試験又は漏えい試験を行うことが不安全な場合には、外観検査(漏えい痕跡)等に代える。 			
18	搬送設備	第十八条 使用済燃料等を搬送する設備(人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.一、の条項に核燃料物質取扱設備の能力等記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 <ul style="list-style-type: none"> 臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施する。 使用安重: (左記と同様の条項なし。) 	●燃料カスククレーン等の機能が維持されていることを確認する。 ●天井クレーンとトラップ扉のインターロック機能が維持されていることを確認する。	クレーンの作動確認 【要領書番号45】	燃料カスククレーン、燃料取出しプールクレーン、燃料貯蔵プールクレーン、燃料移動プールクレーン
		二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.四の条項に核燃料体の取り扱い中の破損の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】 <ul style="list-style-type: none"> 臨界実験装置の燃料取扱いは手作業の場合もあり、その手順を保安規定に定めて実施 使用安重: (左記と同様の条項なし。) 	同上	—	—
		三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】	同上	—	—
19	使用済燃料の貯蔵施設等	第十九条 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第25条(核燃料物質取扱設備).1.七、の条項に核燃料体の落下防止の記載がありその検査を例示する。) ●【核燃料取扱検査】	●使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の貯蔵プール熱交換器の冷却能力が維持されていることを確認する。	貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号2】	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器 予備貯蔵プールの熱交換器
		二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。 イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。 ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。 ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (左記と同様の条項なし。) 	— (使用済燃料の貯蔵プール等は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	—	—
		2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (一号と同じ)	— (プルトニウム製品貯槽は、施設製作時に検査し、その後は巡視点検等において機能維持を確認する。)	—	—

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
20	計測制御系 統施設	第二十条 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度 二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあっては、その濃度 三 使用済燃料溶解槽内の温度 四 蒸発缶内の温度及び圧力 五 廃液槽の冷却水の流量及び温度	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第30条(計測設備)の条項に計測する設備の記載があり計測対象が異なるが、参考までに例示する。) 【警報検査、スクラム検査等(計測・監視として確認)】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する圧縮空気設備の機機能が維持されていることを確認する。 ●計器の測定機能が維持されていることを校正により確認する。 ●空気圧縮機故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】 計器校正の確認 【要領書番号44】 空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号50】	空気圧縮機(計装用) (高放射性廃液貯蔵場、ユーティリティ施設、焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、プルトニウム転換技術開発施設、クリプトン回収技術開発施設) 廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器(温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、γ線計、ウラン濃縮度モニタ、水素濃度計)
		2 再処理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。	使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された警報装置(各条項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603) 圧力下限警報装置
21	放射線管理 施設	第二十一条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	●放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ)
		二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 一 ●【警報検査(排気筒モニタ)】	●排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (排気モニタ)
		三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 二 ●【保安記録確認検査(排水管理)】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施	●放出水中の放射性物質の測定機能が維持されていることを確認する。	排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号15】	排水モニタリング設備(アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)
		四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	試験炉(Na)：第31条(放射線管理施設) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)】 使用安重：第20条(放射線管理設備) .1. 三 ●【警報検査(エリア放管モニタ)、保安記録確認検査(表面密度管理)】 ・放射性物質によって汚染された物の表面密度については、サーベイメータの校正・点検の記録確認等	●管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能が維持されていることを確認する。 ●空気中の放射性物質濃度の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第16条(遮蔽等).1の条項に周辺の空間線量率の記載があり例示する。) ●【線量率検査】 使用安重: (左記と同様の条項ないが、「遮蔽」の条項に関連)	●周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能が維持されていることを確認する。	定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号14】	モニタリングステーション(ガンマ線線量率計)、モニタリングポスト(ガンマ線線量率計)
		第二十二条 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1、に安全保護回路を設けることを規定しており、以下の各号にその検査を以下に例示する。) 使用安重: 左記と同様の条項がないため、第21条(安全回路)の検査を例示する。 ●【作動検査(閉じ込め、臨界、火災爆発)】 ・当該設備が必要ない場合は、定期事業者検査は不要である。	●安全保護回路は、以下の2項のとおり設けており検査する。	—	—
		2 安全保護回路は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.一、に異常な過渡変化に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 使用安重: (左記と同様の条項なし。)			
22	安全保護回路	二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路).1.二、に設備の異常等に係る安全保護回路の記載があり例示する。) ●【スクラム検査】 ・安全上重要な施設に該当しない場合は、定期事業者検査は不要である。 ・設備ごとに設認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	●濃縮ウラン溶解槽の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の流量低下に係る緊急操作系の機能が維持されていることを確認する。 ●プルトニウム溶液蒸発缶における異常反応を検知し、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●ウラン溶液蒸発缶(第1段)の液面上昇による汚染を防止するため、給液及び加熱の停止する機能が維持されていることを確認する。 ●脱硝塔緊急操作系のウラン粉末の上昇防止の防止及び異常反応を検知する機能を確認する。 ●高放射性廃液蒸発缶の圧力上昇を検知し、加熱を停止する機能が維持されていることを確認する。 ●固化セルの圧力上昇を検知し、圧力放出系が作動し、固化セル内の圧力を低下させる機能が維持されていることを確認する。	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号17】 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号21】 プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号22】 ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系の作動試験 【要領書番号25-1,2】 脱硝塔緊急操作系の作動試験 【要領書番号28-1,2】 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号31】 固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号41】	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系(抽出器流量低下緊急操作装置) プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) ウラン溶液蒸発缶(第1段)緊急操作系(液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置) 脱硝塔緊急操作系(圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置) 高放射性廃液蒸発缶緊急操作系(圧力上限緊急操作装置) 固化セル換気系(圧力上限緊急操作装置)

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
				●焙焼還元炉の温度上昇等を検知し、加熱を停止させる機能が維持されていることを確認する。 ●窒素・水素混合ガス供給系の水素濃度の上昇を検知し、供給を停止させる機能が維持されていることを確認する。	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 【要領書番号42-1,2】 窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号43】	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置) 窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)
		三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障(事業指定基準規則第十五条第二項に規定する単一故障をいう。第二十九条第五項において同じ。)が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、 多重性を確保 すること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) .1. 三 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○三～六号は、施設製作時に検査し、その後は上記第2号に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合 においても、再処理施設をより安全な状態に移行し、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の 安全上支障がない状態を維持 できるものであること。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第32条(安全保護回路) .1. 五、に運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合の記載があり例示する。) ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		五 不正アクセス行為 その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために 必要な措置 を講ずること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) .1. 六 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		六 計測制御系統を 安全保護回路と共用する場合 には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統から 機能的に分離 されたものであること。	試験炉(Na)：第32条(安全保護回路) .1. 七 ○同時確認 ・設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・スクラム検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
23	制御室等	第二十三条 再処理施設には、 制御室が設けられていなければならない 。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) .1 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないため、定期事業者検査は不要である。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○制御室は、施設製作時に検査し、その後は検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく 適切に運転操作 することができるように 設置 されたものでなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) .2 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・警報検査、インターロック検査等と同時に確認する。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○制御室の機能は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		3 制御室には、再処理施設の 外部の状況を把握するための装置 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	— (3項～5項は、今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。 ただし、5項の換気設備については、廃止措置計画で明確にされるまでの間、緊急安全対策として配備した空気循環用機材の機能維持を確認する。)	—	—
		4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(第四十七条第一項において「パラメータ」という。)を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を 手動により行うことができる設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		5 設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める装置又は設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第34条(原子炉制御室等) . 4 ○同時確認 ・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・線量率検査と同時に確認 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		一 制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における 有毒ガスの発生を検出するための装置 及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に制御室において 自動的に警報 するための装置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		二 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対し 換気設備を隔離するための設備 その他の従事者を 適切に防護するための設備	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。上記に含まれる。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)			
		第二十四条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 周辺監視区域の外 の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量が、それぞれ原子力規制委員会の定める 濃度限度及び線量限度以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力 を有するものであること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 一 ●【放射性物質濃度検査又は風量検査及びDOP検査】	一(保安規定に基づく四半期及び年間の放出量、放出濃度等の監視により線量限度を超えないよう管理しており、改めて検査は行わない。)	—	—
		二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置 すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 二 ▲【外観検査(構造)、作動検査(逆止弁)等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要	一(該当設備なし)	—	—
24	廃棄施設	三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外の箇所 において気体状の放射性廃棄物を 排出することがないものであること 。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 四 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等により行う。 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 三 ●【保安記録確認検査(排気ダクト等)】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視によって行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等	●建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るもの であり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による 汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 五 ○同時確認 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時に 使用安重：第22条(廃棄施設) . 1. 四 ▲【DOP検査、保安記録確認検査(フィルタ差圧)】 ・ろ過装置の機能については、放射性物質放出量の低減を期待しない場合は、定期事業者検査は不要 ・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、使用前事業者検査で確認。	○取替えが容易な構造は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等(検査前条件確認(フィルタ交換))により機能維持を確認する。	—	—
		五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 海洋放出口以外の箇所 において液体状の放射性廃棄物を 排出することがないもの であること。	試験炉(Na)：第35条(廃棄物処理設備) . 1. 六 ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】	●海中放出設備の機能が維持されていることを確認する。	海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号48】	海中放出設備

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
			<ul style="list-style-type: none"> 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第22条(廃棄施設) .1.五 <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(放射性廃液移送配管)】 腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡視。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡視の記録確認等 			
25	保管廃棄施設	第二十五条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であって、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によって過熱するおそれがあるものは、 冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第36条(保管廃棄設備)には、冷却に係る記載はないが、検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(保管廃棄物管理)】 廃棄物の保管容量の管理については、保安規定に定めて実施 ●【保安記録確認検査(構造)】 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 漏えい防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 ▲【保安記録確認検査(構造)】 腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等。 崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要 ●【保安記録確認検査(区画状況)】 汚染拡大防止のための区画状況については、点検又は巡視の記録確認等 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	<ul style="list-style-type: none"> ●ガラス固化技術開発施設のガラス固化体の保管ビットの除熱能力が維持されていることを確認する。 	ガラス固化技術開発施設の保管ビットの風量確認検査 【要領書番号11】	保管ビット (ガラス固化技術開発施設)
26	使用済燃料等による汚染の防止	第二十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であって、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による 汚染を除去しやすいもの でなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。ただし、第35条(廃棄物処理設備) .1.五、に汚染除去に係る記載があり検査を例示する。) <ul style="list-style-type: none"> ○同時確認 ・過装置の汚染の除去及び過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 使用安重：第23条(核燃料物質等による汚染の防止) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(壁・床)】 ・建家内の日常的な点検又は巡視の記録確認等 	○汚染を除去しやすいものなどは、施設製作時に検査し、その後は第6条(地震による損傷の防止)や日常の点検等により機能維持を確認する。	—	—
		2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該 汚染を除去するための設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 ・汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 使用安重：第19条(汚染を検査するための設備) <ul style="list-style-type: none"> ●【保安記録確認検査(汚染検査設備)】 ・汚染検査設備に係る点検又は巡視の記録確認等 	○汚染検査設備は、施設製作時に検査し、その後は日常の点検等により機能維持を確認する。	—	—
27	遮蔽	第二十七条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める 線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .1 <ul style="list-style-type: none"> ●【線量率検査】 使用安重：第21条(遮蔽) .1.一 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 ・建家内の日常的な放射線サーベ이의記録確認等 	●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号13】	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物
		2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な 遮蔽能力を有する遮蔽設備 が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、 放射線の漏えいを防止するための措置 が講じられたものでなければならない。	試験炉(Na)：第16条(遮蔽等) .2 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 ・建家内の日常的な放射線サーベ이의記録確認等 使用安重：第21条(遮蔽) .1.二 <ul style="list-style-type: none"> ●【外観検査(遮蔽設備)、保安記録確認検査(線量率、遮蔽が必要な場所のみ)】 ・建家内の日常的な放射線サーベ이의記録確認等 	●遮蔽機能の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などがないことを確認する。	同上	同上

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
28	換気設備	第二十八条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な 換気能力 を有するものであること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.一 ●【 排気風量検査又は排気筒放射性物質濃度検査(排気風量測定) 】 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○換気能力は、施設製作時に検査し、その後は他の条項(第10条(閉じ込めの機能)等)に係る検査、点検等により機能維持を確認する。	—	—
		二 使用済燃料等により汚染された空気が 逆流するおそれがない構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.二 ○同時確認 ・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・ 第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		三 ろ過装置を設ける場合にあつては、 ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造 であること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.三、 ○同時確認 ・ ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認 ・ 第1号に係る検査前条件確認(フィルタ交換)と同時 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
		四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。	試験炉(Na)：第17条(換気設備) .1.四 ○同時確認 ・ 設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・ 第35条(廃棄物処理設備)に係る検査と同時に行う。 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	同上	—	—
29	保安電源設備	第二十九条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .1 ●【 非常用電源検査 】 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.一 ●【 非常用電源検査 】	●非常用発電機の機能が維持されていることを確認する。	非常用発電機の作動試験 【要領書番号38】	非常用発電機 (ユーティリティ施設、中間閉鎖所、第二中間閉鎖所、ガラス固化技術開発施設)
		2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、 無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備 が設けられていなければならない。	試験炉(Na)：第40条(保安電源設備) .2 ●【 非常用電源検査 】 ・ 当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 使用安重：第25条(非常用電源設備) .1.二 ●【 非常用電源検査 】 ・ 当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要 ・ 無停電電源装置を必要とする「特に必要な設備」とは、「放射線監視設備(モニタリングポスト)」と解される。(使用許可基準規則の解説より)	●無停電電源装置の機能が維持されていることを確認する。	無停電電源装置の作動試験 【要領書番号39】	無停電電源装置 (分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、廃溶媒処理技術開発施設、焼却施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、プルトニウム転換技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、クリプトン回収技術開発施設)
		3 保安電源設備(事業指定基準規則第二十五条第三項に規定する保安電源設備をいう。)は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の 安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう 、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。 一 高エネルギーのアーク放電による 電気盤の損壊の拡大を防止 するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項及び第2項の検査において確認する。	—	—
		二 前号に掲げるもののほか、 機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。) 使用安重：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—
	4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも 二回線は、当該再	試験炉(Na)：(左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認	—	—	

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、－該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
		処理施設において受電可能なものであり、かつ、これらにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。	使用安重: (左記と同様の条項なし。)	する。(研究所の特高変電所から2回線を受電)		
		5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	○本条第1項の検査において確認する。	—	—
30	緊急時対策所	第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	— (今後、廃止措置計画に明確にされた段階で必要な検査を検討する。)	—	—
		2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置、当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報するための装置その他適切に有毒ガスから防護するための設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na): (左記と同様の条項なし。) 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	— (同上)	—	—
31	通信連絡設備	第三十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。	試験炉(Na): 第42条(通信連絡設備等).1 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 使用安重: 左記と同様の条項なし。第26条(警報装置等)の条項に通信連絡設備の記載があり、それを例示する。 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等	— (同上)	—	—
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。	試験炉(Na): 第42条(通信連絡設備等).2 ●【保安記録確認検査(通信連絡設備)】 ・通信連絡設備に係る点検の記録確認等 ・「原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所」とは、「関係官庁等の異常時通報連絡先機関等」である。(試験炉許可基準規則の解説より) 使用安重: (左記と同様の条項なし。)	— (同上)	—	—
—	その他 (事故対応資機材以外)	上記の条項には該当しないが、廃止措置計画の性能維持施設であり、定期事業者検査により機能維持を確認しているもの。		●冷水ポンプの締切圧力がポンプの容量に対応した所定の締切圧力以上であることを確認する。	冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号7】	冷水設備用ポンプ
				●二次冷却水循環ポンプ及び冷却水供給ポンプの締切圧力がポンプの容量に対応した所定の締切圧力以上であることを確認する。	冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号9】	冷却水設備プロセス用ポンプ
				●冷却塔出口の冷却水流量が設定値以上であることを確認する。	ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号12】	ガラス固化技術開発施設の冷却塔
				●所定の値で警報装置が作動することを確認する。	警報装置の警報試験 【要領書番号19】	廃止措置計画の性能維持施設に記載された操作装置(各条項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65) 液位上限操作上限警報装置、冷却水設備圧力下限警報装置)
				●冷却水供給ポンプ及び冷却塔供給ポンプの故障時の予備機への自動切替機能が維持されていることを確認する。	供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号51】	冷却水供給ポンプ(583P141、P142、P143) 冷却塔供給ポンプ(583P181、P182、

技術基準		再処理施設の技術基準に関する規則 (令和2年4月1日施行)	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの)又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	定期事業者検査の 対象設備
条	項目		試験炉(Na)及び使用施設(安重)における ガイド(保全文書ガイド2020.4.1版)の要否判断例	再処理施設の評価		
						P183)
一	その他 (事故対応 資機材)			●事故対応に必要な設備の性能 を確認する。	緊急時対応設備の確認 【要領書番号16】	移動式発電機、接続端 子盤(電源ケーブル含 む)、緊急電源接続盤、 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む) ホイールローダ、油圧 シヨベル タンクローリー 水槽付き消防ポンプ 自動車、化学消防自動 車、消防ホース等の付 属品 通信機材 中央制御室の空気循 環用機材 TVF制御室の空気循 環用機材 予備循環ポンプ、 エンジン付ポンプ、 一次冷却水循環ポン プ、 二次冷却水循環ポン プ 排風機、ブロワ、可搬 型ブロワ、可搬式圧縮 機(圧縮空気用ホース 等含む) 可搬型発電機(電源ケ ーブル等含む)、可搬 式圧縮機(圧縮空気用 ホース等含む) 高線量防護服類 可搬型蒸気供給設備、 蒸気用ホース等の付 属品

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
受入れ系扉群インターロックの作動試験 【要領書番号1】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉 (シャッター扉と トランプ扉のインターロック)	令和3年11月上旬	
貯蔵プール熱交換器の流量の確認 【要領書番号2】	第19条 (使用済燃料の貯蔵施設等)	分離精製工場 (MP)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器、予備貯蔵プールの熱交換器	令和4年3月下旬	
台車と結合装置のインターロックの作動試験 【要領書番号3】	第10条 (閉じ込めの機能)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉 台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック	令和4年2月下旬	
建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その1)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その2)、 建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その3) 【要領書番号4-1, 2, 3】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (GB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和4年3月中旬～ 令和4年3月下旬	
	第11条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気設備送・排風機	令和4年3月中旬～ 令和4年3月下旬	
圧空設備圧縮機の性能検査 【要領書番号5】	第11条 (火災等による損傷の防止)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (水素掃気用)	令和4年3月下旬	
	第20条 (計測制御系統施設)	クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機 (計装用)	令和4年3月下旬	
プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験 【要領書番号6】	第4条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
冷水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号7】	その他 (事故対応資機材以外)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	令和3年12月下旬	
浄水設備用ポンプの性能試験 【要領書番号8】	第11条 (火災等による損傷の防止)	資材庫	浄水設備用ポンプ	令和3年12月下旬	
冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験 【要領書番号9】	その他 (事故対応資機材以外)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備プロセス用ポンプ 冷却水供給ポンプ	令和3年12月下旬	
蒸気設備の作動検査 【要領書番号10】	第10条 (閉じ込めの機能)	中央運転管理室	蒸気設備	令和4年1月中旬	
ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査 【要領書番号11】	第25条 (保管廃棄施設)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	令和4年2月下旬	
ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験 【要領書番号12】	その他 (事故対応資機材以外)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	ガラス固化技術開発施設の冷却塔	令和4年3月下旬	

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 6 条 （地震による損傷の防止）	分離精製工場（MP） 廃棄物処理場（AAF） 分析所（CB） 除染場（DS） 高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS） スラッジ貯蔵場（LW） 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設（E） ウラン貯蔵所（UO3） 排水モニタ室 第三低放射性廃液蒸発処理施設（Z） 中間閉閉所 放出廃液油分除去施設（C） 第二ウラン貯蔵所（2UO3） 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場（2LASWS） アスファルト固化処理施設（ASP） アスファルト固化体貯蔵施設（AS1） クリプトン回収技術開発施設（Kr） 廃溶媒貯蔵場（WS） 第二スラッジ貯蔵場（LW2） プルトニウム転換技術開発施設（PCDF） 廃溶媒処理技術開発施設（ST） 高放射性廃液貯蔵場（HAW） ウラン脱硝施設（DN） 第二中間閉閉所 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場（1LASWS） 資材庫 第二アスファルト固化体貯蔵施設（AS2） 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設（2HASWS） ガラス固化技術開発施設（TVF） 第二付属排気筒 焼却施設（IF） 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所（3UO3） ユーティリティ施設（UC） 低放射性濃縮廃液貯蔵施設（LWSF）	建家（浸水防止設備を含む）及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	以下の工事は、建家周辺で行うため、建家、構築物の検査において確認できない箇所など、影響する可能性がある。 ・ガラス固化技術開発施設（TVF）ガラス固化技術開発棟の耐津波補強工事（令和 3 年 9 月～令和 4 年 2 月） ・主排気筒の耐震補強工事（令和 3 年 7 月～令和 5 年 3 月） ・高放射性廃液貯蔵場（HAW）及び配管トレンチ（T21）周辺の地盤改良工事（令和 2 年 7 月～令和 4 年 3 月） ・津波漂流物防護柵の設置工事（令和 3 年 7 月～令和 5 年 2 月）
	第 7 条 （津波による損傷の防止）	分離精製工場（MP） 分析所（CB） 中間閉閉所 プルトニウム転換技術開発施設（PCDF） 高放射性廃液貯蔵場（HAW） 第二中間閉閉所 ガラス固化技術開発施設（TVF）	建家（浸水防止設備を含む）及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 10 条 （閉じ込めの機能）	分離精製工場（MP） 廃棄物処理場（AAF） 分析所（CB） 除染場（DS） 高放射性固体廃棄物貯蔵庫（HASWS） スラッジ貯蔵場（LW） 第二低放射性廃液蒸発処理施設（E） 第三低放射性廃液蒸発処理施設（Z） 放出廃液油分除去施設（C） アスファルト固化処理施設（ASP） アスファルト固化体貯蔵施設（AS1） クリプトン回収技術開発施設（Kr） 廃溶媒貯蔵場（WS） 第二スラッジ貯蔵場（LW2） プルトニウム転換技術開発施設（PCDF） 廃溶媒処理技術開発施設（ST） 高放射性廃液貯蔵場（HAW） ウラン脱硝施設（DN） 第二アスファルト固化体貯蔵施設（AS2） 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設（2HASWS） ガラス固化技術開発施設（TVF） 焼却施設（IF） 低放射性濃縮廃液貯蔵施設（LWSF）	建家（浸水防止設備を含む）及び構築物	令和 4 年 2 月～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
	第 24 条 （廃棄施設）	放射性廃棄物の廃棄施設	主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒	令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
建家、構築物の健全性確認検査 【要領書番号 13】	第 27 条 (遮蔽)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) 第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家 (浸水防止設備を含む) 及び構築物	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	第 6 条の備考に同じ
定置式モニタ類の性能検査 【要領書番号 14】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	臨界警報装置	令和 3 年 1 1 月上旬	
	第 21 条 (放射線管理施設)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 除染場 (DS) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) ウラン貯蔵所 (U03) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) 第二ウラン貯蔵所 (2U03) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプтон回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (IF) 第一付属排気筒 第三ウラン貯蔵所 (3U03) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	定置式モニタ類 (ガンマ線エリアモニタ、中性子線エリアモニタ、ベータ線ダストモニタ、プルトニウムダストモニタ、排気モニタ)	令和 3 年 1 1 月上旬	
		周辺監視区域	モニタリングステーション (ガンマ線線量率計)、 モニタリングポスト (ガンマ線線量率計)	令和 4 年 2 月中旬	
排水モニタリング設備の作動確認 【要領書番号 15】	第 21 条 (放射線管理施設)	安全管理棟	排水モニタリング設備 (アルファ放射線測定器、ベータ放射線測定器、ガンマ放射線測定器)	令和 4 年 2 月中旬	
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	第 23 条 (制御室等)	分離精製工場 (MP)	中央制御室の空気循環用機材	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	TVF 制御室の空気循環用機材		

定期事業者検査（第 2 回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
緊急時対応設備の確認 【要領書番号 16】	その他 (事故対応資機材)	核サ研南東地区 緊急時自動車車庫 正門警備所車庫 技術管理棟 再処理警備所 プルトニウム転換技術開発施設駐車場 (PCDF 駐車場) 分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ガラス固化技術開発施設 (TVF)	電源設備 移動式発電機、接続端子盤 (電源ケーブル含む)、緊急電源接続盤 (分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設)、可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)	令和 4 年 3 月上旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
			アクセスルートの確保 重機 (ホイールローダ、油圧ショベル)		
			燃料運搬 タンクローリー		
			崩壊熱除去機能及び放出抑制設備 水槽付き消防ポンプ自動車、化学消防自動車、消防ホース等の付属品 (水槽付き消防ポンプ自動車からの供給用)		
			通信連絡を行うために必要な設備 通信機材 (MCA 携帯型無線機、衛星電話、簡易無線機、トランシーバ)		
			中央制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、可搬型入気装置、エアロック用グリーンハウス)、 TVF 制御室の空気循環用機材 (空気循環装置、給気ユニット)		
			崩壊熱除去機能 予備循環ポンプ、エンジン付ポンプ、一次冷却水循環ポンプ、二次冷却水循環ポンプ		
			水素掃気機能 排風機、ブロウ、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)、可搬式ブロウ、		
			計装設備 可搬型発電機 (電源ケーブル等含む)、可搬式圧縮機 (圧縮空気用ホース等含む)		
			事故対応要員の放射線防護機能 高線量防護服類 (鉛エプロン、タングステン製防護服、タングステンエプロン)		
放射性物質の漏えい対処設備 可搬型蒸気供給設備 (ボイラ、燃料タンク等)、蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの供給用)					
濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験 【要領書番号 17】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP+12.2) 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP+12.3)	令和 3 年 1 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
			溶解槽の圧力上限緊急操作装置 圧力上限緊急操作装置 [I] (242PP*10.2、242PP*11.2)、 圧力上限緊急操作装置 [II] (242PP*10.3、242PP*11.3)	—	
溶解工程インターロックの作動試験 【要領書番号 18】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	溶解槽溶液受槽密度制御操作装置	令和 3 年 1 2 月	
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第 1 ストリップ調整槽電導度上限操作上限警報装置、抽出器溶媒流量上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
警報装置の警報試験 【要領書番号 19】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (高放射性廃液蒸発缶γ線 上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操作 等を行う前に定期事業者検査を 実施する。
			警報装置 (廃ガス貯槽槽内圧力上昇警 報装置)	令和3年12月	
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶圧力上 昇警報装置)	令和3年11月	
		高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	警報装置 (高放射性廃液貯槽温度上昇 警報装置)	令和4年2月	
	第11条 (火災等による損傷 の防止)	分離精製工場 (MP)	警報装置 (第1ストリップ調整槽温度 上限操作上限警報装置、ブル トニウム溶液蒸発缶密度上限 警報装置、ウラン溶液蒸発缶 (第1段) 圧力上限操作上限 警報装置、高放射性廃液蒸発 缶流量上昇警報装置、圧力上 限操作上限警報装置、温度上 限操作上限警報装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操作 等を行う前に定期事業者検査を 実施する。
			警報装置 (高放射性廃液蒸発缶液位下 限警報装置)	令和3年11月	
			警報装置 (温水器(282H50) 温度上限操 作上限警報装置)	令和3年12月下旬	
		ユーティリティ施設 (UC)	警報装置 (圧縮空気設備圧力下限警報 装置)	令和3年12月下旬	
	第20条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された警報装置(各条 項に係るものを除く) 圧空貯槽(272V603) 圧力下限 警報装置	令和3年12月下旬	
	その他 (事故対応資機材以 外)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置(各条 項に係るものを除く) (グローブボックス(267X65) 液位上限操作上限警報装置)	令和4年2月	
		ユーティリティ施設 (UC)	廃止措置計画の性能維持施設 に記載された操作装置(各条 項に係るものを除く) (冷却水設備圧力下限警報装 置)	令和3年12月下旬	
	操作装置の作動試験 【要領書番号 20】	第4条 (核燃料物質の臨界 防止)	分離精製工場 (MP)	操作装置 (第2ストリップ調整槽電導 度下限操作装置、第3ストリ ップ調整槽電導度下限操作装 置、第1スクラブ調整槽密度 下限操作装置、第3スクラブ 調整槽電導度下限操作装置)	—
第11条 (火災等による損傷 の防止)		廃棄物処理場 (AAF)	操作装置 (低放射性廃液第1蒸発缶圧 力上限緊急操作装置)	令和4年2月下旬	
		第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	操作装置 (低放射性廃液第2蒸発缶圧 力上限緊急操作装置)	令和4年2月下旬	
		第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	操作装置 (低放射性廃液第3蒸発缶圧 力上限緊急操作装置)	令和4年2月下旬	
		ブルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	操作装置 (窒素酸素混合ガス供給系水 素濃度上限警報上限操作装 置、廃液蒸発缶温度上限緊急 操作装置、圧力上限緊急操 作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能 を必要とする操作等を行う予 定がないことから、左記に記載 する装置の当該検査を除外す る。なお、機能を必要とする操作 等を行う前に定期事業者検査を 実施する。
		焼却施設 (IF)	操作装置 (焼却灰受槽温度上限操作装 置)	令和4年2月	

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 21】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系 (抽出器流量低下緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 22】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 23】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 1) 【要領書番号 24-1】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (蒸気凝縮水系放射性物質検知装置)	令和 4 年 3 月下旬	
蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 24-2】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	蒸気凝縮水系の緊急操作系 (プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 1)、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 25-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 緊急操作系 (液面上限緊急操作装置、温度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 26】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝工程インターロックの作動試験 (その 1)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 2)、 脱硝工程インターロックの作動試験 (その 3) 【要領書番号 27-1, 2, 3】	第 4 条 (核燃料物質の臨界防止)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝工程インターロック (UNH受槽密度指示上限操作装置、ウラン濃縮度記録上限操作装置、溶解液受槽密度指示上限操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 1)、 脱硝塔緊急操作系の作動試験 (その 2) 【要領書番号 28-1, 2】	第 22 条 (安全保護回路)	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置、温度下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 29】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 30】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶内圧力上限緊急操作装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験 【要領書番号 31】	第 22 条 (安全保護回路)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系 (圧力上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験 【要領書番号 32】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験 【要領書番号 33】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽槽内圧力上昇警報装置、温度上昇警報装置	令和4年1月	
プルトニウム製品貯槽の液面警報試験 【要領書番号 34】	第4条 (核燃料物質の臨界防止)	分離精製工場 (MP)	プルトニウム製品貯槽液位上昇警報装置	令和4年1月	
建家及びセル換気系の負圧警報試験 【要領書番号 35】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF)	建家及びセル換気系の負圧警報装置	令和4年2月下旬 (TVF 以外) 令和4年3月下旬 (TVF)	
セル等温度警報装置の警報試験 【要領書番号 36】	第11条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等温度警報装置	令和4年1月下旬	
セル等漏洩検知装置の警報試験 【要領書番号 37】	第10条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP) 廃棄物処理場 (AAF) 分析所 (CB) スラッジ貯蔵場 (LW) 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等漏洩検知装置	令和4年1月下旬	
非常用発電機の作動試験 【要領書番号 38】	第29条 (保安電源設備)	中間閉閉所 第二中間閉閉所 ガラス固化技術開発施設 (TVF) ユーティリティ施設 (UC)	非常用発電機	令和4年3月下旬	
無停電電源装置の作動試験 【要領書番号 39】	第29条 (保安電源設備)	分析所 (CB) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) ウラン脱硝施設 (DN) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 焼却施設 (IF) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	無停電電源装置	令和4年2月中旬～ 令和4年3月中旬	
廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 【要領書番号 40】	第11条 (火災等による損傷の防止)	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	廃溶媒処理工程緊急操作系 (槽温度記録上限緊急操作装置)	令和4年2月下旬	
固化セル換気系の緊急操作系の作動試験 【要領書番号 41】	第22条 (安全保護回路)	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル換気系 (圧力上限緊急操作装置)	令和4年3月下旬	
焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その1)、 焙焼還元炉緊急操作系の作動試験 (その2) 【要領書番号 42-1, 2】	第22条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉緊急操作系 (温度上限緊急操作装置、流量下限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験 【要領書番号 43】	第 22 条 (安全保護回路)	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系 (水素濃度上限緊急操作装置)	—	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分析所 (CB) 高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS) スラッジ貯蔵場 (LW) 主排気筒 第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E) 第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z) 放出廃液油分除去施設 (C) アスファルト固化処理施設 (ASP) アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1) クリプトン回収技術開発施設 (Kr) 廃溶媒貯蔵場 (WS) 第二スラッジ貯蔵場 (LW2) 廃溶媒処理技術開発施設 (ST) 高放射性廃液貯蔵場 (HAW) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS) ガラス固化技術開発施設 (TVF) 第二付属排気筒 焼却施設 (1F) 第一付属排気筒 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、液位計、液面計、密度計)	令和 4 年 2 月下旬～ 令和 4 年 3 月下旬	
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	分離精製工場 (MP)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、流量計、液位計、電導度計、 γ 線計)	令和 3 年 1 月～ 令和 4 年 2 月	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 溶解槽温度計 (242TR10.1、242TR10.2、242TR11.1、242TR11.2) 及び圧力計 (242PR10、242PR11、242dPR10.1、242dPR11.1)、溶解槽溶液受槽密度計、廃ガス貯槽圧力計、溶解施設給液槽流量計、液位計及び密度計、抽出器流量計 (252FIC11.3 を除く)、 第 1 スクラブ調整槽密度計、 第 3 スクラブ調整槽電導度計、 第 2 ストリップ調整槽電導度計、 第 3 ストリップ調整槽電導度計、 プルトニウム溶液蒸発缶温度計及び圧力計、 ウラン溶液蒸発缶 (第 1 段) 温度計、圧力計及び流量計、 酸回収蒸発缶温度計及び圧力計、 高放射性廃液蒸発缶圧力計 (271PIC10.5)、電導度計及び γ 線計
		プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、流量計、水素濃度計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 焙焼還元炉温度計及び流量計、 窒素水素混合ガス供給系水素濃度計
		ウラン脱硝施設 (DN)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (温度計、圧力計、密度計、ウラン濃縮度モニタ)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能が必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能が必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 脱硝塔温度計及び圧力計、 UNH 受槽密度計及びウラン濃縮度モニタ、 溶解槽温度計、圧力計及び密度計、 溶解液受槽密度計

定期事業者検査（第2回）検査予定一覧表

要領書名 【要領書番号】	技術基準/ 該当事項	施設等	設備、機器、装置等	予定時期	備考
計器校正の確認 【要領書番号 44】	第 20 条 (計測制御系統施設)	廃棄物処理場 (AAF)	廃止措置計画の性能維持施設に記載されている計器 (圧力計、流量計)	令和 4 年 2 月下旬	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、以下に記載する計器の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。 海中放出設備流量計 (317FS22)
クレーンの作動確認 【要領書番号 45】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	燃料カスクレーン、燃料取出しブルクレーン、燃料貯蔵ブルクレーン、燃料移動ブルクレーン	令和 4 年 3 月下旬	
セル内クレーンインターロックの作動試験 【要領書番号 46】	第 18 条 (搬送設備)	分離精製工場 (MP)	セル内クレーンインターロック	令和 4 年 3 月下旬	
廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験 【要領書番号 47】	第 10 条 (閉じ込めの機能)	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽 (安全弁含む)	令和 3 年 1 2 月	
海中放出設備の海中放出管漏洩試験 【要領書番号 48】	第 24 条 (廃棄施設)	廃棄物処理場 (AAF) 放出廃液油分除去施設 (C) (海中放出設備)	海中放出設備	令和 3 年 1 1 月下旬	
加熱蒸気供給系安全弁の作動試験 【要領書番号 49】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系安全弁 (266C3、271C10)	—	次回定期事業者検査まで、本機能を必要とする操作等を行う予定がないことから、左記に記載する装置の当該検査を除外する。なお、機能を必要とする操作等を行う前に定期事業者検査を実施する。
空気圧縮機予備機への自動切替確認 【要領書番号 50】	第 11 条 (火災等による損傷の防止)	ユーティリティ施設 (UC)	ユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
	第 20 条 (計測制御系統施設)	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)、ユーティリティ施設 (UC)	高放射性廃液貯蔵場及びユーティリティ施設の空気圧縮機予備機への自動切替機能	令和 4 年 3 月下旬	
供給ポンプ予備機への自動切替確認 【要領書番号 51】	その他 (事故対応資機材以外)	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ予備機への自動切替確認	令和 3 年 1 2 月下旬	

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
1	1	受入れ系扉群インターロックの作動試験	A	添付6 4.2.7施設内のインターロック (2)異なった換気区域間の扉類のインターロック	3つの異なった換気区域が一室ごとにつながっているような場合には、この間の扉が同時に開いて負圧バランスをくずしたり、異常な換気流を生じないように扉の開閉についてインターロックする。	10 閉じ込めの機能
2	2	貯蔵プール熱交換器の流量の確認	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の構造及び設備 (2) 主要な設備及び機器の種類 (iii) プール水処理設備	熱交換器 基数2基 (うち1基常用) 容量 約1,880,000kcal/h/基	19 使用済燃料の貯蔵施設等
3	3	台車と結合装置のインターロックの作動試験	A	添付8、9 8.1.3放射性溶液の漏洩 8.1.3.4ガラス固化技術開発施設における溶融ガラス誤流下(ii)	ガラス固化体容器を搭載した台車が溶融炉下の所定の位置にない場合には、流下ノズルの加熱ができなうようにインターロックを設ける。	10 閉じ込めの機能
4	4-1	建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その1)	A		(イ) 建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ) 換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。	10 閉じ込めの機能 11 火災等による損傷の防止 28 換気設備
5	4-2	建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その2)	A	本文、添付6 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ、再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (イ) 換気に関する構造 (a) 換気系に関する基本的な考え方	添付書類 (6.4.2.7施設内のインターロック(1)換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。	10 閉じ込めの機能 11 火災等による損傷の防止 28 換気設備
6	4-3	建家及びセル換気系インターロックの作動試験 (その3)	A		添付書類 (6.3.3.4換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 閉じ込めの機能 11 火災等による損傷の防止 28 換気設備
7	5	圧空設備圧縮機の性能検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 イ、動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (iii) 圧縮空気設備 (a) 構造	圧縮空気設備は、ユーティリティ施設に再処理施設専用の空気圧縮機を設け、各施設へ計装用及び工用の圧縮空気を供給する。また、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設及び第二アスファルト固化体貯蔵施設に空気圧縮機を設ける。 (Kr、TVFなどにも記載あり)	11 火災等による損傷の防止 20 計測制御系統施設
8	6	プルトニウム溶液蒸発缶液面制御装置の作動試験	A	添付6 6.4.2.6臨界 (6) 臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 4) 分離及び精製	(ix) プルトニウム溶液蒸発缶内の溶液の異常上昇を防止するため自動計装を設ける。	4 核燃料物質の境界防止
9	7	冷水設備用ポンプの性能試験	B		記載なし	- その他 (冷却機能)
10	8	浄水設備用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ) 給水施設 (b) 主要給水関係設備	ポンプ 基数 3基 (うち2基常用) 容量 170m ³ /時/基	11 火災等による損傷の防止
11	9	冷却水設備プロセス用ポンプの性能試験	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (イ) 給水施設 (b) 主要給水関係設備	冷却水供給ポンプ 基数 3基 (うち2基常用) 容量 約1,100m ³ /時	- その他 (冷却機能)
12	10	蒸気設備の作動検査	B	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 ニ、その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備 (ii) 蒸気供給施設 (a) 構造	蒸気供給施設は、核燃料サイクル工学研究所内に再処理施設専用のボイラを設け、各工程で使用する蒸気及び建家の暖房用熱源としての蒸気を供給する。本施設にはボイラのほか、油タンクなどの付属設備を設ける。	10 閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分		事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目	
			A: 全数立会又は 全数記録＋一部立会	B: 全数記録				
13	11	ガラス固化技術開発施設の保管ピットの風量確認検査	B		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ヌ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (b) 主要な設備及び機器の種類	保管ピット 1式 除熱能力 505,000kcal/時	25	保管廃棄施設
14	12	ガラス固化技術開発施設の冷却塔の作動試験	B		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ヌ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験施設の構造及び設備 (iv) ガラス固化技術開発施設 (e) 冷却塔設備	冷却塔 基数 2基 約 870,000kcal/時/基	-	その他 (冷却塔機能)
15	13	建家、構築物の健全性確認検査	B		記載なし	記載なし	6 7 10 24 27	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 閉じ込めの機能 廃棄施設 遮蔽
16	14	定置式モニタ類の性能検査	B		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (1) 屋内管理用の主要な設備の種類	(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 管理区域の線量当量率及び空気汚染を監視するために次の各種放射線モニタ類を設置する。 (i) 空気汚染モニタリング用機器 ベータ線ダストモニタ フルトニウムダストモニタ (ii) 放射線モニタリング用機器 ガンマ線エリアモニタ 中性子線エリアモニタ 臨界警報装置 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 排気モニタリング設備 クリプトンモニタ ヨウ素モニタ ダストモニタ (iii) 屋外放射線モニタリング設備	4 21	核燃料物質の臨界防止 放射線管理施設
17	15	排水モニタリング設備の作動確認	B		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 リ. 放射線管理施設の設備 (2) 屋外管理用の主要な設備の種類	(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (ii) 排水モニタリング設備 分析設備	21	放射線管理施設
18	16	緊急時対応設備の確認	A		記載なし	記載はないが、重要な設備であり検査区分Aとする。	-	その他 (事故対応資機材)
19	17	濃縮ウラン溶解槽緊急操作系の作動試験	A		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (d) その他	濃縮ウラン溶解槽の圧力制限 使用済燃料溶解中の溶解槽内の圧力 0.2kg/cm ² G以下	22	安全保護回路
20	18	溶解工程インターロックの作動試験	A		本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (2) 溶解施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値 (ホ) 調整槽	溶解槽溶液受槽からの給液の密度 1.4g/cm ³	4	核燃料物質の臨界防止
21	19	警報装置の警報試験	B		記載なし	記載なし	4 10 11 20 -	核燃料物質の臨界防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 計測制御系統施設 その他(漏えい検知機能) その他(冷却機能)
22	20	操作装置の作動試験	B		記載なし	記載なし	4 11	核燃料物質の臨界防止 火災等による損傷の防止

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
23	21	分離工程、精製工程、溶媒回収工程の給液系及び試薬供給系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (vi) 分離、精製及び溶媒回収	分離、精製及び溶媒回収関係の給液系及び試薬の供給系にはFP ⁺ （流量下限緊急操作）を設置する。 FP ⁺ は給液の低下を検知するもので、検知後、抽出器全体を停止する。	22 安全保護回路
24	22	プルトニウム溶液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iii) プルトニウム溶液蒸発缶	プルトニウム溶液蒸発缶にはPP ⁺ 、TP ⁺ を設置する。 PP ⁺ は異常反応を検知するためのものであり、TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのものであり、それぞれ給液及び加熱の停止を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は120℃とする。	22 安全保護回路
25	23	プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11 火災等による損傷の防止
26	24-1	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文	(1) 蒸気は、使用後、凝縮水とともに中間貯槽に送るが、この系の必要な箇所にモニタリング設備を設け、汚染を監視する。	10 閉じ込めの機能
27	24-2	蒸気凝縮水系の緊急操作系の作動試験（その2）	A	8.1.3放射線溶液の漏洩 8.1.3.3蒸気加熱系への汚染		10 閉じ込めの機能
28	25-1	ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (ii) ウラン溶液蒸発缶（第1段）	ウラン溶液蒸発缶(第1段)にはLP ⁺ (液面上限緊急操作)、TP ⁺ (温度上限緊急操作)を設置する。 LP ⁺ は検知器を2台設置するもので、液面上昇による汚染の2重防止機構として給液及び加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのもので、加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は115℃とする。	22 安全保護回路
29	25-2	ウラン溶液蒸発缶（第1段）緊急操作系の作動試験（その2）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	ウラン溶液蒸発缶(第1段)にはLP ⁺ (液面上限緊急操作)、TP ⁺ (温度上限緊急操作)を設置する。 LP ⁺ は検知器を2台設置するもので、液面上昇による汚染の2重防止機構として給液及び加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ はもしもTBPが混入した場合の有機物爆発を防止するためのもので、加熱の停止操作を自動的に行う。TP ⁺ の設定値は115℃とする。	22 安全保護回路
30	26	ウラン溶液蒸発缶（第1段）加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (4) 精製施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (b) 主要な熱的制限値	蒸発缶加熱蒸気の温度 135℃以下	11 火災等による損傷の防止
31	27-1	脱硝工程インターロックの作動試験（その1）	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備	濃度 450gU/l 添付書類 (6.4.2.6臨界、5)脱硝、<ウラン脱硝施設> (iii) 硝酸ウラン溶液をUNH貯槽からUNH貯槽へ送り込む配管の弁には安全錠を備え、又、UNH受槽には濃縮度モニタ及び密度計を備え、濃縮度及び濃度がそれぞれ1.6%、450gU/L以下でなければ送液できないようにする。	4 核燃料物質の臨界防止
32	27-2	脱硝工程インターロックの作動試験（その2）	A	(5) 脱硝施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な核的制限値		4 核燃料物質の臨界防止
33	27-3	脱硝工程インターロックの作動試験（その3）	A	<ウラン脱硝施設> (1.6%濃縮ウラン) (ロ) UNH貯槽		4 核燃料物質の臨界防止
34	28-1	脱硝塔緊急操作系の作動試験（その1）(Hその3)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (v) 脱硝塔	ウラン脱硝施設建家内の脱硝塔にはPP+（圧力上限緊急操作）、TP-を設置する。 PP+は異常反応を検知するもので、圧力が異常に上昇した場合に、脱硝塔の運転を自動的に停止する。TP-は脱硝塔の流動層の作動を良好に保つためのもので、温度が100℃以下になった場合に給液を停止する。	22 安全保護回路
35	28-2	脱硝塔緊急操作系の作動試験（その2）(Hその4)	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (6) 酸及び溶媒の回収施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な熱的制限値	ウラン脱硝施設建家内の脱硝塔にはPP+（圧力上限緊急操作）、TP-を設置する。 PP+は異常反応を検知するもので、圧力が異常に上昇した場合に、脱硝塔の運転を自動的に停止する。TP-は脱硝塔の流動層の作動を良好に保つためのもので、温度が100℃以下になった場合に給液を停止する。	22 安全保護回路
36	29	酸回収蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ホ. 再処理設備本体の構造及び設備 (6) 酸及び溶媒の回収施設 (iv) 主要な核的、熱的及び化学的制限値 (a) 主要な熱的制限値	酸回収蒸発缶の加熱蒸気温度 135℃以下	11 火災等による損傷の防止
37	30	酸回収蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 6.4.2安全設計及び安全対策 6.4.2.5火災・爆発	(4) 溶解槽での反応、蒸発缶内におけるホルムアルデヒドと硝酸の反応については十分な工程管理で制御する。(ホルムアルデヒドは使用していないが準用)	10 閉じ込めの機能

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A: 全数立会又は 全数記録+一部立会 B: 全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
38	31	高放射性廃液蒸発缶緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ト. 計測制御系統施設の設備 (2) 主要な安全保護回路の種類 (iv) 高放射性廃液蒸発缶	高放射性廃液蒸発缶には濃縮ウラン溶解槽と同様にPP ⁺ 、PP ⁺ を設置する。	22 安全保護回路
39	32	高放射性廃液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験	A	記載なし	事業指定申請書本文に「主要な熱的制限値」を明記していないが、No23プルトニウム溶液蒸発缶加熱蒸気の温度警報試験と同様の警報装置を設けているため、検査分類はAとする。	11 火災等による損傷の防止
40	33	高放射性廃液貯槽の警報装置の作動試験	A	記載なし	記載はないが安全上重要な施設の警報であり、検査分類はAとする。	10 閉じ込めの機能
41	34	プルトニウム製品貯槽の液面警報試験	A	添付 6 6.4.2.6 臨界 (6) 臨界安全設計及び安全対策の方針の概要 6) 製品貯蔵	(iii) プルトニウム製品貯槽には液面警報器を備える。	4 核燃料物質の臨界防止
42	35	建家及びセル換気系の負圧警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (i) 換気に関する構造 (a) 換気系に関する基本的な考え方	(イ) 建家内各区域の空気圧は高いほうからホワイト、グリーン、アンバー、レッドと低くし、かつ、換気の流れは汚染の低いほうから高いほうへ流れるようにし、グリーン、アンバー、レッド各区域を常時負圧に保つ。 (ロ) 換気系を建家換気系、セル換気系、槽類換気系に分け、かつ、空気圧は高いほうから建家換気系、セル換気系、槽類換気系と低くする。 添付書類 (6.4.2.7施設内のインターロック(1)換気系統のインターロック) 送風機及び排風機の起動時や運転中に機器が停止した場合、各室やセルの負圧バランスがくずれて放射性物質による汚染の高い側から低い側に空気が流れないように各区域の送風機及び排風機に起動順をつけインターロックする。 添付書類 (6.3.3.4換気設備(4)) 換気設備の排風機には予備機を設け、常用機が故障した場合には、自動的に予備機に切り替え、施設内の負圧を確保する。	10 閉じ込めの機能
43	36	セル等温度警報装置の警報試験	A	添付 8 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	万一の事故発生を想定して必要なセル類は、耐火・耐爆性とともに、換気系などの必要箇所も耐火・耐爆性とする。特にコンクリートセルの給気系の必要な箇所には、フィルタ、ダンパ、特殊逆弁弁を設け、事故時の汚染の逆流を防止する。 また、化学薬品などは専用倉庫に貯蔵するとともに、セルなどは電気機器の使用をなるべく避け、使用する場合は配線のステンレス管被覆や低電圧、防爆構造をとるほか、機器類はすべて接地する。なお、リサイクル機器試験施設のセルなどに設置する機器類は、接地するとともに、電気機器は、必要に応じて防爆構造とし、着火源を排除する設計とする。屋内外の必要な箇所には、火災・爆発検知機及び警報装置、消火設備、非常退避ルートなどを設ける。	11 火災等による損傷の防止
44	37	セル等漏洩検知装置の警報試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ロ. 再処理施設の一般構造 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造 (ii) 液体の閉じ込めに関する構造	放射性液体は、原則として容器、コンクリートセル及び建家により3重のコンテインメントをもつように設計する。セルの床及び壁の必要な部分にはステンレス鋼ライニングを設備するか、又はステンレス鋼製ドリフトレを設備し、水密性を確保する。さらに、漏出の有無等の監視設備、漏出液の処置など万全の対策を講じる。建家間の放射性廃液の配管についても同様の水密性確保の対策を講じる。	10 閉じ込めの機能
45	38	非常用発電機の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーティリティ施設に2基、中間閉所に2基、第二中間閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーティリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間閉所の非常用発電機は、万一2基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間閉所の2基のうち1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一いずれかの1基が起動しない場合には、第二中間閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
46	39	無停電電源装置の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備 (ii) 非常用電源設備 (a) 構造	非常用電源設備としては、無停電電源装置と非常用発電機を設ける。無停電電源装置は、給電の中断が許されないもの（臨界モニタなどの安全管理計器や非常灯など）への電源設備であり、分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、ウラン脱硝施設、高放射性廃液貯蔵場、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設及び低放射性濃縮廃液貯蔵施設に設置する。また、非常用発電機は、短時間の給電中断が許されるものへの電源設備であり、ユーティリティ施設に2基、中間閉所に2基、第二中間閉所に2基及びガラス固化技術管理棟に1基設置する。この非常用発電機は商用電源の停電確認後、瞬時に起動し、20秒以内に電圧・周波数を確立して給電可能状態になる。ユーティリティ施設の非常用発電機は、1基で冷却塔、空気圧縮機、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一1基が起動しない場合でも、他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。中間閉所の非常用発電機は、万一2基のうち1基しか起動しない場合でも照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電する。 また、第二中間閉所の2基のうち1基及びガラス固化技術管理棟の1基の非常用発電機は照明、排風機、一部の計装及び放射線計器などの最重要負荷に給電し、万一いずれかの1基が起動しない場合には、第二中間閉所の他の1基からこれらの最重要負荷に給電する。	29 保安電源設備
47	40	廃溶媒処理工程緊急操作系の作動試験 (Hその2)	A	本文 8.1.1 火災・爆発 8.1.1.8 廃溶媒処理技術開発	(vi) ドデカン及びTBPを取扱う槽を設置しているセル及び(v)に記述した固化設備を設置している室には温度検知器を備える。	11 火災等による損傷の防止
48	41	固化セル換気系の緊急操作系の作動試験	A	本文 4. 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1 再処理施設の位置、構造及び設備 ス. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3) 主要な試験設備の構造及び設備 (vi) ガラス固化技術開発施設 (f) 安全保護回路	固化セルにはPP ⁺ (圧力上限緊急操作) を設ける。PP ⁺ は固化セル内の圧力が異常に上昇した場合、圧力放出系を動作させ、固化セル内の圧力を低下させる。	22 安全保護回路

参考資料 過去の施設定期検査項目と事業指定申請書との関係

No.	要領書番号 (過去の施設 定期検査番 号と同様)	検査項目	検査区分 A：全数立会又は 全数記録＋一部立会 B：全数記録	事業指定申請書の記載項目	事業指定申請書の記載内容	技術基準項目
49	42-1	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験（その1）	A	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備	焙焼還元炉にはTP ⁺ 、FP ⁺ を設置する。TP ⁺ は炉の温度が異常に上昇した場合に、FP ⁺ は炉端部冷却水の流量が異常に低下した場合に、それぞれ炉の加熱の停止操作を自動的に行う。 TP ⁺ の設定値は850℃とする。	22 安全保護回路
50	42-2	焙焼還元炉緊急操作系の作動試験（その2）	A	5.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3)主要な試験施設の構造及び設備 (iii)プルトニウム転換技術開発施設 (e)主要な安全保護回路の種類		22 安全保護回路
51	43	窒素・水素混合ガス供給系緊急操作系の作動試験	A	本文 4.再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 4.1再処理施設の位置、構造及び設備 5.その他再処理設備の附属施設の構造及び設備 (3)主要な試験施設の構造及び設備 (iii)プルトニウム転換技術開発施設 (d)主要な核的及び化学的制限値 (e)主要な化学的制限値	窒素-水素混合ガス中の水素濃度 6%以下 (e)主要な安全保護回路 窒素-水素混合ガスの供給系にはH ₂ P ⁺ （水素濃度上限緊急操作）を設置する。H ₂ P ⁺ は、焙焼還元炉に供給する窒素-水素混合ガス中の水素濃度が異常に上昇した場合に、窒素-水素混合ガスの供給を自動的に停止する。	22 安全保護回路
52	44	計器校正の確認	B	記載なし	記載なし	20 計測制御系統施設
53	45	クレーンの作動確認	B	記載なし	記載なし	18 搬送設備
54	46	セル内クレーンインターロックの作動試験	B	記載なし	記載なし	18 搬送設備
55	47	廃ガス貯槽の気密試験及び安全弁作動試験	B	記載なし	記載なし	10 閉じ込めの機能
56	48	海中放出設備の海中放出管漏洩試験	B	記載なし	記載なし	24 廃棄施設
57	49	加熱蒸気供給系安全弁の作動試験	B	記載なし	記載なし	11 火災等による損傷の防止
58	50	空気圧縮機予備機への自動切替確認	B	記載なし	記載なし	11 火災等による損傷の防止 20 計測制御系統施設
59	51	供給ポンプ予備機への自動切替確認	B	記載なし	記載なし	- その他 (冷却機能)

再処理施設 保安活動指標(PI)の監視項目、評価基準等

再処理施設 保安活動指標(PI)の監視項目、評価基準等													
区分	監視項目		保安活動指標(PI)		必要データ	評価基準(目標値含む)				確認頻度			
			保安活動指標(PI)	定義・算定方法等		■ ・	緑 レベルⅢ	白 レベルⅡ	黄 レベルⅠ		赤		
規制要求PI	(1) 公衆に対する放射線安全	①放射性廃棄物(液体、気体)の管理状況	・気体廃棄物の過剰放出件数	過去4四半期の保安規定に定める管理目標値を超える放出件数	放射性気体廃棄物放出量	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと		
			・液体廃棄物の過剰放出件数	過去4四半期の保安規定に定める管理目標値を超える放出件数	放射性液体廃棄物放出量	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと		
	(2) 従業員に対する放射線安全	②被ばく管理の状況	・被ばく線量限度超過件数	過去4四半期の個人の最大被ばく線量が法令に定める線量限度 ^{※1} を超えた件数 ※1:同一人物が同一期間で複数の限度を超えた場合で原因が同じ場合は1カウントとし重複カウントしないこととする。また、緊急作業にかかる放射線業務従事者の線量限度を超えた件数は含めない。	個人被ばく線量	■	1未満	—	—	1以上	年度ごと		
			・事故故障等の報告が必要な実効線量を超えた計画外被ばく発生件数	過去4四半期の法令に定める事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv) ^{※2} を超えた件数 ※2:1回の被ばくにより事故報告基準となる実効線量(5mSv)を超えたものであって、計画的な被ばくによる超過を含めない。	個人被ばく線量	■	1未満	1	2以上	—	—		
横断領域PI	(1) 品質マネジメントシステムに関する事項	①品質目標、保全目標の達成状況	・品質目標、保全目標の評価(重点項目の達成率)	センター(又は支援部門)の目標から重点事項に対する年度目標の達成度	実績確認	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと (中間、最終)		
			②安全文化の育成及び維持等の年度計画に基づく達成状況	・安全文化の育成及び維持等の活動計画の評価(重点項目の達成率)	所又は部(又は支援部門)の計画から重点事項に対する年度目標の達成度	実績確認	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと (中間、最終)	
		③施設の運転上の制限逸脱回数 ^{※3}	・警報発報回数(保安規定に定める制限値に係る警報) (計器故障等の誤発報は除く。)	過去4四半期における保安規定に定める制限値に係る警報の発報回数	警報の発報回数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと		
	(2) 個別業務の各プロセス(原子力施設の保安活動)に関する事項	④施設の計画外停止回数 ^{※3}	・保安上必要な連続運転設備の計画外停止回数(外的要因を除く。)	過去4四半期における保安上必要な連続運転設備(建家換気設備、冷却水設備等)の計画外停止回数(外的要因及び自動起動や通常の保守の範囲で速やかに復旧できる場合を除く。)	計画外停止回数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと		
			⑤核燃料物質の管理状況 ^{※3}	・保安規定に基づき定める取扱数量(計画値)の超過回数	過去4四半期における保安規定に基づき定める核燃料物質の取扱数量(濃度制限、質量制限等)の超過回数	取扱数量の超過回数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	
			⑥放射線管理の状況 ^{※3}	・予期しない汚染・漏えい事象(閉じ込め、遮へい機能の維持を含む。)の件数	過去4四半期における保安規定に定める管理目標「第Ⅱ-1-1(3)表 区分と線量率等」を超える汚染・漏えい事象の件数	汚染・漏えい事象の件数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと	
		⑦設備機器の保守管理状況 ^{※3}	・検査不合格(保修、点検計画の未実施を含む。)の件数	過去4四半期における検査不合格(保修、点検計画の未実施を含む。)の件数	検査不合格件数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと		
			⑧放射性廃棄物(固体、液体)の管理状況 ^{※3}	・廃棄物の発生量(又は処理量、若しくは受入量)	計画した年間発生量(処理量、受入量)に対する達成度	廃棄物の年間発生量(処理量、受入量)	・	【発生量】 【受入量】 100%未満	【発生量】 【受入量】 100%以上 120%未満	【発生量】 【受入量】 120%以上	【発生量】 【受入量】 80%以上 100%未満	—	半期ごと
				⑨非常事態の準備状況	・保安訓練実施回数 ・抽出された課題への対応状況 ^{※2} (対応率)	過去4四半期における保安規定に基づく非常時対応訓練実施回数(総合防災訓練、要素訓練を含む。)の回数 前回訓練において抽出された課題に対する達成課題の割合	訓練実施回数 課題件数、達成課題件数	・	総合1以上 総合以外2以上 緊急作業1以上	—	総合1未満 総合以外2未満 緊急作業1未満	—	半期ごと
	(3) 評価・改善のプロセスに関する事項	⑩不適合管理、是正処置及び未然防止処置の対応状況 ^{※3}	・不適合処置率	過去4四半期における不適合の発行数に対する処置件数の割合	不適合発行数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと		
			⑪CAP会議体に報告のあった気付き事項の対応状況 ^{※3}	・処置率	過去4四半期におけるCAP報告のうち、不適合に発展するおそれがあり未然防止措置が必要なものに対する処置件数の割合(80%以上)	未然防止措置が必要なものに対する処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと	
			⑫内部監査からの指摘事項の対応状況 ^{※3}	・処置率(不適合等に係る重要案件)	過去4四半期の内部監査における指摘件数に対する処置件数の割合	指摘件数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと	
⑬外部からの指摘事項等の対応状況 ^{※3}			・処置率	過去4四半期の外部からの指摘件数に対する処置件数の割合	指摘件数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと		
(4) その他	⑭マネジメントレビューアウトプットの対応状況 ^{※3}	・処置率	過去4四半期のマネジメントレビューにおける指示件数に対する処置件数の割合 (ただし、発生から3か月未対応の場合、白色判定とする。)	指示件数、処置件数	・	80%以上	80%未満 50%以上	50%未満	—	半期ごと			
		⑮事故の発生状況 ^{※3}	・火災の件数 ^{※3}	過去4四半期における火災(公設消防により「火災」と判断されたもの。)の件数	同左	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと		
・法令報告事象の件数	過去4四半期における炉規法に基づく法令報告事象の件数		同左	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと				
・労働災害の発生件数 ^{※3}	過去4四半期における労働災害の件数(施設等で人の傷害が発生し、原因究明と対策が必要な場合及び休業4日以上を含む。ただし、施設の安全性に影響のないものを除く。)		同左	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと				
定量PI目標	【保全重要度:高】重要度が高い系統の定量的な目標	性能維持施設に記載する事故対処置機材及び高放射性廃液を取り扱う以下の施設に係る設備の不適合発生状況	・不適合の発生件数	過去4四半期における性能維持施設に記載する事故対処置機材及び高放射性廃液を取り扱う以下の施設に係る設備について、必要な機能が維持していることを確認し、機能維持が認められなかった場合は、不適合として必要な措置を実施していることを確認する。	不適合発生件数	■	1未満	1	2以上	—	四半期ごと		
		【性能維持施設に記載する事故対処置機材】 【高放射性廃液を取り扱う以下の施設に係る設備】 ○分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場の以下の設備 ・冷却水設備プロセス用ポンプ、建家及びセル換気設備の送・排風機、セル等漏洩検知装置、非常用発電機、無停電電源装置 ○ガラス固化技術開発施設の以下の設備 ・冷却塔、建家及びセル換気設備の送・排風機、セル等漏洩検知装置、非常用発電機、無停電電源装置									上記の評価基準 緑:安全確保に影響なし又は影響小(自主改善レベル) 白:安全確保に影響あり、安全裕度の低下(改善が必要なレベル) 黄:安全確保に影響あり、安全裕度の低下が著しい(是正レベル) 赤:安全確保に影響大、許容できない状態(直ちに使用停止等を行う必要があるレベル)		